

「個人情報保護法のいわゆる 3年ごと見直しの検討の充実に 向けた視点」へのコメント

弁護士・ひかり総合法律事務所

理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員

国立情報学研究所客員教授

大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授

国立がん研究センター研究所医療AI研究開発分野客員研究員

板倉陽一郎

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点（本体）

- 「国際的動向」（令和2年法律第44号附則10条）
 - いわゆる「各国物」については、単に条文を比較するのではなく、制度趣旨（憲法や関連法令の状況を含む）、運用状況を踏まえて、定期的に調査（現地調査を含む）頂くことをお願いしたい。シンクタンクや法律事務所に委託するだけではなく（協力してもらってもよいが）、職員が主体的に関与し、知見を貯めて頂きたい。我が国におけるより積極的な会議開催もお願いしたい。その際、データ保護機関、政府機関以外も参加できるセッションが有効と思われる。
 - 「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」（法28条1項）、「当該外国における個人情報の保護に関する制度」（法28条2項）の基礎ともなる。
- 「情報通信技術の進展」（同）
 - プライバシー保護技術の専門家等と、積極的な意見交換をして頂くのが有効ではないか。平成27年改正時の「技術検討ワーキンググループ」が常置されるようなイメージ。
- 「国・地方の行政機関に関する制度を含めた一体的な見直し」（「視点」2）
 - **是非とも必要**。影響する条文が基本的に異なるので（条文番号のズレはともかく）必ずしも常に「一体的」に見直さなくてもよいのではないか。
 - 行政機関等の規律について、**行政機関等における個人情報の取扱いの観点で正面から議論されなくなっている**（平成27年個人情報法改正⇒平成28年行個法等改正も、令和2年3年ごと見直し⇒令和3年一元化も、基本的には**ハネ改正**）（3年ごと見直しヒアリング再掲）

(参考1)

個人情報保護政策の基本理念、法の目的

- ①②条文どおりであり，特にコメントなし。
- ③「基本的な法律の目的及び理念」が，「OECD加盟国をはじめ広く国際的な共通認識」であるかどうかは，不断の調査，交流をもって確認されたい。
- ④「公益のたすけに活用」するところが可能である点に異論はなく，「データの適切な取扱いを促進すること」が，「個人情報保護法で実現すべきこと」なのか，「他法令で実現すべきこと」なのか，という点を意識的に議論する（その場合も意識的に設ける）ことが必要ではないか。
- なお，他法令で実現する場合には，「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」（令和4年5月25日個人情報保護委員会）が当然参照されるべきであるが，あまり意識されていないように思われる。政府に遵守義務が生じる「個人情報の保護に関する基本方針」（閣議決定）の一部とすることも考えられるのではないか。

(参考3)

適正な個人データの取扱い確保のための規律

- 「(1)個人データに着目した規律」はそのとおり。であるとする、
- 個人情報取扱事業者における個人情報・個人データに係る義務の対象を「個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）」（規則7条3号）に統一すべき（3年ごと見直しヒアリング再掲）
 - 現状、「個人情報」が義務の対象である規定（17条～21条）が、対象を「個人情報」としている趣旨は「いずれ個人情報データベースに記録され「個人データ」となるものであっても、取得段階では「個人情報」の状態であることによる」（園部・藤原第三次改訂版149頁）のであるから、個人データ（個人データ予定個人情報を含む）という概念が許されるのであるなら、「個人情報」すべてに義務を掛けるのは過剰である。（同）
- 「(2)個人情報取扱事業者による適正な取扱い」について、
 - 「①本人の関与による適正な取扱いの確保」のうち、「当事者間の自主的な規律を重視する」はその通りであるが、前提として、個人情報・個人データの本人への適切な透明性確保（通知・公表・同意取得の前提の情報提供・「容易に知り得る」事項）が行われていることが必要であり、これらの透明性確保がなされていない、又は不適切である点は個人情報保護委員会（又は、差止訴訟等を考慮するのであれば適格消費者団体）によってしか是正できない。
 - そと離れて行った本人は当該個人情報取扱事業者のためにリソースを割くことはないため
 - 消費者基本法が前提とするような、「自立した権利主体としての消費者」を前提としていないか？
 - 消費者委員会「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」の議論も参考になる。限定合理性による脆弱性及びこれを利用しようされることによる状況的脆弱性は個人情報・個人データの取扱いの場面でも同様

(参考4)

現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

- ~~①前提として、個人情報・個人データの本人への適切な透明性確保（通知・公表・同意取得の前提の情報提供・「容易に知り得る」事項）が行われていることが必要であり、これらの透明性確保がなされていない、又は不適切である点は個人情報保護委員会（又は、差止訴訟等を考慮するのであれば適格消費者団体）によってしか是正できない。~~
(再掲)
- ②「**自立した権利主体としての本人**」が揺らいでいることを前提とした議論が必要。
「代替困難な個人情報取扱事業者による個人情報の取扱いに係る規律」（第275回個人情報保護委員会）の議論はこの一例。
- ③中間整理の提案は基本的には賛成できるが、**本人及び親権者等の本人確認及びその程度の議論が追加的に必要。**
 - 中間整理が提案する個人関連情報、「視点」が提案する端末識別番号やCookie情報等の規律については、こどもデータの規制と組み合わせると困難が生じる可能性があることに注意
- ④技術の発展それ自体が、「**関連性を有する合理的に認められた範囲**」の拡大を正当化するものではないが、**本人の認識の変化により範囲が変更されることがあり得ると考えられる。**ただし、**当該技術の定着が求められるものであって、新技術を検討するような場合にはそぐわない。**

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性（続）

- ⑤学術研究例外等で既に採用されているアプローチであり，類似の問題状況への対応は当然に考えられるのでは。
- ⑥利用目的の特定の精緻化は明らかに示されている例が乏しいため（2例），これを拡充することは是非とも必要である。本人の関与は，既に，令和2年改正による拡大（19条違反（35条1項）及び「当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ」（35条5項））がなされており，さらに「強化」するよりは，個人情報保護委員会の積極的な監督や，差止訴訟制度の導入によってなされるべきではないか（なお，利用停止等請求の実態についてはより実質的な調査が必要であると思われる）。
- ⑦「十分な配慮のない」の内容にもよるが，課徴金の導入が有効な場面はあろう（「安全管理措置を全く行わないことによって価格優位を実現して利益を得ていたというような極限的な場合」（3年ごと見直しヒアリング再掲）等）。
 - 極悪層に対しては，国際的な捜査協力も含めた刑事罰の積極的な利用が必要である。
- ⑧利用停止請求は前掲⑥のとおり拡大されているが，あまり使われているように思われぬ。データポータビリティについては，開示請求の電磁的記録での応答で一部加味されているが，互換サービスへの提供を課すのであれば競争政策の観点からの検討が（再び）必要となる（なお，デジタル行財政改革会議（第8回）（令和6年11月12日）【資料3】「デジタル行財政改革の今後の取組方針について」17頁ではEUのPSD3について触れられており，個別分野の施策が適切な場合も考えられる）。
 - なお，契約の附随義務に基づく取引履歴の開示請求，人格権に基づく差止請求は既に判例法理により認められているものであり，これらに該当しない何らかの権利を「プライバシー権等の見地から」として「個人情報保護法で」立法する必要性については疑問がある（なお，総務省プラットフォームサービスに関する研究会「プラットフォームサービスに関する研究会第三次とりまとめ」（令和6年1月）19頁では，「権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化」は見送られている）。

2 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方

- 個人情報保護法QA2-5は、「…統計データへの加工を行うこと自体を利用目的とする必要はありません。」とする。
 - ①「統計データへの加工」は個人情報の取扱いではないので、利用目的とする必要はない
 - ②「統計データへの加工」は個人情報の取扱いではあるが、利用目的とする必要はない
 - のいずれなのかは、はっきりさせる必要がある（ただし、「統計データへの加工」に関して個人データの取扱いの委託を行う場合に委託先の監督が働かなくなることの不当性からは、②が妥当であると思われる）
 - その理由としては、「個人データを個人データとして取り扱わない」場合であるからと整理できるか
- ②を是認するのであれば、統計的利用において、保有個人データに関する本人関与規定の対象外とすることも整合的である。
- 統計的利用と、（典型的な）AIのモデルへの学習それ自体は、同様に「個人データを個人データとして取り扱わない」場合に該当すると思われる、利用目的規制の範囲外であるとするのが論理的であろう（ただし、AI規制法の関係での透明性確保の必要性については否定しない）。

3 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性

- [1]提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど
 - 「2」に加えて、「個人データを個人データとして取り扱わない」場合であるから許される（名寄せをしたうえでの統計的利用に本人同意も利用目的規制も不要）とまでしてよいか。
 - **名寄せをしたうえでの統計的利用が担保される状況が特定できるのであれば可能性はあるのではないか**（例えば、次世代医療基盤法24条の認定医療情報等取扱受託事業者のように、受託事業者（又はサービス）を限定して（関与を必須として）、適切な統計的利用を担保することも考えられる）。
- [2]提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合
 - 同意が取れているか、契約に基づく提供として許される場面ではないか。
 - 契約に基づく提供は、**契約の本来の趣旨（役務の提供等）に必須の範囲**については認められるべき（3年ごと見直しヒアリング再掲）
 - 複雑な決済スキームについて同意があると考えるのは欺瞞（であるが、必要性は高く、行政規制による許容性も認められる）
 - 契約や約款に書き込めば本来の趣旨となるわけではないことは注意。
- [3]利用目的の継承
 - 行政機関等型の第三者提供（法69条1項の目的内外提供＋法70条の「必要な措置」）を許すかという問題である。
 - 個人情報取扱事業者においては、**契約に基づく提供に解消できる**のではないかと考えられるが、それ以外の場面があるか。

4 個人データの取扱い態様の多様化の下における、データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方

- ① いわゆるクラウド例外（個人情報保護法O&Aの7-53、「当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。」）については、事業者（ないしこれに助言する者）の裁田引水的な解釈が目立つ。
 - GDPRに対応したプライバシーポリシーではProcessorであることを自認しているのに、個人情報保護法との関係では「取り扱っていない」と強弁するなどの場面にも遭遇する（特に、海外のクラウドベンダーの代理店）。
 - 欧州との相互認証にも鑑み、対日本と対欧州での二枚舌は許されるべきではない。
 - 「個人データを個人データとして取り扱わない」場合にのみ適用されるとの趣旨を明確にし、類似の場面（記憶媒体の修理、倉庫、宅配等）と合わせて整理すべき。
- ② 委託先であるビッグテックを「監督」しているというのはフィクションに近いが、クラウドサービスを利用した方が安全管理措置としてレベルが高いという現実がある。「委託先の監督」そのものであるかほとんどもかく、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和6年10月版)」で示されているような要素（内部規定の整備、約款等からのリスク判断）を参考に、適切な対応を示すことは重要ではないか。
- なお、Controller/Processor概念の導入は別途検討されるべきである（ただし、日本は個人情報取扱事業者の義務と行政機関等の義務が相当程度異なり、完全に集約することは困難であろう）
- これらとは別に、日本からのクラウドサービスの提供を後押しするのであれば、APEC PRPについて、個人情報保護法上Processor概念が存在しないので加入できないという見解に固執するべきではない。

5 守られるべき個人の権利利益の外延

- ①義務の対象を個人データ（個人データ予定個人情報を含む）とする前提で、**端末識別番号やCookie情報も「個人情報」に含まれるとした方が簡便**ではないか。概念が多すぎるという経済界の要望にも沿う。（3年ごと見直しヒアリング参照）
 - その際、**電気通信事業法における外部送信規律は、個人情報保護法に取り込み、統一的に把握できるようにすべき**（細かい概念が異なる等は事業者における対応が困難）。
- ②制度体系の見直し（その中心として、「**個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）への保護対象の集約**」）は外縁及び優先順位についてのメッセージとして最も直截であり、有益である。
- 例示のうち、
 - (A)は個人情報保護法が対応すべき事例である。
 - (B)は勧誘が問題なのであれば、消費者法で対応すべき事例である（少なくとも「個人データ（個人データ予定個人情報を含む）の取扱い」の問題ではない）
 - (C)は個人データ（個人データ予定個人情報を含む）の漏えい等であれば、個人情報保護法が対応すべき事例であるが、個人データ予定ではない個人情報については、他法令で対応すべき事例である。
 - (D)は個人情報保護法が対応すべき事例であるが、現時点で個人情報保護法が想定している本人像には当てはまっていない。

6 個人データそのものの特徴に起因する 考慮要因

- ①要配慮個人情報についての上乗せ規定自体は必要性を認めるが、現在、ほぼ取得規制のみで規律していることが効果的であるかは疑問がある。
 - 法28条や、GDPR9条2項各号のような、取扱いに関する上乗せ規定が適切ではないか。
- ②中間整理でいう生体データの規律を指すか。
 - 法2条2項1号の個人識別符号だとすると、本人関与規制に期待するのは無理がある。例えば、顔識別情報の作成のために、顔画像を複数送ってもらう等のフラクティスを採用されている場合があるが、マーケティング目的であるから成り立つものである。
 - 立法事実があるとしても、中間整理4頁で提案されている、透明性強化の方が現実的。
 - ゲノムについては別途、適切な立法がなされるべき（3年ごと見直しヒアリング参照）



個人情報保護制度の現状と課題 — 令和6年3年ごとに見直しに向けて

鈴木 正朝 (すずき まさと)

新潟大学 法学部/大学院現代社会文化研究科 教授
一般財団法人情報法制研究所 (JILIS) 理事長



1

課題

デジタル社会の個人情報保護法の問題を認識し、 どう課題設定し、どう解決するか？

【問題1】①自動走行車のセンサー歩行者（病人等）映り込み問題、②生成AIのスクレイピングの病歴取得など**要配慮個人情報**の同意取得問題



【課題1】処理対象としないのに本人拒否の機会が必要か？

【解決策1】**個人データ**処理中心の規律（→処理情報中心の義務規定に改正）

【問題2】医療健康データの分析（医療AI・創薬）のための二次利用における**同意不要**の理論的基礎の明確化



【課題2】統計量に集計して分析したりモデリングに用いるだけなのに本人同意が必要か？

【解決策2】**統制された非選別**利用（→個人情報法の適用なし Cf.統計法、EHDS）

【問題3】①こども見守りデータの要保護世帯選別アルゴリズム、②教育データの個別最適化アルゴリズム（プロファイリング）の**適切性確保**問題



【課題3】現行の個人情報保護法を遵守すれば足りるか？子どもの権利利益を保護できるか？

【解決策3】**評価・決定の適切性確保**（→基本原則・規定の新設）

GLOCOM提言2頁一部修正 <https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540>

2

2

現状の実務対応

- (1) 同意重要と主張しながらの（院内掲示のような）「同意の形骸化」
- (2) （自己情報コントロール権説を支持ながら医療データの二次利用の議論では）要配慮個人情報や固有情報に該当しても「オプトアウト」容認というご都合主義
- (3) 調整法理不在の「保護と利用のバランス」論
 - ・表現規制におけるプライバシー権との比較衡量と同じと考える
 - ・内心の推知の問題と捉えても利益衡量論容認の危うさ
- (4) 「公益」だから適法の撫で斬り理論
- (5) 何をもって正当と考えるかの原則・判断基準（実体的規律）が不明なまま語る「legitimate interest」（正当事由）
- (6) 吟味もなく重み付けもなく思いつく考慮事項を並べての「総合的評価」

3

3

3年後見直して議論すべき事項

1. 公民一元化1.0（2021年改正）
 - ・法典の一元化と権限の一元化（個人情報保護委員会） cf. 定義、義務規定
 2. 公民一元化2.0（今後の見直し課題）
 - ・定義規定（2条、16条・60条）と義務規定（第4章・第5章）の一元化の議論へ
- (0) 目的・制度趣旨
- ・公的部門：文書に記録された個人情報の保護
 - ・民間部門：データベースから離れた裸の個人情報の保護
 - 対象情報の保護から自然人の保護へ
 - 個人データ処理によるデータ対象（自然人）に対する評価・決定の適切性が確保されること
- (1) 主体
- ・民：「個人情報取扱事業者等」、公：「行政機関等」、規律移行法人
 - Controller・Processorモデルの採用へ * 共同利用の整理
- (2) 客体
- ・「個人情報」（散在情報+処理情報）
 - 処理情報（個人データ）へ
 - ・民：「個人情報データベース等」、公：「個人情報ファイル」
 - 「個人データファイル」（脱公文書）へ
- (3) 行為
- ・「取扱い」→ 処理（processing）へ

4

4

1. 個人情報保護法の 目的(1条)の明確化

5

個人情報保護法 2021(令和3)年法

第一条 (目的)

この法律は、**デジタル社会**の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

6

6

個人情報保護法の法目的（直接的な目的）

Q1. 「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」（1条）とあるが、両者の関係をどう理解すべきか？

A1. 対等説：「個人の権利利益」の保護と「個人情報の有用性」の配慮と両者の価値を対等に捉えて、その調和を図る立場（岡村説）

→両者の調整の理論、比較衡量の考え方が問われる。

A2. 主従説：「個人の権利利益」の保護を主とし、配慮事項である「個人情報の有用性」を従として、両者の調整を図るが、あくまでも法目的は「個人の権利利益」の保護であるとする立場（宇賀説←森亮二弁護士支持）

→「個人の権利利益」の内容が問われる。

- 「個人の権利利益」の保護を前提に「個人情報の有用性」を図る（鈴木説）
（両者の調整・バランス論を否定する。）

→「個人の権利利益」の内容が問われる。

Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

7

7

「個人の権利利益」の保護と「個人情報の有用性」の配慮との調和（バランス）が重要といわれるが、どう調整するのか？

— シーソーや天秤の絵を示してバランス重要で誤魔化しては問題解決はできない。

- ① 「個人の権利利益」とは何か、わからない。
（プライバシーの権利の保護では漠然としている）

個人の権利利益の保護

個人情報の有用性の配慮

② 両者の価値をどう調整（比較衡量）すべきか、
が提示されないので機能しない。

調整

③ 比較衡量といっても、保護重視型と有用性（利用）重視型、双方の裸の価値判断が衝突し、ポジショントークの応酬に終始する膠着状態にある。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

8

8

法目的の明確化：「個人の権利利益」の保護とは何か？

難題X（抽象的な概念である「個人の権利利益」の保護）を、条文の文言から離れ、
難題Y（多義的な概念である「プライバシーの権利」の保護）に置き換えているだけ。
→ 従って、次に「プライバシーの権利」とは何か？の問題となり解明できず混迷する。

(1) 憲法及び民法（不法行為法）の通説的理解から説明する立場（下記①+②）

- ① ひとりで放っておいてもらう権利（消極的権利）
- ②-a 自己情報コントロール権説（積極的権利）（佐藤幸治説）
- ②-b 情報自己決定権説（積極的権利）（山本龍彦説）

(2) 「個人データ」保護法の法目的から説明する立場（下記②を中心に①と③）

（参考）1988（昭和63年）法：「行政機関における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」

- ① 「個人の秘密が公開されないこと」
- ② 「**誤った又は不完全な情報によって自己に関し誤った判断がなされないこと**」
→1988（昭63）年法では、データによる決定利用の問題に着目していた。
- ③ 「自己の情報を知ること」

総務庁行政管理局「逐条解説個人情報保護法」（第一法規、1991）41頁

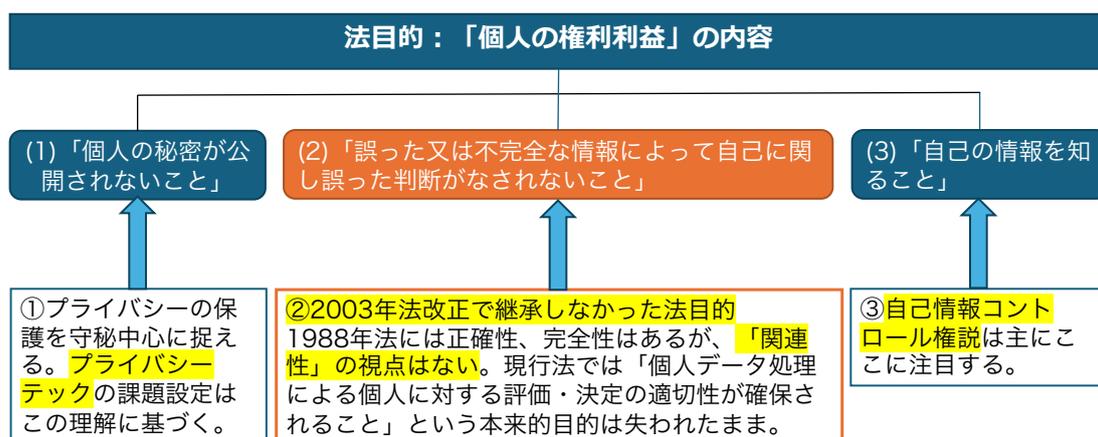
Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

9

9

「個人の権利利益」とは何か？

－ 1988(昭和63)年法の起草者解説の確認



* 上記(1)～(3)は、総務庁行政管理局『逐条解説個人情報保護法』（第一法規、1991）65頁参照。

Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

10

10

個人情報保護法の法目的（直接的な目的）

Q2. 「個人の権利利益」の保護とは、「個人情報」を保護することか、個人データの濫用から個人（自然人）を保護することか？

- **A1. 「情報」保護説**：対象情報を保護することが、個人（自然人）の権利利益の保護となるという考え方
 - 固有情報の保護（佐藤幸治）、PIIの保護（Daniel J. Slove）
 - 公的部門は、文書管理法制（公文書への記録情報）
- **A2. 「個人（自然人）」保護説**：データ処理の濫用から個人（自然人）の権利利益を保護する考え方（高木、鈴木）
 - 個人データ処理による自然人に対する評価・決定の適切性確保
 - 統制された非選別利用（→個人データの有用性）
 - 金塚彩乃「体温自動測定 GDPR 違反コンセイユデータ判例解説」68-78頁，情報法制研究11号（2022）https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/11/0/11_68/_article/-char/ja

Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

11

11

個人情報保護法 2021(令和3)年法

第16条（定義）

2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、**個人情報データベース等**を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等
- 四 地方独立行政法人

* 法目的は「デジタル社会」を背景として定めており、規制の対象事業者である「個人情報取扱事業者」は、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」として、処理情報中心に定義している。

12

12

2. 個人情報の定義 － 1つの条文・2つの解釈

ケーススタディ1 電子カルテ事例

13

体温自動測定GDPR違反コンセイユデータ判例

2020年6月26日決定

1. 事実の概要

小学校の入り口には、移動式の体温測定カメラが置かれ、そのカメラを操作する人がすぐそばにあり、学校の中に入るためには体温測定が必要であるとともに、カメラには、人の形をした画像と計測された体温が表示されるとともに、固定式カメラの場合と同様、平均体温との差が許容範囲の場合には緑の四角が示され、異常値の場合には赤い四角が表示され、異常の場合には直ちに学校を離れなければならないこととされていた。

以下、金塚彩乃「体温自動測定 GDPR 違反コンセイユデータ判例解説」68-78頁，情報法制研究11号（2022）https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/11/0/11_68/_article/-char/ja

14

14

体温自動測定GDPR違反コンセイユデータ判例

2020年6月26日決定



①門前の担当者が児童を誘導し体温計測を促す。

②登校した児童の体温測定

③測定された体温と平均体温との差を計算して平均体温との比較で異常値（高熱）を示すか否かを表示する（自動処理）

④門前の担当者が確認
・異常表示なし＝入構許可
・異常表示あり＝入構禁止

⑤入構禁止の児童の就学の自由に介入一連の処理をGDPRを適用なく市（小学校）が実施し、私生活尊重の権利を侵害した。コロナ禍でも許容されない。

15

体温自動測定GDPR違反コンセイユデータ判例

2020年6月26日決定

2. 判旨

下級審（2020年5月20日付ヴェルサイユ地方裁判所）の決定は、リッス市の小学校に設置された移動式体温測定カメラの利用についての人権連盟の請求を棄却した部分に関し取り消す。リッス市に対し、市の小学校に設置した移動式対応測定カメラの利用停止を命じる。

その他の人権連盟の請求は棄却する。本決定は人権連盟及びリッス市に通知される。

* 本判決の意義と中心的論点

コロナ禍という「公衆衛生上の危機は、GDPR上の権利の侵害を肯定しないという原則をコンセイユデータが確認したもの」（前掲金塚論文70頁）。

本決定の中心的論点は私生活の尊重の権利を具体化するGDPRの違反があるか否か（同72頁）

16

16

3. 論点と判旨

体温測定カメラによる体温測定がGDPR4条に定めるデータの収集と利用に該当するか？

① 単に体温を測定するだけであれば、それは自動化された処理とは言えないが、測定された体温と平均体温との差を計算し、平均体温との比較で異常値を示すか否かを表示することは、GDPR2条が定義する個人データの自動処理に該当すると判断。この者が、そのデータに基づき、一定の対応を決定する場合は、GDPR4条に定めるデータの収集と利用行為を行うものに該当すると判断した。

測定された体温という情報が個人データに該当するか否か？

② データそのものから個人の特徴ができないとしても、データ取得の状況からは誰の体温であるかということが当然分かることになるため、処理の対象となるデータは個人データになると判断。

③ この処理が、特定可能な人についてのものであり、ある特定の疾患に関して健康状態の重要なパラメータの状態を評価することを目的とする場合には、健康状態に関するデータの処理に該当すると指摘。
(前掲金塚論文69頁参照)

17

3. 論点と判旨

健康情報というセンシティブ情報に該当する個人データの処理は、GDPR9条に基づき、

- ①それを必要とする公益を明示し、適切な権利保護を予定した法律による場合、
- ②守秘義務を負う医療従事者による予防的対策として行われる場合であり、かような政策を定める法律が存在する場合、
- ③本人の同意がある場合以外は禁止されると指摘、

本人の同意については、GDPR7条に基づき、自由に、明示的に、個別に与えられ、撤回可能で追跡可能なものと指摘し、本人の同意については、GDPR7条に基づき、自由に、明示的に、個別に与えられ、撤回可能で追跡可能なものでなくてはならない。

- ④未成年に関しては、GDPR8条の要件を満たしたものでなければならない。
(前掲金塚論文69頁参照)

GDPR35条の影響評価が不可欠であったが、その影響評価が実施されていない時点において、個人データの処理は違法の評価を免れないと判断。
(同70頁参照)

18

日本の典型的な反応

1. 個人情報該当性

「体温」は個人情報かと考えて驚愕する。対象情報の性質論に集中した判断を行う。対象「情報」を守って人間（自然人）の保護に留意しない。その前提には、「情報の保護＝自然人の保護」という予断がある。法目的の無理解である。

2. GDPRとの違いを指摘

GDPRには「自動処理」を対象とする規定があるが日本法にはそうした規定はなく、本件は「自動処理」を適用対象とすることによる結果であるとする理解。

一方、そもそも「自動処理」を問題視する趣旨に思い至らない。日本法においては「体系的構成」を求める理由、照合性において提供元基準を採用する理由、処理情報と散在情報を区分してきた理由がいずれもわからない。また、「個人に関する情報であって」が空文化している問題、その理由、本来の機能もわからない。条文の違いを形式的に指摘するに止まり本質的議論ができない中での指摘、批判である。

19

19

日本の典型的な反応

3. コロナ対策という公益性への配慮の欠如

日本の一部には、コロナ禍の緊急対応として是認されるべきという価値判断が支配していたが、フランスのコンセイユデタは、むしろコロナ禍という公衆衛生上の危機にあっても、児童の教育機会など私生活の尊重の権利が守られなければならない、GDPR上の権利の侵害は緊急を理由に肯定されないという原則を確認している。

体温確認がコロナ対策にどのように効果的かという科学的検証の欠如とGDPRによる点検もなく実行したことが批判された。GDPRを遵守し政策効果が認められるならば再度実施することは可能であろう。

なお、フランスの裁判所はコロナ禍で行政の権力濫用と不作為に果敢に介入して、行政とともに対応に邁進した。日本の裁判所がコロナを理由に裁判所を閉めたほか以外みべき対応をせず行政に一任したままというのと明確な対照をなしている。憲法、制度の違いを踏まえてもなお、その消極主義は極端な状況にあることを認識すべきだろう。

20

20

日本法の問題点、留意点

1. 主体的要件の欠如

Controller Processorモデルがなくて大丈夫か？

2. 対象情報の定義の曖昧さ

デジタル社会におけるコンピュータの脅威が立法事実なのに、なぜ処理情報中心ではなく文書管理や守秘が前面に出て散在情報まで射程に広げるのか？

3. 行為

なぜ、processing（処理）ではなく、「取扱い」なのか？

* コンセユデータの決定は、日本法における「体系的構成」すら求めていない。

「データ」処理による評価、決定の妥当性を問題視している。

ここでprocessingの意味が重要となる。

21

21

個人情報保護法 第1章（基本法）（令和3年改正）

第2条（定義）：「個人情報」

1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（**文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）**により特定の個人を識別することができるもの（**他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）**）

二 個人識別符号が含まれるもの

22

22

「個人情報」該当性判断における解釈のばらつき

ある病院Xの保有する電子カルテのデータベースから特定のデータ項目に記録されているデータがある機関Y（第三者）に提供する場合を想定しよう。次に示すカルテデータの一部は「個人情報」に該当するか？

Q1 コロナ患者の氏名、生年月日、性別等（典型的個人情報）○

Q2 コロナ患者のカルテ番号のみ

Q3 コロナ患者の2週間分の体温、血圧、脈拍、体重等のデータセット
①識別子あり（継続的提供）、②識別子なし（1回提供）

Q4 コロナ患者のレントゲン・臓器等画像データ

Q5 コロナ患者総数と男女別・生年の年代別データ（統計データ）×

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

23

23

個人情報の定義における照合性の解釈

～情報公開法と個人情報保護法両輪型の解釈（モザイク・アプローチ）

「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」

「ある情報を他の情報と組み合わせることによって、不開示規定により守られるべき不開示情報が認識されるかを判断することをアメリカではモザイク・アプローチ…、イギリスではジグソー・アプローチという。

行政機関電算処理個人情報保護法二条二号と同様、本条においても、「他の情報と容易に照合することができるものとなっている。」

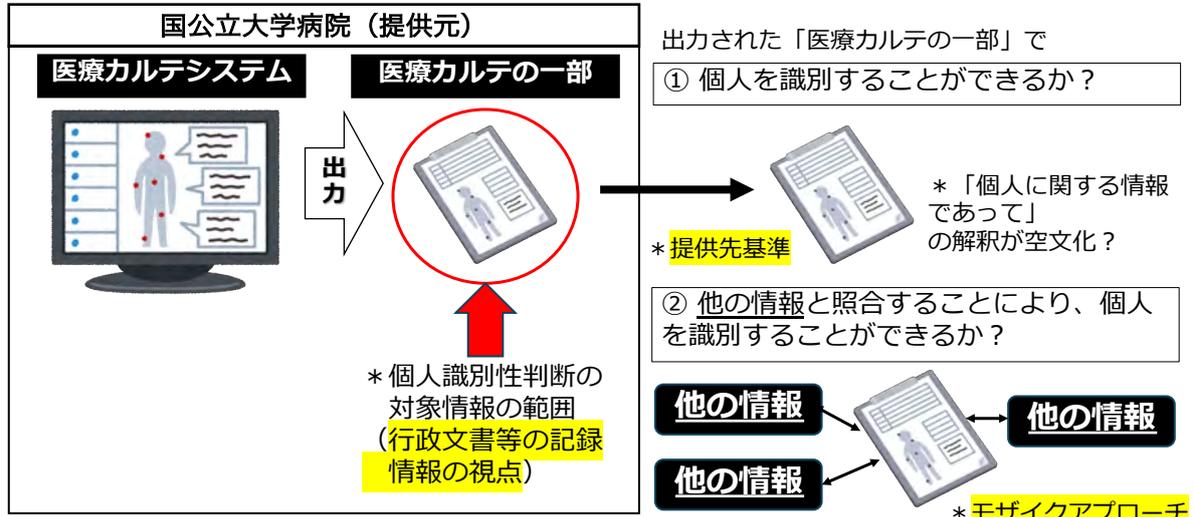
（宇賀克哉『個人情報保護法の解説』第2版、33頁、有斐閣）

24

24

A. 公民一元化以前の公的部門の「個人情報」該当性解釈

× 行政機関情報公開法5条1号不開示情報 の考え方で個人情報保護法の「個人情報」を解釈することの問題



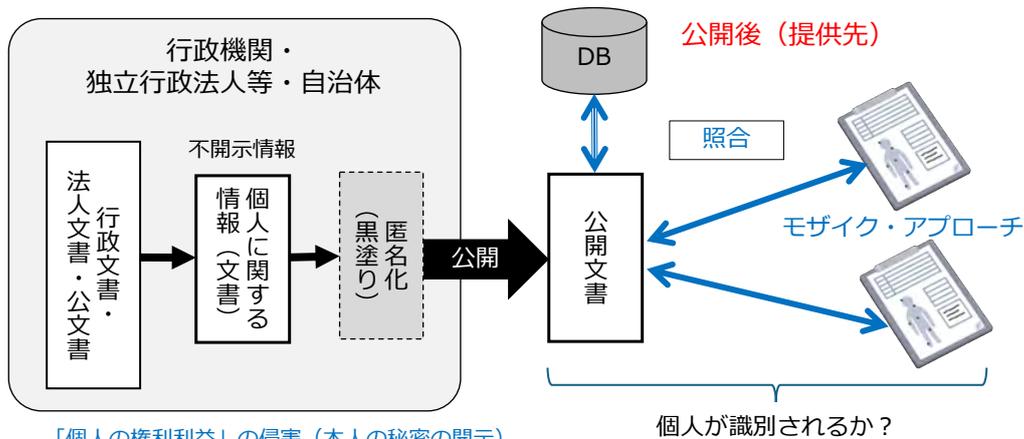
* 個情法78条1項2号の **開示請求者以外の個人に関する情報** はこの解釈

Copyright © Masatomo Suzuki 2021, All Rights Reserved 25

25

情報公開法における不開示情報（「個人に関する情報」）の部分開示 公開後（提供先）基準における、モザイクアプローチによる照合作業

「個人に関する情報」の匿名化では、公開後を想定して個人識別性の有無の確認を行う。要するに、公開文書とDBや文書等（他の情報）とのモザイクアプローチによる「照合」を行う。



「個人の権利利益」の侵害（本人の秘密の開示）リスクは、公開後（提供先）で発現する。

Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

26

26

第5条（行政文書の開示義務）

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 **個人に関する情報**（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（**他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。**）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

27

27

第78条（保有個人情報の開示義務）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

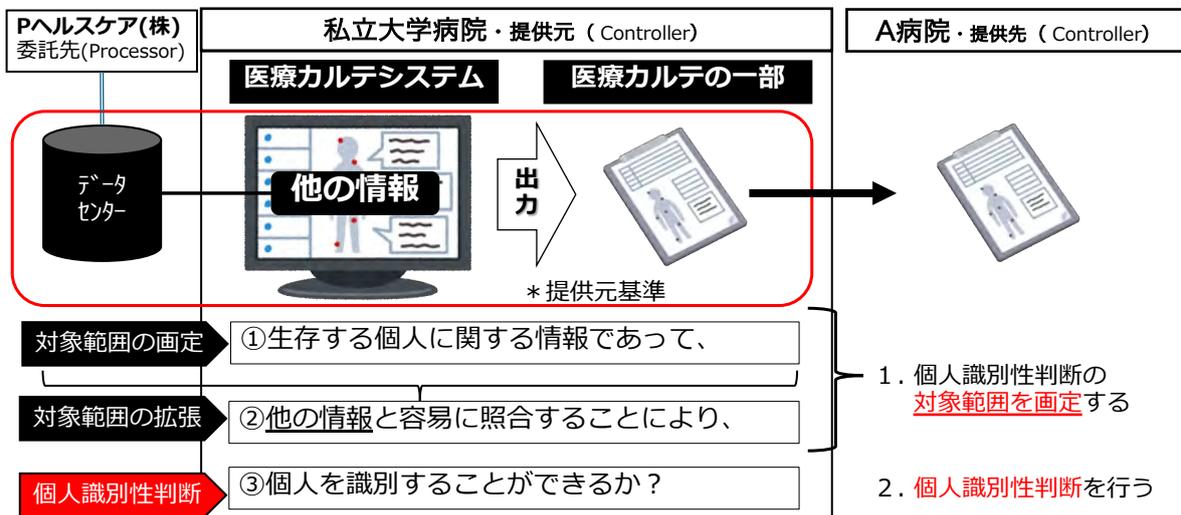
一（略）

二 **開示請求者以外の個人に関する情報**（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（**他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。**）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

28

28

B. 公民一元化後（民間部門は旧法から）の「個人情報」該当性の解釈



Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

29

29

個人情報該当性判断の結果

	A 公的部門型	B 民間部門型 (公民一元化)
Q1 コロナ患者の氏名、生年月日、性別	○	➡ ○
Q2 コロナ患者のカルテ番号	× ?	➡ ○
Q3 コロナ患者の2週間分の体温、血圧、脈拍、体重等のデータセット ① 識別子あり (継続的提供) ② 識別子なし (1 回の提供)	① ○ ② × ?	➡ ① ○ ② ○
Q4 コロナ患者の病症悪化時のレントゲン写真 (影像データ)	× ?	➡ ○
Q5 コロナ患者総数、男女別、年代別 (統計データ)	×	×

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

30

30

「電子計算機処理に係る個人情報」と裸の「個人情報」は異なる。
 法律家の多くはテーブル概念、フィールド概念、レコード概念なく「体系的構成」をイメージし、データセットという観念も希薄で、データセット照合ではなく文書間のモザイク・アプローチ照合で考える傾向がある。
 データサイエンティストとのコミュニケーションは破綻気味である。

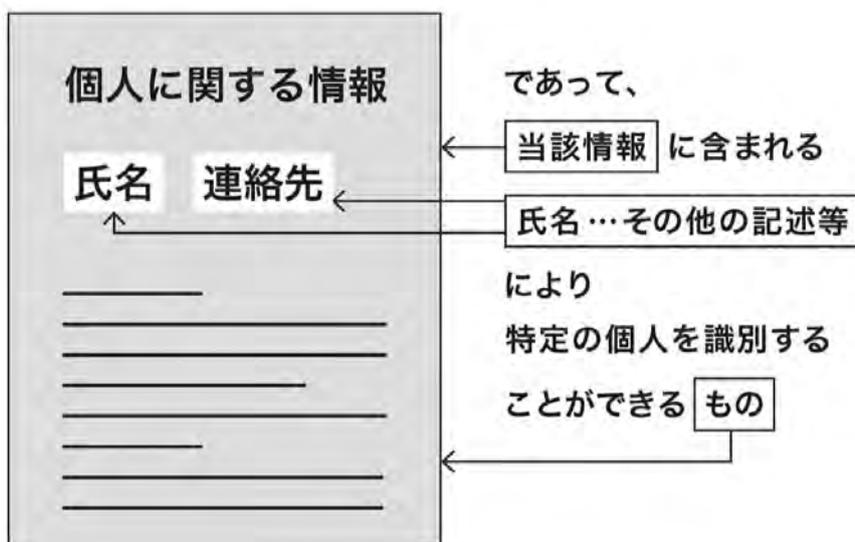
原テーブル (原表)

別テーブル (別表 1)



31

31



鈴木正朝=高木浩光=山本一郎『ニッポンの個人情報: 「個人を特定する情報が個人情報である」と信じているすべての方に』
 20頁 (翔泳社、2015)

32

32

公的部門

「行政文書等」上の記録情報

No. 20130101

旅費申請書

職員番号	1120034
フリガナ	タナカ イチロウ
氏名	田中 一部
部署・役職	〇〇局△△課・課長補佐
生年月日	1992年 1月 8日生
携帯電話番号	090-1111-0000
メールアドレス	kojin_ichiro@example.com
乗車日時	2013年8月6日9時57分発
乗車駅	三田線 内幸町駅
降車日時	2013年8月6日10時02分着
降車駅	三田線 三田駅
運賃	180円

理由：
10時半からの凸凹大学法学部山本二部教授への経済
安保委員会資料の事前説明のため。

保有個人情報

個人識別情報

その他の属性情報

ひとまとまりの保有個人情報
= 対象情報の範囲の画定
を「文書」単位で行っている。

* 匿名化は下記の黒塗り箇所↓

- 識別子は「個人情報」か？
- 職員番号は「個人情報」か？
- フリガナは「個人情報」か？
- 本人の氏名は「個人情報」か？
- 部署・役職は「個人情報」か？
- 生年月日は「個人情報」か？
- 携帯電話番号は「個人情報」か？
- メールアドレスは「個人情報」か？
- 移動履歴は「個人情報」か？
- 文章中に散在的に記述される氏名等は「個人情報」か？これも書類の山をめぐって開示請求に応えるのか？

Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved 33

33

「文書」の記録情報の場合の匿名化（黒塗り例）

個人識別情報が個人情報
という誤解につながる！

保有個人情報

個人識別情報

その他の属性情報

旅費申請書

職員番号	0250234867
フリガナ	■■■■■■■■■■
氏名	■■■■
部署・役職	〇〇局■■■■課・■■■■
生年月日(性別)	1992年 1月 ■日生(男)
携帯電話番号	■■■■-■■■■-■■■■
メールアドレス	■■■■■■■■@example.com
乗車日時	2013年8月6日9時57分発
乗車駅	三田線 内幸町駅
降車日時	2013年8月6日10時02分着
降車駅	三田線 三田駅
運賃	180円

理由：
10時半からの■■■■■■■■■■への経済
安保委員会資料の事前説明のため。

* 個人識別できる情報を黒塗り↓

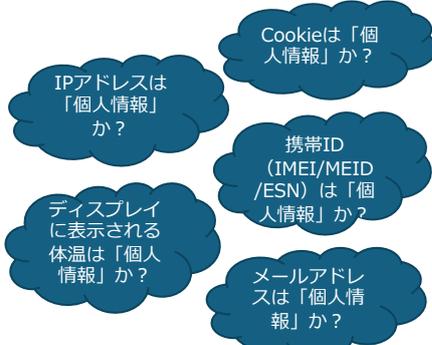
- ←職員番号を不可逆的な別番号に置換 (対応表を廃棄)
- ←氏名、フリガナ、課、役職は削除(黒塗り)
- ←生年月日の日にちを削除(黒塗り)
- ←携帯電話番号を削除(黒塗り)
- ←メールアドレスのユーザ名を削除(黒塗り)
- ←移動履歴は残す
- ←理由中の氏名等は削除(黒塗り)

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved 34

34

民間部門

DBや文書上の記録外の断片的情報



**ひとまとまりの個人情報
=対象情報の範囲の画定**
という概念がなく手にする断片的情報ごとに個人識別性の有無を検討している。

「文書」上の記録情報

旅費申請書	
職員番号	1120034
フリガナ	タナカ イチロウ
氏名	田中 一郎
部署・役職	〇〇局△△課・課長補佐
生年月日	1992年 1月 8日生
携帯電話番号	090-1111-0000
メールアドレス	kojin_ichiro@example.com
乗車日時	2013年8月6日9時57分発
乗車駅	三田線 内幸町駅
降車日時	2013年8月6日10時02分着
降車駅	三田線 三田駅
運賃	180円
理由	10時半からの凸凹大学法学部山本二郎教授への経済安保委員会資料の事前説明のため。

← 識別子は「個人情報」か？

← 職員番号は「個人情報」か？

← フリガナは「個人情報」か？

← 本人の氏名は「個人情報」か？

← 部署・役職は「個人情報」か？

← 生年月日は「個人情報」か？

← 携帯電話番号は「個人情報」か？

← メールアドレスは「個人情報」か？

● 移動履歴は「個人情報」か？

● 文章中に散在的に記述される氏名等は「個人情報」か？これも書類の山をめぐって開示請求に応えるのか？

Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

35

35

基本法

「個人情報」の定義（2条1項）の論点

前提問題 どの事業者が対象データの統制管理責任者（Controller）か？

(1) 本文柱書関係

どの情報を対象に判断するのか？（ひとまとまりの個人情報は？）

- ① 「生存する」とは？
- ② 「個人に関する情報であって」とは？

(2) 1号個人情報関係

① 「他の情報と容易に照合することができ」（容易照合性）とは？

対象情報の範囲の拡張

② 「個人を識別することができるもの」とは？

データ処理による評価・決定

* 「記録」とは？→ディスプレイ上の表示のみに止まる場合は？

(3) 2号個人情報関係（「個人識別符号」）

① 政令指定の符号は限定列挙か例示列挙か？

② 「個人識別符号」以外の個人別に付された番号、記号その他の符号（個人識別子）は1号個人情報になり得るか？

* 「個人識別符号」は必要不可欠な法令用語か？

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

36

36

基本法

「個人情報」の定義の条文構造

本文柱書

個人情報とは「生存する個人に関する情報であつて、」 「次の各号のいずれかに該当するもの」

1号個人情報

(1) 「当該情報に含まれる」 「氏名、生年月日その他の記述等」

① a 「文書、図画」 に記載されたもの (→紙等媒体のアナログ処理情報、及びアナログ散在情報)
若しくは に記録されたもの (→パンチカードシステム等のアナログ処理情報)

① b 「電磁的記録」

= 電磁的方式

ア 電子的方式

イ 磁気的方式

ウ その他人の知覚によっては認識することができない方式

で作られる記録 (→デジタル処理情報、及びデジタル散在情報)

又は

② 「音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」をいう。

③ 上記1号個人情報から「個人識別符号を除く」 (→2号個人情報で規律)

(→「個人識別符号」以外の個人別に付された番号、記号その他の符号を含む)

(2) (1)の情報 「により特定の個人を識別することができるもの」

(3) 上記に加えて、① 「他の情報と容易に照合することができ、」るものまで対象情報を拡張し、

② 「それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」

2号個人情報

「個人識別符号が含まれるもの」 → (生存する個人に関する情報に)

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

37

37

基本法

「個人情報」の定義（2条1項）の前提論点

判断の主体：Controllerとしての個人情報取扱事業者の確定

個人情報該当性を判断する主体をどう確定するのか？

→委託先等 (Processor) に提供した個人情報を構成するデータの一部もController視点でその管理下にあるものとして一体的に個人情報該当性の評価の対象とする。

判断の客体：個人情報該当性判断の対象情報の範囲の画定

個人情報該当性を判断する対象情報の範囲をどう画定するのか？

対象範囲の広狭を任意に画定できる場合は、個人情報に該当するか否かはその範囲の広狭に影響され、個人情報取扱事業者の操作も可能となる。

事業者の取締りという趣旨からは、その妥当性を欠くことになる。利用目的の特定の対象範囲とも連動する。

(文書の場合、データベースの場合と具体的な検討を要する。)

→責任と権限のある処理情報（「保有個人データ」）中心に考える。

行為：データ処理による評価・決定（個人識別性）

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

38

38

基本法

「個人に関する情報」 (個人情報の外延を画定する概念)

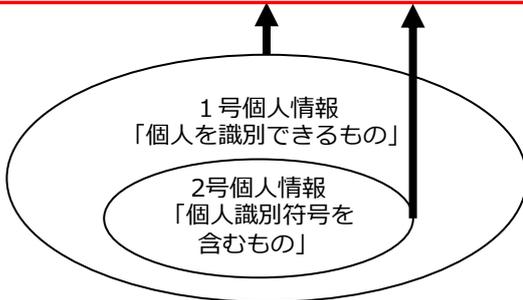
ひとまとまりの個人情報

「生存する」 + 「個人に関する情報であって」



「他の情報と容易に照合することができる」

「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」により、



「生存する」

- ・ 死者（故人）ではないこと
- ・ 実在する具体的な存在であること

「個人に関する情報であって」

- ・ ある個人に関係する情報（レコード）であること
- ・ 個人情報の外延となる概念であること
- ・ （他の情報と照合することができるものも含めて、ひとまとまりの個人情報となる。）

- ・ 1号の個人識別性の要件を充たすか否かの対象情報となる。
- ・ 2号の個人識別符号を含むか否かの対象情報となる。
- （対象情報を画定する機能を有する）

* 概念上、2号個人情報は1号個人情報に包摂される。故に、1号中に「（個人識別符号を除く。）」と明記している。

当該テーブル（原表）と別表との容易照合性の有無（1）

原テーブル（原表）

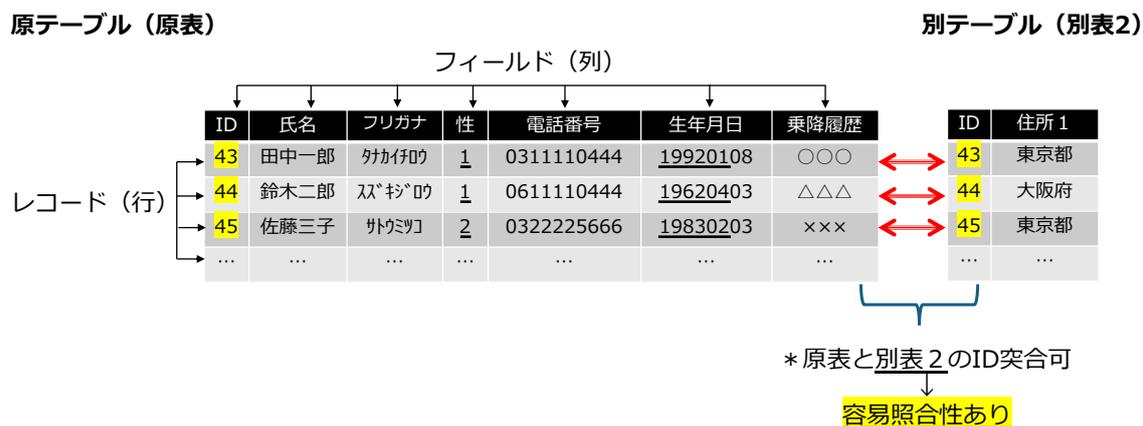
別テーブル（別表1）

		フィールド（列）							
		ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日	乗降履歴	住所1
レコード（行）	→	43	田中一郎	タナカイチロウ	1	0311110444	19920108	〇〇〇	岩手県
	→	44	鈴木二郎	スズキジロウ	1	0611110444	19620403	△△△	新潟県
	→	45	佐藤三子	サトウミチコ	2	0322225666	19830203	×××	群馬県
	→

* 原表と別表1の対応関係不明

容易照合性なし

当該テーブル（原表）と別表との容易照合性の有無（2）



41

41

政府の内部資料（JILIS情報公開請求資料：高木浩光JILIS理事調査）

想定 具体的に、どのような場合を「照合が容易」というのか。

（答）

1 「照合が容易」かどうかは、照合する「他の情報」の管理状況により異なるため、一律に論じることは困難であるが、一例をあげれば、個人別の番号のみが付されたファイルがあり、これとは別に番号別の氏名リストを電算処理情報や台帳で保有している場合などが考えられる。

2 「照合が容易」かどうかは、照合する「他の情報の管理状況等を勘案して、「電子計算機により個人情報を処理していると同様な状態」であるかどうか、個別、具体的に判断する必要がある。

●上記資料によるなら、照合容易性は、電算処理情報や台帳などの体系的構成を前提にした考え方である。

42

42

政府の内部資料
(JILISにおいて
法制局に情報公開
請求した資料)

1. 通常の個人情報ファイル (個人が選別できる情報 ← 個人情報を体系的に構成)

	車両番号	所有者	住所	TEL
1	品川は 11-22	行政 太郎	東京都品川区	03-2208-31...
2	練馬わ 22-33	情報 花子	東京都練馬区	090-2269-51...
3	品川に 00-99	行政 太郎	東京都品川区	03-2208-31...
4				

※ 個人に着目した処理 (検索、加工、編集等) が容易

2. 当該リストに記載された情報だけでは個人を識別できないが、他のリストと照合することにより個人を識別することができる

地点	通過日	通過時刻	速度(km/h)	車両番号
加平 PA	02年05月XX日	18:07	+30	品川は 11-22
小菅 JC	02年05月XX日	18:04	+30	品川は 11-22
高井戸	02年02月XX日	02:11	+40	横浜う 99-55

照合して
利用

※ 個人情報ファイルとして利用 (個人に着目した処理が容易)

「行政 太郎 (が所有している車両「品川は 11-22」)」が、「02年 5月 XX 日に小菅ジャンクション～加平パーキングエリアのルートで走行していた」ことがわかる。

43

43

●法制局資料をみると、個人情報該当性判断の対象となる1つの情報の範囲を画定するにあたり、「容易に照合する」という文言を通じて、個々のテーブルごとに判断するのではなく、複数のテーブル間、たとえば原表 (DB) と別表 (提供用DB) の、相互のレコード (行) 同士が、識別子 (車のナンバー) によって対応する関係にあるかどうかを確認し、複数のテーブルであっても論理的に一つのテーブルを構成し得るかどうか、一つの「個人に関する情報」を画定するかどうかを確認していることがわかる。ここに容易照合性の本来の役割、機能がある。

Cf. 「記名式Suica履歴データ無断提供事件」

1. 「個人情報を体系的に構成」した「個人に着目した処理 (検索、加工、編集等) が容易」な「個人が選別できる情報」、すなわち「個人情報ファイル」または「個人情報データベース等」といったデータベースを前提とし、

2. 単体では識別できなくても「他のリスト」と照合することで (対象情報の範囲を拡張した上で) 個人を識別することができるか。他のリスト (原表) 1 対当該リスト n でもよい。

※照合して「個人情報ファイルとして利用」できるか、「個人に着目した処理」ができる「容易」処理性を言っている。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

44

44

①対象範囲の画定

「個人に関する情報であって」 →個人をキーとするレコード（行）ごとに
「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」により、 →フィールド（列）に記録されたデータによって、（→個人を識別できるもの）

原表						別表	
ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日	ID	乗降履歴
43	田中一郎	タカイチロウ	1	0311110444	19920108	43	〇〇〇
44	鈴木二郎	スズキジロウ	1	0611110444	19620403	44	△△△
45	佐藤三子	サトウミチコ	2	0322225666	19830203	45	×××
...

②対象範囲の拡張

「他の情報」と「容易に照合することができ」
(→他の情報（原表）と別表の各レコードが対応する場合は1つのデータとすることができ、)

しそれにより

③個人識別性判断

「個人を識別することができるもの」

「個人情報」

*本構造を前提としなければ「仮名加工情報」及び「匿名加工情報」は観念できない。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

45

45

3. 直面する課題と法改正

3年ごとに見直しにおける提言

46

【問題 1】

- ①自動走行車のセンサー歩行者（病人等）映り込み問題、
- ②生成AIのスクレイピングの病歴取得など要配慮個人情報の同意取得問題

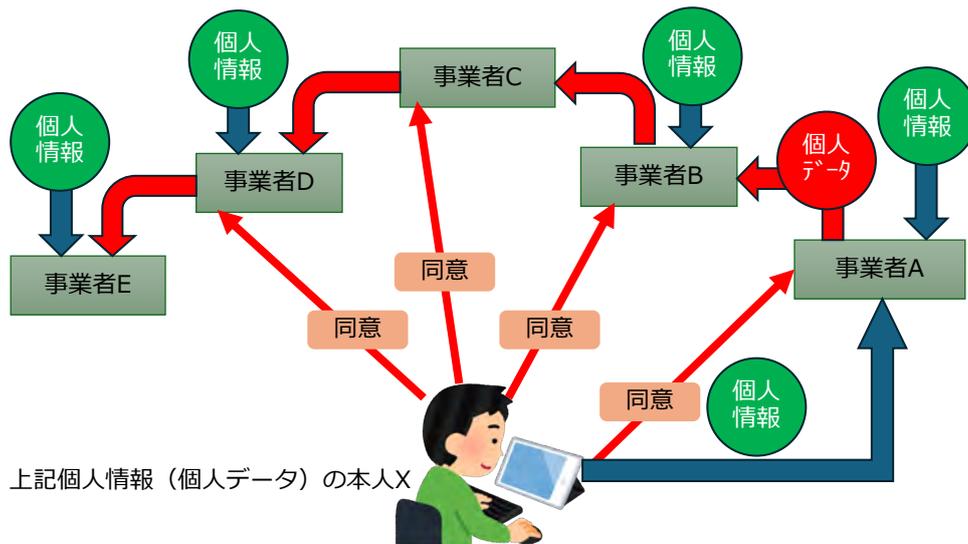
【課題 1】

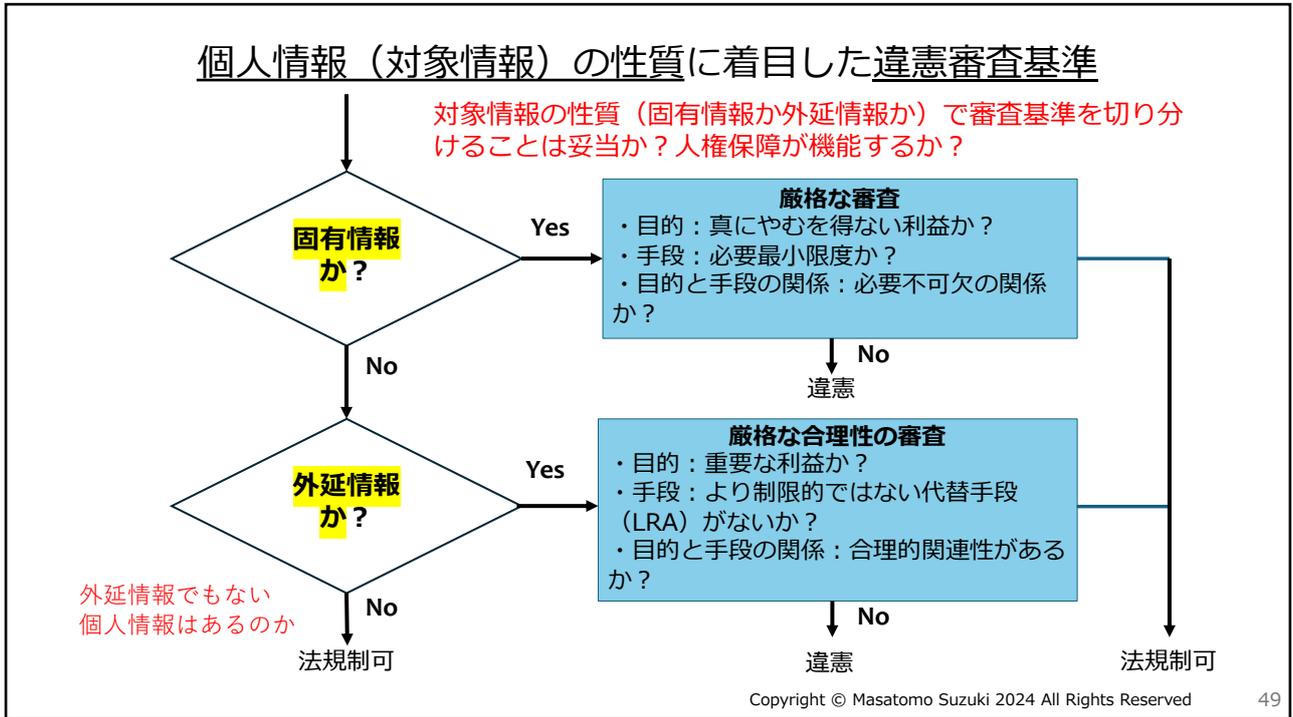
本人を処理対象としないのに、本人拒否の機会が必要か？

【解決策 1】

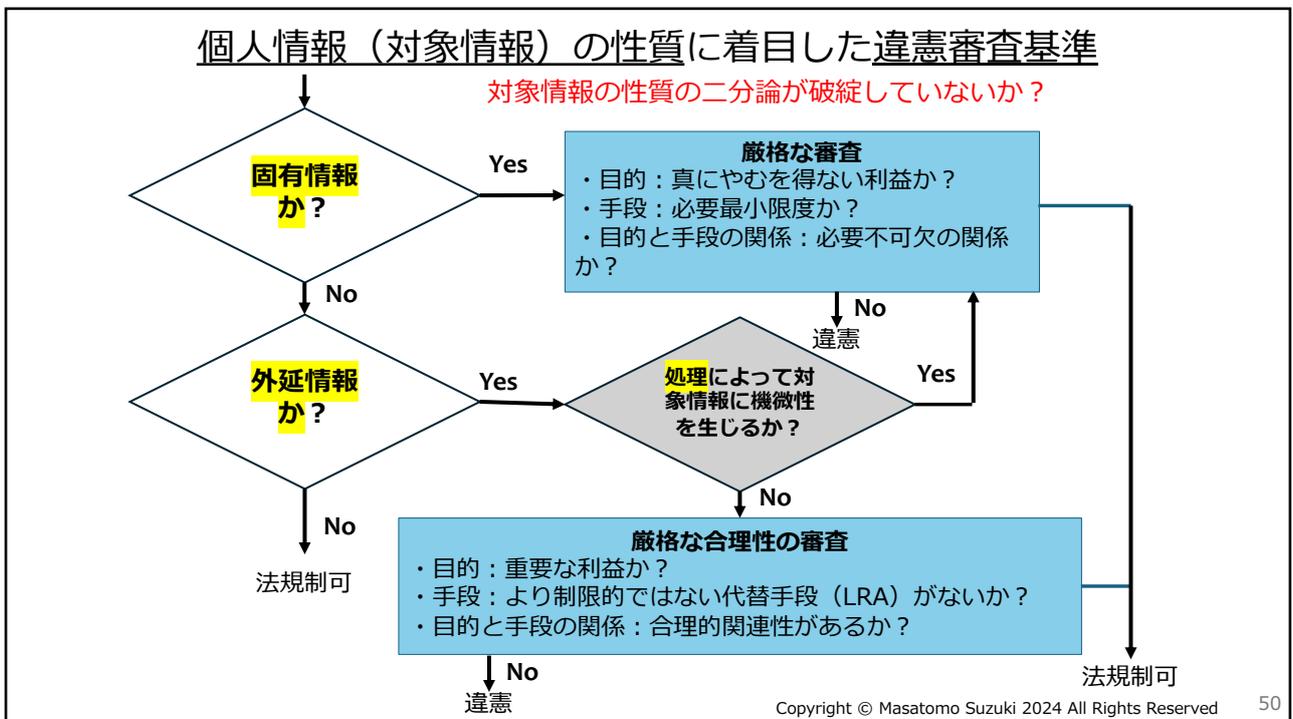
個人データ処理中心の規律
(→処理情報中心の義務規定に改正)

**個人データの流通（取得と提供）を自己情報コントロール権
によって規律することの限界 — 同意原則×と同意規制○**





49



50

裸の個人情報の流通（取得と提供）を自己情報コントロール権によって規律することは不可能（社会実装できぬ通説を疑え！）



人間は、起きれば誰か人の顔（肖像）が視界に入り、会えば誰かの顔を見て、口を開けば、自分や他人（親、親戚、友人知人、見かけた人、有名人など）の話しをする。人間社会のコミュニケーションの大部分に個人情報が混入しないことはまずないと言ってよい。

かかる**裸の個人情報**をその本人に帰属するものとして、「自己情報」ととらえて、さながら物に対する所有権のように考えて、その本人（本人）の制御する権利を持つと考えるならば、人の顔を見る度に、彼・彼女の名前を口にすると、隣の人から消しゴムを借りるように都度、承諾や同意を得なければならないことになる。

何を極端なことを言うと思うかもしれないが、自動走行車のセンサーの人の映り込み問題や生成AIのスクレイピング問題は、上記と同じことが起きて、無駄にビジネスとサイエンスの障害となっているということである。

（明らかに法学側の通説的な理解がおかしいのである。）



Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

51

51

【問題2】

医療健康データの分析（医療AI・創薬）のための二次利用法における**同意不要**の理論的基礎の明確化

【課題2】

統計量に集計して分析したりモデリングに用いるだけなのに本人同意が必要か？

【解決策2】

統制された**非選別**利用

（→個人情報法の適用なし Cf.統計法、EHDS）

52

次世代医療に向かうための医療データ法制の**必要性** 医療AI（診断の高度化）と創薬（治療の高度化）

- (1) 医療AIと創薬のため（二次利用）のための法的基盤に求められること
- ① 学習データの**量**の確保
 - ・一次利用DBの整備（前提）
 - ・二次利用に関しては本人同意なく取得できること
 - ② 学習データの**質**の確保
 - ・正確性の担保（医療機器等の計測データ、処方データ…）
 - ・仮名加工情報（履歴データは生データ）
 - ・医療等ID（複数のDBの連携）
 - ③ 経時的な変化を捉えた分析の確保
 - ・最新性の担保
 - ・タイムスタンプ
- (2) 患者等本人の保護
- ① 「個人の権利利益」とは何か（個人情報保護法の真の法目的）
 - ② 二次利用における本人のリスクとは何か
→ 二次利用における本人**同意不要の理論的基礎**

Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

53

53

前提知識) 医療データの利用用途における**一次利用**と**二次利用**

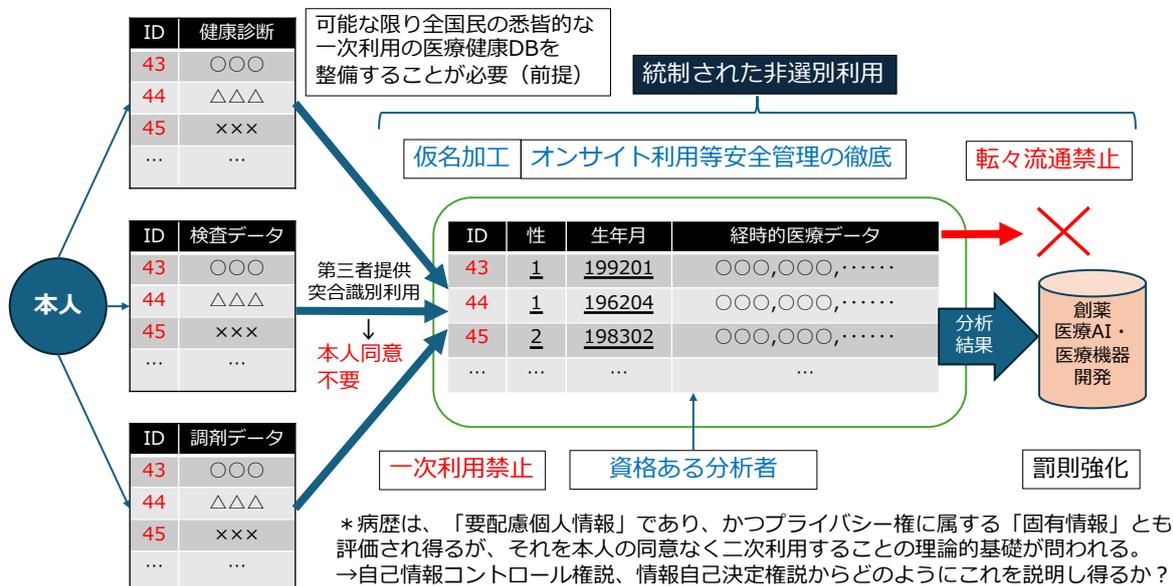
① 一次利用	取得した 本来の目的のための利用 のこと。 医療データの場合は、本人の治療や健康管理などのための利用のこと。
② 二次利用	データを取得した 本来の目的以外の目的のための利用 のこと。 医療データの場合は、感染症やがんなど病気の発生状況や要因の調査、医療AI、医療機器の研究開発用、新薬の開発（創薬）、新しい診断法などのための利用のこと。

製薬協「健康医療データの用語集」
https://www.jpma.or.jp/information/evaluation/results/allotment/kenkou_iryuu_data/detail_03.html

54

54

仮名加工医療情報の二次利用法案の基本構想（ゴール：試案）



Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

55

55

問題の所在

①「匿名加工情報」の概念は不要

「個人情報」（A）の定義の解釈が明確であれば、それを非個人情報（not A）とすればいいだけのこと。

「匿名加工情報」が必要なのは、「個人情報」の定義の解釈が曖昧さも影響している。（非個人情報化の手法の法定はあってもいいが）

②「個人識別符号」（2号個人情報）の概念は不要

そもそも1号個人情報に含まれる。故に明文で除いている。

2号に切り出して政令指定事項にするのは「個人情報」の定義が曖昧だから。

③「個人関連情報」の概念は不要

「個人に関する情報」が空文化（無意味化）している。

「個人データ」とすればいいだけ。これも「個人情報」の定義の解釈が曖昧だから

56

56

問題の所在

④「仮名加工情報」の概念は、政策的概念なので根拠条文（定義規定）は必要

- ・氏名や連絡先を外すのは当然として、
- ・個人識別子の有無は、政策的決定の問題、
（仮名加工情報は削除し、仮名加工医療情報は残す。）
- ・履歴データは生データのまま分析対象として残すのが基本である。

そもそも「仮名加工情報」は「個人データ」であり、どの程度個人識別性を困難にするかは程度の問題に過ぎない。

Controllerは、元データ（個人情報データベース等、または個人情報ファイル）を保有している。

57

57

問題の所在

- ① 個人情報保護法の「本人関与」の仕組み
- ② 憲法・プライバシー法の「自己情報コントロール権説」（通説）
- ③ 医事法の「インフォームド・コンセント」

が魔合体して、
対象情報の性質が

- ① 患者の病歴等の「要配慮個人情報」であり、かつ
- ② 患者の「自己情報」である「固有情報」である
- ③ 患者情報は、

本人の同意、承諾、インフォームド・コンセントが必要になるという理解が社会と医療現場に蔓延し、常識が形成され、法解釈と実務を支配している。

→「仮名加工医療情報の本人同意のない二次利用法案」の議論が迷走し、立法の障害になっている。

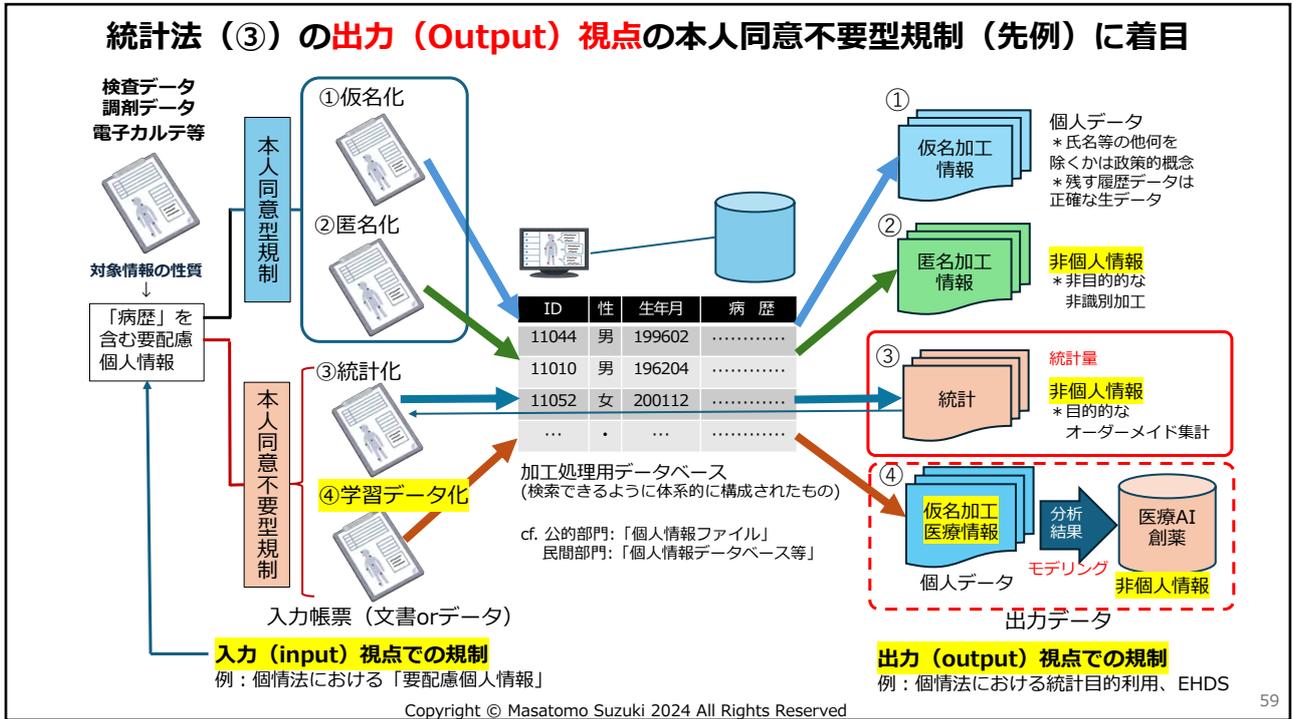
なぜ、遺伝子疾患や稀少疾患を含むセンシティブな医療等データを処理するのに本人の同意を不要とできるのか？

患者「個人の権利利益」の侵害リスクや当然の不安にどう応えるのか？

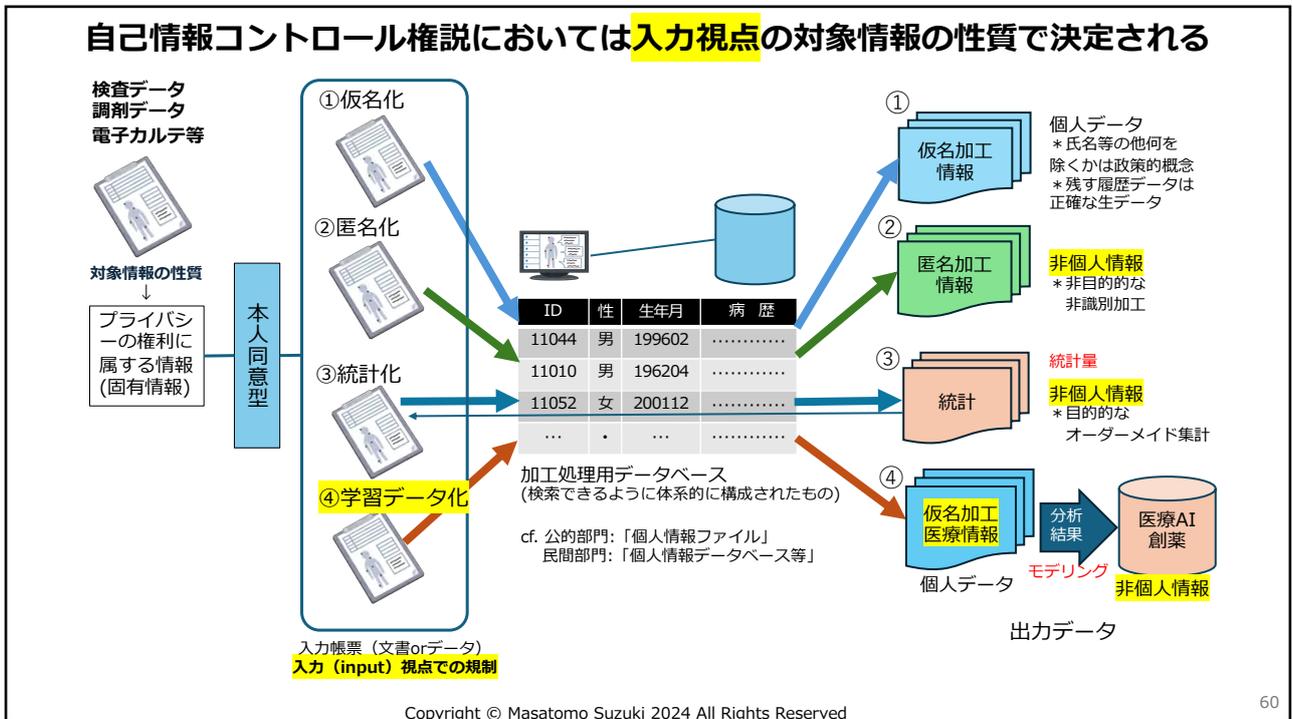
→これは、医療データ特別法の論点ではなく、一般法である個人情報保護法の理論的基礎に関わる問題である。

58

58



59



60

【問題3】

- ①こども見守りデータの要保護世帯選別アルゴリズムの適切性確保問題
- ②教育データの個別最適化アルゴリズム（プロファイリング）の適切性確保問題

【課題3】

現行の個人情報保護法を遵守すれば足りるか？子どもの権利利益を保護できるか？

【解決策3】

評価・決定の適切性確保（→基本原則・規定の新設）

61

- ・公権力によるデータ濫用の問題発見・認識する力こそが「監視社会」を未然に防止しまたはそれを抑止する力ではないか？
- ・ここでデータ濫用とは何か？（データサイエンスによる社会貢献の前提）
- ・適切に課題設定し、課題解決を行える力が、政府や自治体のDX政策を推進する力ではないか？これが健全なデジタル社会に至る道ではないか？

Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

62

62

本来目的

個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性の確保

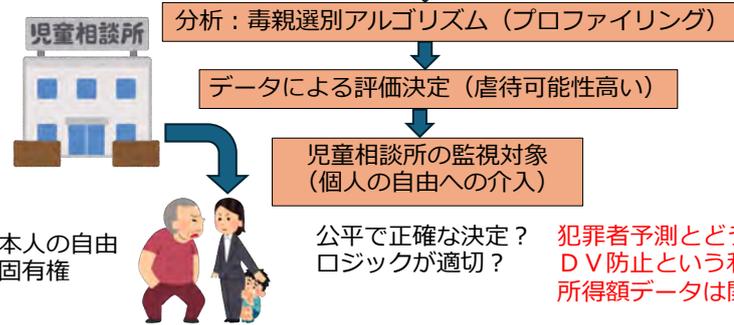
世帯（親子）の属性データ

自治体が保有・取得する各種履歴データ

ID	氏名	フリガナ	性	住所	生年月日	ID	住民税
41	田中一郎	タカイチロウ	1	●●町3-2-5	19920108	41	****円
42	田中三子	タカミコ	2	●●町3-2-5	19960403	42	****円
43	田中二郎	タカジロウ	1	▲▲町1-3-2	20160206	43	****円

<判断基準>
利用目的に照らし

- ・ 関連性
- ・ 正確性
- ・ 完全性
- ・ 適時性



- ・ 本来的なコンピュータの脅威
- ・ 不適切な自動化処理
- (統計的) 差別
- 個人の人格の尊重の破壊

公平で正確な決定？
ロジックが適切？

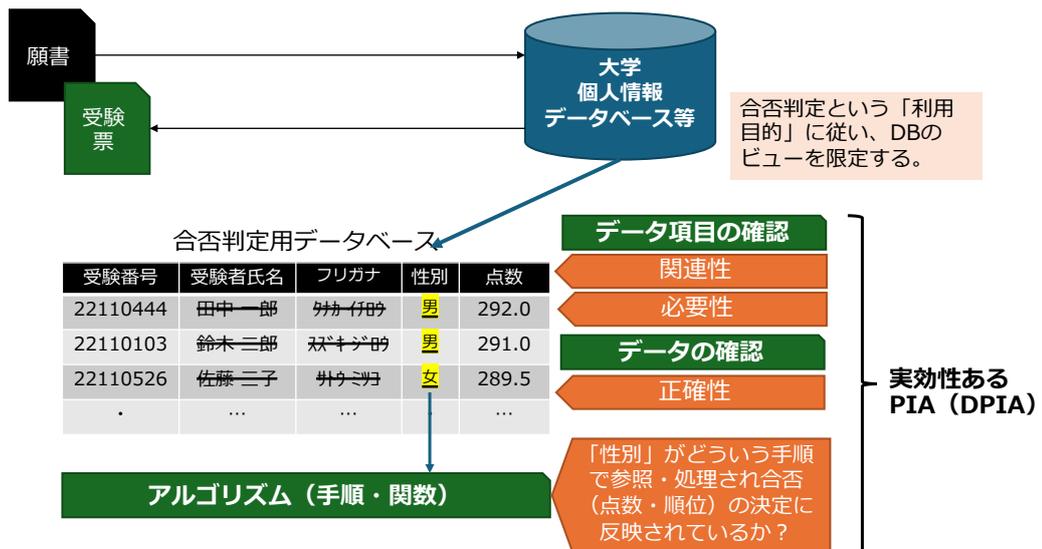
犯罪者予測とどう違うか？
DV防止という利用目的において
所得額データは関連性があるのか？

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

63

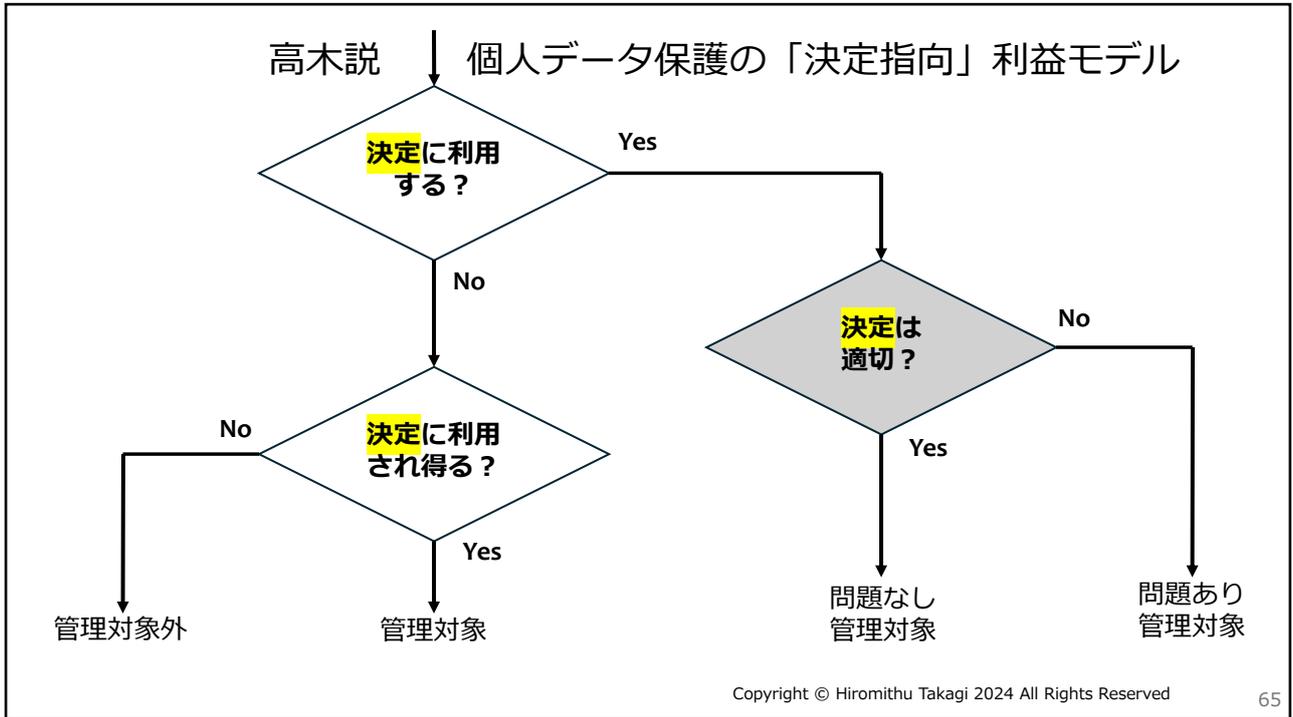
63

*民間部門の例：合否決定の妥当性確保：利用目的との関連性 — 医大入試女子差別事件

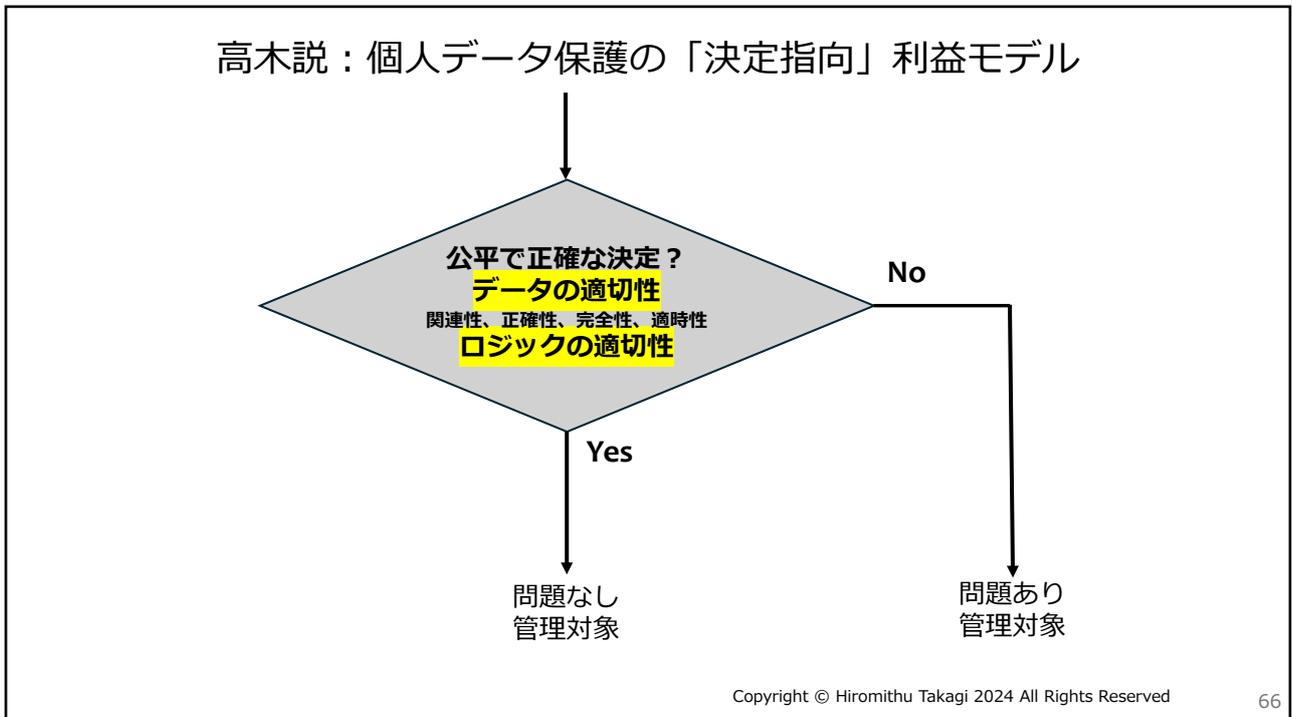


64

64



65



66

問題の所在

個人情報保護法は、基本的に手続的ルールで構成されている。

例外：①適正取得

②不適正利用の禁止

●何が適正か不適正かの考え方や基準（実体的ルール）がわからない。

→民法の不法行為（プライバシー侵害）にヒントを求める弊害

例えば肖像権侵害など「散在情報」を対象とした判例整理ではデータ保護法制（処理情報）における適正性の基準は見出せない。

損害の発生なく、不法行為の予備、未遂を問題とする事前規制へ
故意・過失の要件を欠き、無過失責任（結果責任）の事前規制へ

→手続的規律では、実体的判断は担保できない。

- ・倫理審査委員会（→学術研究の例外）
- ・マルチステークホルダープロセスやPDCAの推奨

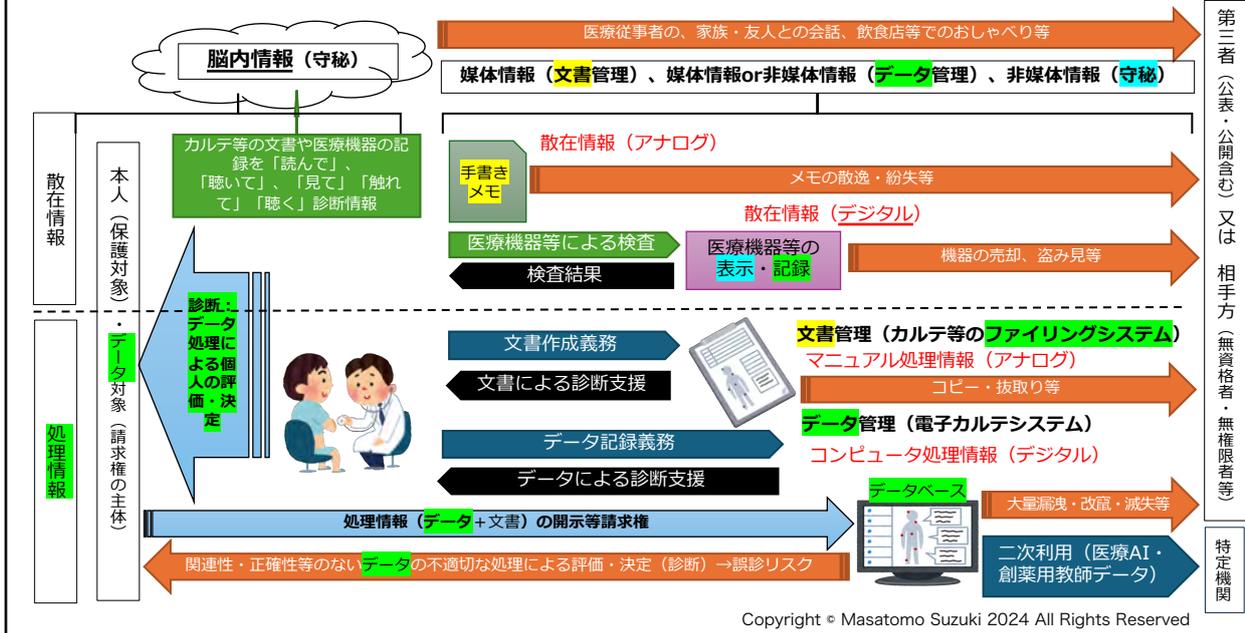
67

67

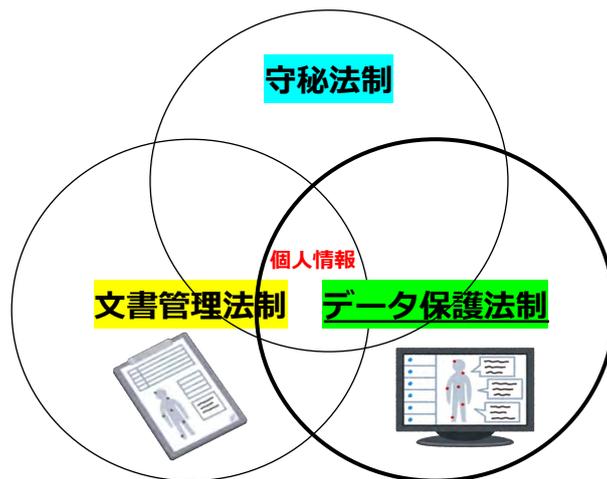
4.文書管理法制・守秘法制・ データ保護法制

68

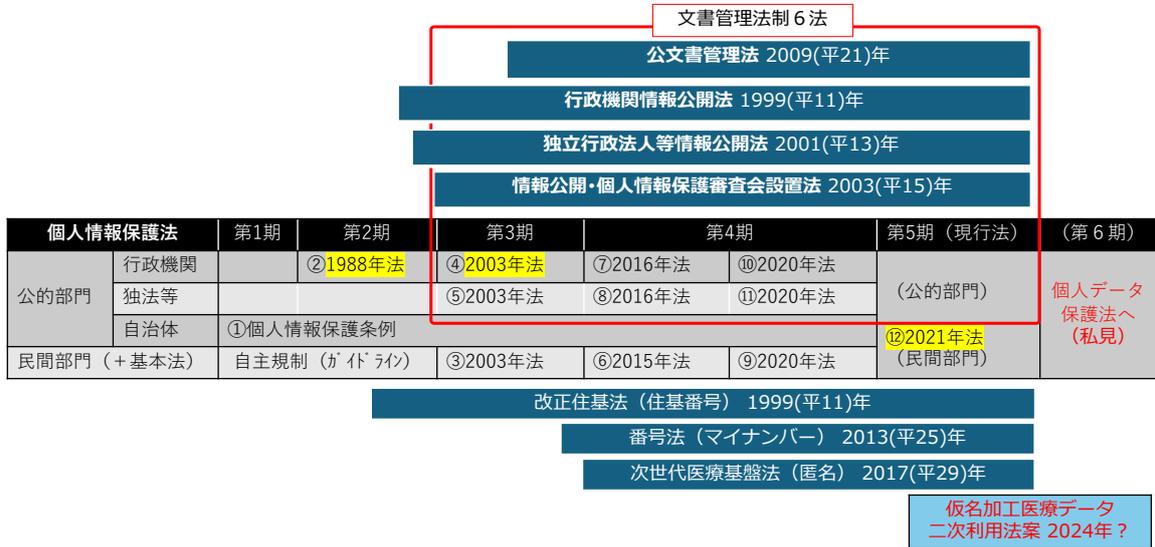
医療情報を例にした、人の**守秘義務**、組織の**文書管理**・**データ管理**の義務



データ保護法制・守秘法制・文書管理法制



データ管理法制（1988年法）から文書管理法制（2003年法）への転換

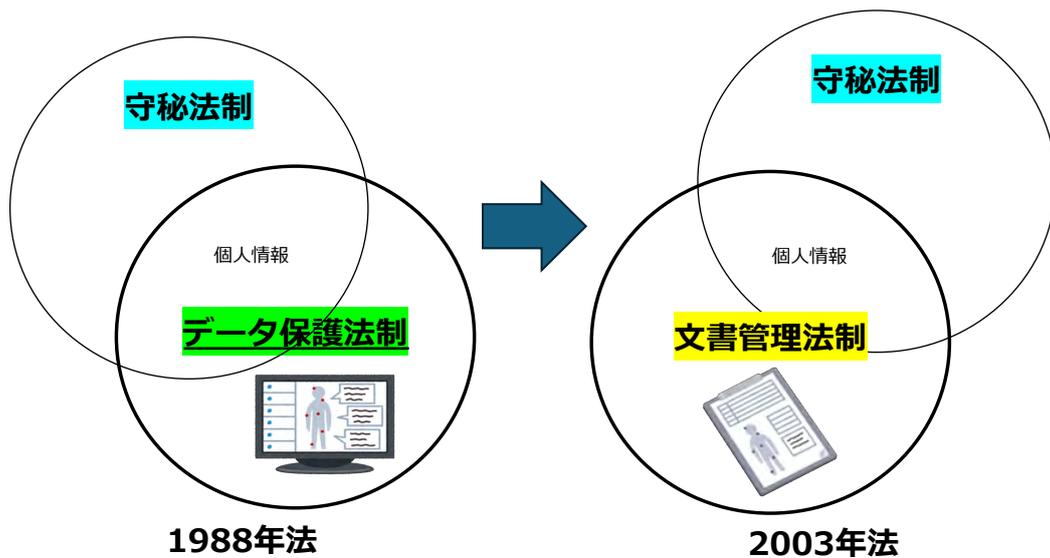


Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

71

71

2003年全面改正：データ保護法制から文書管理法制への転換



Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

72

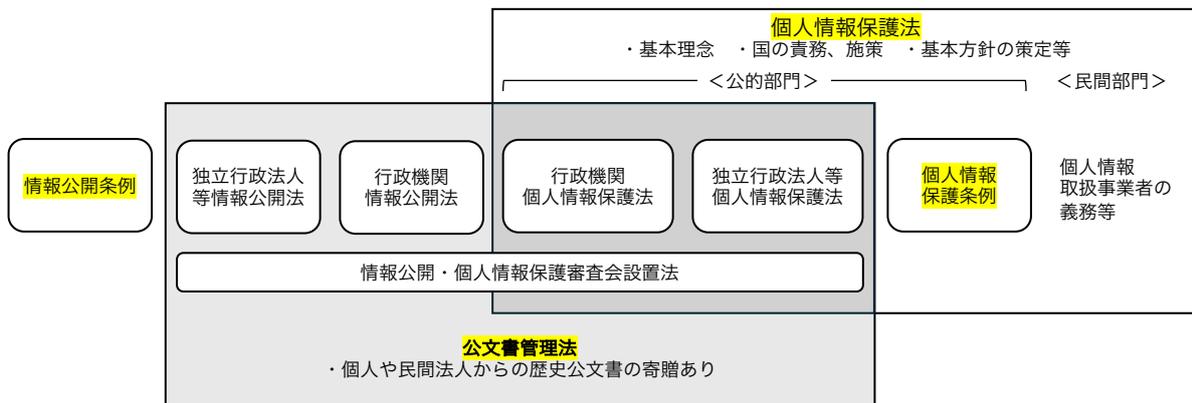
72

(1) 文書管理法制

73

情報公開法制・個人情報保護法制（2003年法）の体系イメージ

2003年改正では、公的部門の個人情報保護法を地方分権型のまま、公文書管理法や情報公開法と同じ文書管理法制に編入した体系に転換した。→今日のデジタル社会への対応が困難な遠因となっている。



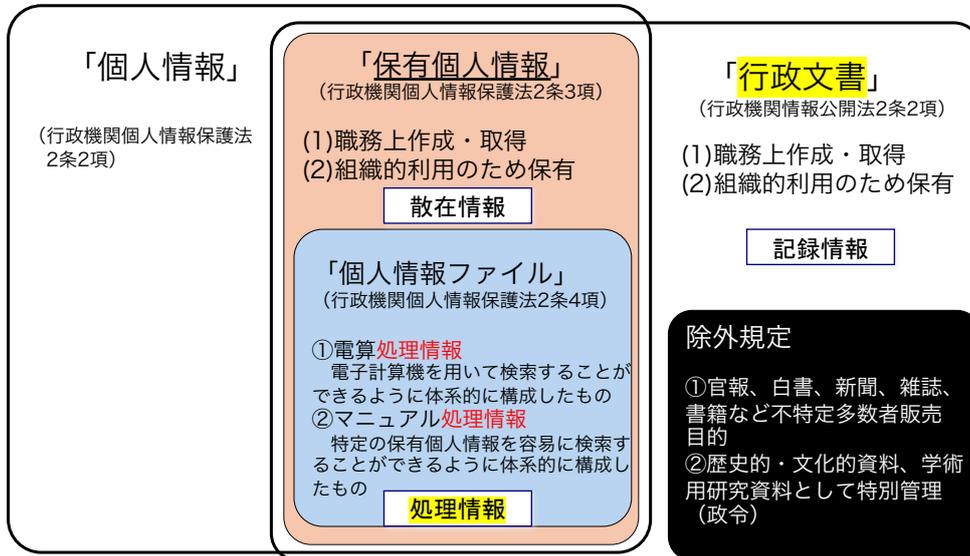
出典：『新基本法コンメンタール（別冊法学セミナーno.224）情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法』10頁（日本評論社, 2013）

74

74

対象情報を散在情報に拡大し文書管理法制として設計された「保有個人情報」

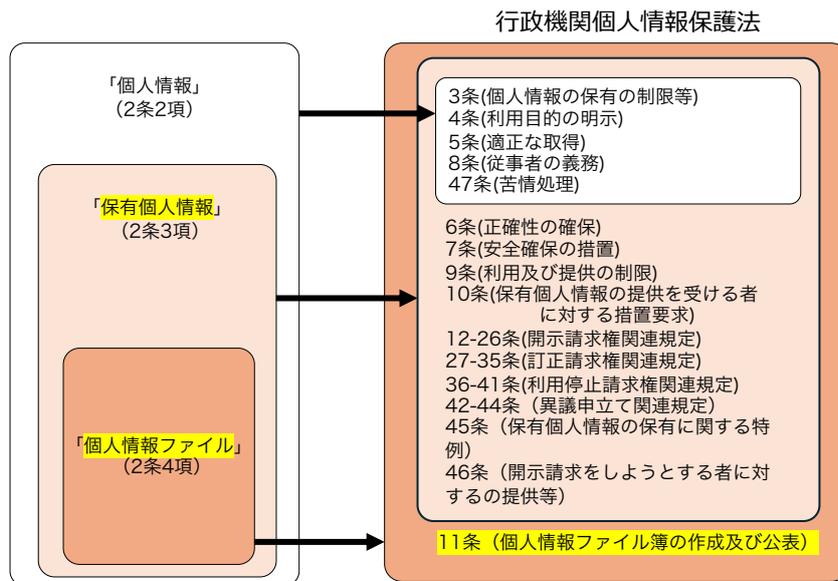
公的部門



75

75

対象情報と義務の関係：個人情報ファイル（処理情報）中心のデータ管理から文書管理に転換



76

76

個人情報保護法 2021(令和3)年法

(定義)

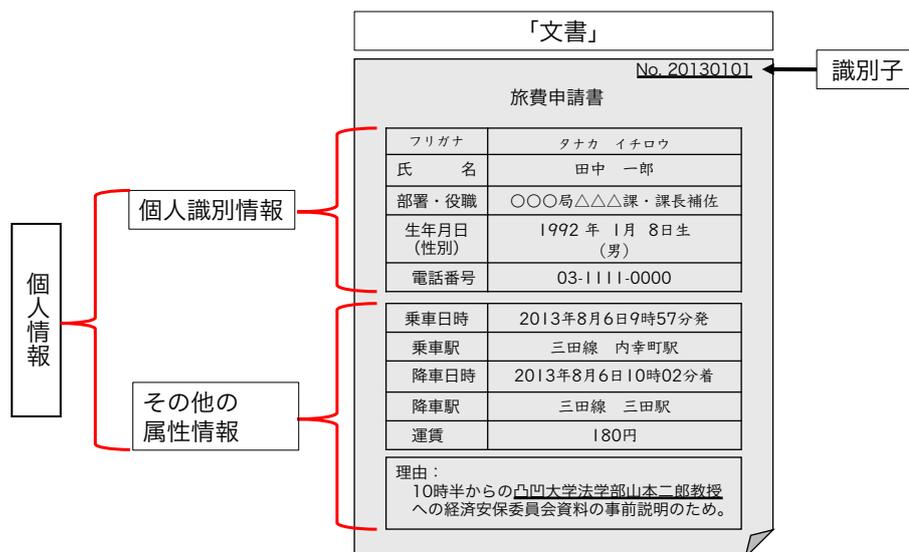
第六十条 この章及び第八章において「**保有個人情報**」とは、行政機関等の職員（・・・）が、職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書・・・、法人文書・・・又は地方公共団体等行政文書（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

* 対象情報を「行政文書等」に記録されているものに限るとした文書管理法制となっている。

77

77

図11 「文書」における個人識別情報とその他の属性情報

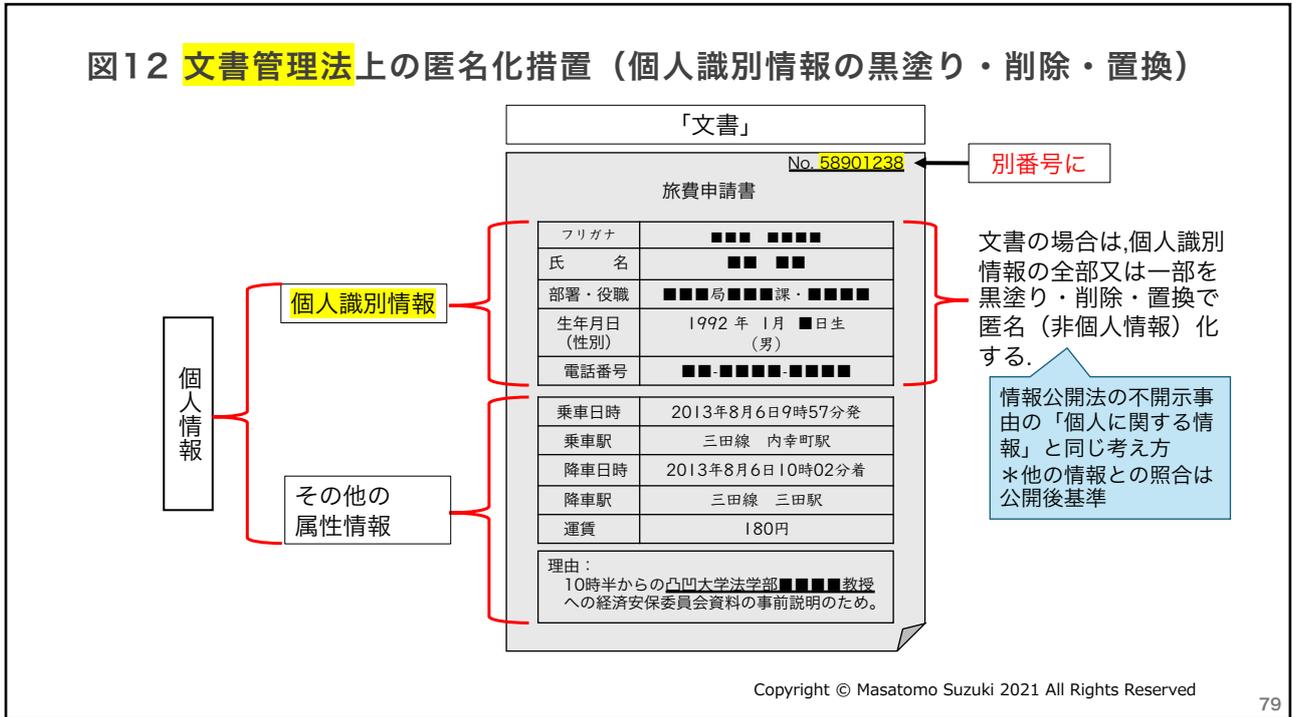


Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

78

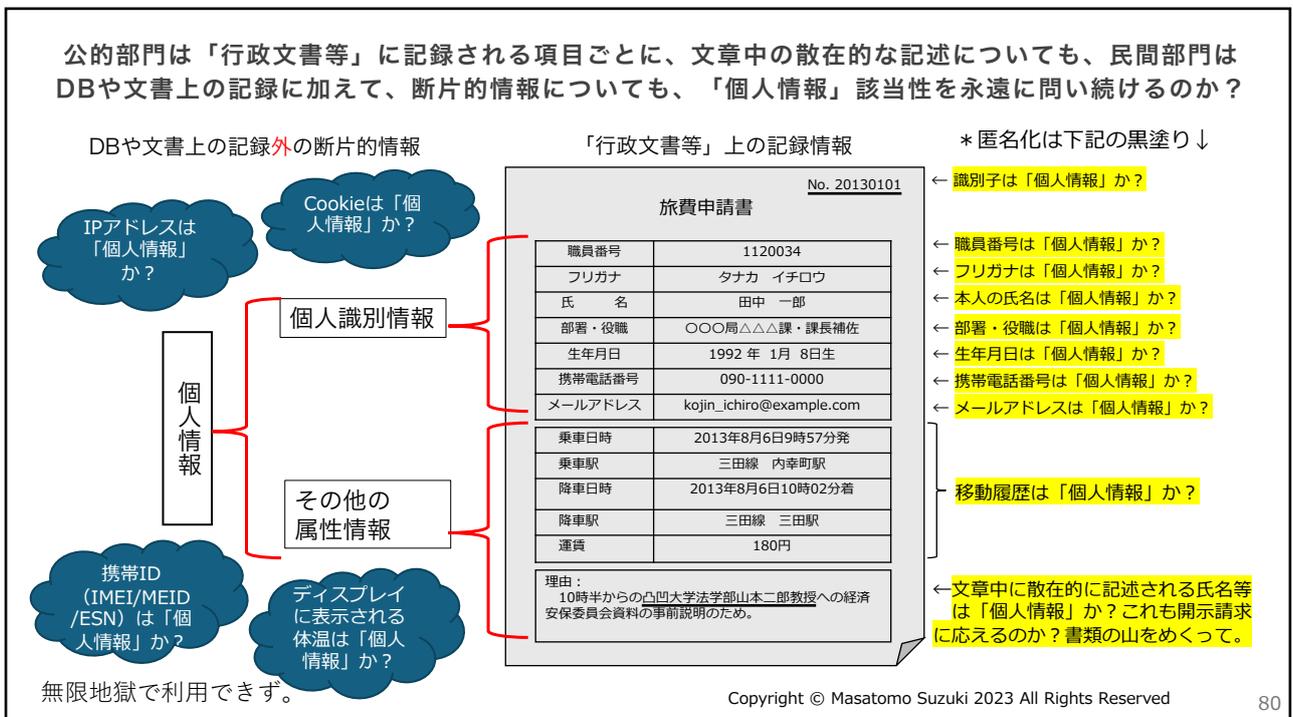
78

図12 文書管理法上の匿名化措置（個人識別情報の黒塗り・削除・置換）



79

公的部門は「行政文書等」に記録される項目ごとに、文章中の散在的な記述についても、民間部門はDBや文書上の記録に加えて、断片的情報についても、「個人情報」該当性を永遠に問い続けるのか？



80

医療等分野の**文書管理法制とデータ管理法制**：医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者に作成・保存が義務づけられている記録例（医療機関等（医療従事者を含む））1

（医療機関等（医療従事者を含む））

	記録文書名	根拠法
1. 病院・診療所	診療録	医師法第24条、歯科医師法第23条
	処方せん	医師法第22条、歯科医師法第21条、医療法施行規則第20条、第21条の5、第22条の3、第22条の7
	麻酔記録	医療法施行規則第1条の10
	助産録	保健師助産師看護師法第42条
	救急救命処置録	救急救命士法第46条
	照射録	診療放射線技師法第28条
	診療に関する諸記録	
	① 病院の場合処方せん（再掲）、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、入院診療計画書	医療法施行規則第20条
	② 地域医療支援病院及び特定機能病院の場合上記①に加え、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	医療法施行規則第21条の5、第22条の3
	③ 臨床研究中核病院の場合上記①に加え、研究対象者に対する医薬品等の投与及び診療により得られたデータその他の記録	医療法施行規則第22条の7

個人情報保護委員会「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表1を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo_guidance/

81

81

医療等分野の**文書管理法制とデータ管理法制**：医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者に作成・保存が義務づけられている記録例（医療機関等（医療従事者を含む））2

	記録文書名	根拠法
1. 病院・診療所	歯科衛生士業務記録	歯科衛生士法施行規則第18条
	歯科技工指示書	歯科技工士法第18条、第19条
2. 助産所	助産録	保健師助産師看護師法第42条
	処方せん（調剤した旨等の記入）	薬剤師法第26条、第27条
3. 薬局	調剤録	薬剤師法第28条
	委託検査管理台帳、検査結果報告台帳、苦情処理台帳	臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第16号、第12条の3
5. 指定訪問看護事業者	訪問看護計画書	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第1項
	訪問看護報告書	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第3項
6. 歯科技工所	歯科技工指示書	歯科技工士法第18条、第19条

個人情報保護委員会「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表1を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo_guidance/

82

82

医療等分野の文書管理法制とデータ管理法制：医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者に作成・保存が義務づけられている記録例（医療機関等（医療従事者を含む））3

（介護関係事業者）※保存が想定されている記録も含む

	記録文書名	根拠法
指定訪問介護事業者	居宅サービス計画（通称：ケアプラン）	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第16条
	サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）	同基準第19条
	訪問介護計画	同基準第24条第1項
	苦情の内容等の記録	同基準第36条第2項
指定通所介護事業者	居宅サービス計画（通称：ケアプラン）	同基準第105条（準用：第16条）
	サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）	同基準第105条（準用：第19条）
	通所介護計画	同基準第99条第1項
特別養護老人ホーム	苦情の内容等の記録	同基準第105条（準用：第36条第2項）
	行った具体的な処遇の内容等の記録	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第9条第2項第2号
	入所者の処遇に関する計画	同基準第14条第1項
	身体的拘束等に係る記録	同基準第15条第5項
	苦情の内容等の記録	同基準第29条第2項

個人情報保護委員会「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表1を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo_guidance/

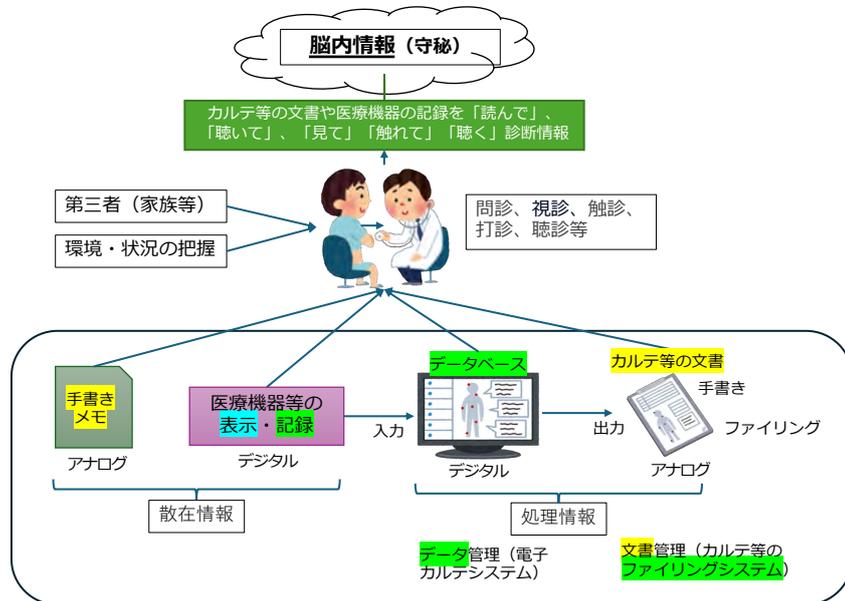
83

83

（2）守秘法制

84

守秘法制



Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

85

医療関係資格と守秘法制：医療関係資格、介護サービス従業者等に係る守秘義務等

資格名	根拠法
医師、歯科医師、薬剤師、助産師	刑法第134条第1項
保健師、看護師、准看護師	保健師助産師看護師法第42条の2
診療放射線技師	診療放射線技師法第29条
臨床検査技師、衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律第19条
理学療法士、作業療法士	理学療法士及び作業療法士法第16条
視能訓練士	視能訓練士法第19条
臨床工学技士	臨床工学技士法第40条
義肢装具士	義肢装具士法第40条
救急救命士	救急救命士法第47条
言語聴覚士	言語聴覚士法第44条
歯科衛生士	歯科衛生士法第13条の6
歯科技工士	歯科技工士法第20条の2
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条の2
柔道整復師	柔道整復師法第17条の2
精神保健福祉士	精神保健福祉士法第40条

個人情報保護委員会「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表4を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo_guidance/

86

86

【守秘義務に係る法令の規定例】

○刑法第134条

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

* 「医師」には歯科医師も含まれる（刑事訴訟法105条及び149条参照）

* 「正当な理由」：感染症法の医師の届出や児童虐待に係る通告（虐待通告）などがある。

○保健師助産師看護師法

第42条の2

保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。

第44条の4

第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

87

87

【守秘義務に係る法令の規定例】

○診療放射線技師法

（秘密を守る義務）

第29条

診療放射線技師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。診療放射線技師でなくなった後においても、同様とする。

第35条

第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

○臨床検査技師等に関する法律

（秘密を守る義務）

第19条

臨床検査技師は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。臨床検査技師でなくなった後においても、同様とする。

第23条

第十九条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

88

88

(3) データ保護法制

ケーススタディ2

記名式Suica履歴

89

Suica履歴データ無断提供事件

【事実の概要】

2013年、JR東日本株式会社（以下「JR東」という）がビッグデータビジネスのテストケースとして、Suicaデータベースから氏名や電話番号等を削除し、Suica IDを不可逆的な別番号に変換し置換するなどいわゆる匿名化措置を講じ、本人に無断で（第三者提供の本人同意またはオプトアウト手続を経ずに）、株式会社日立製作所（以下「日立」という）に販売し、利用者から批判を浴びた事件である。

日立はこのデータを駅ごとに統計化してマーケティングデータとして販売する予定であった。

当時多くのメディアは利用者の不安を考慮しない企業対応を批判したが、一部の研究者からはこの匿名化措置が不十分であって依然として「個人データ」（仮名データ）のままであり、第三者提供の制限に違反している点が問われたものである。

【論点】

- ① 仮名化（「仮名加工情報」）＝匿名化（「匿名加工情報」）か？
- ② 「個人情報」の定義における「他の情報と容易に照合」とは？
→提供元基準説・データセット照合と提供先基準説・モザイクアプローチ照合
- ③ なぜ提供元基準なのか？（←法目的から導かれる）

Copyright © Masatomo Suzuki 2021. All Rights Reserved

90

90

図1 記名式Suica履歴データ販売事業の全体概要

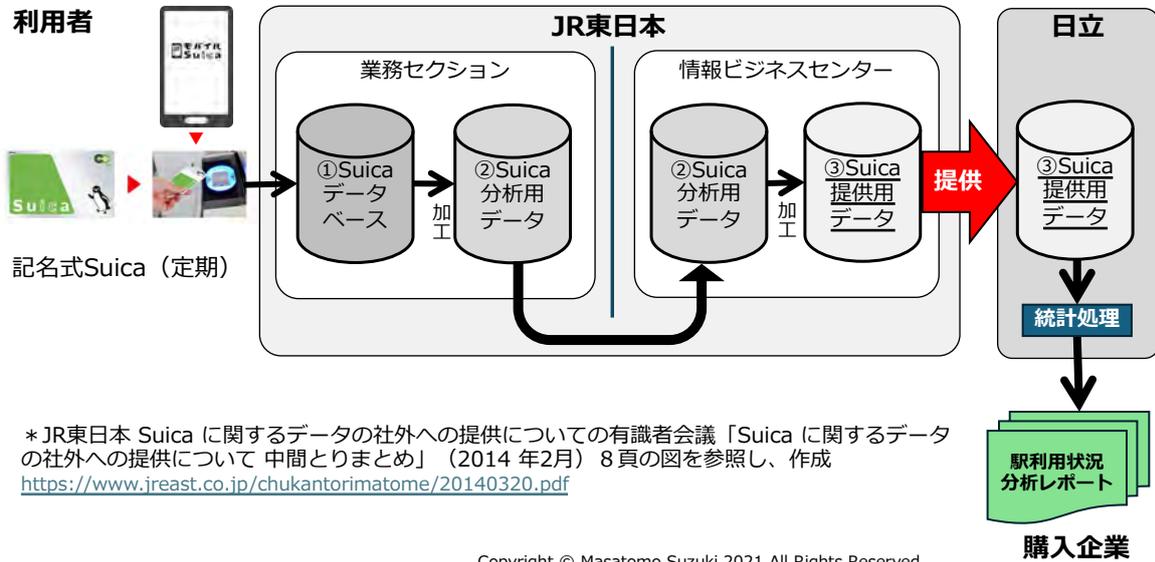
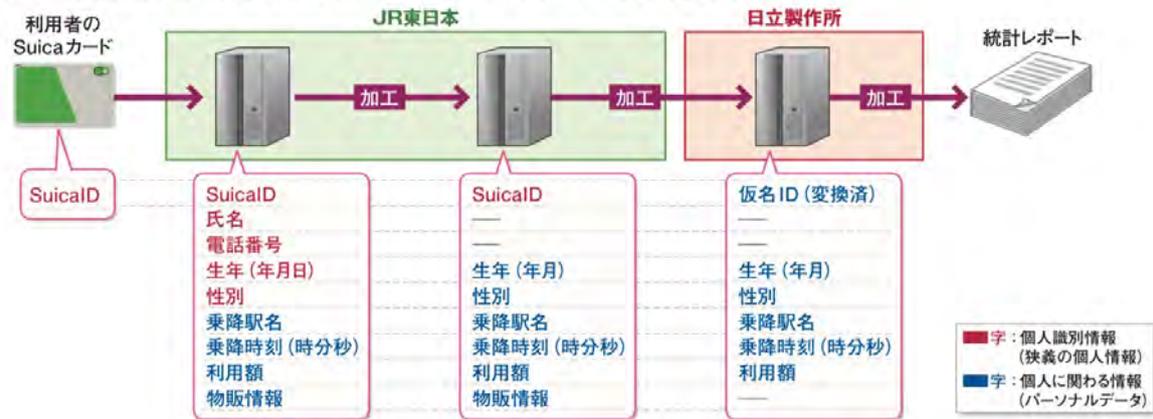


図3 JR東日本によるSuica乗降履歴の利活用スキーム

外部企業（日立製作所）に、匿名化処理を十分に施していない生データをそのまま渡していた



日経コンピュータ2013.10.17「Suica履歴販売の失策」28頁

図2 記名式Suicaデータベースから提供用データに至る加工遷移

①Suicaデータベース

Suica ID	氏名	フリガナ	TEL	生年月日	性別	乗降履歴データ						物販履歴データ	
						入札データ			出札データ				利用額
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

加工

②Suica分析用データベース

Suica ID	氏名	フリガナ	TEL	生年月	性別	乗降履歴データ						物販履歴データ	
						入札データ			出札データ				利用額
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
○	削除	削除	削除	日を削除	○	○	○	○	○	○	○	○	

加工

③Suica提供用データベース

Suica ID	氏名	フリガナ	TEL	生年月	性別	乗降履歴データ						物販履歴データ	
						入札データ			出札データ				利用額
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
別ID	削除	削除	削除	日を削除	○	○	○	○	○	○	削除	削除	

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

93

93

JR東日本記名式Suica履歴データ事件の問題点

1. 経営部門

鉄道事業において、硬券や磁気券からICカード利用への転換を図り、それによって蓄積されるようになったトランザクション・データの二次利用を企画し、いわゆるビッグデータビジネスへの展開を模索したことは、日本の人口減少に伴って本業の売上げが伸び悩む構造においては正しい挑戦であり、時代に対応した経営判断であったと思われる。

2. 法務部門

(1) 統計量にアウトプットすることによって、個人情報保護法の適用（「個人データ」保護の問題）を回避しプライバシーインパクトを最小化できると解したことは正しかった。

(2) 契約構成を委託モデルではなく第三者提供モデルとしたことは、利用者本人に対する契約当事者及び個人情報取扱事業者（Controller）として問題があった。自ら統計化して提供（販売）すれば適法であった。もし専門の技術がない場合は、統計処理を委託することができたほか、マーケティング用データの販売ルートの開拓が困難な場合は、営業販売を委託することもできた。

(3) 仮名化によって、非個人情報化（匿名化）できると誤解したこと、容易照合性の解釈を提供元基準ではなく提供先基準を採用したことは問題であった。仮名化では依然として「個人データ」であり、個人情報保護法が適用される。したがって、本人同意またはオプトアウト手続のいづれかをせずに第三者提供したことは違法であった。

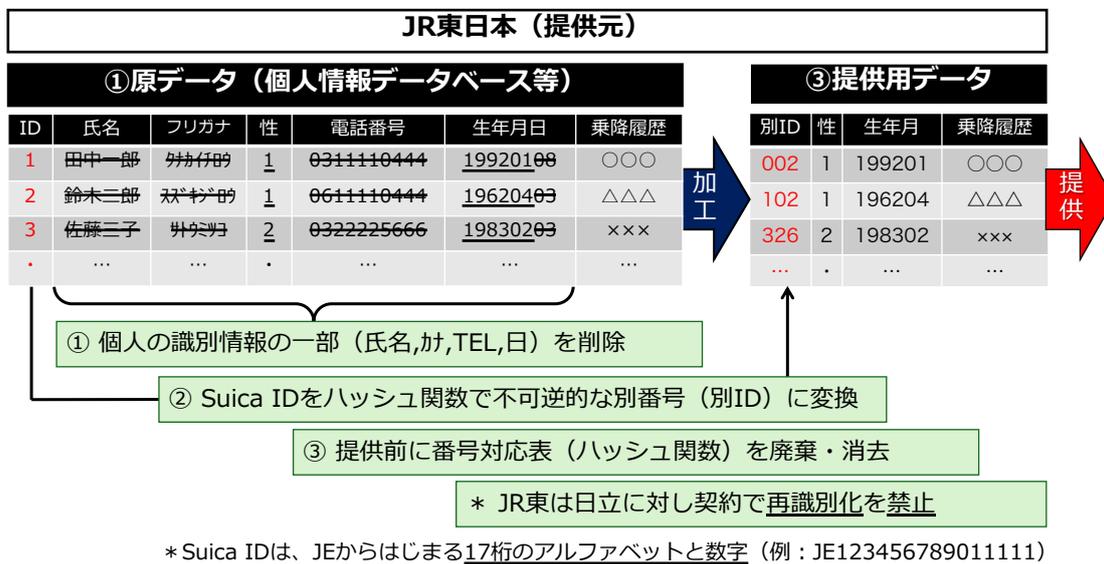
（この点を当時は、利用者への不安を惹起したこと、説明責任を果たしていなかったとして、法的責任ではなく道義的な問題又は解釈のグレーゾーンと理解したことは、JR東及び有識者委員会含めて問題であった。また、財界とメディアは適法意見が多数を占め道義的問題と理解した。）

Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

94

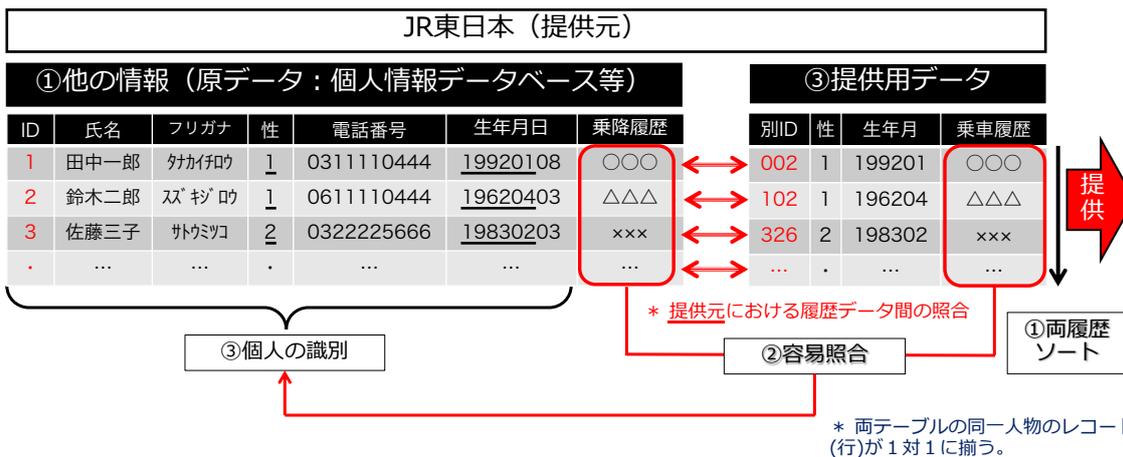
94

図3 記名式Suicaデータの匿名化の失敗例（仮名化した個人データ）



Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

図4 記名式Suica履歴データの（処理情報）の容易照合による個人識別



Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

図5 Suicaデータベースにおける乗降履歴データの識別機能

○ 乗降履歴のデータセット（推測）

回	入札 駅番号	ゲート 番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss	出札 駅番号	ゲート 番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss
1	0001	24	20130822072308	0005	08	20130822073525
2	0005	09	20130822084017	0122	12	20130822084848
3	0122	05	20130822161206	3029	01	20130822221551
・	・・・	・・・

- ① 同一Suicaで鉄道等を利用することにより、毎回上記のような履歴データが生成される（推測）。
 ＊記名式Suica（定期）は、本人確認を経て登録された同一の人物が所持し利用するもの。
- ② この履歴データが蓄積されるほどに、Suicaデータベースの全てのレコードは、それぞれがユニーク（悉皆的かつ唯一無二）な数値となる。要するに、乗降履歴データが、いわば個人識別子（ID）と同様の識別機能を有することになる（準識別子）。
 ＊例外は、登録購入したまま未使用の場合（履歴データが空白、本人への侵害もない）。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

97

97

民間部門（平成27年改正） **基本法**（令和3年改正）

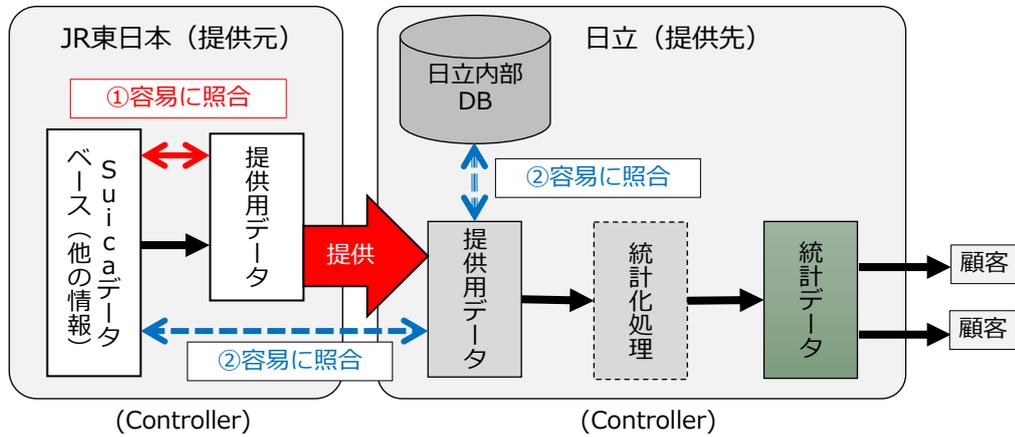
第2条（定義）：「個人情報」

- 1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（**文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）**
- 二 個人識別符号が含まれるもの

98

98

図6 記名式Suica履歴データ販売（第三者提供モデル）における
容易照合性：①提供元基準説と②提供先基準説



* JR東は「第三者提供」後は、個人データの取扱いに関して法的義務を負わず、日立の責任となる。ゆえに、提供前の本人の関与（同意、オプトアウト手続き）が規定されている。

図7 記名式Suica履歴データの第三者提供モデル（無断提供は違法）

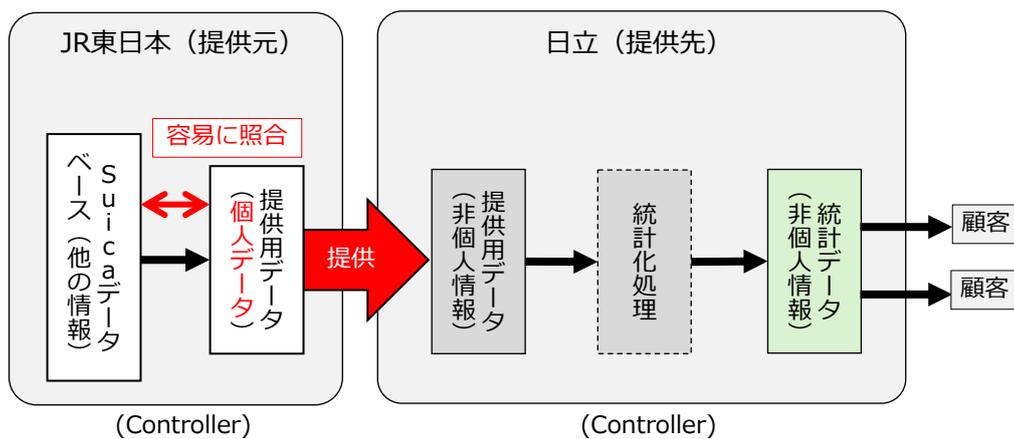
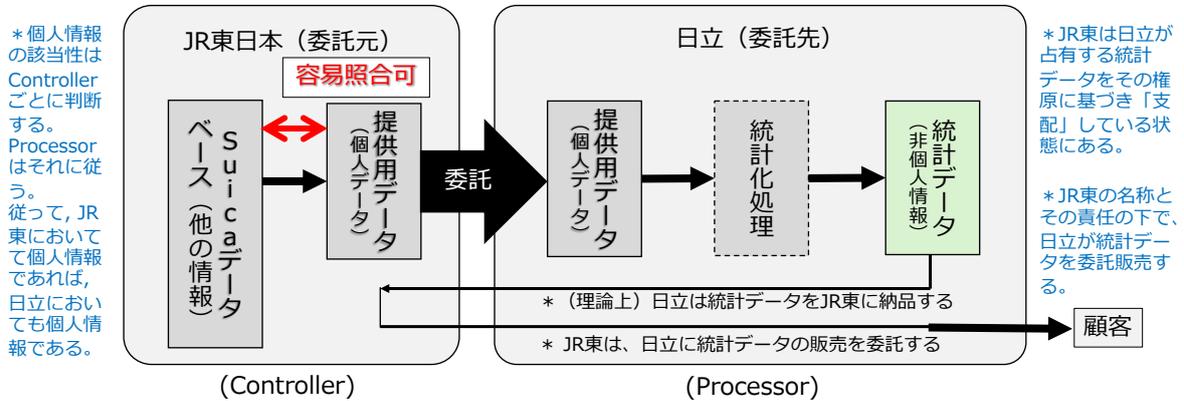


図8 記名式Suica履歴データの委託モデル (適法)



- ① 「委託」であれば、JR東は個人データを「委託先の監督」の下に本人同意なく日立に提供できる。
- ② 統計化は「利用目的の制限」を受けずに処理できる。
- ③ 統計化したデータは「個人データ」に該当せず自由に提供（販売、無償譲渡、公表）できる。
 * 統計データによっては個人を選別できず「個人の権利利益」を侵害しないからである。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

101

101

図9 記名式Suicaデータの匿名加工の失敗 (当初の処理)

Suicaデータベース						乗降履歴データ						物販履歴データ	
Suica ID	氏名	カガ	TEL	生年月日	性別	入札データ			出札データ				鉄道利用額
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
別ID	■	■	■	△	○	○	○	○	○	○	○	■	■

【当初の処理】

認識：「個人識別情報」=個人情報
 ↓
 処理：「個人識別情報」だけをk-匿名化などの手法で非個人情報化すればよいと誤解した。

「その他の属性情報」
 ↓
 移動・購買等の履歴情報は、「個人識別情報」を匿名化すれば生データのまま第三者提供可能と誤解した。

- * この加工処理は「匿名加工」ではなく「仮名加工」といい、非個人情報化はできていない状態である。
- * 情報航海プロジェクトの個人情報活用策のアイデアの1つもこれであった。
- * その後のEUや米国の対応と乖離した発想であり、その後の十分性認定や日米欧DFFTの障害となる。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

102

102

図10 記名式Suicaデータの匿名加工の失敗の原因

Suicaデータベース

Suica ID	氏名	フリガ	TEL	生年月日	性別	乗降履歴データ						物販履歴データ	
						入札データ			出札データ				鉄道利用額
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
別ID	■	■	■	▲	○	○	○	▲	○	○	▲	■	■

【当初の処理】

認識：「個人識別情報」=個人情報 「その他の属性情報」（移動履歴・購買履歴=生データのまま）
 処理：匿名化の対象をここに限定 原DBに容易に照合できる個人識別性のあるデータ (=準識別子)

* 文書における匿名化の影響 * 電算処理情報においては履歴情報が識別機能を有することがある。

【本来の処理】

認識：各レコードの全フィールドが属性データであり「個人に関する情報」（=個人データ）である。
 処理：全フィールドを対象にして匿名化する必要がある（→「匿名加工情報」）

* 電算処理情報の場合は「個人識別情報」と「その他の属性情報」に区分する意味がない。
 * 文書の場合は「個人識別情報」の全部又は一部を黒塗り・削除・置換で匿名（非個人情報）化できる。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved 103

103

5. 解決策

— 個人データ保護の「決定指向」利益モデルを採用した立法

104

法1条の「個人の権利利益」とは何か、理論的基礎を確立する。

1 個人データ保護の「決定指向」利益モデル

個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保こそが、法が保護する「個人の権利利益」の中核的要素であり、個人データは、評価の目的に「関連する」情報のみから構成されなければならない（データ品質の「関連性」原則【⇒p4 ②】）。安全管理や提供制限などのルールは、それを確保するための手段。

2 自己情報コントロール権ではなく、情報的他律からの自由

財産権モデルの本人同意原則から脱却し、「決定指向」利益モデルに原点回帰する。本人が自己の情報の流れを自己で決定するということではなく、個人データ処理に基づく他者による評価・決定が本人の自己決定を阻害し得ることに対して本人が防御する権利であるということ。

理論に基づいた立法的解決へ。

3 「医療仮名加工情報」制度の創設

「統制された非選別利用」【⇒p10 ③】を前提に、医療分野に限定して、仮名加工情報の提供制限を緩和する。データによる個人の選別を伴わない「非選別利用」を条件とし、提供の範囲を限定する「統制」を法定することにより、個人の権利利益を害さない範囲で、医療分野での仮名加工情報を用いたデータ分析を促進する。

4 個人情報保護法、次の3年ごとに見直しに向けて

公的部門では「個人情報ファイル」、民間部門では「個人情報データベース等」（個人データ）を中心とした規律であることを再確認し、個人データ処理（特に「データによる個人の選別」を伴う処理）の適切性確保のため、OECD 8原則7が求めるデータ品質の「関連性」原則を保障する規律を個人情報保護法に組み込む。

Now
現状

個人情報保護、何を保護するのか見失っている。

個人情報とは何か。氏名が個人情報なのか。なぜ保護するのか。OECD ガイドラインが求めているから？ 諸外国でも立法されているから？ そうした疑問を抱くのは自然なことでしょう。個人情報保護法が保護するのは「個人の権利利益」（第1条）とされていますが、具体的に何のことなのかはあまり明確にされていません。

個人情報（個人データ）とは、氏名など個人を識別するための部分のことではなく、氏名などで検索される一つの「個人に関する情報」（レコード）全体のことを指します。そこには、個人の評価に使われる可能性のある、属性情報や履歴情報が含まれているのが一般的です。単なる氏名のリストであっても、それが「〇〇講演会参加者名簿」であれば、それぞれの個人のレコードに「〇〇講演会参加者」との属性情報が含まれているのと同じです。

個人情報保護法では、**公開情報も対象**とされています。プライバシーではないはずなのに、なぜ保護するのか。決まりごとだから？ じつは、この法律が保護する「個人の権利利益」とは、プライバシーも含まれてはいるものの、そこだけではなく、むしろそれ以外のところこそ本来の趣旨があるのです。

GLOCOM
提言4頁

<https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540>

107

107

Now
現状

個人情報保護、何を保護するのか見失っている。

1970年代に欧米諸国から始まった個人データ保護法制は、コンピュータ処理によって顕在化し得る新たな個人への脅威に対処しようとするものでした。些細な情報でも、公開情報でも、個人の属性情報としてデータ化することで、個人に対する評価・決定に用いることができます。「〇〇講演会参加者」とのデータから人間性の傾向を推定され、統計的差別を受ける可能性があります。

OECD ガイドラインは、第2原則「データ品質の原則」8の前段で、個人データは利用目的に対して「関連する」ものであるべきと規定しています。例えば、求職者の採用選考に際して「〇〇講演会参加者」か否かの情報を個人データ化することは、この原則に反することになります。日頃の生活の記録から算出したスコアに基づき、飛行機の予約を制限するといった個人に対する評価・決定を行うことも、典型的な違反です。

日本ではこの50年、そうした問題事例が顕在化しなかったことから、個人データ保護法制の本来の趣旨を理解する機会がなかったのかもしれませんが、それが近年、Web サイトのアクセス履歴から就職活動の動向を推測する問題事例が現れ、ようやく、「**関連性**」原則の重要性が理解されつつあります。

GLOCOM
提言4頁

<https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540>

108

108

「データによる個人の選別」とは、 個人に対する評価・決定の体系的実施。

「選別」とは、A グループとB グループに仕分けること。個人に対する評価・決定を体系的に実施すると、限られたデータによる画一的な判断をもたらし、「関連性」のないデータを用いると、統計的差別を生むことがあります。

<https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540>

109

109

用語解説

個人に対する評価・決定

各個人に対して当該個人の個人データを基に何らかの評価をして何らかの決定をすること。統計量への集計の過程で一時的に各個人の評価データが生成されるに過ぎない場合のように、データ上の評価のみ行なって個人に対する決定に用いない場合は、これに該当しません。

なお、ここでいう「決定」は、GDPR 22 条の「自動決定」(automated individual decision-making)とは異なるもので、評価結果から個人に対する「決定」の間に人の判断を挟む場合も該当しますし、「重大な影響を及ぼす」(significantly affects) 場合に限られないものです。いかなる目的であれ、人をA グループとB グループに仕分けることが該当します。

GLOCOM
提言12頁

<https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540>

110

110

Then
課題

めざす未来と現行法のギャップ、どう解消する？

【問題】医療等データの分析のための二次利用ルール



Q1 統計量に集計して分析するだけでも本人同意が必要か？



A1 統制された非選別利用

電子化が進む医療機関の診療録。多数の患者の診断データを取り寄せ、統計量に集計して分析することによって、新しい治療薬の開発や診断機器の開発などに役立てられると期待されています。しかし、医療機関から製薬会社や診断機器メーカーに診療データを提供することは、氏名を削除して処理するにしても、個人データの第三者提供に該当し、事前の同意がある患者のデータしか集計できないという課題があります。

個人データ保護法⁴の趣旨からすれば、統計量に集計して用いる二次利用⁴は、個人に対する評価・決定に用いるものではありませんので、それ自体が個人の権利利益を害することにはならず、本人の同意がなくても許されてよいことといえます。ただ、無制限にデータが転々流通するような事態は防止するべきですので、適切なルールが必要です。そこで、「統制された非選別利用」を前提とした「医療仮名加工情報」の制度の創設を提案します。

GLOCOM
提言6頁

<https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540>

111

111

一般財団法人 情報法制研究所

JILIS

JILIS ジリスコンサルティング
CONSULTING

— 人間のすべての活動には
「情報」が介在している。

学政財官民を横断する情報交換と議論とネットワーキングの場を作りました！

112

「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に 向けた視点」に対する意見

国立研究開発法人産業技術総合研究所 高木浩光

2024年11月21日

目次

1. はじめに
2. 再検討視点への回答
 - 2.1. データ利用の適正性に対する本人関与による規律の実効性
 - 2.2. 直接的な影響が想定されない利用
 - 2.3. 第三者提供を原則禁止する仕組みの妥当性
 - 2.4. クラウド利用における義務を負うべき者の在り方
 - 2.5. 個人の権利利益の外延
 - 2.6. 情報の種類に起因する考慮要因
3. 再検討視点にない事項についての意見
4. 具体的な提案
 - 4.1. 個人情報ファイル概念を民間部門へ導入する
 - 4.2. 要配慮個人情報の規律を「取得」から「収集」に変更する

1. はじめに

本年6月に提出した「個人情報保護法3年ごと見直し令和6年に対する意見」¹（前回意見）に引き続き、今回の「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」について意見を述べる。本意見は、本制度の制定過程に関する文献調査を中心としたここ3年ほどの研究成果²に基づくものであり、本法の保護すべき個人の権利利益を、「個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保の利益」という核心的保護利益³（前回意見2.1節参照）と、それに伴う手段的保護利益⁴と、結果的に保護される副次的保護利益⁵に区分して把握することから導かれる意見である。

2. 再検討視点への回答

「（参考4）現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例」に挙げられた、1～6の視点（再検討視点）で示された問いかけに、以下、回答する。

2.1. データ利用の適正性に対する本人関与による規律の実効性

再検討視点の1は、「個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性」として、次の①から⑧の問いを投げかけている。

¹ 第289回個人情報保護委員会資料1-2

² 高木浩光「個人情報保護から個人データ保護へ(6)～(9)——法目的に基づく制度見直しの検討」情報法制研究12～14、16号（2022～2024）

³ 前掲注2、(9)97頁

⁴ 同(9)99頁。開示・訂正・利用停止を請求できる利益が含まれる。

⁵ 同(9)105頁。秘密保持の利益、勧誘拒否の利益、自己の情報を知る利益、私的領域保護の利益が含まれている。

- ① 自律的ガバナンス重視の現行制度は妥当か
- ② 本人関与の前提として本人が理解できる説明のあり方
- ③ 本人関与が期待できない子供データに補完的規制は必要か
- ④ 利用目的の変更として許容される範囲の精査が必要か
- ⑤ 取扱いの正当性を裏付ける基準の導入によるアプローチをどう考えるか
- ⑥ 本人に働きかけ影響を与える事業活動に利用目的規制や本人関与の強化は必要か
- ⑦ 配慮意思のない事業者の不適正取扱いを抑止・停止する措置は必要か
- ⑧ データ利用の適正性確保を超えた本人の能動的関与は必要か

これらの問いに端的に答えると、①妥当でない、②後述、③必要だが中間報告で予定されているものとは異なる、④必要ではないがそうする余地はある、⑤導入するべき、⑥必要、⑦必要、⑧必要でないか他の制度でカバーするべき——との回答になる。以下、これらの回答について具体的に説明する。

2.1.① 自律的ガバナンス重視の現行制度は妥当か

再検討視点1①は、データ利用の適正性確保のために自律的ガバナンスを重視する現行制度の考え方は引き続き妥当かと問うている。ここでいう「自律的ガバナンス」とは、利用目的の特定・通知・公表、目的外利用禁止の義務と、本人による関与・監視によって、改善が進むという「当事者間での自律的ガバナンス」を指している。

このような自律的ガバナンスは、昭和63年法で想定されていた保護利益の一部である「誤った又は不完全な情報によって自己に関し誤った判断がなされないこと」⁶を想定すると、「本人による関与・監視」が一定の役割を果たすと言える。しかし、本法が「データ利用の適正性」として想定すべき核心的保護利益「個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保の利益」が問題とするのは、そのような意味での「誤った判断」に限られない。

現行法が想定する「誤った情報」「誤った判断」は、事実との相違を指している⁷にすぎず、それゆえ、誤りであるか否かの決着は概ね当事者間で解決される。それに対して、「評価・決定の適切性確保」は、例えば、AIによる人事評価の適切性のよう、当事者間で決着し難い問題を含んでいる。特に、評価・決定の適切性確保のための主要な要件である「関連性 (relevancy)」の要件は、差別の防止 (公平性の確保) のための要件であり⁸、関連性要件の該当性判断は、当事者のみでは解決せず、高度に専門的な判断を要することがある。それゆえに関連性の判断を行う専門機関が必要と考えられたのが、データ保護法制が西側諸国で勃興した1970年代の欧州と米国の考え方⁹であり、個人情報保護委員会を設置する必要があった真の理由¹⁰もそこにある。

つまり、自律的ガバナンスだけでは真の課題は解決せず、個人情報保護委員会の介入が必要である。そして、そのために、データ品質の原則 (OECDガイドライン第2原則) の法制化が必要であ

⁶ 前回意見注48参照。

⁷ 現行法における「正確性」概念は、公的部門では「過去又は現在の事実と合致する」(65条)ことを求めているに過ぎず、民間部門ではデータ入力 of 誤りを想定している (ガイドライン通則編3-4-1) に過ぎない。

⁸ 前掲注2、(9)121頁

⁹ EUが十分に認定に際して独立データ保護機関の設置を求めていること、そして米国がそれを設置してこなかったことは、よく知られているが、実は、米国においても、1977年のPPSC (Privacy Protection Study Commission) レポート『Personal Privacy in an Information Society』は、「勧告(1)」として、収集する情報の適切性について「問題となっている項目が、それが使用される意思決定の状況において無関係 (irrelevant) か又は不要である (unnecessary) こと」(74頁)を判断する政府機関の必要性を提唱していた。

¹⁰ 漏えい報告を受け安全管理の指導をする程度であれば、所管する業界の事業者を監督する主務大臣制で足り、独立データ保護機関を設ける必要性がない。実際、平成15年法では、法の趣旨がその程度のもと考えられていたようである。

る。現行法は、第2原則の求める関連性、正確性、完全性、最新性のうち、狭義の正確性と最新性しかカバーしていない。関連性と、広義の正確性と、完全性（EU法では「十分性（adequacy）」が相当）をカバーする規律が必要である（後述⑤）。

もっとも、その場合でも、本人による関与・監視による自律的ガバナンスも引き続き重要な役割を果たしうる。すなわち、評価・決定の適切性に疑義がある場合、特に、関連性のないデータ項目による差別的効果（disparate impact）をもたらす決定（不公平な決定）が行われていることに疑いを抱いた本人は、本人開示の請求権を行使して、使用されているデータ項目の構成と内容を確認することができる。そして、データ品質の原則の関連性要件に反するデータ項目が使用されていることを確認できた際には、当該データ項目を消去するよう利用停止請求権を行使できるものとする（後述⑥）ことで、評価・決定の適切性確保の「自律的ガバナンス」も可能となる。

このように、データ保護法制は、独立データ保護機関の介入と本人関与の両面からなるガバナンスの仕組みと理解するべきである。

再検討視点1①は「利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリングを通じて規律されることについてどう考えるべきか」についても問うている。利用目的が公表されることは、本人関与がない場合でも、上記のように独立データ保護機関が介入する端緒となり得る。しかし、介入の必要性を把握できるためには、利用目的が公表されているだけでなく、決定の目的に対する関連性を判断できる程度に、決定の目的と、使用するデータ項目の一覧までもが公表される必要がある。

2.1.② 本人関与の前提として本人が理解できる説明のあり方

再検討視点1②は、①の自律的ガバナンスで期待される本人関与において、本人が理解できるための「利用目的や事業者におけるデータ処理の態様」の説明のあり方を問うている。その答えは、前記①の最後で述べた、「社会におけるモニタリングを通じて規律される」ために必要となることと同じく、「決定の目的に対する関連性を判断できる程度に、決定の目的と、使用するデータ項目の一覧までもが公表される」ことが必要である。

より正確に言えば、まず、利用目的は、個人に対する決定を伴うか否かの事実、決定を伴う場合はどのような決定の目的であるかを明らかにする必要がある。その上で、決定を伴う場合に限り、決定に使用するデータ項目の一覧を公表する必要がある。

さらには、決定のロジック（アルゴリズムとも呼ばれる）を公表することも考えられる¹¹が、民間部門において、それが営業上の秘密に当たる場合には、開示の強制は営業の自由を制約することになりかねないこと、また、開示させるにしても何を開示すれば足りるものとするのかなど、難しい面がある。OECDガイドラインの第7原則はロジックの開示を求めている。

なお、再検討視点の問いは「データ処理の態様」と表現しているが、これは、令和2年改正に際して「制度改正大綱」で「保有個人データに関する公表事項の充実」に、「個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項（政令事項）として追加」と記載されていた「データの処理の方法」と類似している。これを公表事項として追加する大綱の計画は、内閣法制局の予備審査の段階¹²で否定された経緯が

¹¹ EU法においては、少なくとも自動決定（GDPR 22条）の場合にはロジックの開示を求められる（GDPR 15条1項h号、データ保護指令12条a号）。

¹² 情報公開請求で開示された令和2年改正時の法制局審査資料（個人情報保護委員会に対して文書名「「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」（令和2年）の作成にあたり内閣法制局へ提出した資料及び内閣法制局における審議の議事録（用例集及び参照条文を除く）」で開示請求して開示された電子ファイルのファイル名「01 内閣法制局へ提出した資料」及び「02 内閣法制局における審議の議事録」）からその経緯を窺うことができる。その分析については、「高木浩光@自宅の日記：「不適正利用禁止」規定は立案段階で内閣法制局にどう捻じ曲げられたか」（2024年7月27日）〈<https://takagi-hiromitsu.jp/diary/20240727.html>〉参照。

あり¹³、実現しておらず、代わりにやむなく政令に加えられたのは、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」（現行施行令10条1号）であった。安全管理措置の内容を説明することは、本人関与による「自律的ガバナンス」のために必要なことではない。それ以外の観点からしても「安全管理のために講じた措置」を公表することは無益であり、現に形骸化しており、事業者に虚無の手間をかけさせている。この政令の規定は、大綱から逸脱した立法の過誤であり、廃止すべきものである。

また、再検討視点1②の問いは、「ダークパターンをめぐる論点を含む」としているが、ダークパターンは本人同意に依拠したガバナンスを前提とした際に問題となるものであり、再検討視点1では本人同意を前提とした規律を論じていないので、あまり関係しないものと思われる。

2.1.③ 本人関与が期待できない子供データに補完的規制は必要か

再検討視点1③は、本人関与（これには上記の開示等の他に本人同意が含まれる）が必ずしも期待できない、子供を本人とする個人データ（子供データ）について、「その足らざる部分を補完する仕組みの導入は必要か」と問うている。その答えは、本人関与の機会がなければ法の目的を達成できないような個人データの処理は完全に禁止することである。

前記①②で述べた、本人関与による「自律的ガバナンス」は子供データについては働かないとしても、前記①で述べた独立データ保護機関の介入によるガバナンスに期待される。そのことからすれば、介入の対象として子供データの処理を重点的に監視監督することや、①②の規律の導入が政治的に短期では容易でない場合に、子供データに限って先行して①②の規律を導入することが考えられる。特に子供データを扱うことの多い地方公共団体を中心とした公的部門について、特定個人情報保護評価と同様に①②の規律を導入してはどうか。

なお、上記の「本人関与の機会がなければ……ような……利用は完全に禁止」は、許されるべき必要な個人データの処理を不可能にするものではない。現行法において、本人同意を要する処理が禁止となるが、それは、本人同意を要する現行法の規定が過剰規制なのであって、そこから是正すべきことである（後述2.2節、2.3節、2.6節）¹⁴。

一方、6月の中間整理は、「利用停止請求権の拡張」として、子供を本人とする保有個人データについて「他の保有個人データ以上に柔軟に事後的な利用停止を認める」ことを検討するとされているが、理論的裏付けのない安易な規制の段階付けを持ち込むべきでない。

2.1.④ 利用目的の変更として許容される範囲の精査が必要か

再検討視点1④は、データ利用の適正性の観点で、「関連性を有すると合理的に認められる範囲」における利用目的の変更（17条2項）として許容される範囲について見直しの可能性があるかを問うているが、なぜその必要性があるとされているのかは明らかでない。

一般に、データの適切性はその決定の目的に照らして定まるものであることから、異なる決定の目的に流用されれば、データの適切性が損なわれる蓋然性が高い。それゆえに、目的外利用が禁止されるわけであるが、二次利用の際に改めて新しい決定の目的に照らしてデータの適切性が判断され、適切性を欠くデータ項目が排除されるならば、そのような二次利用は許されるとも言い得る。しかし、それは、元の利用目的と「関連性を有する」ということではない。

17条2項の規定は、変更後の利用目的の変更前の利用目的との「関連性」を問うものであるが、

¹³ 第8回法制局参事官審査録において、「本件で果たしたい「透明性の確保」については、現行法第15条の解釈で対応できるのではないか。同条の運用の問題であって、それ以上に規制を設ける必要性はあるのか。」と否定されている。

¹⁴ EU法では、自動決定（GDPRでは22条、データ保護指令では15条）が、明示的な同意を要することについて子供データで特に問題となるが、OECDガイドラインを基礎とする日本法では現在のところ自動決定の規律を導入する予定がない。

データ品質の原則の観点では、変更後の利用目的との「関連性」が求められるのはデータ項目である。変更後の利用目的が変更前の利用目的に「関連性」があるからといって、変更前の利用目的で構成したデータ項目が変更後の利用目的に「関連性」があるとは限らない。

他方、二次利用の目的が決定を伴わないものである場合には、核心的保護利益の観点からは、二次利用を制限する理由はない（後述2.2節）。

2.1.⑤ 取扱いの正当性を裏付ける基準の導入によるアプローチをどう考えるか

再検討視点1⑤は、本人関与による規律に依存しない（個人データ利用の適正性を担保する）方法として、取扱いの正当性を裏付ける基準を導入するアプローチの是非を問うている。その答えは、前記①で述べたとおり、データ品質の原則（特に関連性の要件）がその基準である。

なお、現行法の不適正利用禁止の規定（19条）は、その基準となり得ない。なぜなら、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」という基準は、核心的保護利益「個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保の利益」と何ら関係がないからである。

この19条の規定は、本来は、令和2年改正の「制度改正大綱」では、「適正な利用義務の明確化」として、「昨今の急速なデータ分析技術の向上等を背景に、潜在的に個人の権利利益の侵害につながるものが懸念される個人情報利用の形態がみられるようになり……」との課題認識の下に計画されていた。それが、内閣法制局の予備審査の段階（前掲注12）で、「不正利用の禁止」に変更させられた経緯がある¹⁵。さらに、「規範の明確性に欠ける」として、「違反となるものについての基準を明確に規定するべきであり、禁止する行為を具体的に列挙すべき」との指摘¹⁶を受け、前例のある基準として、施行令5条の「保有個人データから除外されるもの」（開示等請求権からの除外）を列挙した2号「当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの。」を借用して規定されたもの¹⁷である。この前例の趣旨は、開示等請求において「存否が明らかになること」によって生じ得る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれ」に着目したものであり、本来、個人データの利用の適正性の基準とは何らのつながりもない。

この大綱での「データ分析技術の向上等を背景に」との趣旨は、いわゆるプロファイリングの問題に対処しようとしたものであった¹⁸が、令和2年改正の時点では、どのようなプロファイリングが禁止されるべきで、どのようなプロファイリングなら許されるべきか、その基準（プロファイリングの是非の基準）を示すことが、本邦においては筆者を含め誰にもできていなかった。それゆえに、立案が迷走したことはやむを得なかったといえるだろう。

それが、その後の研究の進展により、プロファイリングの是非の基準は、1980年の時点で既に、OECDガイドライン第2原則のデータ品質の原則（特に関連性の要件）に組み込まれていたことが判明した。したがって、この原則こそが（データ利用の適正性確保における）「取扱いの正当性を裏付ける基準」となる。

¹⁵ 第14-3回法制局参事官審査録において、「適正な取扱いのための行為規制であれば、行為規制とすべきではないか。それであれば、利用制限を行うのではないか。不正利用の禁止など。」と指摘され、「何をもって不正であるとするのが難しいと考えている。」と返したものの、「破産者マップの件は事例として使える。しかし、リクナビの件は立法事実としては微妙。」などと指摘され、元々の「データ分析技術の向上等を背景に」との趣旨は霧散してしまった。

¹⁶ 第25回法制局参事官審査録

¹⁷ 個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）説明資料 令和元年11月28日」の「不適正な方法による個人情報の利用の禁止（新設）」の節は、施行令のこの規定（当時は4条2号）を参考として挙げて説明している。

¹⁸ 国会会議録第201回国会衆議院予算委員会第一分科会第1号（令和2年2月25日）における其田政府参考人の答弁は、プロファイリングへの3つの対策の一つとして、不適正利用禁止の規定を挙げている。

2.1.⑥ 本人に働きかけ影響を与える事業活動に利用目的規制や本人関与の強化は必要か

再検討視点1⑥は、「プロファイリングなどデータ処理結果を使用して本人に働きかける事業活動であって、本人の権利利益に相当な影響を与え得るもの」について、典型的な利用目的規制が必要かと問うている。その答えは、利用目的それ自体を典型的に禁止することは必要ではなく、また、そのような類型の該当基準を定めることは困難と思われ¹⁹、禁止すべきは、目的ではなく、決定の目的に関連性のないデータ項目を用いることである。

また、再検討視点1⑥は、「本人の関与の強化」が必要かを問うている。その答えは、前記①で述べたとおり、本人開示によりデータ品質の原則の関連性要件に反するデータ項目が使用されていることを確認できた際に、当該データ項目を消去するよう利用停止請求権を行使できるものとする必要がある。

2.1.⑦ 配慮意思のない事業者の不適正取扱いを抑止・停止する措置は必要か

再検討視点1⑦は、データ利用の適正性確保の観点で、本人関与による改善が期待できない、もとより改善の意思のない事業者について、本人関与とは異なる措置により「不適正な取扱いを抑止・停止する」ことが必要かを問うている。その答えは、前記①で答えた「独立データ保護機関の介入と本人関与の両面からなるガバナンスの仕組み」のとおりであり、本人関与で改善されない場合には、独立データ保護機関の介入で対処する必要がある、「評価・決定の適切性確保」がなされていない場合について、指導・勧告・命令を可能とする制度が必要である。

2.1.⑧ データ利用の適正性確保を超えた本人の能動的関与は必要か

再検討視点1⑧は、「データ利用の適正性の確保を超えて」、本人が何らかの見地から自身のデータの取扱いに能動的に関与する仕組みとして、開示請求、利用停止、データポータビリティの導入の是非を問うている。その答えは、以下のとおりである。

個人情報保護法の開示請求権は、第一義的には、「データ利用の適正性の確保」のために訂正請求や利用停止請求を行う際の準備を可能にするものとして用意された制度であるが、副次的保護利益（前掲注5）としての「自己の情報を知る利益」をカバーする意義も併存しているといえる。例えば、医療分野において、患者が自身の診療録の開示を医療機関に求めることは、診療録の内容が適切かを確認するという趣旨（核心的保護利益のための開示の趣旨）を超えた「自己の情報を知る」ことそれ自体の意義があると考えられ、他の制度でカバーすべきものかもしれないところ、日本法では現在のところ、個人情報保護法の開示請求権がカバーしている。個人情報保護法では死者の診療録が開示対象とならないことがしばしば問題となるが、その必要性があれば、個人情報保護法ではなく他の制度でカバーするべきではないか²⁰。

同様に、データポータビリティについても、個人情報保護法でカバーする必要はなく、他の制度でカバーすればよいと考える。

利用停止については、「データ利用の適正性の確保を超えて」のものとしては、副次的保護利益としての勧誘拒否の利益（ダイレクトメール等の送付等を拒否できる利益）があり得る。EU法はこれをカバーしているが、日本法は長らくそれを保護利益としているのか定かではなかったが、令和2年改正で、利用停止請求権の行使を可能とする要件を緩和する際に、ダイレクトメールの送付停

¹⁹ OECDガイドラインの立案過程においても、専門家部会の終盤で、部会事務局から、利用目的自体を制限するべきではないかとの提案があったが、基準は定まらないとして、却下されている。

²⁰ 英国法では、Data Protection ActとAccess to Health Records Actの双方でカバーしており、死者の記録については後者で対応している（前掲注2、(9)109頁）。

止や電話勧誘の停止を可能にするものとされた²¹ことから、日本法はこの利益を保護対象としているようである。現行法は、これを「利用する必要がなくなった場合」に位置付けているが、より直接的に勧誘拒否を実現する改正に向かう道もあり得ると思うが、あまり重要ではないと考える。

2.1.⑨ 小括

以上の「1.本人関与による規律の実効性」への回答は、主要なところは、次のようにまとめられる。

自律的ガバナンスを重視する現行制度の考え方は、保護すべき個人の権利利益を「誤った又は不完全な情報によって自己に関し誤った判断がなされないこと」と想定すれば、開示・訂正の請求という本人関与の仕組みで改善が進むものであった。しかし、本法が保護すべき個人の権利利益は、OECDガイドラインの成り立ちを踏まえれば、それに限られず、「評価・決定の適切性確保」まで含めるべきであり、その適切性確保のための主要な要件である「関連性 (relevancy)」の要件は、当事者間のみでは解決が難しいため、個人情報保護委員会による介入が必要である。OECDガイドラインを含む「データ保護」の制度は、独立データ保護機関による介入と本人関与の両面からなるガバナンスの仕組みである (①の回答)。

「評価・決定の適切性確保」の「適切性」の基準として、データ品質の原則 (OECDガイドライン第2原則) の法制化が必要である。現行法は、第2原則の求める関連性、正確性、完全性、最新性のうち、狭義の正確性と最新性しかカバーしていない。関連性と、広義の正確性と、完全性 (EU法では「十分性 (adequacy)」が相当) をカバーする規律が必要である (①⑤の回答)。

本人関与の観点からは、「評価・決定の適切性確保」のためには、本人が理解できる説明が必要であり、具体的には、利用目的は、個人に対する決定を伴うか否かの事実、決定を伴う場合はどのような決定の目的であるかを明らかにする必要があり、決定を伴う場合に限り、決定に使用するデータ項目の一覧を公表する必要がある (②の回答)。

また、本人関与の手段として、誤りや不適切な評価・決定がなされている場合の訂正請求だけでなく、関連性のないデータ項目による決定がなされている場合の利用停止請求を認める必要がある (①⑥の回答)。

改善の意思のない事業者について本人関与による規律が期待できない場合には、独立データ保護機関 (個人情報保護委員会) による介入により解決するべきであり、「評価・決定の適切性確保」がなされていない場合について、指導・勧告・命令を可能とする制度が必要である (⑦の回答)。

子供を本人とする個人データについては、本人関与による規律が期待できないので、独立データ保護機関 (個人情報保護委員会) による介入が特に重要となるのであり、介入の対象として子供データの処理を重点的に監視監督することなどの運用が求められる (③の回答)。

2.2. 直接的な影響が想定されない利用

再検討視点2は、「個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方」として、次の①と②の問いを投げかけている。

- ① 本人関与は影響が具体的に見込まれる場合に必要とされるのではないか
- ② 統計利用など分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合に本人関与は求められるか

この問いに端的に答えると、①然り、②求められない——との回答になる。以下、これらの回

²¹ ガイドライン通則編3-8-5-1「利用停止等の要件」中の「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められると考えられる事例」に示された事例1及び事例2。

答について具体的に説明する。

2.2.① 本人関与は影響が具体的に見込まれる場合に必要とされるのではないか

「本人関与」には、開示・訂正・利用停止（開示等）と、本人同意の2つがある。開示等については、前記2.1節で述べたように、その趣旨は、「データ利用の適正性確保」、すなわち「個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保」のための、「自律的ガバナンス」の一環である。したがって、個人に対する決定を伴う利用がなされないことが保証されている状況、すなわち、本人への影響が具体的に見込まれる状況でない場合では、開示等の仕組みは必要でない。

本人同意については、日本法では、同意による規律は、第三者提供時の同意、目的外利用時の同意、要配慮個人情報取得時の同意の場面に現れるところ、これらの行為のその先で起きること、すなわち、第三者提供された先でどう利用されるか、目的外利用される先でどう利用されるか、要配慮個人情報が取得された先でどう利用されるかは、一般には不確かであり、「本人への影響が具体的に見込まれる状況でない場合」か否かは不明の状況である。これらの同意による規律は、それらが不明であるがゆえに、同意なしには認めない規制が課されているわけであるが、本人の立場からしてみれば、同意した結果どうなるのか見通しが不明の中で、同意するか否かの選択を迫られても判断のしようがないという問題がかねて存在する。

逆に、第三者提供された先、目的外利用される先、要配慮個人情報が取得された先で、本人への影響が具体的に見込まれないことが保証されるのであれば、提供されても、目的外利用されても、取得されても、「データ利用の適正性確保」の観点で問題がないと言うことが可能で、そのような場合では、もはや本人同意は必要でない。

2.2.② 統計利用など分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合に本人関与は求められるか

統計利用など分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合は、本人への影響が具体的に見込まれる状況でない場合に当たり、「データ利用の適正性確保」の観点からは、問題がないため、本人関与は必要でない。

ただし、たとえ安全管理措置として仮名化を施すにしても、漏えい事故が発生する可能性はゼロではないことから、「本人への影響」は「具体的に見込まれる」わけではないものの、漏えいの可能性という意味で「本人への影響」は「生じ得る」。そのことから、漏えい事故が発生した場合の被害が極めて甚大である場合（例えば、一生分に渡るような長期間の医療・健康データが仮名化されているとはいえ集中的に蓄積されるような場合）について、本人同意を求めるかあるいはオプトアウト機会を用意するという「本人関与」の余地を与えることも考えられる。

2.3. 第三者提供を原則禁止する仕組みの妥当性

再検討視点3は、「第三者提供を禁止する必要のない類型はあるか」として、①提供先における利用目的が個人への影響を伴わない一般的・汎用的分析に限定される場合、②本人にとって提供時の認識に照らし当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇が想定されない場合、③利用目的の継承などを通じ当該第三者への提供後も提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合が挙げられている。

①については、前回意見で「1.2 統計量への集計」の節で述べたとおりであり、日本法の民間部門はそれを許さない点で過剰規制となっている。「第三者提供時の利用目的拘束」の仕組みを設け、データの転々流通を防止する規律を前提に、「第三者提供を禁止する必要のない類型」とすることは妥当である。この場合、本人への影響を伴わないことを保証するために、仮名化した

個人データを用いることと、個人に対する決定に用いること（決定利用）を禁止する²²必要がある²³。²⁴

②については、前回意見で「1.1 目的内の提供」の節で述べたとおりであり、目的外での提供だけでなく目的内での提供をも本人同意を原則とする日本法の民間部門の規律は過剰規制となっている。日本法の民間部門がそのような規律とせざるを得なかったのは、平成15年法の立法時に、急激な新規制の導入に伴う事業者への配慮として、利用目的を特定する義務を、大まかな特定で構わないとされた結果、その代わりに第三者提供を原則禁止とせざるを得なかったものである。したがって、「利用目的の特定」を十分に詳細なものとし、「第三者提供時の利用目的拘束」の仕組みを設けることを前提に、EU法でいうところの「契約の履行」に基づく場合に相当するような、「提供を当然のものと思うなど躊躇が想定されない場合」といえるだけの限定された特定の利用目的の場合に限って、「第三者提供を禁止する必要のない類型」とすることは妥当である。

③については、「利用目的の継承」は上記の「利用目的拘束」と同じ意味と思われるところ、「提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる」ためには、何をもって「本人の権利利益の保護」が図られているといえるかを明確にする必要がある。この点も、前回意見で「1.1 目的内の提供」の節で述べたとおりであり、今回の再検討視点でいえば、1⑤「取扱いの正当性を裏付ける基準の導入」がそれに当たる。

2.4. クラウド利用における義務を負うべき者の在り方

再検討視点4は、個人情報取扱事業者がクラウド利用など「第三者に依存するケースが拡大」していることに鑑み、本人に対して責任を負う個人情報取扱事業者が委託先の監督を通じて安全確保の義務を果たすことになっている現行の規律は妥当かと問うている。これには複数の問題が混在しているので、問題を切り分けて検討することが肝要である。

第1の問題は、クラウドが、IaaSやPaaSである場合などのように、個人データ処理を行わないものとなっている場合（ガイドラインQ&A 7-53でいう「個人データを取り扱わないこととなっている場合」）に、クラウドに起因して漏えい事故が発生する事態への責任の問題。

第2の問題は、クラウドが、個人データ処理を行うSaaSである場合に、クラウドに起因して漏えい事故が発生する事態への責任の問題。

第3の問題は、クラウドが、個人データ処理を行うSaaSである場合に、当該SaaSの機能が、前記2.1節の「データ利用の適正性」の観点で不適切な決定を生じさせるものである場合の責任の問題。

いずれの問題も、本来的にはそのようなサービスを利用することを選択した者に責任があることになるが、第1の問題は、個人データ処理の委託にも当たらないので、当該クラウドサービスの責任を問えない点、第2の問題は、個人データ処理の委託にあたり、委託先の監督義務が課されるものの、実質的に、クラウド事業者の方が事業を主体的に行なっていて、利用者が安全管理措置

²² 現行法の匿名加工情報や仮名加工情報の規定に見られる再識別の禁止とは異なる点に注意。仮名化された個人データの複数を突合して分析することは、現行法の仮名加工情報の再識別禁止規定に違反するが、必要な禁止は「決定利用」の禁止であって、突合は許されてよい。現行法の仮名加工情報は第三者提供を予定していないため、両者に違いがなかったが、統計量への集計を前提に第三者提供を許す場合には、両者に違いが現れる。

²³ EU法においても、EHDSは二次利用について決定（decisions）利用を禁止しているし、GDPR 89条に基づいて統計目的で処理する場合のセーフガードとして各国法で定められた規定においても、決定（decisions）利用が禁止されている。

²⁴ 令和2年改正で導入された学術研究の例外は、「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く」としているが、それを具体化すると、決定利用を禁止すべきということになる。学術研究の例外を踏まえた各種の研究倫理指針の自主規制は、決定利用の禁止を規定することによって、本人関与を要しない規律とすることができる。

の監督をすることが現実的でない点、第3の問題は、「データ利用の適正性」の観点で不適切な決定を生じさせるSaaSの機能について利用者が監督する制度にはなっていない点が、課題として論点となる。さらには、第3の問題の発展形として、クラウド利用ではなく、提供されるソフトウェア製品を自ら利用する場合に生じる同種の問題（第4の問題）も検討する余地があろう。

ここでは、執筆時間の都合で、これらに対する答えを示すことができないが、第3と第4の問題は、昨今のAI規制とも共通する課題であるので、その観点で検討を進めることが肝要である。

2.5. 個人の権利利益の外延

再検討視点5は、「守られるべき個人の権利利益の外延」として、次の①と②の問いを投げかけている。

- ① 個人への働きかけのチャネルである端末識別番号やcookieを住所等と同等に捉えるべきか
- ② 個人の権利利益の外延や優先順位について整理して制度体系を見直すことが有用か

これらの問いに端的に答えると、①概ね然り、②然り——との回答になる。以下、これらの回答について具体的に説明する。

2.5.① 個人への働きかけのチャネルである端末識別番号やcookieを住所等と同等に捉えるべきか

再検討視点5①は、スマートフォン等のインターネット接続端末やブラウザ等が、個人に対し勧誘その他の一対一の働きかけを行うチャネルとして定着していることから、そこで用いられる端末識別番号やcookie情報等を、氏名・住所等と同様に、個人情報保護法の規律対象とするべきかを問うている。

この論点に答えるには、前記2.1節の「データ利用の適正性」の観点から答えを導出するべきである。すなわち、情報あるいはデータを本法の規律対象とすべきか否かは、本法が本来的に保護すべき核心的保護利益「個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保の利益」の観点からすれば、個人に対する決定を伴うか否か、すなわち、各個人の個人データに基づき何らかの影響を及ぼす（異なって扱う）ことがあるか否かによって判別するべきである。

したがって、端末識別番号やcookie情報に基づいて、個人別に異なる結果がもたらされるのであれば、規律の対象ということになる。その際の、端末識別番号やcookie情報をretrieval識別子として処理されるデータレコードは、本法の用語である「個人に関する情報」に該当し、かつ、個人を識別する²⁵ことができるものに当たる。

一方、再検討視点5①は、「個人に対し勧誘その他の一対一の働きかけを行うチャネル」という点に着目しているが、個人別のデータに基づかないで全員に同じ働きかけを行う場合も含めて書かれているようにも見える。そのような場合では、前記2.1節の「データ利用の適正性」の問題は生じず、前記2.1.⑧で述べた「勧誘拒否の利益」の問題にすぎない。「勧誘拒否の利益」が本法の保護対象として本当に含まれるのかをまず明らかにする必要があるだろう。筆者の意見としては、「勧誘拒否の利益」は現時点では重要でないと考える。

その点で、6月の「中間報告」に書かれている「電話番号、メールアドレス、Cookie IDなど、個人に対する連絡が可能な情報を有している場合には……」との記載（6頁）は、上記の后者（全員に同じ働きかけを行う場合）を指しているところに問題があった。真に問題とすべきは、上記の前者（異なって扱う場合）である点に注意されたい²⁶。

また、再検討視点5①の記載は、端末識別番号やcookie情報等について「データ類型」の語で捉

²⁵ そもそも、「個人を識別する」とは、個人を個人別に異なって扱うことの手段を指している。

²⁶ 令和2年改正で新設された仮名加工情報の規律においても、本人への連絡等の禁止（41条8項）の解釈として、ガイドライン仮名加工情報・匿名加工情報編が、2-2-3-5で「事例2）CookieIDを用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容のインターネット広告を表示する方法」を挙げているのは、同じ理解によるものと考えられる。

えているが、データの類型で決めるのではなく²⁷、まずは、事業者が「各個人の個人データに基づき何らかの影響を及ぼす（異なって扱う）こと」（決定利用）を予定しているか否かで決まるものとするべきである。その上で、事業者が決定利用を予定していない場合であっても、提供先で決定利用が行われる場合には、その提供行為も規律対象としなければならないので、決定利用され得る「個人に関する情報」（体系的に構成されたものに限る）を規律対象とすることになる。

2.5.② 個人の権利利益の外延や優先順位について整理して制度体系を見直すことが有用か

再検討視点5②は、個人の権利利益の外延について、(A)から(D)の類型を挙げて、優先順位の整理が有用かと問うている。これへの答えは次のとおりである。

(A)で挙げられている「個人データ処理を通じ、特定の個人を評価・選別し、それに基づいて、特定個人に影響を与える行為を行うことのリスク」は、前記2.1①で示した、本法が「データ利用の適正性」として想定すべき核心的保護利益「個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保の利益」に相当する。

(B)で挙げられている「個人データの本人到達性の機能を利用し、勧誘その他の特定の個人への働きかけを行うことのリスク」は、前記2.1.⑧で触れた「勧誘拒否の利益」に相当し、筆者の整理では副次的保護利益（前掲注5）に分類される。

(C)で挙げられている「自身の秘匿したい領域が他人に知られるリスク」も、副次的保護利益に分類される「私的領域保護の利益」（前掲注5）に相当する。

これらを、核心的保護利益と副次的保護利益に区分している趣旨は、規律の対象となる客体の範囲を定める際に、核心的保護利益の観点で定める必要があることを示すところにある。もし、(B)や(C)の利益の観点で対象を定めることになれば、(A)の利益の観点からは過剰な規制となる。例えば、(C)の観点で客体を定めると、散在情報も含めた全ての情報が対象になってしまうし、(B)の観点で客体を定めると、広告そのものが規制されることになってしまう。(A)の観点で定めた客体に対する本法の規律が、結果的に(B)や(C)の一部をカバーすることになっているので、それを「副次的保護利益」に区分して理解することが有用である。

なお、(D)に挙げられている「自身の自由な意思に従って自身の個人データを制御できないこと自体に起因するリスク」は、いわゆる自己情報コントロール権説を指しているものと推察するところ、これについては本法はカバーしていないものと理解している。

2.6. 情報の種類に起因する考慮要因

再検討視点6は、「個人データそのものの特徴に起因する考慮事項」として、次の①と②の問いを投げかけている。

① 差別的評価が不当に助長される要配慮個人情報の規律は妥当か

② リスク増大が見込まれる他の類型に特別な規律を課すべきか

これらの問いに端的に答えると、①妥当でない、②必要でないか拙速である——との回答になる。以下、これらの回答について具体的に説明する。

2.6.① 差別的評価が不当に助長される要配慮個人情報の規律は妥当か

再検討視点6①は、「個人データの収集とその処理を通じ、本人に対する差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される個人データの類型を要配慮個人情報と位置付け」ている現在の規律が妥当かと問うている。これに対する答えは次のとおりである。

まず、「差別」の語は、多義的であり、いかなる意味で用いているかを明らかにする必要がある

²⁷ この点は、5年前の3年ごと見直しのヒアリングの際にも、cookie等を個人識別符号に該当させることに反対する意見を述べている。第105回個人情報保護委員会議事録参照。

る。OECDガイドラインには「データ対象者に対する不当な差別 (unfair discrimination) がないことを確保すること」との記述がある。日本法もこれに沿って「差別」概念を解するべきであろう。EU法においても、GDPRにおいてはリスクの筆頭に「差別 (discrimination)」が挙げられている。これらの意義の詳細な分析については、前掲注2の論文(9)113～121頁に記したので参照されたい。EU法の「特別カテゴリ (special categories)」の個人データは、必ずしも差別と関係していないことに注意が必要である。OECDガイドラインは特別カテゴリを設けていない。

OECDガイドラインが特別カテゴリを設けなかった経緯は、前回意見の「2.2 特別カテゴリの意義」でも述べた²⁸。改めて述べると、フランス代表が、sensitiveカテゴリを入れるべきと繰り返し主張する一方、米国代表が「保護の必要性を生じさせるのは情報の性質ではなく、その目的と使用である」との理由で繰り返し反対し、採用されなかった。このような、「情報の性質ではなく目的と使用である」とする指摘は、第2原則前段の関連性要件に反する「目的と使用」がなされる場合に「保護の必要性」が生じるということ述べたものと考えられる。

すなわち、前記の2.1.①で述べたように、本法が本来的に保護すべき核心的保護利益「個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保の利益」の趣旨は、関連性のないデータ項目による差別をもたらす決定（不公平な決定）の防止にあるのであって、重要なのは、データ項目の決定目的との関連性の有無であって特別カテゴリ該当性ではないという意見である。

したがって、2.1.①で述べた、データ品質の原則（OECDガイドライン第2原則）の法制化がなされた暁には、特別カテゴリ、すなわち要配慮個人情報の類型は、本法にとって必要でないということになる。しかし、EUの状況を鑑みるに、特別カテゴリを廃止すればGDPRの十分性認定は維持できないだろうと予想されるので、何らかの形で残すことは避けられないと考える。

その点で、現行の要配慮個人情報の規律は過剰規制であると考え。GDPRにおいても、特別カテゴリは設けられているものの、事細かに規律が規定されており、一般データと特別カテゴリとの差はさほど大きくないものとなっている。日本法の、本人同意の必要性で差を設けている現行の要配慮個人情報の規定は、無理のある規制を課していて、結果として同意の形骸化を招いている。

これは、日本法が、データ品質の原則に対応せず、平成27年改正まで、法目的に差別防止の趣旨を含んでいなかったことから、要配慮個人情報の規定を設けることによって、差別防止の趣旨をカバーしている体裁をとることになったということであろう。しかし、このような限定列举の要配慮個人情報の規律では、代理差別 (proxy discrimination)²⁹による差別的効果（間接差別）を防ぐことができない。

その点について、要配慮個人情報に相当する情報を他のデータから推知して生成することを要配慮個人情報の取得と解釈すればよいとする意見が散見されるが、その方法でも、なお、限定列举の法的保護属性への代理差別しか防ぐことができない。データ保護法の趣旨は、1970年代の時点から、そのような限定列举された差別の防止ではなく、あらゆる関連性のないデータ項目による決定が「差別」に当たるとして、その排除を趣旨としたものである³⁰。そのために、関連性要件の法制化が必要とされている³¹ことを理解するべきである。

なお、現行法の要配慮個人情報の定義に現れる「不当な差別、偏見その他の不利益が生じない

²⁸ 一部に誤りがあったのでここで訂正したい。前回意見「2.2 特別カテゴリの意義」中に、「ドイツ代表ほか」との記載があるが、再度確認したところ、ドイツ代表の該当する発言は見つからなかった。それに相当する発言をしていたのは米国代表であった。詳しくは、前掲注2、(9)114～116頁参照。ドイツでの捉えられ方については、同118～119頁参照。

²⁹ 前掲注2、(9)124頁

³⁰ 前掲注2、(9)125頁

³¹ その場合、推知による要配慮個人情報該当性の議論は無用である。

ようにその取扱いに特に配慮を要する」の意義について、通常、どのように理解されているのか、誤解も多いのではないかと論点もある。

前記の「あらゆる関連性のないデータ項目による決定が「差別」に当たる」というときの、「差別」概念は、日常語で多用されるような、集団に対する嫌悪や蔑視、排他の感情を意味する「差別」（差別感情）のことではなく、特定の集団に対する社会的な烙印（スティグマ）とも関係しない、それらを伴わない場合を含む、すべての「不合理な区別」のことを指している。

それに対し、要配慮個人情報の定義に現れる「不当な差別、偏見」の語は、差別感情やスティグマをもたらす意味での「差別」として理解する者も少なくないのではないかと。特に「偏見」の語が使われていることで、人間が抱く偏見とそれに基づく人間の差別行為を想定しているように見えるし、「差別につながる」「差別を助長する」との表記が使われることも、そのような解釈に傾く。もっとも、「偏見」の語も、データに基づく不合理な区別のことを指しているとも解釈できるし、「つながる」との表記も、「決定に用いられ得る」の意味と解釈できなくもない³²。ガイドライン通則編は、この解釈を明らかにしていない。この違いは、制度趣旨と規律設計の根幹に関わるので、後者の意義である旨を明らかにするべきである。

また、昨今のAI規制の観点で、個人が対象の問題についてはデータ保護法（日本では個人情報保護法）でカバーするものとされるが、その際に公平性（fairness）の確保が強調される。欧州のGDPRも米国のPrivacy Act of 1974も、公平性の確保のためのデータ品質の原則（特に関連性要件）を備えているからこそ、データ保護法でAIの公平性の問題をカバーできていると言える。それに対して、関連性の要件を法制化していない現行の日本法では、AI規制が問題とする公平性の確保を、個人情報保護法で引き受けることができない³³。したがって、この観点からしても、データ品質の原則の法制化が急務であるといえる。

日本の個人情報保護法は、長い検討の歴史を見ても、公平性の観点で語られることがなかった。法目的の1条に公平性の概念を明示するか、それができなければ、基本方針に盛り込むのがよいであろう。

2.6.② リスク増大が見込まれる他の類型に特別な規律を課すべきか

再検討視点6②は、差別とは別に、何かしらの特徴を持つリスクの高いタイプのデータを、特別カテゴリに入れるべきかを問うている。これに対する答えは次のとおりである。

6月の「中間整理」を見ると、「生体データ」を特別扱いすることを検討しているようであるが、まず、「生体データ」というネーミングからして無理解を顕にしている。問題とされているのは、生体計測学的（biometric）な識別という処理であって、生体のデータそのものが問題なのではない。中間整理では、「どのようなサービスやプロジェクトに利用するかを含めた形で利用目的を特定することを求めることが考えられる」などと記載しているが、そのようなことは全ての個人データに対して求めることである。また、「本人がより直接的に関与できる必要がある」として、「事後的な利用停止を他の保有個人データ以上に柔軟に可能とすることが考えられる」などとも記載しているが、それで問題が解決するとは思えない。中間整理で曖昧な提案のまま、内閣法制局の予備審査の過程で秘密裏に案を変更するなどし、12月というもはや変更の効かないタイミングで大綱にルール案を示して、賛成するか反対するかどうかだけを問うような、拙速な方法でこの課題を解決できるとは思えない。やったふりだけの実効性のない規制になるなら今はやめておくべきである。

³² 「差別を助長する」との表記は、「決定に用いられ得る」の意味と解釈するのは無理があるろう。

³³ ChatGPTの登場に際して要配慮個人情報の規制を当てはめて指導したことが的外れであることは、前回意見「1.3 要配慮個人情報の取得」で述べた。これも、「差別」概念の理解が怪しいことが原因となっているのではないかと。

3. 再検討視点にない事項についての意見

前回意見の「1.4 個人データへの統一」で、個人情報データベース等を構成することを予定していない個人情報（散在情報）に対する過剰規制を排するべきであるとして、義務の対象を「個人データ」に統一することを提案した。この点が、再検討視点に記載がないが、「参考3 適正な個人データの取扱い確保のための規律」で説明されている、現行の規律の説明において、「個人情報データベースによる個人データの取扱いの危険性に着目し」と書かれているので、元より、個人データを対象とした制度であるという整理なのか。

現行法の「個人情報」と「個人データ」の両方の語を用いても、実際には、民間部門では、「個人情報」を対象とした義務規定の名宛人が「個人情報データベース等を事業の用に供している者」であることから、実質は「個人データ」（予定しているものを含む）を対象としているのと同じこととの解釈も可能であることを、前回意見で述べた。その解釈をガイドラインに明記するか、それができないならば、やはり、法改正によって「個人データ」に統一する必要がある。

それを実施しない限り、毎回、担当者がそのことを理解するまでに時間を要し、担当が交代すれば再び一から誤解を繰り返すことになる。

4. 具体的な提案

4.1. 個人情報ファイル概念を民間部門へ導入する

（準備に時間が足りず、説明文は未記載。）

4.2. 要配慮個人情報の規律を「取得」から「収集」に変更する

（準備に時間が足りず、説明文は未記載。）

以上

個人情報保護委員会
2024年11月22日（金） 17:00～18:00

「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」への意見

中央大学国際情報学部
石井 夏生利

本日の内容

- 再検討にあたっての視点の例に対する意見
- 他の法分野の議論との関わり
- 個別の政策分野：医療、情報通信、こども
- 個別論点：プロファイリング

再検討にあたっての視点の例に対する意見①

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

- AI等の新たな技術の急速な発展等を踏まえると、「個人情報取扱事業者が自ら利用目的を特定し、その範囲内で個人データを利用することを義務付け、通知・公表によりそれを本人が認識し、必要な関与・監視を行うとともに、本人との関わりの中で、事業者のデータの取扱い態様が必要に応じ是正され改善される」という自律的なガバナンスに期待することはもはや現実的ではない。自律的なガバナンスを維持すると、同意の形骸化を放置することにもなりかねない。本人側に一定の認識や同意等の行為を求めることなく、プライバシーや個人情報の保護に関する本人の権利・利益がデフォルトで保障されている体制が必要である。
- 保護措置を事前に組み込むことは、プライバシー・バイ・デザインに即した取組でもある。プライバシー・バイ・デザインについては、様々に説明がなされるものの、本人側に努力を求めずに、データのライフサイクル全体を通じてプライバシーが保護されている状態を目指すという点に特徴を有する。

再検討にあたっての視点の例に対する意見②

- (前スライドの続き) 公的機関、民間事業者に必要な義務を負わせ、リスク評価・透明性等を通じてアカウントビリティを確保させることが不可欠であり、遵守の責任は義務を負う側の主体であることを明示すべきである。
- AI法もさることながら、GDPRもリスクベースの考え方に基づきルール形成がなされている。日本においても、リスクベースを基本に、適法な取扱いの要件を定めることを通じて、実体的なルールを設けるべきである。GDPRの執行例も、適法な取扱いの要件を満たさないことによるものが多く、実体的ルールの存在は、執行を行う上で有効な措置とり得る。
- こども、プロファイリングについては後述の通り。
- 利用目的変更の範囲の精査は、本人の予見可能性をベースにした検討が必要。
- 本人がより能動的に関与し得る仕組みを導入することについても、一般論としては賛同するが、現行の自律的なガバナンス制度が時代にそぐわない状況であることを抜本的に改善するものではない。なお、データ・ポータビリティについては、想定される適用例を精査することが必要。

再検討にあたっての視点の例に対する意見③

2. 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方

- ご提案の仕組みは考え得るが、本人に影響のない範囲でデータが利用されていることを担保する仕組みが必要（専門家の評価等含む）と考える。

3. 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性

- 災害対策やこどものSOSの早期把握、医療水準の向上を含む公益目的の利用においては、個人データの第三者提供の原則禁止を緩和する必要があると考える。但し、取扱いの適法性を裏付ける基準を導入し、利用目的を逸脱した取扱いがなされないこと、安全管理措置が十分に講じられていること等を保障する必要がある。影響評価などの仕組みとあわせて検討することが必要。

再検討にあたっての視点の例に対する意見④

4. 個人データの取扱い態様の多様化の下における、データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方

- 第三者に処理プロセスを依存し、本人に対し責任を負う個人情報取扱事業者の監督が実質的に機能しない場合は、当該第三者を主たる責任主体とする規律を整備すべき。

5. 守られるべき個人の権利利益の外延

- 端末識別子等を個人情報に含めるべきことについては後述の通り。
- 1995年データ保護指令の時代から、「識別された又は識別され得る」の要件のうち、識別可能性が個人データ該当性を決すること、識別は、人の集団の中で、その人物が集団の他のすべての構成員から「選び出された」(single out)ときに認められること、識別可能性は、通常「識別子」と呼ばれる特定の情報を通じて達成されること等の解釈がなされてきた。

6. 個人データそのものの特徴に起因する考慮要因

- ①は妥当、②は特別な規律を課すべき、本人の関与に依存しない規律が妥当。

他の法分野の議論との関わり

- EUの動向
 - ✓デジタルサービス法（DSA）、デジタル市場法（DMA）、AI規制法を含むGDPR以外の法令において、個人情報取扱いに関する規定を設ける例が増加している。
 - ✓データ保護関連法制全体の俯瞰的評価、新たな課題の認識
- 競争法、消費者法などとの関わり
 - ✓ダークパターン、データ・ポータビリティ、パーソナライズド・プライミング、プライバシー・サンドボックス、Consent or Pay等の論点が存在している。
 - ✓他の管轄当局との協力連携の必要性

個別の政策分野：医療

- 次世代医療基盤法、がん登録推進法、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」、医療等情報の二次利用（公的DB等の連結）に関する議論
 - ✓各法令や指針等の解釈・運用の複雑さ、議員立法に基づく保護措置と個人情報保護法との関係の不明瞭さ等
- 十分性認定の対象範囲の拡大
 - ✓医学分野の海外学術連携等も期待
 - ✓上記の状況について、個人情報保護制度が全体として十分な保護措置を保障している（ことを説明できる）か。
- 各施策の全体像の把握、関係省庁との連携、あるべき個人情報保護措置を検討する必要性

個別の政策分野：情報通信

- 端末やブラウザの識別子、スマホの電話番号、メールアドレス等の保護（個人情報概念の拡大）
- 電気通信事業法に基づく外部送信規律、個人情報保護法に基づく個人関連情報の提供制限：限定的な規律、提供制限については弥縫策との指摘。
- 昨今のデジタル化の進展
 - ✓ 端末やブラウザの識別子等による個人の追跡、プロファイリングのリスク増大→個人情報に含める必要性の高まり。
- グローバルスタンダード
 - ✓ GDPR上、オンライン識別子は「個人データ」/ePrivacy指令
 - ✓ cookieの利用に関する、EUの監督機関やアメリカFTCによる法執行等の蓄積。

個別の政策分野：こども①

- (主に) オンラインサービス提供の文脈
 - ✓民間部門のルールのあり方：3年ごと見直し
- 教育データの利用
 - ✓公的部門のルールの見直し
- 困難を抱えるこどもの救済
 - ✓利活用のための法令整備の必要性

個別の政策分野：こども②（中間整理）

- 民間事業者の提供するサービスを念頭に置いたもの
 - 公的部門におけるこどものデータの取扱いのあり方について、制度を整える必要性
- 法的代理人の関与の強化
 - ✓ GDPRのみならず、アメリカのCOPPAなどの立法例
 - ✓ 法定代理人とこどもの利益が相反する場合への配慮の必要性
 - ✓ シェアレンティングによるこどものプライバシー侵害への留意（保護者側のリテラシー）
- 責務規定「こどもの最善の利益」の重要性
 - ✓ 国際連合のこどもの権利条約、各国のデータ保護機関の指針、こども基本法の規定等を踏まえ、「こどもの最善の利益」を図る必要性は高い。

個別の政策分野：こども③（教育データ）

- 文部科学省「教育データの利活用に係る留意事項」（第2版）
- ウェアラブル端末を通じてこどもの生体情報を収集・分析した行為が社会的反響をもたらしたケース、一部の自治体が、小中学校の学習端末利用から得られた児童生徒の情報をアプリ事業者に直接取得・管理させている旨の報道等←初等中等教育を担う自治体による児童生徒の個人情報管理への懸念。
- 生体情報に着目した特別の規律の不存在、こどもの情報を保護する規定の不存在、こどもの情報の重要性を関係者が認識する文化が醸成されていないこと等。
- 「中期的」ではない公的部門の規律の見直しの必要性
 - ✓初等中等教育の過程で得られた個人情報の利用目的制限（特に営利目的による利用の制限）、同意の有効性（ないものとして扱うべき）、生体情報の機微情報としての位置づけ、AI規制法附属書IIIに掲げるような、教育機関でハイリスクに位置づけられる類のAIシステム利用への法令上の制限等。

個別の政策分野：こども④（こどもデータ連携）

- こども家庭庁によるこどもデータ連携の取組
 - ✓「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」
 - ✓潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を行う目的：政策目的には賛同する。
 - ✓他方、そのためには公的機関が保護者やこどもの機微な情報を扱うことを必然的に伴い、公的機関による監視の問題をもたらしかねない。
 - ✓立法化が必須：プライバシー・個人情報保護の観点から、法令上の根拠やデータ利用の条件等を規定すべき。

(*一般法になじまない部分は個別の法令を制定)

個別論点：プロファイリング①

- プライバシー・個人情報保護制度における重要性の高まり。
- 心理的傾向や人格的側面につけ込む方法による個人の誘導、個人にとって差別的な結果をもたらす重大なリスク等の存在。
- EU1995年データ保護指令（自動処理決定、アクセス権）、GDPR（定義、透明性、アクセス権、異議申立権、自動処理決定等）
- 信用評価機関の自動処理によるスコアリングに関する、2013年12月7日付欧州司法裁判所判決（OQ v. Land Hessen事件）
 - ✓AI採用などへの応用可能性、自動化バイアス

個別論点：プロファイリング②

- 他の法令におけるプロファイリングに関する規定（法令内でGDPRに言及）
- デジタルサービス法（DSA）（第26条、第28条、第34条）
 - ✓ オンラインPF事業者：広告表示の透明性、機微データを用いたプロファイリングに基づく広告の禁止、こども（未成年者）に対するプロファイリングに基づく広告の禁止
 - ✓ 巨大PF事業者：リスク評価の実施（機微情報に基づく個別化の場合に該当）、推奨システムの主要なパラメータについて、プロファイリングに基づかない代替的な選択肢の提供
- デジタル市場法（DMA）（第15条）
 - ✓ ゲートキーパー：消費者のプロファイリングに関する技術の独立監査報告書を欧州委員会に提出する義務
 - ✓ 欧州委員会：監査報告書を欧州データ保護会議（EDPB）に送付。

個別論点：プロファイリング③

- AI規則

- ✓禁止AI（第5条）

- 犯罪リスクを評価・予測するためのAIシステム、職場や教育機関における自然人の感情を推測するためのAIシステム、機微な情報を推測する目的で生体認証データに基づき自然人を分類する生体認証分類システム等

- ✓ハイリスク（第6条2項、別添III、第6条3項）

- 生体認証、職業インフラ、教育及び職業訓練、雇用・労働者管理及び自営業へのアクセス等
 - 例外にかかわらず、AIシステムが自然人のプロファイリングを実施する場合は、常にハイリスクとみなされる。

個別論点：プロファイリング④

- 規律の必要性

- ✓ 類型的な利用目的規制、本人関与の強化を通じて、本人の権利利益の保護の実効性を高める方法も考えられる（検討の視点参考4）。但し、GDPR第22条の自動処理決定は、（個人の権利というよりは）一般的な禁止規定と解されている。
- ✓ データが大量・複雑に処理され、自己のデータ処理状況を正しく知ることが困難な現在において、本人の権利行使に期待する仕組みには限界が生じている。
- ✓ 機微情報を用いたプロファイリングの規制、脆弱な主体に向けたターゲティング広告の規制、プロファイリングの実施や不利益判断の根拠・理由を説明させる義務、リスク評価の実施等
- ✓ （現行法との関係では）不適正な利用の禁止（第19条）をより具体化する方法や、生成や推知を「取得」に含める案などが議論されているが、それらに限らず、国際動向を踏まえて考え得る措置を広く検討すべき。

「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」について

1. 形式的ルール／実体的ルールの区別論から見た問題意識

「参考3」にあるように、現行法は、個々の個人情報の取り扱いごとに利用目的の正当性とそのために必要な範囲の取り扱いの吟味を求めるという比例原則の実体的ルールを採用せず、利用目的を定め、その範囲で利用することとすればよいという形式的ルールを基調としている。ただ、各種の区別によって段階的・近似的に利益衡量を定式化している。すなわち、番号法や次世代医療基盤法など特別法もそうだが、個人情報保護法の範囲内では「個人に関する情報」を類型化した上で、異なる規律を適用している。

しかし、こうしたアプローチには限界がある。第1は過剰規制であり、第三者提供をしても弊害がないような場合にも形式的ルールには抵触してしまう、といった場合がそれに当たる。他方、それを避けるために同意の概念を大きく拡張してしまうのは、同意を要求した趣旨を没却しかねず問題であろう。また、形式的ルールの硬直性を示すものとしてはいわゆるクラウド例外もその例であり、そのために「取り扱い」概念に無理のある解釈を施すことを余儀なくされている。

第2は過少規制であり、形式的ルールに課される規律の負担を避けるために、cookieが個人情報とはされず、民間の各種番号も個人識別符号とはされていないなど、個人情報の範囲が諸外国と比較して狭くなっている。また、要配慮個人情報も、推知された情報は含まないなど範囲が限定的である。その結果、必要な規律がなされなくなっている可能性もある。

2. 対処の方向性

以上のような問題意識からすれば、形式的ルールからGDPRのような実体的ルールに移行するという方向性も考えられるが、一足飛びにそうした移行を行うことには、激変に伴う事業者負担の大きさのほか、実体的ルールには不明確なところがあり、その明確化のためには委員会の執行事例や裁判例など事例の蓄積が必要となるという課題がある。これは不法行為プライバシーと同様の事情であるが、詳細が明らかになっている委員会の執行事例は少なく、訴訟はさらに少ない。執行体制や方針の大転換が必要である。

そうすると、（後述の通りいずれにしても委員会の執行能力の向上は必須であるものの）形式的ルールとしての基本的性格は維持しながら、実体的ルールにより一層近似的なものとなるような規律を導入すること、あるいは実体的ルールの部分的な導入が一つの方向性であり、「視点」はそうした方向を示すものとして評価できる。

すなわち、「視点」は個人情報の取扱いから生じる「リスク」に着目した点が重要である。リスクを言語化し分節化することにより、一定のリスクが低い場合や高い場合には特別の

規律を導入することが可能となり、より近似値性が高まることになる（例えば、「参考4」の2や3）。

こうした方向性は支持できる。

3. 「当事者間の自律的なガバナンス」の問題性

「参考4」の1では、現行法が「当事者間の自律的なガバナンスを重視する」ものだと位置づけている。現行法をそのように理解することは1つの考え方だが、それによって現行法のあり方を正当化しようとするのであれば賛成できない。

第1に、ダークパターンのような問題以前に、もともと個人情報取扱事業者と本人の間には情報の非対称性や交渉力格差があり、「当事者間」という語が想起させるような対等な関係ではない。第2に、個人情報の不適切な取扱いによって本人に生じる不利益はリスク段階であることも多く、本人がガバナンスのための権利を行使するインセンティブに欠ける。特に、訴訟提起という手段はコスト面で期待できない。

要するに、「当事者間の自律的なガバナンス」が成立する前提を欠いているのであり、「当事者間の自律的なガバナンス」を基調とする制度は妥当ではなく、事業者と本人との格差を埋める手段が不可欠である。それは、委員会による法執行であり、民間団体による差止請求である。また、本人が開示等請求をした場合に事業者が応じない場合には、委員会がADR的な機能を提供するなどのことも考えられる。なお、以上の点はこどもについてはより一層重要となろう。

関連して、「参考4」の1④の利用目的の変更につき、利用目的の変更に限界が設けられているのは、實際上、個人情報は本人から収集されることが多く、漠然とではあるが利用目的や範囲について本人の予測がついているからであろう。利用目的の変更に制限がなければ、当初本人が想定した目的とはかけ離れた本人にとって不利益な利用がなされる可能性もある。他方、利用のされ方によっては不利益を及ぼすとは言えない場合もあり、その場合には変更を認めても良いかもしれない。そもそも個人情報の取得に同意は不要なのであるから、合理的関連性を超えた変更のために常に同意が必要だとする必要はなく、通知とオプトアウトといった規律でもよいのではないか。

4. 要配慮個人情報など

現行の要配慮個人情報規律すなわち同意原則には問題がある。第1に、同意の要件そのものが必ずしも厳格でないために、同意を要求する趣旨が十分達成されていない可能性がある。第2に、それでもなお事業者にとっての同意取得の負担が重い場合、要配慮個人情報に相当する情報を推知してもそれが要配慮個人情報ではないとされるなど、要配慮個人情報の範囲が非常に限定的である。第3に、要配慮個人情報であっても利用のされ方によって本人にとってのリスクは大きくない場合はありうるところ、形式的ルールであるがゆえに一律に同意規律がなされ、過剰規制となっているおそれがある。

このように、過剰規制や過少規制が生じやすい場面では、実体的ルールの考え方を導入することがふさわしく、それを容易にするためにPIAを義務づける等の規律が求められるのではないか。

他方、「参考4」の6②のような情報そのものにはセンシティブ性がないものの、継続的な追跡が可能になるような場合には本人の不利益は大きくなりえ、特別の規律が必要なように思われる。ただ、要配慮個人情報のように、高リスクとなる可能性があることを容易に識別できないため、特別な規律の端緒を何に求めるかにつき課題がありそうである。

5. プロファイリングについて

プロファイリングについては、個人情報の事業者における取扱いの範囲を超えて、本人に働きかける局面も含まれるため、個人情報保護法と消費者法など他の法律との守備範囲の切り分けが必要になるが、その整合性に留意する必要がある。

個人情報保護法の守備範囲内でのプロファイリング規律としては、プロファイリング過程の適正性（基礎となる個人情報の項目の適切性やアルゴリズムの適正性など）確保が重要である。その観点からはアセスメントを求めることが考えられる。他方、類型的な利用目的規制は、類型化がどの程度できるのかが問題になる。

6. 執行について

課徴金制度の導入は必要だと思われる。最近、保険会社等大企業による悪質な個人情報の利用事案が相次いでおり、課徴金導入の立法事実を提供している。課徴金の導入によって大企業のインセンティブ構造を変えることができるし、さらに発展させてリーニエンシー制度も導入できれば、さらに効果が期待できる。

他方、個人や零細企業によるさらに悪質な事案については、刑事罰での対応が必要である。2023年1月に破産者マップ運営者が刑事告発されているが、いまだ進展が明らかにされていないことの問題を含め、捜査機関を含めた刑事罰の執行体制の整備が課題ではないか。

もっとも、課徴金にせよそれ以外の執行にせよ、グローバル企業に対しても公平に執行できないと当局への不信が増大するのであり、いずれにしても委員会の執行能力の異次元の向上が求められる。

以上

個人の権利・利益を重視しながら データ利活用の規律を考える

サステナビリティ消費者会議 代表
一般財団法人CSOネットワーク 代表理事
古谷由紀子

適正な個人データの取り扱いの前に

事業者・消費者双方がそれぞれの主張の背景を理解する必要があるのではないか

現状の認識のギャップ

問題の解決の考え方

消費者は理解しようとしていない！

規制がデータ利用を妨げている！

▶ (事業者) 個人データの有用な活用ができていない

▶ (事業者) 規制を緩和したい
(消費者) ますます被害の防止、回復が図られなくなる

事業者は問題を起こしている！

規制をしないと被害は防げない！

▶ (消費者) 消費者被害が多数発生し、被害が回復できていない

▶ (消費者) 規制を強化したい
(事業者) 規制では問題解決できない、萎縮効果にも結びつく

消費者被害の防止・救済

- ・事業者・消費者双方がともに問題解決する必要
- ・真の問題解決へ

- ▶ 個人の権利・利益の確保のためには消費者被害の防止・救済をする必要
 - ▶ 課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度について



- ▶ まずは、消費者被害を発生させないための方法、実効的な救済方法を考えるべきではないか
 - ▶ 事業者には被害発生要因に対応した取組みを提案する必要がある

ビジネスの適正化

【例】

- ▶ 消費者がわからないまま同意していることに対応しているか
- ▶ 適正な利用、管理しているといえるか
- ▶ 権利侵害リスクに把握し対応しているのか
- ▶ 被害を理解して対応しているのか

消費者志向経営
(ガバナンス)

消費者視点

本人の関与の実効性確保
(第三者支援など)

消費者団体、
専門家など第
三者関与

<参考> 経産省「DX時代における企業のプライバシーガバナンスモデルガイドブック ver1.3 (令和5年4月25日改訂)」

- ▶ 上記ができないときに、最終手段としての課徴金、消費者団体訴訟制度を使う

個人を尊重した社会実現のためのデータ利活用について

▶ 個人を尊重した社会の実現のためのデータ活用について

▶ 個人を尊重した社会の実現のためのデータ活用とは何か

- ▶ 共通認識のもとに進める必要があるのではないか

議論は十分ではない

▶ たとえば、

▶ 社会課題の解決のためのデータ活用

▶ 消費者の理解は十分ではない

- ▶ 個人情報漏洩を恐れている
- ▶ よくわからない

消費者に支援が必要

▶ 事業者の目的は適切なのか不明、説明も十分ではない

- ▶ 「社会課題の解決」になるのか疑問になるものも少なくない
- ▶ 消費者に納得と合意を得られる説明がなされていない

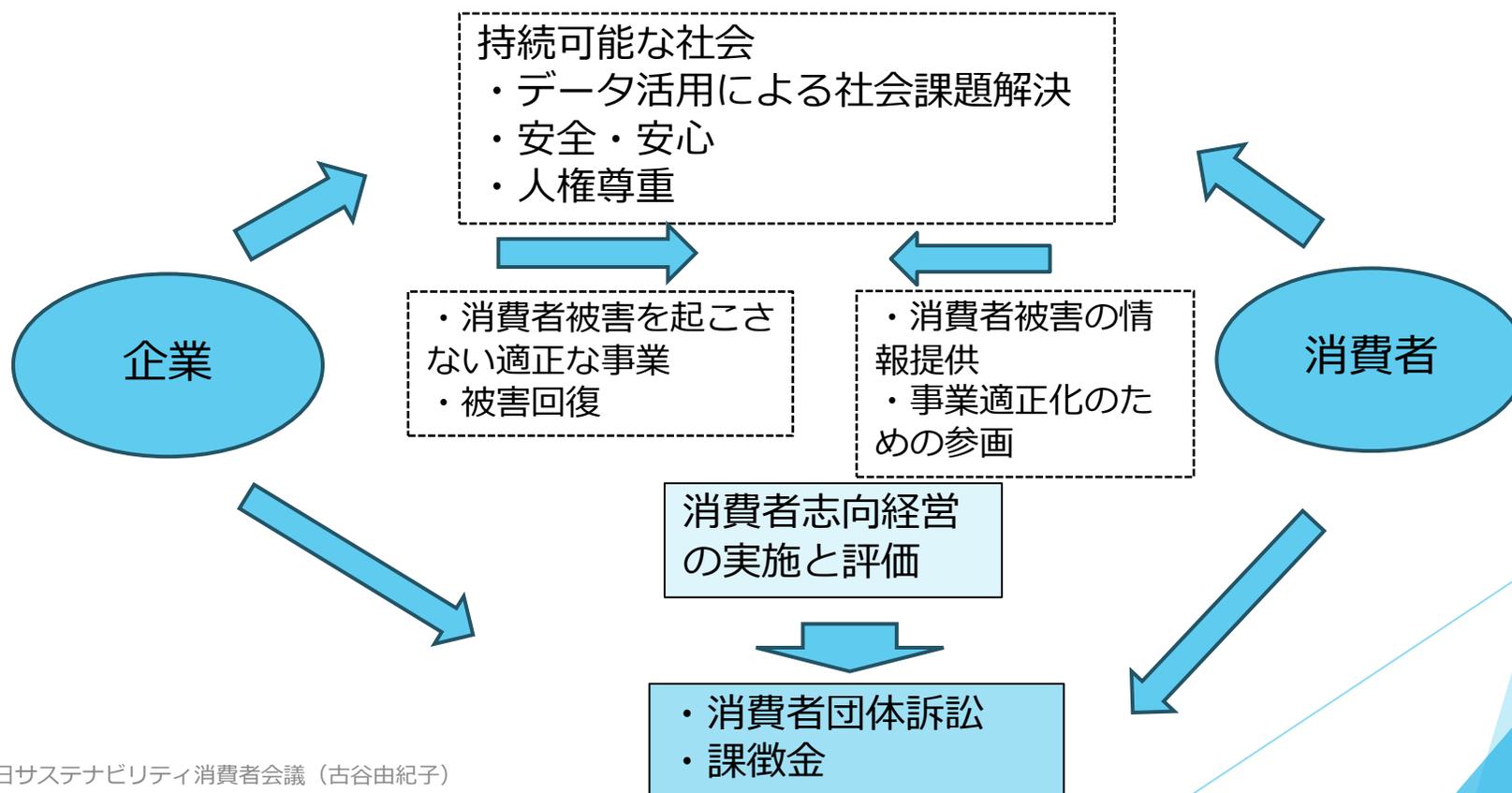
データ利用の適切な説明と情報開示

適切な制度設計を考えたい

▶ データ利活用の規律

- ▶ 目的：デジタル社会における個人の権利利益の保護と個人データの利活用

個人の権利利益の保護と個人データの利活用



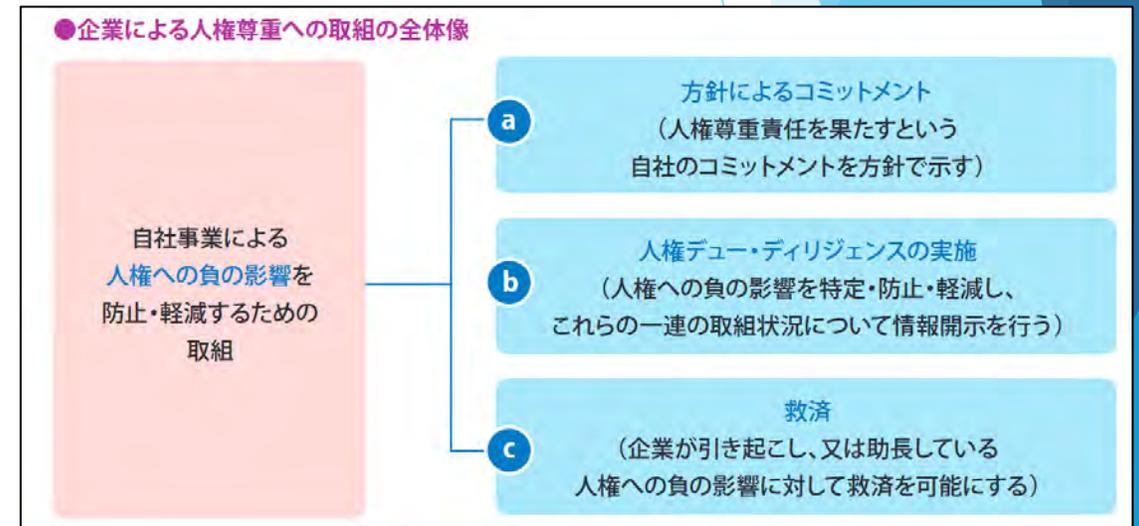
その他

- ▶ 消費者視点とビジネス視点を持った専門家の設置も考えられる
 - ▶ 消費者の不安に応え適切なアドバイスを行う
 - ▶ 事業者の適正なビジネスへのアドバイス・監視
 - ▶ 望ましいデジタル社会の構築への提案

- ▶ 個人の権利の保護・尊重・救済の仕組みの構築
 - ▶ 参考：「ビジネスと人権に関する指導原則」の仕組み
 - ▶ ビジネスにおける人権リスクについて
 - ▶ 国家の保護、企業の人権尊重、救済へのアクセスの3本の柱で構成

- ▶ 事業者と消費者がともに問題を解決していくための対話の場としてのプラットフォームが必要ではないか
 - ▶ 参加者：事業者、消費者、研究者、行政、自治体など

出所：法務省（2024）「今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応



2024年11月29日

個人情報保護法の3年見直しの検討の充実に向けたヒアリング

主婦連合会
会長 河村真紀子

前提

社会情勢：「情報通信技術の飛躍的な進展による社会のデジタル化とビッグデータの利活用の進展による大量の個人情報やパーソナルデータの収集・蓄積・分析が可能となる状況や、グローバルなデータ利活用の進展」

1. 資料「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点(案)、P6「現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例」を基に

1.1 資料 P6、1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性 に関する意見

- ◆「当事者間での自律的なガバナンスを重視する現行制度の考え方」は、技術の飛躍的な進展や複雑化の見地から、それに頼る程度を見直すべきと考えます。
- ◆個人の権利・利益を侵害せずに個人情報を利用できる範囲を、現状より明確に規定すべきです。すなわち、一定の範囲のリスクは法的に排除されたうえで、個人の自律的なガバナンスも可能とすべきと考えます。

1.2 資料P8、5 守られるべき個人の権利利益の外延 に関する意見

- ◆P8、①「スマートフォンの一般的普及を背景に、氏名、住所等と同様、スマートフォン等のインターネット接続端末やブラウザ等が、実質的には特定個人に対し勧誘その他の一对一の働きかけを行うチャンネルとして定着。この場合、特定個人への働きかけのチャンネルである端末を識別する端末識別番号や Cookie 情報等についても、従前の住所等と同等に、個人の権利利益を保護する上で着目すべきデータ類型であるとの視点をどのように捉えるか。」 > 保護すべきデータ類型として規定すべきです。

- ◆P8、②「法律により個人の権利利益を守る上で、その範囲については、これまで、さまざまな視点が示されていたが、その外縁や優先順位について、一定の整理は必要か。また、そのような整理に基づき制度体系の見直しを行うことは、個人の権利利益を保護する見地から有用か。」について。

- ◆資料にある(A)(B)(C)のリスクを排除するために、個人の権利利益を守るために法がカバーする外縁は広げるべき。

◆資料にある(D)については、リスクの観点だけで捉えるのではなく、個人の人権として捉え、確保すべき。

2. 個人情報保護委員会を始めとした行政機関による監視監督機能の実効性を高める必要がある。

◆本人の知らぬ間に個人情報の不正取得・不適正利用がなされる場合や、当然行われていると思われた安全管理義務がとられていない場合については、刑事罰を含め、実効的な監視監督・執行手法の確立が求められる。現在検討されている課徴金制度の導入は正にそのために必要な手法と考える。

3. 匿名加工や統計情報など「個人が識別できない情報」と言われる場合でも、形式的に「識別できない」ことだけではなく、実質的に個人に対するリスクがないことを確保することが重要。

◆個人の権利利益と公益性について十分に検討していく必要がある。

◆統計情報に加工された情報を利用して、結果的に差別的なプロファイリングを行うことや、不本意なサービスに誘導されるなど、個人の意思を歪めるようなAIの活用が想定できる。

4. 中間整理に記載された「個別検討事項」は、現時点で実際に課題となっている事項への対応を整理したものであり、いずれも早急に法制化すべきである。その上で、技術の進展と、国際的な人権重視の考え方を見据え、個人情報保護法の規律の在り方を見直すべく、継続的な検討を行う必要がある。

以上

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点についての意見

1. 個人情報保護政策の基本理念の通り、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものです。個人の権利利益の保護と個人情報の本来の所有者である本人の意志に基づいた利活用を大前提とした、見直し検討が必要です

連日、故意か否かに問わず、個人情報持ち出しや漏えいが報じられています。個人情報を受け取った相手先が自らの個人情報を適切かつ大切に管理しているのか、確認する術を消費者は有していません。そして、一度漏えいした個人情報を取りもどすこと、消去することは不可能です。実際に本人の与り知らぬうちに意に添わない利活用や悪用された事例は検討会の中でいくつも紹介されました。

例えば「内定辞退率」事案では、本人を特定できない形に加工したはずの内定辞退結果が、本人の知らぬ間に個人を特定できるデータとして流通され、当該の学生の就職活動に多大なマイナス影響を及ぼしました。「内定辞退率」を購入した事業者に対しては返金が行われたとのことですが、個々の学生への謝罪や救済が行われたのかについて、見聞きしたことがありません。

個人情報制度は個人情報保護法第1条の目的に記載の通り、個人の権利利益保護を起点としたものとして整理し、正しく機能させる必要があります。

2. 個人情報の本人の関与・監督による適正な取り扱いのためには、利用目的や第三者提供に対する同意、本人の開示請求など、個人情報取扱事業者は本人にわかりやすく表示し、本人が理解した上で同意を得る必要があります。個人情報の取扱いは本人の管理の下に置くべきものであり、事業者は最低限の法律を守るべきです（1①関連）

利用目的や第三者提供が記載された規約は、理解できるようなわかりやすい表現で提示することが必要です。納得した上で同意にチェックができるようなデザインにする必要があります。また本人の開示請求、訂正や削除などに対して、事業者は速やかに対応すべきであり、特に法律に違反した場合や規約等に消費者の不利益が生じる内容が含まれる場合は早急に対処すべきです。

そのうえで、利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリングを通じて規律するとの提案がありますが、個人が自身のデータを適正に使用しているのかを自ら日常的に監視できるようにすることは重要であると考える反面、実際の場面で果たしてそのことを確実に実行できるのかについては、非常に困難であると言わざるを得ません。

情報量や交渉力について、個人と事業者の格差は大きく、個人の立場は弱いもので、権利の回復と救済を自ら事業者に求めることは非常に困難です。そのために（特定）適格消

費者団体の差止請求や被害回復制度を活用できるようにすることが必要であると考えます。

3. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律する仕組みの実効性確保のため、事業者は個人情報の利益やリスクについて丁寧な説明が必要です（1②関連）

事業者は個人情報を取得する際に、個人に対して利用目的のみならず、その利用によって得る利益や本人に及ぶリスクなどについてわかりやすく説明するべきです。

例えば、インターネット上でモノを買う、サービスを利用する際に個人情報の入力を求められますが、規定に同意にしないと利用できないことや、モノ・サービスの利用の程度と比較して必要以上に個人情報の提供を求められていると感じるケースが多々あります。同意をするか否かの判断は、事業者が提示する規約等に記載の利用目的、取得したい個人情報の内容、取り扱い方を確認し、個人情報を提供した上での本人利益や被る可能性のあるリスクが明確に記載されて、本人がその点を考慮したうえで、同意を決定することが本来の手続きです。しかし、規約等には、本人の利益やリスクについての記載はなく、事業者としての目的のみが記載されており、説明が不十分であると考えます。

事業者は個人が理解できるような説明を行うとともに、個人が実質的にリスクやデメリットの排除に関与できるような方法について検討していくべきと考えます。なお、事業者は提供を受けた個人情報をその後の営業等の目的に使用する場合は、希望者のみ営業活動の対象とするように、オプトインの仕組みを導入することも必要です。

4. 個人情報を提供する際には、事業者からの説明を受けて理解した上で判断することになりますが、子どもの個人情報の取扱いに関しては、子どもの権利を守るためにも配慮する必要があります（1③関連）

子どもの個人情報保護に関しては、GDPR の規定など諸外国の法令を参考に規律を設ける必要があります。中間整理にも提案がありましたが、具体的には、利用停止等請求権の拡張、安全管理措置義務の強化、責務規定の明記などを検討し、導入すべきであると考えます。

5. プロファイリングは、既に様々な利用（例えば個人を特定して広告宣伝への活用など）が行われていると言われてはいますが、情報提供先にアクセスした本人には、事業者がプロファイリングしているのか否か、その目的は何か、プロファイリングされた結果の内容と取り扱われ方など、確認することが出来ません。本人が実質的に関与できる方法の検討が必要です（1⑥関連）

プロファイリングは、個人の嗜好、行動パターンなど、デジタル空間の中で入手した個人情報にあたらない情報を、AI などを活用して紐づけて人物像を特定し、広告宣伝等の事業に活用して

いるといわれています。本人の与り知らぬところで、人物像を作り上げられて様々な事項の標的とされることは、個人の尊厳を侵しているとも考えます。取得した情報をもとにプロファイリングを行うこと、プロファイリングした結果の利用目的、プロファイリングがもたらす本人利益、そして何より本人に及ぶリスクについてわかりやすい説明が行われるべきです。更に本人関与による規律の検討が必要です。

6. 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に関して、個人が識別できないよう匿名加工すれば、本人の同意なく自由に利活用出来るとされています。特に、医療や防災など、公衆衛生や災害の被害抑止などの点で個人情報活用について、日常的にその趣旨や情報漏えい対策の現状などを発信して個々人に理解を求めることが必要です。

併せて、単体では個人を特定できないはずの情報を生成 AI などで復元し個人を特定できる情報として利活用にあつることがあり得ると考えます。そのような行為は禁忌として事業者は厳に慎むべきであり、匿名加工情報も含めて、適切な加工や安全管理措置を行う必要があります（2関連）

医療や防災など、公益の観点から本人同意なしの個人情報活用をよしとする分野があります。本人同意なしでの活用が認められているとはいえ、行政機関は、公衆衛生や災害の被害抑止などの点で個人情報活用について、日常的にその趣旨や情報漏えい対策の現状などを発信して理解を求めることが必要です。

なお、提供者の意図に反して個人情報を復元して利活用する、あるいは第三者に提供するなどの行為は、悪質と言えます。課徴金制度などの導入でそういった行為を抑止することが必要です。

7. リスクのある情報については個人情報の定義に入れるべきです（5①②関連）

直接勧誘を受けるなどのリスクが問題となるで、リスクがある情報は個人情報の定義に入れる必要があります。

例えば、個人関連情報の「電話番号」「メールアドレス」「Cookie ID」などは、漏えいや意図的な抜き取りにより、電話やメール及びインターネット上での本人が望まないターゲティング広告など、悪質な勧誘などが多様に行われている実態があります。

悪質な勧誘などが個人の権利利益の侵害につながる事案も多いことから、個人情報の概念を拡大して取り扱いを厳しくして、被害抑止につなげていくべきです。

リスクの視点を四点提案されています。そもそもの部分として、個人にとっては自らのデータがどのように活用されているのかわからない点、加えてデータの活用が提供した本人にどのようなメリット・デメリットを及ぼすのか理解できない点が不安を拡大すると認識しています。そのような点を常に意識して、本人の同意の下、事業者は提供者に権利の侵害や不利益が生じないよう、適切に管理し、活用することが必須です。このような点から、提案されている(A)～(D)に関して

は、どれも望まないリスクであると考えます。

8. 「生体データ」については本人の同意や利用目的を特定する必要があると考えます (6②関連)

顔識別機能付きカメラシステムなどで容易に個人を特定することができるデジタル化された生体データについては、本人の認識の有無にかかわらず情報が取得され、これらの情報には要配慮個人情報が含まれる場合もあります。利用目的の特定することと共に、取得された情報が目的外に使用される可能性があることや、長期間にわたっての個人の追跡などにつながる可能性があることから、これらの生体データは取得された本人の希望による削除と利用停止、一定期間で自動消去できるなどの手段を講じて、取り扱いの制限を強化すべきであると考えます。

9. 事業者と消費者とのコミュニケーションにより、個人情報保護の仕組みが円滑に機能することを望みます

検討会での論議では、個人情報の漏えいなどが起きた場合の対処として、オートマチックに対応が進められるという認識に立っての指摘が事業者よりなされてきました。他の法律が規律する消費者が関わるトラブル解決については、関係者の対話によって解決が図られ、対話が得られなくなった段階で、訴訟や課徴金が行われています。

個人情報保護についても同様の観点に立ち、適正な個人情報取扱いのため、事業者は消費者とのお互いのコミュニケーションをベースにした、ルール作りを進める必要があります。

個人情報を取り扱う組織は、その責任の重さを組織風土として定着させ、漏えい防止のために当然行うべき安全管理措置を講じて個人情報を取り扱わなければなりません。個人情報の漏えいで生じる個人の被害は計り知れないものがありますが、事業者が漏えい発生後速やかに当該の個人に報告し社会にも公表し、被害発生抑止と被害回復措置に取り組み、更に発生事案に基づいての改善対応などに取り組んだ場合は、いくばくかでも当該の個人の安心の確保につながると考えます。

そして、意図的な悪意を持った漏えい事案や個人情報の不適正な利活用、更に再三の漏えい発生にも関わらず安全管理措置を整備しない、漏えいした個人への対応を放置するなどのケースには、課徴金制度を導入することで発生を抑止し事業者の取り組み改善につなげることが出来ると考えます。

10. 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会について、課徴金、差止請求制度や被害回復制度に関する検討を速やかに進める必要があります

検討会での論議は現状の問題点を共有し、解決に向けた対処方法を具体的かつ速やかに

論議する必要があります。この間の積み残し課題として、検討会での論議対象として絞り込んだ、課徴金制度、差止請求制度、被害回復制度の具体化を話し合っています。これらの制度は正当に個人情報を取り扱っていれば、何ら問題とするところではなく、個人情報を不当に取り扱っている組織、過ちを犯して何ら対応を取らない組織を対象としています。検討会の場でも事業者と消費者が具体的かつ丁寧な対話を行って速やかにまとめられるよう、協力をして進めるべきと考えます。

11. 個人情報保護に関わる情勢は、AIなどの技術的進歩で時々刻々と変化していくことが考えられます。消費者の不安や懸念、事業者などの有する技術的専門性などをもとに、よりよい規律づくりのため、この間の進め方の整理に基づいて、ステークホルダー間の継続的対話を重ねて具体化を進めるべきです

以上

個人情報保護法3年見直し検討の充実に向けたヒアリング

2024年11月29日

公益社団法人全国消費生活相談員協会

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

- 1(1 関関) 現行の個人情報保護法の前提として、事業者と消費者との間で個人情報の利用目的や第三者提供について説明をして消費者が理解を得ていくという性善説により成り立つ制度と理解している。それは適切にアプローチする事業者の場合に成り立つ制度であり、現実では事業者は消費者に対して十分な説明は行わないことが多く、そのような事業者にはこの制度の効果はなく、今後も期待することは難しい。そのため違法な取扱いをする事業者に対して効果が及ぶように規律する必要がある。
- 1(1 関関) 個人情報自体は、基本的にはその個人のものであり、利活用するのであれば社会あるいは個人のために利益となるようにすべきであり、事業者と個人との信頼関係が確保され、利活用することでどのような利益が個人や社会にもたらされるかが見える化されることが必要。しかし、現在は個人1消費者と事業者との間でのコミュニケーションが必ずしも十分ではなく、また双方において情報量や交渉力に差があるため対等な立場とはなっていない。このため、不適正な個人情報の扱いであることを個人が事業者に申入れをしたとしても交渉につながることは少ないことが実情である。このため、弱い立場の個人を支える機関が必要である。既に例えば消費者契約法において法律に基づいた差止請求制度が導入されており、これと同様に個人に成り代わって適格消費者団体が事業者とコミュニケーションを図ることが必要だと考える。
- 1(1 関関) 個人は自らの個人情報に安全な状態に置かれているのかわからないことが多くそれが不安につながるため、事業者が適切に個人情報を管理し、かつどのような目的で利用されているのかや、個人に及ぶリスクを十分に説明し、また、その利用において個人が知り得るように透明性の確保や開示、利用停止、個人情報の削除について、実効性のある仕組みにすべきである。
- 1(1 関関) こどもの未熟さ、脆弱性、リスク等を踏まえるとこどもの個人情報について個人情報保護法において、法定代理人の同意を必要とすることの

明記、安全管理措置義務の強化の規律を設けるべきである。特に、最も現在問題とされるものとしては、こどもの関心・嗜好を分析推測し、判断力が未熟であるこどもに対して、飲酒・ギャンブルその他こどもの心身に著しい影響を与えかねない広告を送りつける、いわゆるターゲティング広告があり、当該広告の中には大人であっても困惑するような内容もあることから、少なくともこどもに対しては明確に規制する必要がある。

- 1(1 関関) 現在、生成 AI 等の社会基盤になりうる新技術が急激に発展・浸透し、膨大な量の個人情報を取扱うサービスやビジネスが生まれている実態を踏まえれば、これらについて早急に検討する必要がある。

生成 AI など開発された情報については、その利用目的のみならず、利用による利益や個人に及ぼすリスクなどについてもわかりやすく説明すべき。技術が難しいから説明する必要はない、安全であるから大丈夫だと言われても具体的な説明がないと判断ができない。

また、生成 AI の開発において要配慮個人情報を取得してしまう場合なども想定されるため、消費者にとって安全かどうかの判断ができる技術であるべきであり、個人に影響を及ぼすプロファイリングには個人が実質的に関与できるような方法について検討していくべきと考える。

5 守られるべき個人の権利利益の外延

- 1(5 関及び関関) 個人を特定し、直接的にアクセスできること自体がリスクなので、これらのリスクがある情報は個人情報の定義に含めるべきである。例えば、スマートフォンのアプリ等を通じて、端末識別符号や利用状況などの情報を、本人が知らない内に密かに収集するなどの行為も見受けられ、これによって本人へのアクセスが可能になり、個人がさまざまな被害にあうケースが増加している。欧州では電話番号、メールアドレス、cookie 等は単体で個人情報とされていることから、これらを参考にしていくべきと考える。



日本の個人情報保護制度について

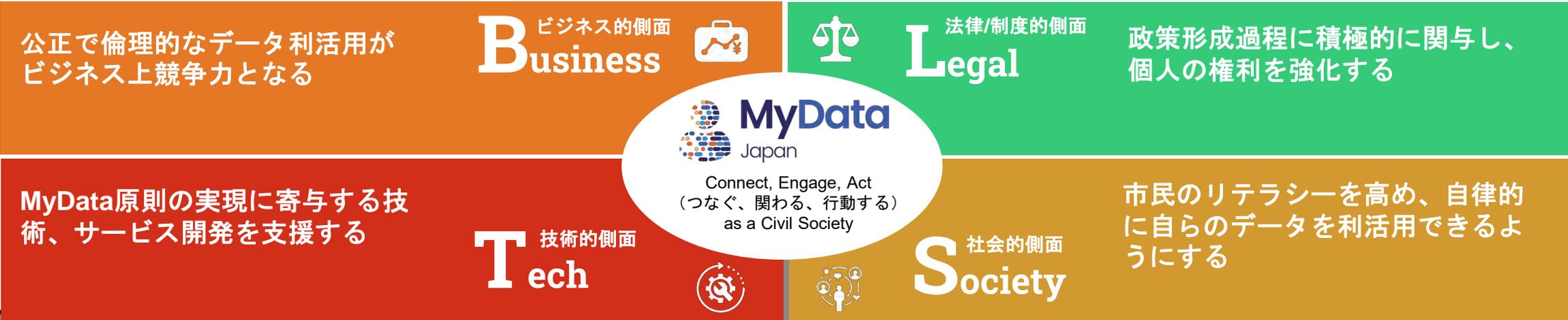
2024年11月29日

一般社団法人MyDataJapan
常務理事 太田 祐一

MyData Japan Vision

ビジョン (私たちが目指す社会)	パーソナルデータに対する人間中心で倫理的なアプローチにより、公正で、持続可能で、多様なウェルビーイングを実現できるデジタル社会
----------------------------	---

ミッション (私たちの使命)	多様な領域の専門家や組織から構成されるシビル・ソサエティとして、ビジネス(B)、法律・行政(L)、技術(T)、社会(S)の各領域に関わり、それらの領域をつなぎ、行動することで、多様なステークホルダによる公正で倫理的なパーソナルデータの活用を促し、社会課題の解決とイノベーションの実現を図る
--------------------------	--



MyDataの原則

理事・監事・ステアリングコミッティ・顧問



理事長 **副理事長**

崎村 夏彦
OpenID Foundation

佐古 和恵
早稲田大学




BLTS **BLTS**

常務理事

青柳 伸宏
グリーンウィロー株式会社

伊藤 直之
株式会社インテージ

太田 祐一
株式会社DataSign





BLTS **BLTS** **BLTS**

理事

石垣 一司
合同会社 エルダット・リサーチ & コンサルティング

落合 孝文
瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業




BLTS **BLTS**

監事

数藤 雅彦
五常総合法律事務所



BLTS

顧問

柴崎 亮介
麗澤大学

砂原 秀樹
慶応義塾大学大学院 メディアデザイン研究科




BLTS **BLTS**

中川 裕志
理化学研究所

古谷 由紀子
サステナビリティ消費者会議




BLTS **BLTS**

ステアリングコミッティ

加藤 綾子
東洋大学

加藤 絵美
一般社団法人 Consumer Rights Japan

坂下 哲也
一般財団法人 日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)

庄司 昌彦
武蔵大学

瀧 俊雄
株式会社 マネーフォワード

橋田 浩一
理化学研究所

森 亮二
英知法律事務所

安田 クリスチーナ
InternetBar.org

渡邊 桂子
株式会社ピーアイ シーピー・データ











BLTS **BLTS** **BLTS** **BLTS** **BLTS** **BLTS** **BLTS** **BLTS** **BLTS** **BLTS**

MyDataの原則

MyDataの原則

私たちが達成したいもの

“ 私たちは、データを使用する理由、方法、期間についての**明確な理解**に基づいて、データを共有するための**同意、拒否、または取り消す権限**が個人に与えられることを望んでいます。

個人がパーソナルデータの「ハブ」となることで、新しいデータを基にした知識を創造する、**新世代のツールとサービスを提供することを可能に**したいと考えています。

個人は単なる顧客またはユーザーとして見なされるべきではありません。自らの目標を設定し、追求することができる自由かつ自立的な主体とみなされるべきであり、彼らは**主体性と主導権を持つべき**だと考えます。

個人が**自分に合った方法でパーソナルデータを安全に管理**できるようにしたいと考えています。

”

論点1：適正な取扱いを担保するアプローチ

意見



- 本人の関与による規律に依存せず、事業者自身による判断と事後の結果責任により、担保するというアプローチでは個人の権利利益を十分に保護できず、事後の消費者救済ではプライバシーの性質上、完全に救済できるものではない
- 事前にリスクを把握することを可能にし、本人の意志によりリスクをコントロールできることが個人の権利利益を保護することに資する
- 本人の認知能力に限界がありコントロールが難しいという意見があるが、事業者の分かりやすい説明やそれを実現する機能や技術により解決できる側面もあるのではないかと
- 本人の関与により個人が自身のデータをコントロールし「結合点」として振る舞うことを可能にすることでデータを基にしたイノベーションが促進される

提案



- **事業者自身による判断と事後の結果責任については、当然に発生するものとし、自身によるリスクのコントロールおよび自身によるデータの集積および活用によるイノベーションを促進することが、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することに繋がるため、本人の関与、権利を強化すべきである**

論点2：データ類型について

意見



- 諸外国において保護対象となる情報と日本の個人情報の間に隔たりがあり、特に日本居住者の権利利益が十分に保護されていない状況
- 生体データ等、長期にわたり本人の追跡の手掛かりとなるような情報に対しては通常の個人情報よりも高い保護措置が求められる
- こどもや高齢者等、認知力や判断力に脆弱性を有する者に対する保護が不十分

提案



- **個人を識別可能な情報**
 - デバイスやブラウザ等の識別子、電話番号、メールアドレス等（ハッシュ化したものも含む）、個人を識別可能な情報については個人情報として扱う
- **個人識別符号に該当する生体データ**
 - 生体データのうち自然人を一意に識別することを目的とするものは要配慮個人情報とする
- **こども等脆弱性を有する者の個人情報**
 - 要保護性の高い個人情報として要配慮個人情報とする

(補足) デバイス等識別子について

- 3rd Party Cookieが実質的に廃止になるため、いわゆるデバイスフィンガープリンティングやそれに類する技術、電話番号、メールアドレスをハッシュ化した識別子等がターゲティング広告やレコメンドに用いられることが増えてきている。
- ターゲティング広告やレコメンドに用いられるデータが個人の権利利益に与える影響はケンブリッジアナリティカ事件やリクナビ内定辞退率問題等から明らかであり、個人情報と結びつかずとも、デバイスやブラウザと紐づいていることで、本人に対してターゲティング広告やレコメンド、スマホ通知等によりコンテンツを表示したりすることでプライバシーの侵害に繋がることは明らかである。

(補足) こどもの個人情報について

- 法定代理人の関与については、学校や学習塾など対象者が確実に子どもであると分かっている場合には有効な方法となり得る。しかし、法定代理人の関与だけでは問題が解決しない場合も想定される。どのようなケースにおいて法定代理人の関与が必須であるか、また、法定代理人以外の者が代替できる場合があるかなど、きめ細かな検討が必要である。さらに、法定代理人の関与が難しい場合に、こどもの権利利益をどのように確保するかということも重要な課題である。
- 年齢基準については、必要であると思われるものの、個人情報保護法において一律に定めるのではなく、対象事例やサービスによって求められる要件が異なることを考慮し、個別分野において慎重に検討されるべきである。特に、オンラインサービスにおける年齢確認の導入に伴う課題（保護対象の子どもだけでなく利用者全員の年齢確認が求められるかもしれないことや、追加の個人情報取得の問題とデータ最小化の必要性、プライバシー侵害、排除のリスクなど、欧州委員会の「Mapping age assurance typologies and requirements」（2024年4月）で検討されているような諸課題）には十分な注意が必要である。さらに、年齢確認の際のデータ最小化を実現する仕組みの導入（例：身分証の情報の選択的開示）も併せて考慮すべきである。

論点3：個人情報取扱事業者の義務

意見



- 利用目的の公表または通知が行われていれば、適正な方法で取得して良いという状況は、事業者による不必要な情報の取得を増長させている
- プロファイリングによる推知が要配慮個人情報の取得になっておらず、また、プロファイリングを行える項目や範囲について規律が無いことは本人の意志に反した活用による個人の権利利益への影響が大きい
- 現状、要配慮個人情報やプロファイリングによる自身への影響を自分で確認できない

提案



- **データ最小化**
 - 当該契約の履行に必要な無い情報の取得や処理は利用者が拒否できるようにする
- **プロファイリングの制限**
 - 要配慮個人情報を推知する場合には要配慮個人情報の取得とする
 - 要配慮個人情報を利用したプロファイリングを原則禁止とする
 - 脆弱性プロファイリングを禁止する
 - プロファイリングにより取得される情報の項目を公表義務の対象とする
- **PIAレポートの公表**
 - プロファイリングおよび要配慮個人情報の利用については、個人の権利利益への影響が大きいことから、PIAを実施しレポートを公表することを義務化する

(補足) プロファイリングについて

- プロファイリングによる推知によって、要配慮個人情報に匹敵する情報が得られる可能性があり、さらに推知の結果が誤っていた場合、権利利益の侵害のおそれは大きくなる。また、正確なプロファイリングであっても、人に知られたくない特性を暴く行為は権利利益の侵害にあたる。特にこどもは可塑性に富むため、往々にしてプロファイリングは正確性を欠くものとなり、不正確な属性の決め付けに陥る可能性が高いことから、こどもに関するプロファイリングを禁止すべきである。プロファイリングによって、対象の個人が認知力や判断力に脆弱性などを有する者であることが推知され得る場合（典型例はこどもや高齢者など）、彼らを対象としたターゲティング広告の表示や誘導、欺瞞、その他彼らの脆弱性を突くような行為を禁止することも併せて重要である。
- 一方で、プロファイリングの有用性も考慮すると、一律の規制や禁止は現実的ではない。この問題に対処する方策の一つとして、本人が自分の情報についての開示請求を容易にできるような開示制度強化の方向を考えるべきである。
- また、プロファイリングに用いるべきでない情報やプロファイリングを禁止すべきカテゴリの設定についても検討が必要である。

論点4：本人の関与

意見



- 企業がどのようなデータを持っているかが十分に開示される状況にはなっておらず、本人がリスクを把握するには不十分な制度となっている
- 開示請求に係る本人の負担費用が高額になる場合があり、かつ再利用できない形が多い。
- EU等諸外国には、本人によるデータアクセスが無償化されており、再利用可能な構造化データの形での開示（データポータビリティ）が認められている
- 利用停止・消去請求権について、現状では請求に対し一定の条件があるため本人の関与が不十分

提案



- **開示請求**
 - 無償での開示を義務化する
 - 再利用可能な構造化データでの開示を義務化する
- **利用停止・消去請求、第三者提供停止の請求**
 - 各種条件を撤廃し、原則として義務化する

(補足) 利用停止、消去の請求について

- 利用停止・消去請求権の拡大が、個人の権利利益保護の観点から強く要請される。現行法では、保有個人データの利用停止、消去の請求には、18条、19条または20条の違反やもはや利用目的を終えていること、権利利益の侵害のおそれがあること等が条件となっており、第三者提供停止の請求は、27条1項又は28条の違反が条件となっている。これらを条件としない利用停止・消去請求権の拡大については、消費者からの要望が強く、かつJISQ15001において広く実現されている運用であることから、これらの条件なく、利用停止、消去、第三者提供の各停止請求を原則として義務化してはどうか。なお、JISQ15001は、業務支障などの例外を設けており、これに合わせても事業者の業務運営に困難をもたらすおそれは低いと考えられる。

論点4：同意

意見



- 「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない」とされているものの、実態としては、多くの場合で、同意に係る情報は複雑なプライバシーポリシーの一部に記載されているのみであり、個人は何に同意をしているのか不明確な状況
- 同意の撤回や拒否ができない場合が多く、同意しない選択肢が実質的に用意されていない
- 同意の必要が無いのにも関わらず、同意が必要だと誤認するような表示により不当に不利益を被る可能性がある

提案



- **ダークパターンによる同意取得の禁止**
 - 一般人の認識において同意の内容や取得方法が明確でないものをダークパターンとして禁止し、ダークパターンとして認められない事例をガイドライン等で具体的に例示する
- **同意の撤回や拒否**
 - 当該契約の履行に必要なことが明らかな場合を除き、同意の撤回や拒否ができるようにし、その場合は、同意取得時にそのオプションを示すことを義務化する

論点5：課徴金

意見



- 現状、個人情報委が単独で行うことができるのは、行われた違法行為をやめさせること（指導、勧告、命令）だけであるが、違法行為に対して制裁が行えず、抑止力を欠く。
- 刑事事件となった場合でも最大で1億円の罰金にとどまり、とりわけ海外巨大IT企業への抑止力はないといっている。しかも個人情報委が刑事告訴しても、刑事司法が検挙してくれるとは限らない。
- 今のままでは悪質事業者の「やり得」が横行し、まじめな事業者は競争上不利になる。

提案



- 悪質な違法行為に対しては課徴金制度の導入が急がれる
- 個人情報保護法で導入する課徴金制度は、「違法利得の剥奪」にこだわらず、経済的利得が観念されない事案であっても、行為の悪質性を考慮してその金額は裁量によって決められるようにすべきである。なぜなら、個人情報の違法な取り扱いが被害者に与える権利利益の侵害の大きさは、事業者がそれによって得た経済的利益の過多とは関係ないからである。たとえほとんど利益がない事業であっても、著しい権利侵害は起こりうる。
- 課徴金は、海外巨大IT事業者に対しても実効性をもちうる金額とすべきである。

論点5：団体訴訟

意見



- 多発する違法行為を止め、被害拡大を防ぐためには、消費者契約法などと同様、一定の要件を満たした消費者団体に差し止め請求権を与え、個情委の執行力を補完してもらう必要がある
- 個人情報の違法な取り扱いによる被害は典型的な「少額大量被害」であり、個人で被害回復をすることは極めて難しく、現状はほとんど泣き寝入りに終わっている。

提案



- 差止請求、被害回復のいずれの団体訴訟制度も早期に導入すべきである。
- 差止請求は個情委の法執行を補完して違法行為の拡大を止める公益性の高い機能であり、差止請求を担う適格消費者団体には公的な資金を提供する必要がある。
- 差止請求の対象とする違法行為を限定する必要はない。
- 特定適格消費者団体が被害回復の訴訟手続を行う際は、個情委が調査過程で入手した情報を団体に適切に提供する枠組みを設ける必要がある。
- 将来的には、消費者団体にとどまらず、デジタル分野のデータ保護に取り組む市民団体についても適格性の付与を検討すべきである。

(まとめ) 追加する情報の種類と義務

生存する個人に関する情報

個人情報

デバイス等識別子、電話番号、メールアドレス等
個人を識別可能な情報

要配慮個人情報

個人識別符号に該当する生体情報
子ども等の個人情報
性的指向または労働組合に関する情報

個人関連情報は実質無くなる

- データ最小化義務
- ダークパターン禁止
- プロファイリング項目の公表
- 脆弱性プロファイリングの禁止

- PIAレポートの公表義務
- プロファイリング禁止
- プロファイリングによる取得も同意必須化



MyData
Japan

「個人情報保護法のいわゆる3年ごと 見直しの検討の充実に向けた視点」に 対する意見

2024年12月2日

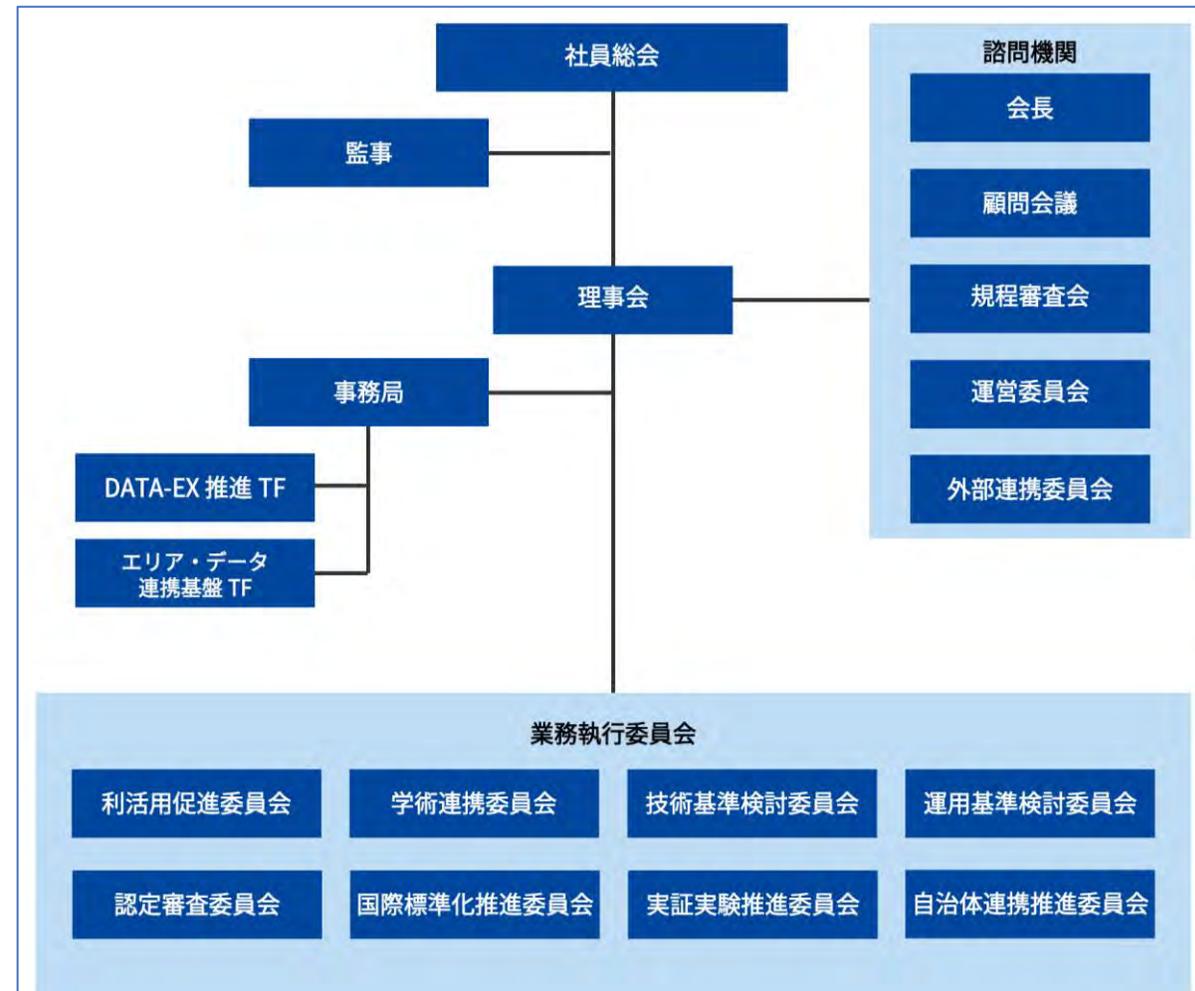
一般社団法人データ社会推進協議会



一般社団法人データ社会推進協議会（DSA）について

団体概要及び組織体制

団体名	一般社団法人データ社会推進協議会（英名：Data Society Alliance）
法人番号	4011005007414
所在地	〒108-0014 東京都港区芝4-13-4 田町第16藤島ビル2階 （株式会社 インターフュージョン・コンサルティング内）
設立	2021年4月1日
事業内容	<p>当協議会は、デジタル庁が推進予定の「データ戦略」（※2）や「内閣府・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」の後押しを受け、産官学の連携により分野を超えた公正、自由なデータ流通と利活用による豊かな社会（「データ社会」という）を実現し、国内はもとより世界と連携し貢献を図ることを目的に、以下の事業を推進致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.データ社会を実現する連携サービス(DATA-EX)の提供 2.データ社会に資する学術研究の推進 3.データ社会に資する産学官連携の推進 4.データ社会を支える関連事業者等の運用基準の策定 5.データ社会を支える技術基準の策定 6.データ社会を支える事業者等に対する認定制度の整備及び運用 7.データ社会活性化のためのデータ利活用の創出 8.データ社会を巡る法的課題や国際連携・標準化等に関する調査・研究・推進 9.データ社会に関連する関係省庁への政策提言及び関連団体との連携 10.前各号に掲げるもののほか、データ社会の健全な成長のために必要な活動



会員状況（2024/10/7 時点） 183会員



Vision

World of Data-Driven Innovationデータ利
活用によりイノベーションが持続的に起こる世界

Mission

Establish a data-driven society for democracy of innovation
データ駆動型社会を構築し、イノベーションの民主化を実現する

Develop the data-distribution infrastructure for the world
世界規模で活用可能なデータ流通基盤を整備する

Accelerate social implementation with technology and service development
技術、サービス開発により社会実装を推進する

Collaboration and contribution to the world
世界と連携し、世界に貢献する

ビジョン・ミッションの実現のためDATA-EXを始動

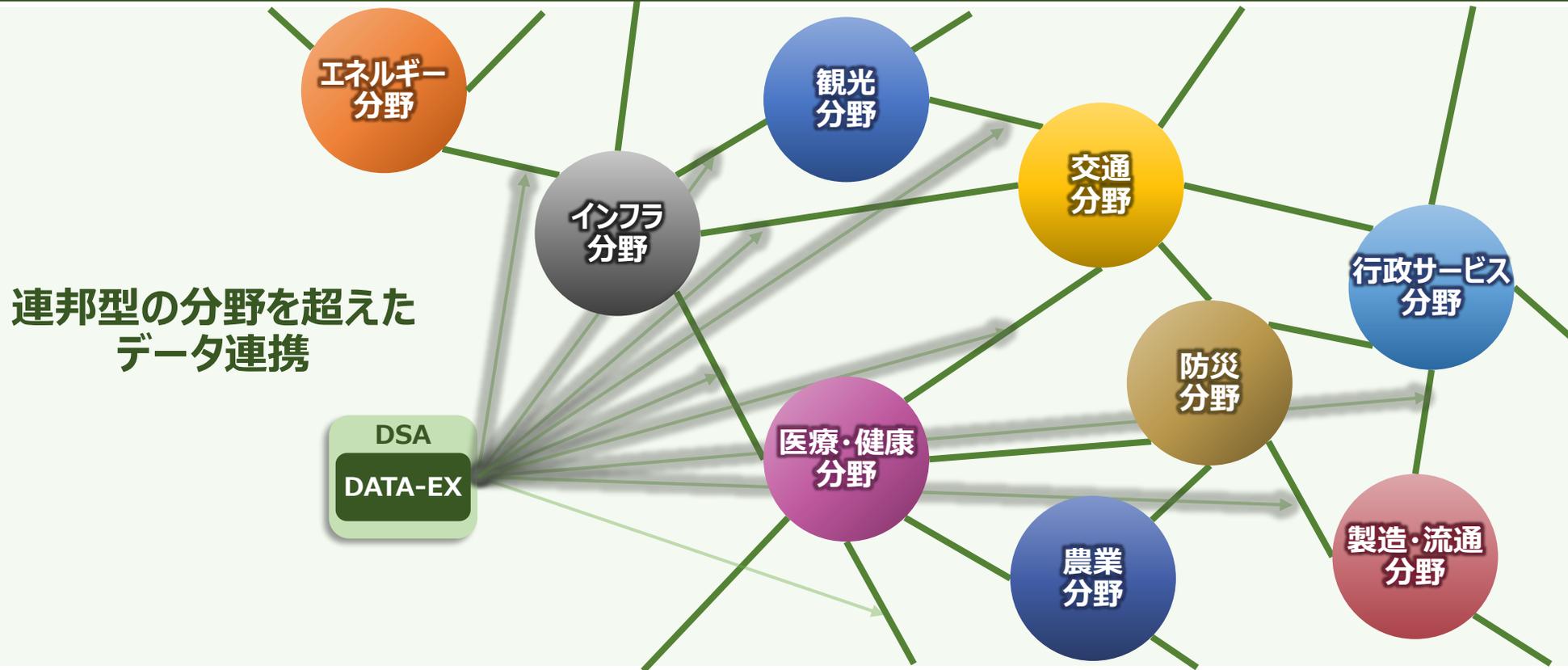
DSAがめざすデータ連携の姿

- DSAでは、データ連携に係る既存の取組が協調した、連邦型の分野を超えたデータ連携をめざすプラットフォームDATA-EXの提供をします。

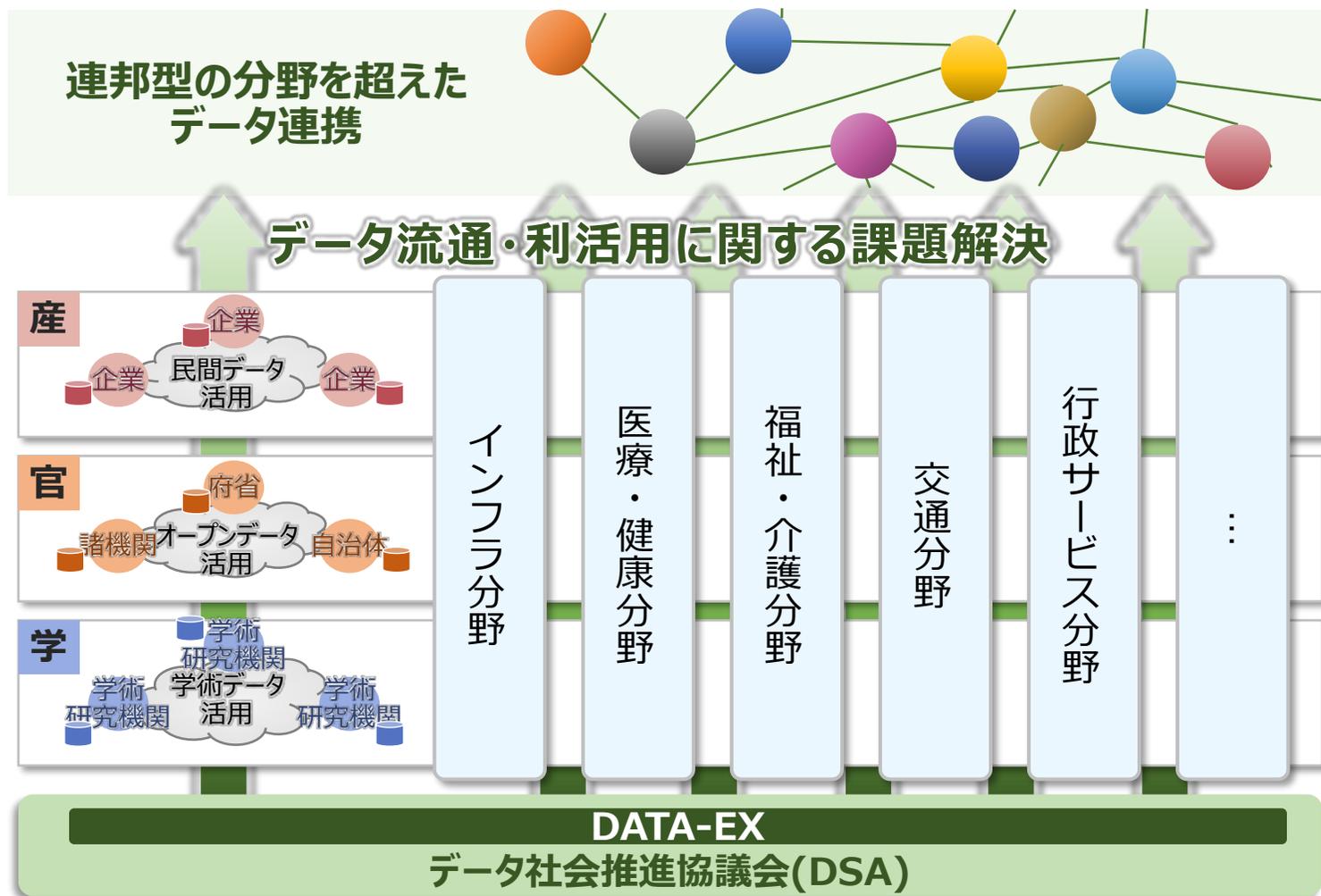
DATA-EXとは

- 分野を越えたデータ連携を実現するために、DSAが提供する連携ポータルの総称

DATA-EXによるデータ連携の姿

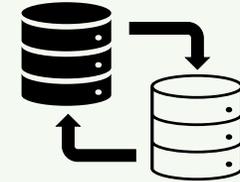


- DSAでは、あらゆる分野におけるデータ流通・利活用の課題を、産官学を越えた企業・団体の連携により解決する



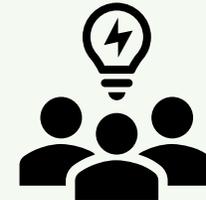
分野を超えたデータ連携に関わる基盤構築

- 分野横断検索等(データ連携サービスポータル)の提供
- IT基準/運用基準の策定
- 国際標準化の促進



分野を超えたデータ利活用サービスの創出

- ベストプラクティスの共有
- マッチングの実施
- 各種実証/調査研究等



分野を超えたデータ連携に関わる社会実装支援

- テストベッド/レジストリの提供
- 開発支援ツールの提供
- 人財育成



利活用促進委員会の活動

利活用促進委員会

- 利活用促進委員会運営に関する各種審議
- WGの活動計画や成果の報告
- データ流通、利活用促進に関する情報提供

会員交流促進

会員交流活性化WG（旧マッチングWG）： 会員の取り組み紹介を通じた会員間の課題共有の場の提供

- 様々な業種、立場の会員による取り組みや課題の発表、外部団体や有識者からの話題提供を通じ、会員間の課題認識の共有、連携機会を提供する。

データ倫理・プライバシー研究WG： 研究会・ワークショップの開催

- レピュテーションリスク、プライバシーや人権対応等パーソナルデータ利活用における受容性課題について企業が具体的に取組むべき事項を検討。
- データを活用したサービス企画段階でのプライバシー対応観点のタスクを導出するワークショップを開催する。

データ利用権取引市場活用WG：データ利用権を用いたデータ取引市場の実証

- 2023年度、SIP第2期において開発されたデータ利用権取引市場システムを、DSAの管理するテストベッド環境下に構築し、運用する。
- 会員企業等から参加を募り、テストベッド環境を用いデータ利用権取引市場におけるデータ取引実証を仮想的に実施し、その課題を洗い出す。

課題別検討

秘密計算活用WG： セミナーや会員企業によるユースケース検討

- 秘密計算活用ケースの検討と、課題の洗い出しを行う。
- ホワイトペーパーの発行、講演イベント等により情報発信を行い、技術理解促進、活用ケース創出、座組の検討などを行う。

消費行動データ流通・活用WG：電子レシート活用を通じたユースケース整理や実証、外部情報発信

- 消費行動データ（ID-POSデータ等の生活者の購買/行動に掛るデータ）の流通/利活用による、ユースケースを洗い出し、フィジビリティスタディを行う。
- 消費行動データの流通/利活用によるユースケース等を踏まえ、目指す世界観を示すホワイトペーパーを作成する。

ビジネス支援

エビデンスに基づく価値創出WG： 会員企業によるワークショップ開催

- ワークショップにおいて、ビジネスアイデアの記述や発想を支援するツールを利用し、参加企業のエビデンスに基づく価値創出を支援する。
- ワークショップの結果を踏まえ、手法やツールの新たな要件定義を行い、その成果を会員企業に還元する。

DATA-EX利活用

DATA-EX利活用WG： DATA-EX推進に係る利活用ケースの創出

- DATA-EX推進TFと連携し、DATA-EXプラットフォームを活用のための具体的なケース創出と要件整理を行う。
- 利活用促進委員会においてDATA-EXに関し調整等が必要な事項を取りまとめ、DATA-EX推進TFへ提案、要求する。

DSAの秘密計算（PETsの一種）に関する取り組み

- DSAはPETsのうち特に秘密計算に注目し、組織間の安全なデータ流通・活用の促進に向けて活動
- 当分野の国内有識者が勢揃いするイベントや、法制度議論のためのイベントを実施
- 秘密計算を用いた安全な組織間データ活用の活用のパターン・例を整理

秘密計算や法制度に関するイベント開催

【3/18(月)開催・参加無料】プライバシー保護技術が実現する安心・安全なデータ連携

2024.02.21 講演・イベント #秘密 一般社団法人データ社会推進協議会

「AI時代に期待が高まるP
多様なステークホルダーカ

AIの進展に伴いデータが競争優位性
な主体による価値の創造が日本型の
データ連携が各分野において欠かせ

【10/18(金)緊急開催・参加無料】 DSA・JILIS共催「個人情報保護法シンポジウム」

2024.10.11 講演・イベント

開催趣旨

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しを目前に控え、一般社団法人データ社会推進協議会(DSA)と一般社団法人情報法制研究所(JILIS)は、個人情報保護法のあるべき姿などを議論するシンポジウムを緊急開催します。

出典：<https://data-society-alliance.org/lecture-event/13479/>
<https://data-society-alliance.org/lecture-event/12374/>

秘密計算の活用例の整理

秘密計算の活用例 ～ 秘密計算を利用した安全な組織間での データ活用への期待 ～

一般社団法人 データ社会推進協議会

活用案整理による秘密計算の組織間データ活用への知見

- 【知見1】 様々な事業領域にて、秘密計算の組織間データ活用の期待あり
 - 医療・ヘルスケア領域、マーケティング領域、スマートシティ領域（自動車、不動産、MapS）など
- 【知見2】 個人情報に限らず、秘密計算の組織間データ活用の期待あり
 - 必ずしも、個人情報（プライバシー保護）の観点でのみ期待されているのではなく、個人に関係ない営業秘密等の安全な活用にも期待
- 【知見3】 経済的利益と社会的利益といった主な連携目的^{※1}によって、組織間での連携の傾向が異なる^{※2}

主な連携目的	連携組織数の傾向	連携の主導の傾向	連携先の傾向	連携先の傾向
経済的利益 (例：主に自社の課題の解決)	少数企業連携	一社が主導	提携企業間連携 (社内、グループ企業間)	異業種との連携
社会的利益 (例：社会的共通課題の解決)	多数企業連携	コンソーシアム等で協力	競合含め連携 (競合、国家間連携)	同業種との連携

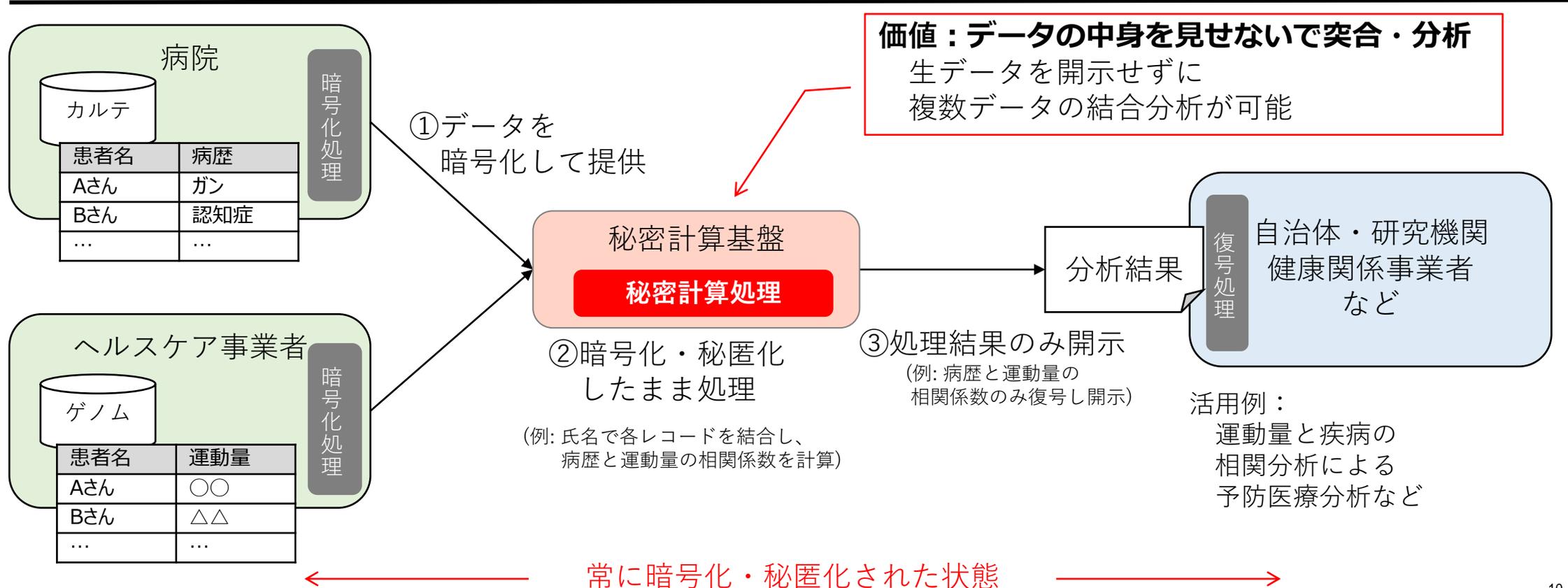
※1 連携の目的は自社の経済的利益でもあると同時に社会的利益でもあることが多いが、ここでは主にどちらの目的が比較的大きい方を、可能な限り消費者の視点で判断している
 ※2 あくまで、そのような傾向があるだけで、連携の主な目的に応じて形式が決定するわけではない

出典：<https://data-society-alliance.org/survey-research/securecomputing/>

(参考) 秘密計算を用いた安全なデータ活用

- 秘密計算は、従来の暗号技術と異なり、データの処理中も暗号化・秘匿化したままの処理が可能
- 複数の組織が持つデータを開示・流通させずにデータの突合分析した活用が可能（データの価値だけが流通）

図：秘密計算を用いたデータの突合分析の例



はじめに

1. はじめに

- 第5期科学技術基本計画で提唱された「Society5.0」の実現や、「我が国が、実世界産業におけるAIの応用でトップ・ランナーとなり、産業競争力の強化が実現されること」というわが国のAI戦略に掲げられた目標達成のために、データの流通・利活用がキーとなることに疑念の余地はない。
- DSAでは、データ流通社会を展望し、データ流通を促進するためのデータ取引市場に求められる機能、データ流通に関わる事業者が行うべき倫理的な対応、データ流通における秘密計算技術等のプライバシー保護技術の活用などデータ流通に関連する個別テーマの検討を継続している。
- 今般、個人情報保護委員会から示された「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」を土台として、デジタル化・AIの急速な普及をはじめとした技術革新や今後の見通しも踏まえたうえで、幅広いステークホルダーとの議論を進めていくことが、データ流通の促進、ひいてはSociety5.0やAI戦略の実現に寄与することを大変期待している。
- 本資料では、データ流通促進の観点から以下のテーマについて、意見を申し上げたい。
 - (1)個人の権利利益への影響を伴わない個人データの流通
 - (2)生体データ

(1) 個人の権利利益への影響を伴わない個人データの流通

(1) 個人の権利利益への影響を伴わない個人データの流通

個人の権利利益への影響が伴わないような個人データの利用、流通に関して、本人の関与に依らない規律の在り方を検討することに期待する。

個人の権利利益への影響が伴わないような個人データ利用の例：

- ・ 大規模言語モデル開発のために、Webクロールによる大量の学習データを取得
- ・ 物体認識を行うAIモデル開発のために、複数の事業者が保持する映像データを取得

以下、個人情報委員会, “個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点”より引用
(参考4) 現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例

2 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方

本人の関与を通じた利用の適正性担保の仕組みは、その利用の結果本人の権利利益への影響が具体的に見込まれる場合に必要とされるのではない。例えば、**統計的利用など**、一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合には、**本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められるか**（なお、1⑧の見地から、本人の関与を権利として認める立場はあり得るが、適正な取扱いを担保する上での本人関与の機能とは趣旨を異にすることに留意。）。

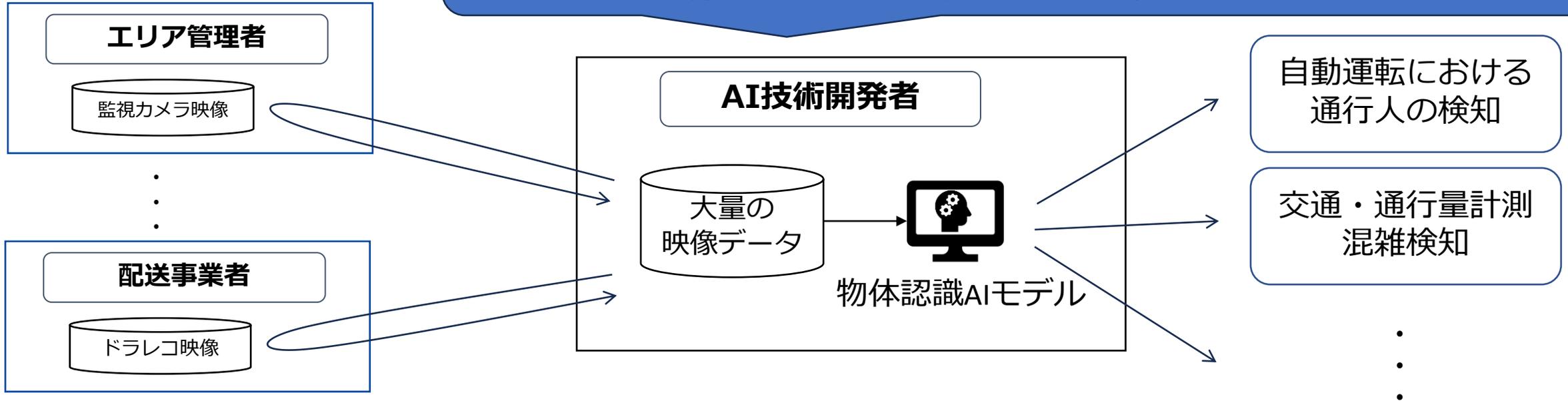
3 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性

個人情報取扱事業者に対して本人が関与・監視することを通じた利用の適正性担保の仕組みを前提とすることから、本人の関与が著しく困難になる第三者提供を原則として禁止している。一方、**その提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合**や、本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合、さらには、利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、**提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合**など、**第三者提供を禁止する必要のない類型**はあるか。

(1) 個人の権利利益への影響を伴わない個人データの流通

<例 1 : 物体認識を行うAIモデル開発のための、複数主体からの映像データ取得>

物体認識AIモデル開発のための学習データとして大量の映像データを利用。映像には個人に関する情報が含まれる可能性があるが、それらを個人情報として利用しないため特定の個人への影響を伴わない。



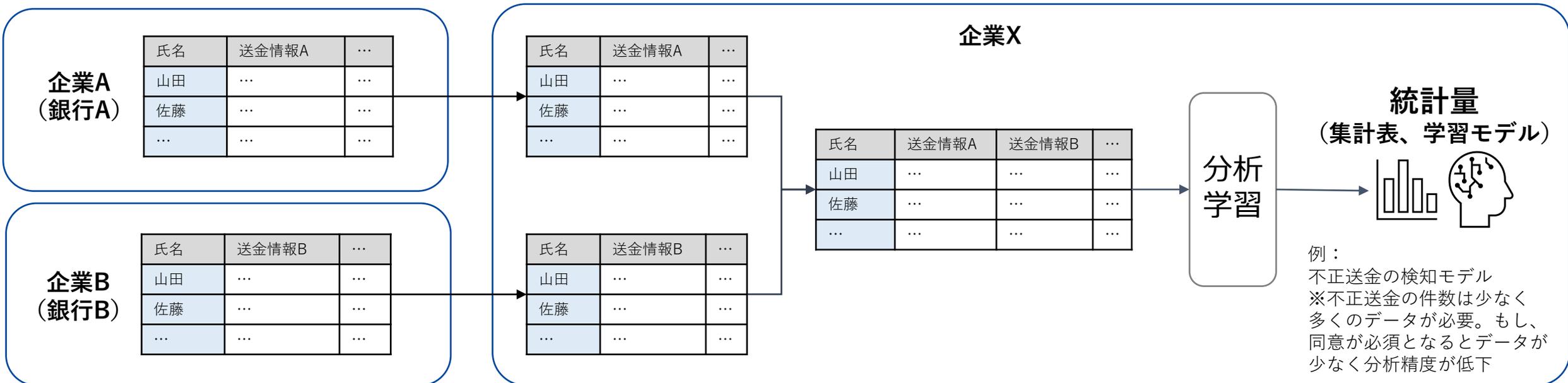
最終的に社会に展開されるのは開発されたAIモデルによる価値

(1) 個人の権利利益への影響を伴わない個人データの流通

例2 : 秘密計算技術を活用した組織間でのデータ突合・分析

- 統計的利用を目的とした個人データを第三者提供する処理は、個人データを個人データとして取り扱わない為実質的に個人の権利利益の侵害は無いといえるのではないか
- 複数の組織の個人データを突合することにより統計としての価値、学習モデルの精度などが向上する為、そのニーズは高く、同意取得が必ずしも容易でない社会的な課題解決の分析に有効である

例えば、複数の金融機関の送金情報（個人データ）を突合・分析することで不正送金の検知モデルの高度化が可能



(1) 個人の権利利益への影響を伴わない個人データの流通

- 処理途中においては、収集するデータが大量になる、もしくは突合して統計量を得るなどの点から、利用目的の適正性の担保や安全管理措置はもとより、データ主体の不安に対応するための対策が必要
- 個人情報保護法が求める安全管理措置に加えより透明性の高いプライバシーガバナンスが求められる
- 技術進展に対応するため、技術的な措置の基準や例をガイドライン等で示すべきであり、その検討は技術有識者も含めた産官学で連携して策定していくべき
- 秘密計算などのプライバシー保護技術は、データを秘匿しながら突合分析を実現できる、より安全な技術であるため上記における追加的な安全管理措置としての選択肢になり得る
- これらガバナンスの在り方の検討にDSAも貢献する所存

(2) 生体データ

(2) 生体データ 中間整理に示された社会的反響のあったケース等の考察

生体データの取扱いに関連する社会的反響の大きかった事例として中間整理に示された各ケースにおいて、顕在化したリスクは生体データに特化したものではない。「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」で示されている通り、重視すべきリスク・政策目的、実態を踏まえた規制の在り方を基礎に、生体データ固有のリスク等を丁寧に整理するべきではないか。

人流を把握し防災に活用する目的で、ある駅を中心とした駅ビルに多数のカメラを設置して通行人を撮影し、災害発生時等の安全対策に資する人流統計情報の作成が可能かを検証する実験を実施することを発表した事例

- 市民の方々のご懸念にも十分配慮した対応が必要という第三者委員会の指摘は通知・公表をはじめとする関係者とのコミュニケーション不足に関する問題ではないか。
- (本事例のように統計情報を作成する目的において「撮影を回避する手段を設けること」は必要なのか)

顔識別技術を有した防犯カメラを導入し、刑務所からの出所者・仮出所者を含む不審者等を検知するセキュリティ対策を、交通拠点において実施していた事例

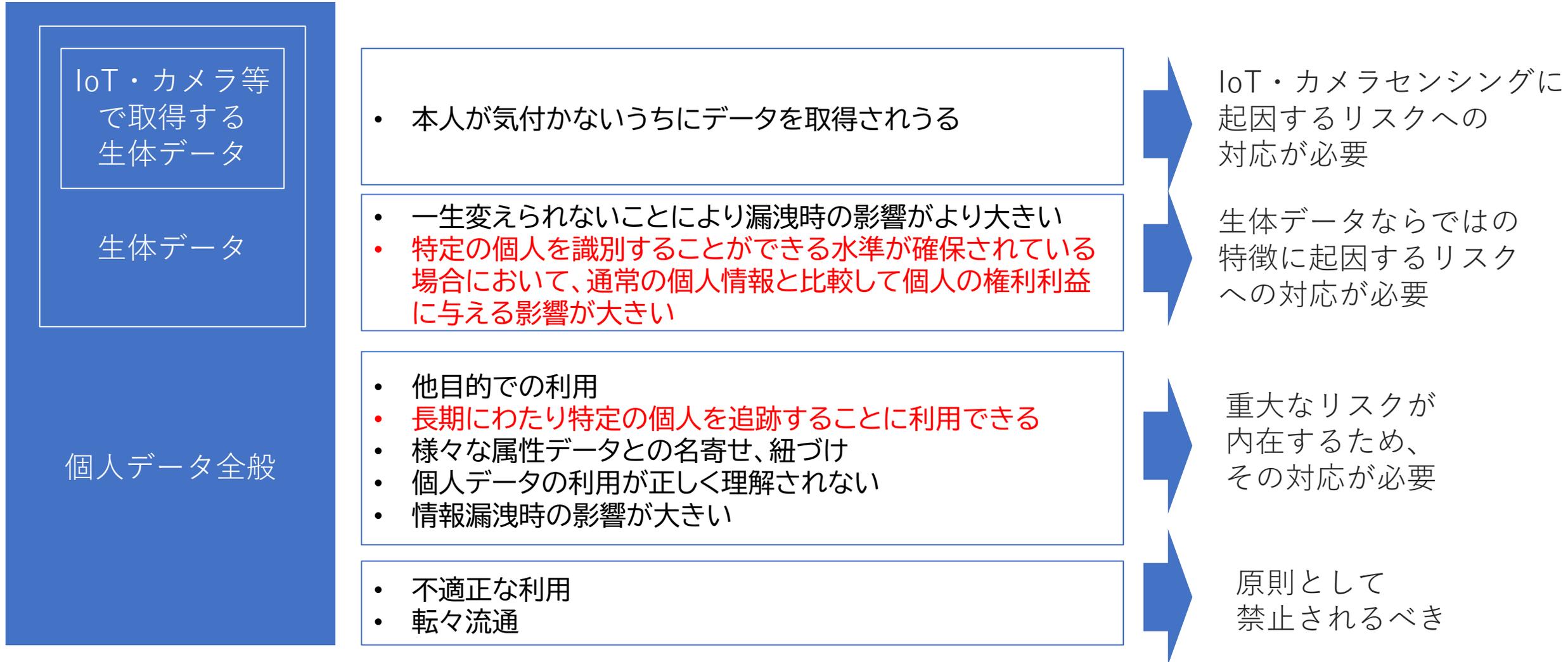
- 出所者・仮出所者を含む不審者を検知するという目的が適正利用の観点で問われたのではないか。
- 顔識別技術に依らない出所者・仮出所者を含む不審者等の検知であれば問題なかったのか。

ある地区のスマートシティ化等を目的として、ある駅周辺に多数のAIカメラを設置し、人流データの取得・解析を開始することを発表した事例

- 人流データを活用したスマートシティコンセプトに対する、地域住民等の関係者とのコミュニケーションが不十分だったことが問題ではないか。
- 十分な合意形成があった場合には、個人の権利利益を侵害しないデータ利活用に相当するのではないか。

(2) 生体データ

個人データ、生体データ、カメラ由来データ等のリスク整理例



赤文字：中間整理の文言

データ活用戦略への積極的なPETs活用

PETs: Privacy Enhancing Technologies

- 提案背景：

- AI時代においてデータ重要性が益々高まり、データ活用は我が国の成長戦略のカギとなっている
- 特に、複数の企業・組織が保有する個人データを突合・分析は、社会課題解決なども見込める
- また、このような分析は統計量を得るものであるため、分析結果からの個人の権利利益の侵害リスクは小さい
- 一方、処理途中のデータを不正に蓄積・利用することは個人の権利利益の侵害のリスクがある

- 提案：

- 複数の個人データを突合分析するデータ活用施策に、秘密計算などのPETs適用を推進すべきである
- 例えば、秘密計算はデータを秘匿しながら処理できるため、データ処理の安全性を格段に高めることができ、データ活用と保護の両立が可能である

個人情報保護委員会殿

**「個人情報保護法のいわゆる3年ごと
見直しの検討の充実に向けた視点」
（参考4：現行制度の基本的前提に
係る再検討にあたっての視点の例）
に関する意見**

2024年12月2日

JEITA 一般社団法人
電子情報技術産業協会

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

① 個人情報取扱事業者が自ら利用目的を特定し、その範囲内で個人データを利用することを義務付け、通知・公表によりそれを本人が認識し、必要な関与・監視を行うとともに、本人との関わりの中で、事業者のデータの取扱い態様が必要に応じ是正され改善されるという、当事者間での自律的なガバナンスを重視する現行制度の考え方は、引き続き妥当か。利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリングを通じて規律されることについてどう考えるべきか。

JEITA意見

- 当事者間（個人と事業者間）での自律的なガバナンスを重視する考え方は概ね妥当と考えますが、情報システムやサービスが複雑化する中、現状では如何に丁寧に利用目的の通知・公表を行っても、利用者全員が情報システム上での自分の個人データの使われ方について十分に理解することは難しくなっています。また利用目的を含むプライバシーポリシーの公表は本人が権利行使を行うための前提条件として重要ですが、実際にそれらを都度確認している利用者は少ないと思われます。これらの点で本人関与の考え方には限界があり、事業者側のプライバシー・バイ・デザインやバイ・デフォルトの考え方や、事業者によるガバナンスに対する利用者の信頼感（トラスト）の醸成が重要とされているのが世界の潮流と考えます。
- ただし、「利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリング」との記載がある通り、プライバシーフリークの方々による自警団的な活動は現実に機能していると思われます。またプライバシーポリシーで利用目的等を明示することにより、利用者の選択や自由意志を尊重し、本人に権利行使の機会を与えることは引き続き重要と考えます。このためにも、利用目的の通知・公表による本人関与の仕組みは維持しながら、プライバシー・バイ・デザインによって事業者側が個人の権利利益の保護のために先回りした対応を取り、事業者に対する信頼感を醸成することが今後ますます重要になると考えます。

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

② 法が期待する本人による関与・監視を行う前提として、利用目的や事業者におけるデータ処理の態様などについて認識・理解できることが必要であるが、デジタル化の進展や AI 等の新たな技術の急激な社会実装を背景に、本人が十分に理解できるような利用目的の特定、データ処理に関する説明のあり方について、どう考えるか（本人の合理的な関与を妨げ得るダークパターンをめぐる論点を含む。）。

JEITA意見

- 個人情報保護法の理念に従い、個人データ処理が本人の権利利益に与える影響を利用目的等の通知・公表を通じて丁寧に説明することが重要ですが、①で述べましたように、デジタル化の進展やAI等の新技術の急激な社会実装の下で利用者全員が利用目的等を十分に理解することは難しくなっており、事業者側のプライバシー・バイ・デザインやバイ・デフォルト、事業者に対する利用者の信頼感（トラスト）の醸成がますます重要になると考えます。

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

③ 本人による関与・監視等の規律が必ずしも期待できないことに関するデータについて、その足らざる部分を補完する仕組みの導入は必要か。

JEITA意見

- こどもを保護する仕組みは必要だと思われませんが、例えば親権者や法定代理人の同意が必要な場合の同意の取り方などは、事業者に委ねるのではなく、取得方法を規定する、例示する等、事業者に過度な負担を強くない方法を提示して頂くようお願いします。
- また、こどもの権利自体を侵害することのないよう、親権者や法定代理人の同意が必要の無い場合の規定や例示をして頂くようお願いします。
- なお、個人情報ガイドラインQ&Aには、こどもの年齢について、「対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきですが、一般的には12歳から 15 歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられます。」とあるが、「12 歳から 15 歳までの年齢以下」という基準が曖昧である。12歳以下はこどもである、といったように、こどもの年齢を明確に決めて頂くか、個別具体的に判断するための例を示して頂くようお願いします。

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

④ 事業者が利用目的を特定した後、急速に進展する技術を新たに利用しようとした際に、「関連性を有する合理的に認められた範囲」における利用目的の変更として許容される範囲の精査が必要か。

JEITA意見

- 利用目的の変更として許容される範囲の精査は必要と考えます。現行ガイドラインやQ&Aでは具体的な例示がなされていないと認識しています。「関連性を有する合理的に認められた範囲」の射程が不明確なことにより、許容範囲内での個人データ利用を差し控えたり、または誤解・誤認等によって許容範囲を超えた目的外利用を誘発するおそれがあると考えます。

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑤ 個人データの利用目的や利用態様などからその取扱いの正当性を裏付ける基準を導入する等の実体的ルールを設けることにより、本人の関与による規律に依存せず、事業者自身による判断と事後の結果責任（本人の事後救済措置の強化等）により、適正な取扱いを担保するアプローチについて、どのように考えるか。

JEITA意見

- EUのGDPR第6条（処理の適法性）と同様に、「正当な利益」も含め、本人同意だけでない選択肢が事業者には与えられ、自らの責任で選択できるようなルールを導入すべきかどうかの問いと理解します。
- ①で述べましたように、今後ますますプライバシー・バイ・デザインの考え方が重要になると考えますが、GDPR第6条と同様なルールを個人情報保護法に導入することは、既に現行法第18条3項等の例外規定に一部反映されているものの、利用目的の通知・公表を中核とする現行法との関係では大きな変更になります。これまで多くの事業者が慣れ親しみ、国内で大きな問題なく運用してきた現行法を根底から覆すような変更に対しては慎重であるべきと考えます。

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑥ 高度なデータ分析を通じ、本人の権利利益に影響を与える活動が多様化・拡大する中で、プロファイリングなどデータ処理結果を使用して本人に働きかける事業活動であって、本人の権利利益に相当な影響を与え得るものについて、類型的な利用目的規制や本人の関与の強化を通じて、本人の権利利益の保護の実効性を高めることが必要か。

JEITA意見

- EUのGDPR第22条（プロファイリングを含む個人に対する自動意思決定）に相当する条項を新設すべきかどうかとの問いと理解します。
- 2023年12月の委員会ヒアリングでも意見しましたが（※）、まずはプロファイリングを通じた個人情報や要配慮個人情報の「推測」が、個人情報や要配慮個人情報の「取得」に当たることを明確化することによって、事業者によるこれらの推測行為が現行法（第19条（不適正利用の禁止）、第20条（適正取得）、第21条（取得時の利用目的の通知）等）の規制対象となることを明確化すべきと考えます。
- このようにプロファイリング（を通じた個人情報や要配慮個人情報の推測）が個情法の対象となることの明確化が先決であり、一足飛びに「類型的な利用目的規制や本人関与の強化」を行うことは時期尚早と考えます。
- ※2023年12月の委員会ヒアリングでは以下のように意見しています。「事業者の内部で、いわゆるプロファイリングを通じて既知の個人データから新たな個人データを推測すること（例えば、就職希望者のサイト閲覧履歴等から内定辞退率を算出して個人のプロフィールやレコードに追加することや、宗教に関する書籍の購買履歴等から当人の信仰を推測して個人のプロフィールやレコードに追加すること）が「個人データの取得」に該当するか否かについて、諸説がありますが、AI時代にプロファイリングの利用拡大が予想されるため、事業者における利用環境を整備するためにも、個人情報保護法またはガイドライン等において明確化をお願いします。」

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑦ 本人による関与・監視により事業者におけるデータの取扱いが改善されるためには、当該事業者が自律的に取扱いの適正化を図ろうとする意思があることが前提として必須であるが、もとより、改善の意思はなく、本人の権利利益に十分な配慮のない事業者については、本人の関与による規律には期待できず、異なる措置により、不適正な取扱いを抑止・停止することが必要か。

JEITA意見

- 当事者間（個人と事業者間）での自律的なガバナンスとともに、監督機関（個人情報保護委員会）による法執行によって不適正な取扱いを抑止・停止する措置は既に実施されていると認識しています。⑦では、これらの既存の措置に加えて、今回の3年ごと見直しで検討されている課徴金制度等を導入すべきかどうか問われていると理解します。
- 課徴金の対象となる「悪質」な事業者の範囲が十分に明確であり、意図的に違法行為を繰り返す事業者の不適正な取扱いのみが対象となることが法文上で明確化されているのであれば、JEITAとしては特に反対する理由がないと考えます。

1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑧ 事業者によるデータ利用の適正性の確保を超えて、本人が自身のデータの取扱いにつき、プライバシー権等の見地から、より能動的に関与し得る仕組み（例：開示請求、利用停止、データポータビリティ等）を導入することについてどのように考えるか。

JEITA意見

- プライバシー権についての定義はわが国において共通の見解に至っていない状況と理解しており、いわゆる自己情報コントロール権の考え方を全面的に導入することは時期尚早であると考えます。

2 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用 に対する規律の考え方

本人の関与を通じた利用の適正性担保の仕組みは、その利用の結果本人の権利利益への影響が具体的に見込まれる場合に必要とされるのではないか。例えば、統計的利用など、一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合には、本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められるか（なお、1 ⑧の見地から、本人の関与を権利として認める立場はあり得るが、適正な取扱いを担保する上での本人関与の機能とは趣旨を異にすることに留意。）。

JEITA意見

- この考え方に賛成します。例えば、災害対策を目的として行う、顔識別技術を適用した流動調査など、分析結果の獲得と利用のみを目的とし、本人の権利利益への影響が見込まれない場合には、（利用目的の通知・公表以上の）本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは不要と考えます。

個人情報取扱事業者に対して本人が関与・監視することを通じた利用の適正性担保の仕組みを前提とすることから、本人の関与が著しく困難になる第三者提供を原則として禁止している。一方、その提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合や、本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合、さらには、利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合など、第三者提供を禁止する必要のない類型はあるか。

JEITA意見

- 消費者保護の観点からは、第三者提供時に本人同意（またはオプトアウト）さえあれば元の利用目的をオールクリアできてしまう方が問題と考えます（名簿事業者によるオプトアウト提供など）。
- 他方で、以下のケースなど、第三者提供時に本人同意が（オプトアウトを含めて）不要な類型はありと考える。
 - 提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合
 - 複数の医療系事業者から検査データを提供してもらい、経時的医療データをAIで分析する場合。
 - 複数の事業者から顔識別技術を用いた流動調査のデータを提供してもらい、混雑対策を検討する場合。
 - 提供先における匿名加工化の目的で第三者提供する場合。
 - 本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合
 - 従業員の宿泊に際して事業者がまとめて宿泊予約を行う場合。
 - 利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合
 - 医療機関が患者の診断結果を他の医療機関と診療目的で共有する場合。
 - 事業者と営業代理店が一体となって営業活動を行う場合。

4 個人データの取扱い態様の多様化の下における、データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方

- ① データ処理技術の進展により、クラウド技術を利用した高度なデータ処理サービスや AI の実用化などにより、本人から個人データを取得し本人に対し取扱いの責任を負う立場の個人情報取扱事業者が、その個人データに係るデータベースの構築やその処理のプロセスについて、実質的には第三者に依存するケースが拡大。
- ② 現在は、本人に対し責任を負う個人情報取扱事業者が、従業員や委託先の監督を通じて、安全確保等の義務を果たすこととなっているが、データ処理の担い手や、安全管理等の措置を講ずる権能の帰属実態を踏まえこの規律の整理は妥当か。

JEITA意見

- このような規律の整理は概ね妥当ですが、（外国企業を含む）委託先の義務を明確化すべきと考えます。明確化の手段としては、GDPR等外国の法規制で採用されているSCC（内容修正不可な契約）などが有効に機能すると考えます。

5 守られるべき個人の権利利益の外延

② 法律により個人の権利利益を守る上で、その範囲については、これまで、さまざまな視点が示されていたが、その外縁や優先順位について、一定の整理は必要か。また、そのような整理に基づき制度体系の見直しを行うことは、個人の権利利益を保護する見地から有用か。例えば、以下のような視点が提起されているがどのように理解すべきか。

- (A) 個人データ処理を通じ、特定の個人を評価・選別し、それに基づいて、特定個人に影響を与える行為を行うことのリスク
- (B) 個人データの本人到達性の機能を利用し、勧誘その他の特定個人への働きかけを行うことのリスク
- (C) 自身の秘匿したい領域が他人に知られるリスク
- (D) 自身の自由な意志に従って自身の個人データを制御できないこと自体に起因するリスク

JEITA意見

- 法律により守るべき個人の権利利益やリスクを基本方針等において明確にした上で、個別の個人データ処理について利用目的等をリスクベースで検討することが妥当な方法であると考えます。

6 個人データそのものの特徴に起因する考慮要因

① 個人データの収集とその処理を通じ、本人に対する差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される個人データの類型を要配慮個人情報と位置付け、相対的に保護を強めている現在の規律については、引き続き妥当か。

JEITA意見

- 個人データの収集と処理を通じ、本人に対する差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される個人データの類型を要配慮個人情報として相対的に保護を強めていることは概ね妥当と考えます。
- ただ、本人に対する差別的評価が不当に助長されるリスクを低減することに一層焦点を当てた規律に変更した方が、データ利活用の促進につながると考えます。例えば、希少な病気について新たな知見を得るために医療情報を利用して社会に有益と考えられる分析を行う場合のように、利用目的の中に本人に対する評価（差別的評価を含む）を一切含まない個人データの取得・利用の場合は、要配慮個人情報の規律の対象外とすることの検討もお願いします。

② 要配慮個人情報のような、本人の差別的評価を助長するような属性はないものの、その性質上容易に取得され、かつ、それが長期にわたり本人の追跡の手掛かりとなるなど、他の類型に比較して、個人の権利利益に対するリスクの増大を助長する効果が見込まれるタイプのデータについては、他のデータに比し特別な規律を課すべきか。その場合、本人の関与を通じた規律が有効か。それとも、本人の関与に依存しない規律が有効か

JEITA意見

- 生体データのうち、特に顔特徴データについては、既存の「カメラ画像利活用ガイドブックver3」や「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会報告書」、個人情報ガイドラインQ&Aにより事業者には既に特別な配慮（自主的な取組み）が求められていると理解しています。
- これらで示されている規律を政令や施行規則で明確化することに異存はありませんが、同じ顔特徴データを用いたサービスとして、本人同意のある顔認証サービスなど、本人の権利利益に対するリスクが少なく、むしろ本人が社会生活を送る上での利便性に貢献しうるサービスもあります。生体データなどのデータ類型に対して一律に特別な規律を課すのではなく、データの利用目的にも焦点を当てた規律の検討をお願いします。
- また今回の3年ごと見直しによって、生体データを利用するサービス全般に対して「危険なイメージ」が付き纏うことのないよう、個人情報保護委員会にはしっかりと広報活動して頂くようお願いいたします。

JEITA意見

- 資料（参考2：個人の権利利益を保護するために考慮すべきリスク）に「大量の個人情報等を取り込んだ事業者等が出現し、ひとたび個人情報等の不適正な利用に及んだ場合には個人の権利利益に対する大きな侵害につながるリスクが高まり、個人の不安感についても引き続き高まっている。」とあります。個人情報を収集し、社会や個人に便益を還元したい企業にとって、現状何が「不安感」につながっているのか、特定の事業者の行為についての具体化、その他の要因（企業イメージなのか、利用目的に比する便益のわかりにくさなのかなど）について、消費者等に対する更なるヒアリングと整理を実施して頂くことを希望いたします。
- JEITAでは2012年に欧州委員会がGDPR案を公表して以来、日本政府に対してEUからの十分性認定の取得と維持を一貫してお願いしてきています。今回の「現行制度の基本的前提に係る再検討」に当たっても、EUとの相互十分性認定を含め、国際的なデータ保護制度の整合性と円滑な越境データ移転の枠組みを損なうことのないよう、慎重な検討をお願いします。

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実 に向けた視点に関する当協会の意見 (2024年12月2日 個人情報保護委員会ヒアリング)

一般社団法人日本DPO協会
JAPAN DPO ASSOCIATION



日本DPO協会
JAPAN DPO
ASSOCIATION

当協会の基本的な考え方

- 国際間でハーモナイズされた各国データ保護法制と整合する日本の個人情報保護法であってほしい。
- 日本の個人情報保護法は、外国のデータ保護法制、例えば、EUの一般データ保護規則(GDPR)と比較すると、個人情報の取扱いをより広く認める内容となっており、その意味ではデータの利活用に配慮したものだといえる。特段の必要性がない場合には、外国のデータ保護法制と整合させるためだけに規制を強化する必要はない。
- 他方で、デジタル化の進展やAI等の新たな技術の急激な社会実装を背景として、個人情報の保護とデータの利活用とのバランスを取りながら、ガイドラインやQ&Aによって現行の規制内容を明確化したり、個人情報の保護が担保される限度で現行の規制を緩和することは検討の必要がある。
- 次スライドより個人情報保護委員会2024年10月16日付資料「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」のうち(参考4)に示された「現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例」について当協会の意見を申し述べる。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

① 個人情報取扱事業者が自ら利用目的を特定し、その範囲内で個人データを利用することを義務付け、通知・公表によりそれを本人が認識し、必要な関与・監視を行うとともに、本人との関わりの中で、事業者のデータの取扱い態様が必要に応じ是正され改善されるという、当事者間での自律的なガバナンスを重視する現行制度の考え方は、引き続き妥当であるか。利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリングを通じて規律されることについてどう考えるべきか。

(意見)

当事者間での自律的なガバナンスを重視するという現行制度の考え方は、引き続き妥当である。事業者はこの現行制度をベースとして個人情報保護の法令順守対応を行ってきているため、事業者の負担を過度に増加させないためにも、かかる考え方を全般的に見直すのではなく、規律の改善策を個別的に検討のうえ採否について検討することが望ましいと考える。「利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリングを通じて規律されること」は具体的な内容が不明であるため、これとの関係で、現行制度についてどのような改正が行われるべきなのかについて明らかにされたうえで、はじめて検討が可能になるものとする。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

② 法が期待する本人による関与・監視を行う前提として、利用目的や事業者におけるデータ処理の態様などについて認識・理解できることが必要であるが、デジタル化の進展やAI等の新たな技術の急激な社会実装を背景に、本人が十分に理解できるような利用目的の特定、データ処理に関する説明の在り方について、どう考えるか（本人の合理的な関与を妨げ得るダークパターンをめぐる論点を含む。）

（意見）

デジタル化の進展やAI等の新たな技術の急激な社会実装を背景として、本人が十分に理解できるような利用目的の特定やデータ処理に関する説明を行うことが必要であることは論を俟たないと考えられる。その具体的な方法については、個別的に現行制度の強化規定ないし例外規定を設けるべきものを検討する必要があると考える。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

③ 本人による関与・監視等の規律が必ずしも期待できない子どもに関するデータについて、その足らざる部分を補完する仕組みの導入は必要か。

(意見)

必要と考える。子どもに関する個人情報については、各国データ保護法制においてより慎重に扱う方向でハーモナイズが進んでいると考えられる。我が国においても、人格形成期にある子どもについて、その個人情報の取扱いとの関係で、子どもに生じると考えられるリスクを整理したうえで、存在するリスクをふまえ、本人による関与・監視等の規律が必ずしも期待できない子どもに関するデータについて、その足らざる部分を補完する仕組みの導入が必要である。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

④ 事業者が利用目的を特定した後、急速に進展する技術を新たに利用しようとした際に、「関連性を有する合理的に認められた範囲」における利用目的の変更として許容される範囲の精査が必要か。

(意見)

必要であると考えます。事業者が利用目的を特定した後、急速に進展する技術を新たに利用しようとした際に、「関連性を有する合理的に認められた範囲」における利用目的の変更として許容される範囲を精査し、その精査の結果に基づき、ガイドライン通則編及びQ&Aにおいて規律の明確化を行うことが望ましいと考えます。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑤ 個人データの利用目的や利用態様などからその取扱いの正当性を裏付ける基準を導入する等の実体的ルールを設けることにより、本人の関与による規律に依存せず、事業者自身による判断と事後の結果責任(本人の事後救済措置の強化等)により、適正な取扱いを担保するアプローチについて、どのように考えるか。

(意見)

個人データの利用目的や利用態様などからその取扱いの正当性を裏付ける基準を導入する等の実体的ルールとしては、外国のデータ保護法、例えば、EUのGDPRが、個人データの処理の法的根拠として、正当な利益がある場合を認めるというものが挙げられる。しかし、少なくとも、このアプローチは個人データの処理が原則として違法であることを前提として、法的根拠がある場合にのみ認めるものであり、個人情報の取扱いについて原則として法的根拠を要求していない日本の個人情報保護法のそれと比較して事業者にとって厳しいものである。したがって、データ利活用への配慮の必要性に鑑みたとき、上記アプローチを個人情報の取扱い全体との関係で導入することは妥当でないと考えられる。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑥ 高度なデータ分析を通じ、本人の権利利益に影響を与える活動が多様化・拡大する中で、プロファイリングなどデータ処理結果を使用して本人に働きかける事業活動であって、本人の権利利益に相当な影響を与え得るものについて、類型的な利用目的規制や本人の関与の強化を通じて、本人の権利利益の保護の実効性を高めることが必要か。

(意見)

必要である。プロファイリングなどデータ処理結果を使用して本人に働きかける事業活動であって、本人の権利利益に相当な影響を与え得るものとの関係では、本人が自分の情報について開示請求をできるような開示制度強化や、プロファイリングに用いるべきでない情報、禁止すべき種類のプロファイリングについて検討することが必要と考える。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑦ 本人による関与・監視により事業者におけるデータの取扱いが改善されるためには、当該事業者が自律的に取扱いの適正化を図ろうとする意思があることが前提として必須であるが、もとより、改善の意思はなく、本人の権利利益に十分な配慮のない事業者については、本人の関与による規律には期待できず、異なる措置により、不適正な取扱いを抑止・停止することが必要か。

(意見)

- 改善の意思はなく本人の権利利益に十分な配慮のない事業者については、課徴金制度および団体訴訟制度を導入することにより、不適正な取扱いを抑止・停止することが必要である。
- グローバルにビジネスが展開する中、日本において個人情報保護法上、課徴金制度および団体訴訟制度がないために、グローバル企業の対応において、日本における本人の権利利益への十分な配慮がなされなかったり後回しにされるなどの不利益が生じるおそれがある。
- 課徴金制度や団体訴訟制度はデータ利活用を委縮させるから反対という主張もあるが、世界で最もデータ利活用が進んでいる米国ではFTC法上の民事制裁金制度、CCPA上の私的訴訟権及びイリノイ州生体認証情報プライバシー法のように団体訴訟制度が存在し実際に活発に執行がなされているため、上記の主張の妥当性には疑問がある。米国は規制面のリスクは大きいものの、CPOを含めたデータ保護人材が多くいるため、利活用と保護の調和を図りつつビジネスを推進できているのではないか。日本はデータ保護人材が十分にいないことにより法の規律を実務に落とし込むことができず、その結果として、データ利活用が委縮しているのではないか。もしそうなのであれば、データ利活用を推進し日本の国際的な経済競争力を高めるためのデータ保護人材の育成こそが急務なのではないか。

1. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

⑧ 事業者によるデータ利用の適正性の確保を超えて、本人が自身のデータの取扱いにつき、プライバシー権等の見地から、より能動的に関与し得る仕組み(例:開示請求、利用停止、データポータビリティ等)を導入することについてどのように考えるか。

(意見)

プロファイリングなどデータ処理結果を使用して本人に働きかける事業活動であって、本人の権利利益に相当な影響を与え得るものとの関係では、本人が自分の情報について開示請求をできるような開示制度強化は必要であると考えます。

2. 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方
本人の関与を通じた利用の適正性担保の仕組みは、その利用の結果本人の権利利益への影響が具体的に見込まれる場合に必要とされるのではないか。例えば、統計的利用など、一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合には、本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められるか(なお、1⑧の見地から、本人の関与を権利として認める立場はあり得るが、適正な取扱いを担保する上での本人関与の機能とは趣旨を異にすることに留意。)

(意見)

本人の関与を通じた利用の適正性担保の仕組みは、その利用の結果本人の権利利益への影響が具体的に見込まれる場合に必要とされると考える。例に挙げられている統計的利用など、一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合には、本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められないと考える。

3. 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性

個人情報取扱事業者を本人の関与・監視することを通じた利用の適正性担保の仕組みを前提とすることから、本人の関与が著しく困難になる第三者提供を原則として禁止している。一方、その提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合や、本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合、さらには、利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合など、第三者提供を禁止する必要のない類型はあるか。

(意見)

- 例に挙げられている類型(①その提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合や、②本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合、さらには、③利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合)については、本人の権利利益の保護が十分に図られていることが担保されることを精査・確保することを前提として、いずれも第三者提供を原則として禁止する仕組みの例外として適法なものとして認める余地があるものとする。
- 上記①及び③の類型については、例外を認める前提として、本人の権利利益の保護が十分に図られていることが担保されることを精査・確保するため、プライバシー影響評価(PIA: Privacy Impact Assessment)を義務化するか、または上記③については委託先に対するデューデリジェンスと同様の措置の義務化を検討する必要があると考える。

4. 個人データの取扱い態様の多様化の下における、データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方

- ① データ処理技術の進展により、クラウド技術を利用した高度なデータ処理サービスや AI の実用化などにより、本人から個人データを取得し本人に対し取扱いの責任を負う立場の個人情報取扱事業者が、その個人データに係るデータベースの構築やその処理のプロセスについて、実質的には第三者に依存するケースが拡大。
- ② 現在は、本人に対し責任を負う個人情報取扱事業者が、従業員や委託先の監督を通じて、安全確保等の義務を果たすこととなっているが、データ処理の担い手や、安全管理等の措置を講ずる権能の帰属実態を踏まえこの規律の整理は妥当か。

(意見)

データ処理技術の進展により、クラウド技術を利用した高度なデータ処理サービスや AI の実用化などにより、本人から個人データを取得し本人に対し取扱いの責任を負う立場の個人情報取扱事業者が、その個人データに係るデータベースの構築やその処理のプロセスについて、実質的には第三者に依存するケースにおいては、データ処理の担い手や、安全管理等の措置を講ずる権能の帰属実態を踏まえると、本人に対し責任を負う個人情報取扱事業者が、従業員や委託先の監督を通じて、安全確保等の義務を果たすのみならず、データ処理を担う第三者に対して一定の義務を負わせる規律とする整理とすることが妥当であると考えられる。

5. 守られるべき個人の権利利益の外延

① スマートフォンの一般的普及を背景に、氏名、住所等と同様、スマートフォン等のインターネット接続端末やブラウザ等が、実質的には特定個人に対し勧誘その他の一対一の働きかけを行うチャネルとして定着。この場合、特定個人への働きかけのチャネルである端末を識別する端末識別番号やCookie情報等についても、従前の住所等と同等に、個人の権利利益を保護する上で着目すべきデータ類型であるとの視点をどのように捉えるか。

(意見)

特定個人への働きかけのチャネルである端末を識別する端末識別番号やCookie情報等についても、従前の住所等と同等に、個人の権利利益を保護する上で着目すべきデータ類型であるとの視点は妥当であると考え。個人の権利利益をより実効的に保護するため、特定個人への働きかけが可能な個人関連情報は、安全管理措置義務等の義務の対象とすることを検討することが妥当であると考え。

5. 守られるべき個人の権利利益の外延

② 法律により個人の権利利益を守る上で、その範囲については、これまで、さまざまな視点が示されていたが、その外縁や優先順位について、一定の整理は必要か。また、そのような整理に基づき制度体系の見直しを行うことは、個人の権利利益を保護する見地から有用か。例えば、以下のような視点が提起されているがどのように理解すべきか。

- (A) 個人データ処理を通じ、特定の個人を評価・選別し、それに基づいて、特定個人に影響を与える行為を行うことのリスク
- (B) 個人データの本人到達性の機能を利用し、勧誘その他の特定個人への働きかけを行うことのリスク
- (C) 自身の秘匿したい領域が他人に知られるリスク
- (D) 自身の自由な意志に従って自身の個人データを制御できないこと自体に起因するリスク

(意見)

法律により個人の権利利益を守る上で、その範囲の外縁や優先順位について一定の整理を行うことは、時間をかけて丁寧に行う前提であれば、必要なものと考え。そのような整理に基づいて制度体系の見直しを行うことは個人の権利利益を保護する見地から有用と考える。上記(A)～(D)の視点はいずれも重要なものであり、個人情報保護と個人情報の利活用とのバランスに十分に配慮しながら、慎重な検討を行う必要があると考える。

6. 個人データそのものの特徴に起因する考慮要因

① 個人データの収集とその処理を通じ、本人に対する差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される個人データの類型を要配慮個人情報と位置付け、相対的に保護を強めている現在の規律については、引き続き妥当か。

(意見)

個人データの収集とその処理を通じ、本人に対する差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される個人データの類型を要配慮個人情報と位置付け、相対的に保護を強めている現在の規律は、デジタル化の進展やAI等の新たな技術の急激な社会実装を背景として、これまで以上に本人に対する差別的評価が不当に助長されることが予想されるため、引き続き妥当であると考えます。

6. 個人データそのものの特徴に起因する考慮要因

② 要配慮個人情報のような、本人の差別的評価を助長するような属性はないものの、その性質上容易に取得され、かつ、それが長期にわたり本人の追跡の手掛かりとなるなど、他の類型に比較して、個人の権利利益に対するリスクの増大を助長する効果が見込まれる種類のデータについては、他のデータに比し特別な規律を課すべきか。その場合、本人の関与を通じた規律が有効か。それとも、本人の関与に依存しない規律が有効か。

(意見)

要配慮個人情報のような、本人の差別的評価を助長するような属性はないものの、その性質上容易に取得され、かつ、それが長期にわたり本人の追跡の手掛かりとなるなど、他の類型に比較して、個人の権利利益に対するリスクの増大を助長する効果が見込まれる種類の個人情報の取扱いについては、個人の権利利益の保護の観点から他の個人情報の取扱いに比し特別な規律を課すべきであり、個人の権利利益へのリスクが大きい種類の個人情報の取扱いについて限定的にPIAを義務化すること、すなわち、本人の関与に必ずしも依存しない規律が有効と考える。



当協会は、日本企業のグローバルなプライバシーデータ保護を盤石なものとするにより、国際社会における日本企業のビジネスに対する信頼構築に資し、もって我が国経済と健全で持続可能なデジタル社会の発展に寄与することを目的としています。

当協会ウェブサイト: <https://dpo.or.jp/>

本書には、一般社団法人日本DPO協会に権利の帰属する秘密情報が含まれています。本書の著作権は、当協会に帰属し、日本の著作権法および国際条約により保護されており、著作権者の事前の書面による許諾がなければ、複製・翻案・公衆送信等できません。

基本的な制度の在り方に係る検討

認定個人情報保護団体と共同規制

ディスカッションペーパー

2024年12月2日

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

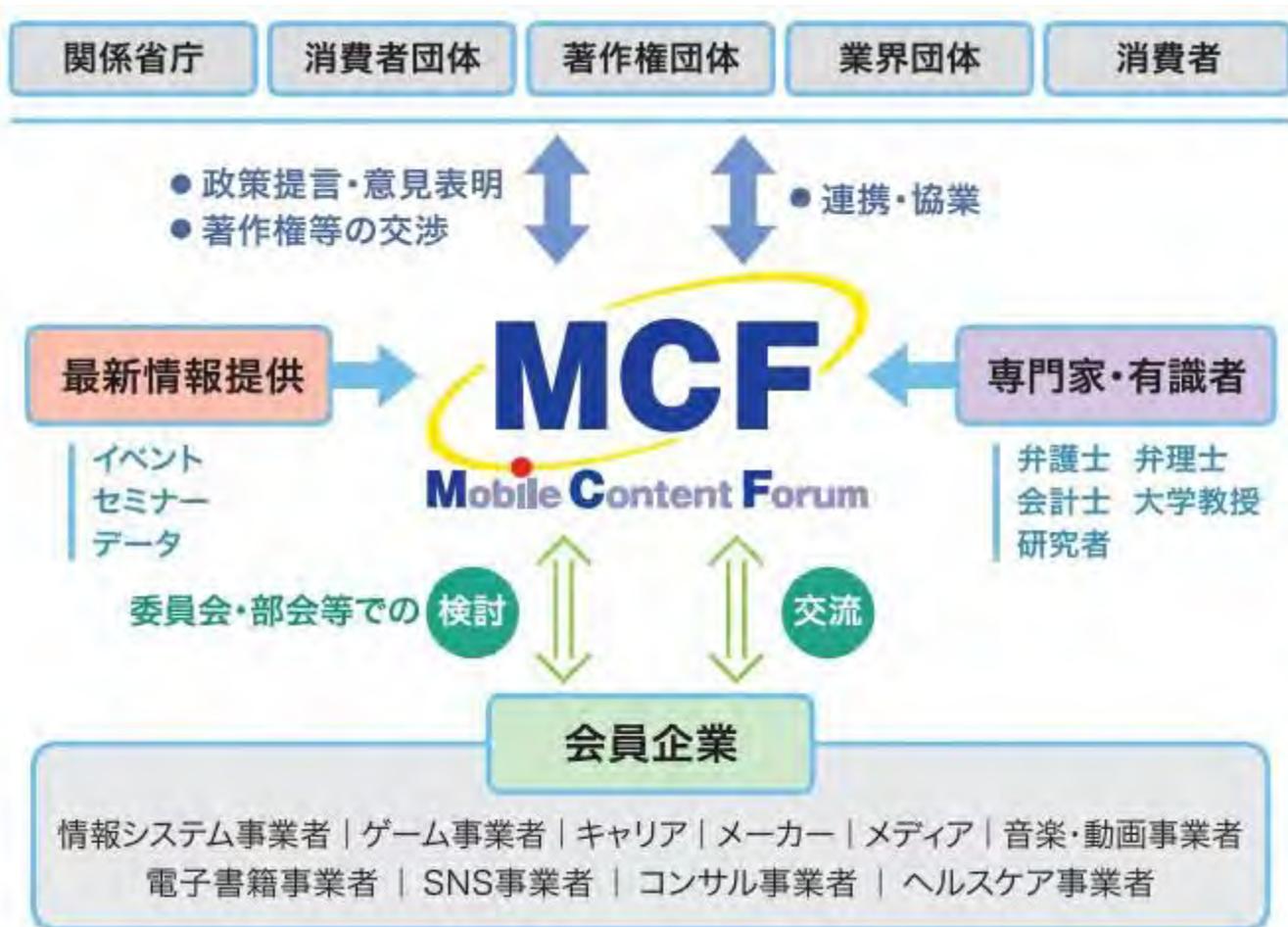
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム (MCF)

MCFのビジョン

- デジタル化、インターネット化、グローバル化による事業展開を推進し、日本社会の幸福な未来を実現する。

MCFのミッション

- デジタルコンテンツサービス関連産業の健全な発展のため、関連する事業者、プラットフォーマー、消費者、団体等と円滑な関係を構築し、また、海外マーケットを含めた新たな市場開拓を支援する。



MCFにおけるプライバシー保護に関する取り組み



MCFはプライバシーマーク審査機関です。

MCF会員を対象として、プライバシーマークの新規付与申請、更新申請を受け付けております。

※スマホ等の利用者情報の取扱いとして、MCFから制度導入の提案を行った。
「(スマートフォン等のアプリケーション配信事業者対象) 利用者情報の取扱い、アプリケーション・プライバシーポリシーについて」

認定個人情報保護団体

ビックデータ、IoT、人工知能、ヘルスケア分野等の次世代ビジネスも見据えた革新的な業界個人情報保護指針の策定を目指します。

ガイドライン等の策定

1. モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン

当団体がプライバシーマークの審査を行う際に、本ガイドラインの遵守を条件とするもの。それ以外のモバイルコンテンツ関連事業者においても、本ガイドラインの遵守を推奨する。

2. モバイルコンテンツ関連事業における個人情報保護指針

法の定めに従い当団体の対象事業者が遵守・励行する事項を定めるとともに、当団体が認定個人情報保護団体として実施すべき責務と役割を推進するための事項を定めたもの。

3. スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン

スマートフォンのアプリケーションを開発もしくは提供する事業者、個人等が、利用者の端末内情報の取り扱いに関して、利用者にわかりやすく適切に「アプリケーション・プライバシーポリシー」を作成し、掲示できるようにとりまとめたもの。

MCFの共同規制の取り組み

- 著作権等管理事業法における指定管理事業者「JASRAC」等との使用料規定の改定（利用者代表「NMRC」）
- キャリアのフィルタリング（青少年保護機能）における第三者機関「EMA」の認定、カテゴリー基準の反映（総務大臣要請、青少年インターネット環境整備法）
- 透明化法での相談窓口（経産省からの委託事業「DPCD」）の運営
- EMA、MCFにおけるiOSでの青少年保護の取り組み
 - EMAにおいて、いわゆる出会い系サービス等（実態上出会い系として運営されているサイト含む）で適正なレーティングのためAppleにモニタリング情報を提供。アプリストアのアップデートを実現した。
 - MCFにおいて、iOSの青少年保護機能でもあるスクリーンタイムで、日本の青少年向け「おすすめリスト」（Webコンテンツ）を提供。iOSのアップデートを実現した。

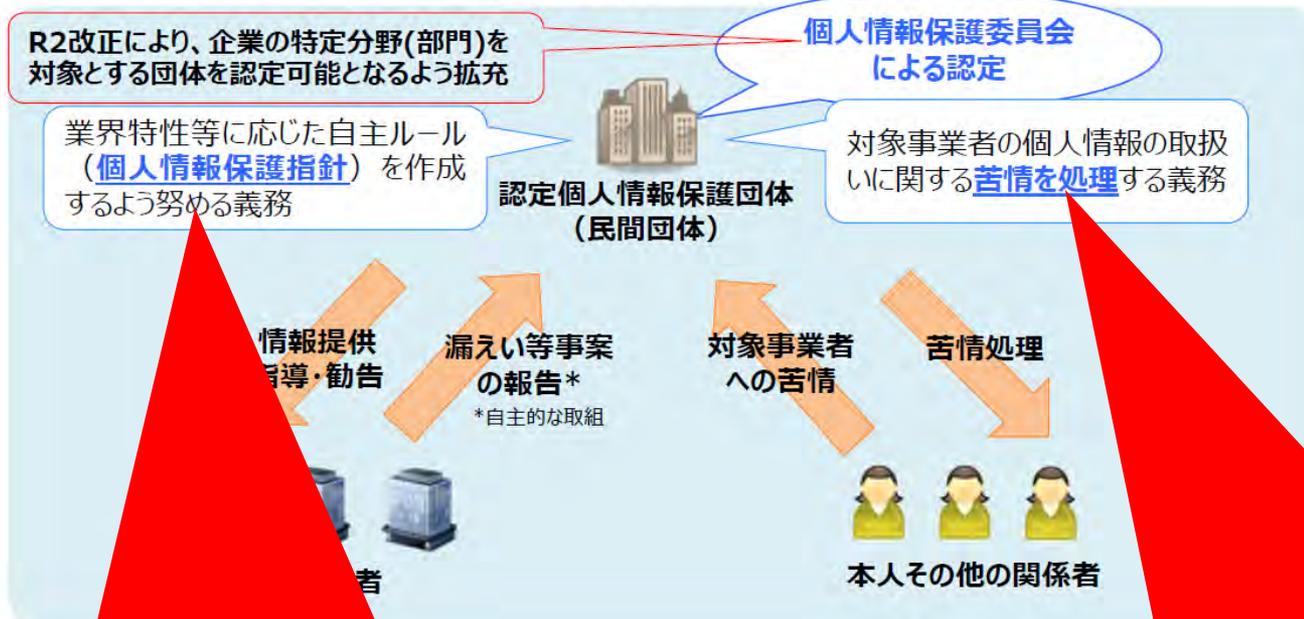
エンフォースメント（安定性）と
インセンティブ（柔軟性）のバランスが
必要

認定個人情報保護団体の現状

漏えい報告等が義務化されていないため、対象事業者への情報提供・指導等ができない

- 対象事業者に対し、**情報提供や指導等**を行い、対象事業者による個人情報等の適正な取扱いを促進する。
- 公正な第三者としての立場から、対象事業者の個人情報等の取扱いに関する**本人等からの苦情に、簡易・迅速に対応**する。
- これまで43団体を認定（R6.9.30現在）

認定個人情報保護団体の役割



事業者にとっても
団体にとっても、
存在の意義が希薄

↓
本来、個人情報保護
委員会を支援し、
その役割を一定程度
担うべきはずのもの

執行権限が無いため指針を遵守させることが困難

実態としては苦情処理のためのボランティアになってしまっている

認定個人情報保護団体が担うべきもの

1. 業界によっては進化、変化が早く法律の制定が追い付かない、あるいは法律との齟齬が生じる場合がある
2. 業界によっては法律を越える規制や配慮が必要な場合がある
3. 事業構造やデータ処理が複雑化、高度化しており専門人材が不可欠

リソースの限られた行政によるハードローだけでは上記を解決することは困難。
民間の認定個人情報保護団体が行政と業務を分担対応することで最適化を図る
「共同規制」の考え方が有用。

認定個人情報保護団体が共同規制として機能するためには、一定の権限が必要

1. インセンティブ

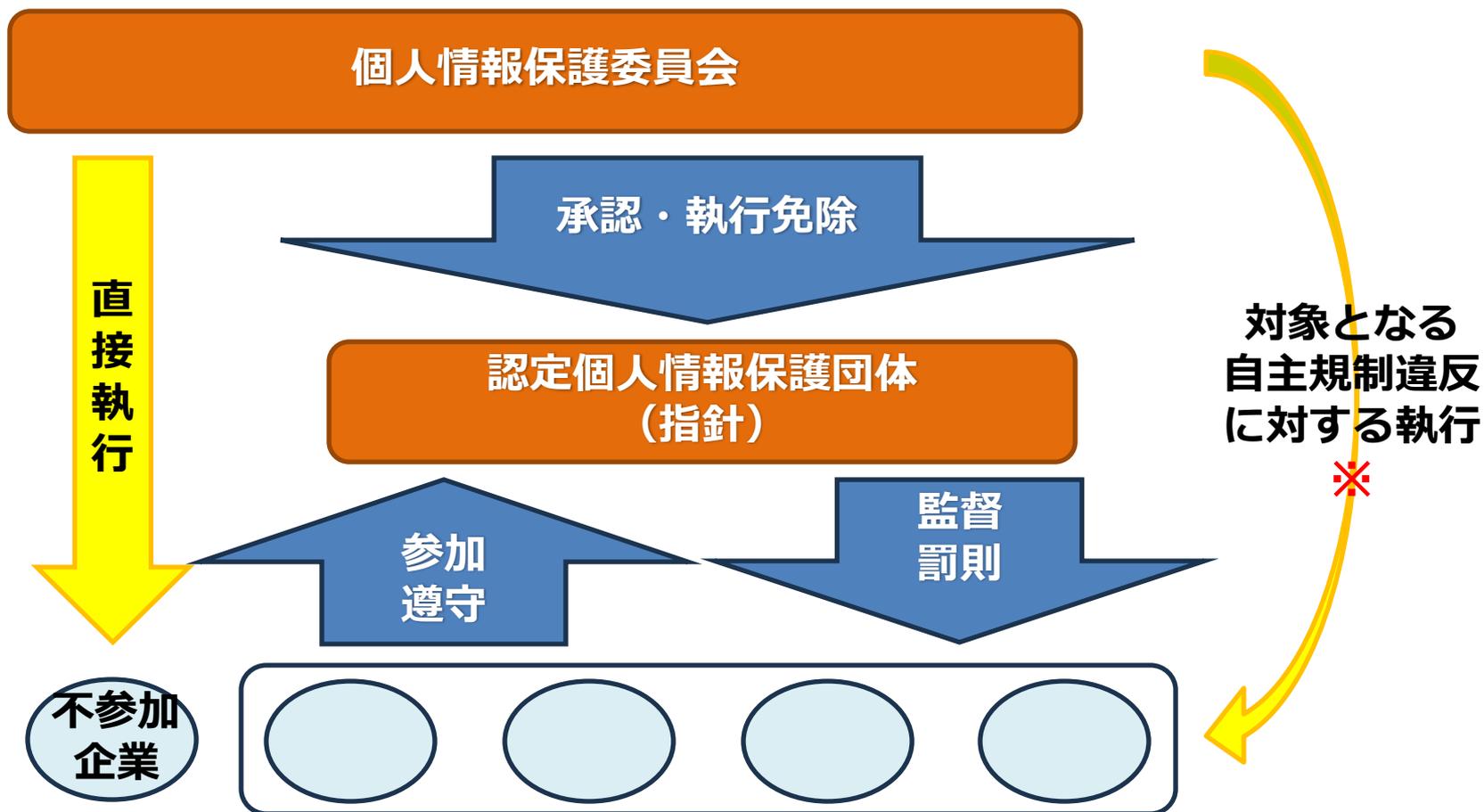
個人情報保護委員会による執行が一定程度免除される等が無ければ、事業者が認定個人情報保護団体に参加するインセンティブが生じない

2. エンフォースメント

一定の執行権限が無ければ、指針を守らせることができず、ひいては行政による執行の免除を得ることができなくなる

認定個人情報保護団体による共同規制のイメージ（提案スキーム①）

認定個人情報保護団体による、法の目的に合致した指針を個人情報保護委員会が承認し、当該団体に参加する企業への監督、罰則の適用は当該団体が行う ※



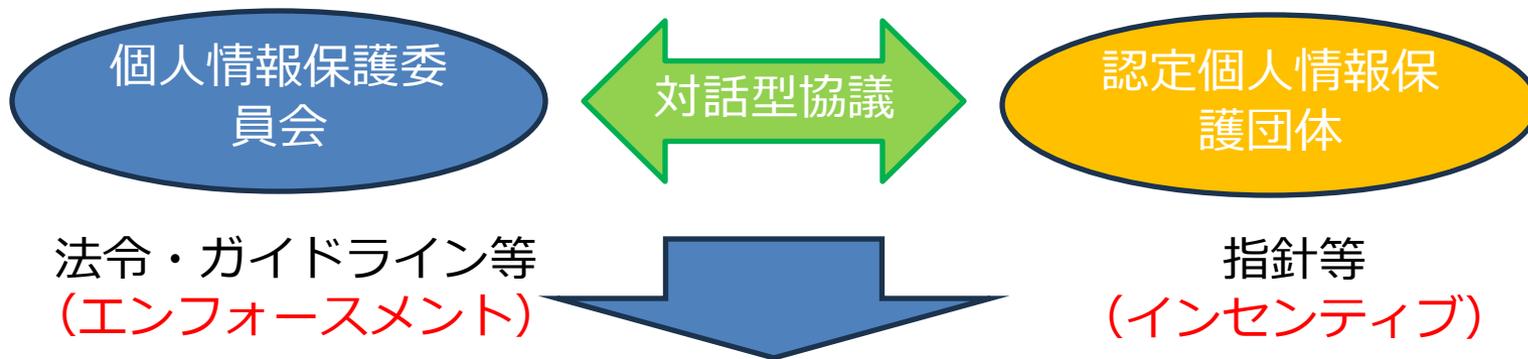
一橋大学生貝教授の資料を基に作成

※認定個人情報保護団体による規制範囲外の場合
規制範囲内において団体の罰則に従わない場合

適正な取得・利用について

認定団体を活用して根本的なプライバシーの概念から議論するスキームの構築

- 保護されるべき個人の権利・利益
 - 個人の意思の自由
 - パブリックとプライベートの関係
- 情報セキュリティ
- 利活用と保護のバランス
 - 比例性の原則による普遍化



柔軟で実効性ある法運用

- **会員・団体のインセンティブ**

- 基本的に民間団体にはエンフォースメントがないため、共同規制を実効性あるものとするには会員及び団体のインセンティブが必要

- **法的な安定性**

- 中長期的な環境変化に対応して、共同規制を継続するにはエンフォースメントとしての法的な安定性が必要

- **財政面の安定性**

- 民間団体は、財政的な安定がないと人員、専門知識の収集、情報システム等の運用体制を継続できない。

検討事項案

- 保護されるべき個人の権利・利益
- 適正な取得・利用
 - 合法要件
 - プロファイリング
 - ターゲティング広告
 - プライバシーポリシー（ダークパターン規制）
 - 保護と利活用のバランス（比例性の原則）
- 情報セキュリティ
 - 漏えい報告
 - 匿名加工情報、仮名化情報等の加工方法

業界の現場に則した一定程度の役割とインセンティブ、エンフォースメントが与えられることで、業界全体で真摯に議論、検討、自主的規律が進展することとなり、プライバシー・ガバナンスの底上げ的な向上が期待できる

ご清聴ありがとうございました



一般社団法人

AIガバナンス協会

AI Governance Association

個人情報保護法見直しをめぐる議論への意見

2024.12.03 個人情報保護委員会事務局ヒアリング

目次

1. 団体概要・活動状況

2. 基本的な考え方

3. 個別論点への意見

1. 団体概要・活動状況



一般社団法人
AIガバナンス協会
AI Governance Association

一般社団法人AIガバナンス協会は、AIに関わるあらゆるステークホルダーが集まるフォーラムとして、適切なリスク管理を通じてAIの価値を最大化する取組である「AIガバナンス」があたりまえのものとして定着した社会の実現をめざします。

一般社団法人AIガバナンス協会 = AIGAが重視する価値

イノベーションの促進

マルチステークホルダー
での信頼構築

社会的な価値の実現

協会概要データ

名称	一般社団法人AIガバナンス協会
英称	AI Governance Association（略称：AIGA）
設立日	2024年10月1日
代表者 (代表理事)	大柴行人 Robust Intelligence 共同創業者・Cisco Director of AI Engineering 生田目雅史 東京海上ホールディングス 専務執行役員 グループCDO 羽深宏樹 スマートガバナンス 代表取締役CEO・京都大学特任教授・弁護士
理事	瀬名波文野 リクルートホールディングス 取締役 兼 常務執行役員 兼 COO 松田浩路 KDDI 取締役執行役員常務 CDO 先端技術統括本部長 山本忠司 三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役常務 リテール・デジタル事業本部長兼グループCDO
業務執行理事	佐久間弘明 一般社団法人AIガバナンス協会業務執行理事 兼 事務局長 長谷友春 有限責任監査法人トーマツ パートナー
監事	鶴野智子 CSRデザイン環境投資顧問株式会社取締役・公認会計士
所在地	〒104-0061 東京都中央区銀座1-12-4N&E BLD.7階
URL	https://www.ai-governance.jp/

多様なバックグラウンドをもつ、70社近いプレイヤーが参画

正会員 67社

*1 2024年10月現在。一部企業のロゴは未掲載。

*2 和名五十音順



- 金融
- 保険
- 通信
- IT
- グローバルテック
- HR
- 製造
- インフラ

⋮

活動状況サマリ

AIの開発・提供・利用まで多岐にわたる会員の知見・リソースを活用し、以下の取組を推進

1. AIガバナンス実践の指針づくりと知見蓄積
2. 各種政策についての機動的な意見提出や認証制度の枠組検討
3. 渉外活動・関係者のコミュニティづくり

AIガバナンス行動目標: 民間の自主目標として全会員がコミット

AIガバナンス構築において重視する価値

社会的な価値の実現

マルチステイクホルダー
での信頼構築

イノベーションの促進

AIGA基本方針 (AIGAの活動方針)

- AIガバナンスの民主化
- 横断的な共通認識の醸成
- アジャイル・ガバナンスの実装
- リスクベースアプローチ
- 国際的な議論への参加

AIガバナンスアクションプラン (会員企業の努力目標)

各類型のリスクへの対応

- **個人情報の適正な取扱い、プライバシーの保護**
- 知的財産権の保護
- 安全性・性能の確保
- 公平性の確保
- 悪意ある主体への対策

リスク対策のための手続

- 継続的なリスク管理
- 客観的な視点の導入
- 対外的な説明
- 教育・リテラシー向上の推進

AIガバナンス研究会: 企業事例を紹介しあい、知見を蓄積

- 「組織体制」をメインテーマに2回、「プロセス」をテーマに2回研究会を開催
- 2024年8月、集積した知見をまとめたワーキングペーパーを発行

過去の登壇企業

NTT Data

Orchestrating a brighter world

NEC



KONICA MINOLTA

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

RECRUIT

SOMPO
ホールディングス

MUFG

三菱UFJフィナンシャル・グループ

一生涯のパートナー

第一生命

Dai-ichi Life Group

セブーン銀行

ベストプラクティスの集積

- 各社の取組のうち、ベストプラクティス・モデルケースとなるものをピックアップ
- AI事業者ガイドライン（第1.01版）別添にて、AIガバナンス事例の参照先として本WPに言及あり



政策提言: 会員意見を集約し、パブコメや政策提言を積極的に実施

- 生成AIの流行に伴い、急速に変化する各種政策・ガイドライン類について意見提出
- 自民党やAI制度研究会の検討を背景に、積極的な政策提言も実施
- ほか、AIガバナンスの取組状況の認証制度なども検討

各種政策・ガイドライン類へのパブコメ提出

- AI活用と関連する各種政策類について、会員アンケートを機動的に実施しパブコメを提出。具体的には下記など
 - [AI事業者ガイドライン](#)
 - [著作権に関する文化庁取りまとめ](#)
 - [個人情報保護法の改正検討](#)



重要アジェンダについての政策提言

- 2024年4月、[自民党AIPTへ意見提出](#)
- 2024年10月、AI制度の検討についてのアンケート結果を踏まえた[政策提言を公表](#)



AIガバナンスをめぐるステークホルダー・有識者の議論の場づくり

2024/2/21 自民党AIPT登壇



2024/3/21 AIGA Meetup #1



2024/4/19 駐日EU代表部イベント



2024/6/17 村井官房副長官との対談イベント



2024/10/25 一社設立記念シンポジウム



EU標準化団体、Yale大学などの海外有識者とのセッション



AIガバナンスナビ: AIガバナンス実装のロードマップの必要性

AIGAのこれまでの活動を踏まえて聞かれた課題意識

- 「行動目標」、政府ガイドラインや各種標準において定められた原則の社会実装のロードマップが不在
- 先進企業の事例などの蓄積を、自社にも適用できる学びとして昇華させる一歩が遠い



AIガバナンスナビのねらい



実践のスタンダード作り

- ✓ AIガバナンス実装WGの議論を踏まえた、AIガバナンス構築のアクションの大枠を整理
- ✓ 2月に定めた「**行動目標**」を実装に移すための取組リストとして取りまとめ、実装を加速



活動のペースメーカー

- ✓ AIGA会員で定期的に自己診断を実施し、諸産業全体としての進捗度を把握
- ✓ 項目別に自己診断の結果を分析し、AIGAが次にフォーカスすべき領域を特定



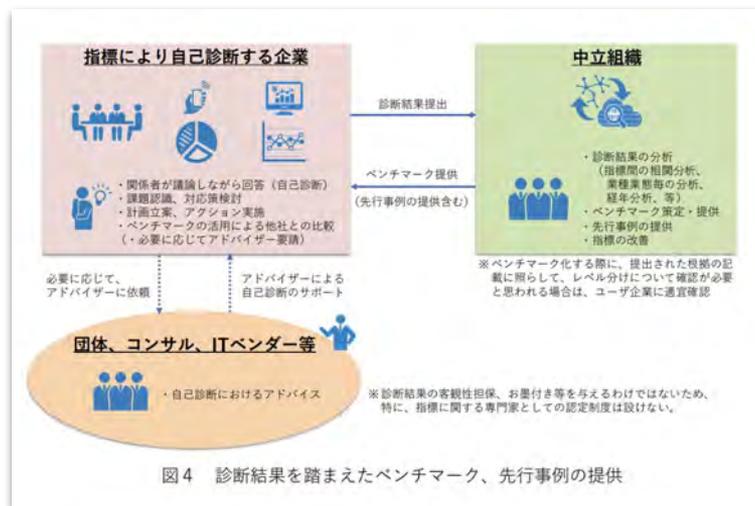
政策・標準との接続

- ✓ 「行動目標」同様にAI事業者ガイドライン等への対応関係を明確にし、政策への対応状況も把握・発信

AIガバナンスナビ: ガバナンス実装状況の自己診断ツールを策定

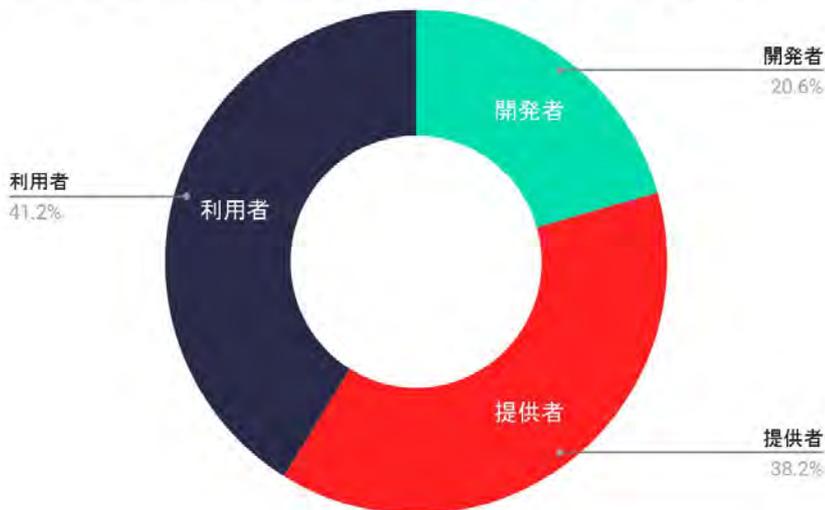
- 「AIガバナンス行動目標」の実現のために必要なアクションアイテムをリスト式に整理し、**自社のガバナンス進捗度を測れるツール（AIガバナンスナビ）を作成**
 - リストは研究会で蓄積した実事例と、行動目標からの示唆を組み合わせで作成
 - 国内外の規制・ガイドラインとの対応も整理
 - 大枠は維持しつつ、技術環境や規制・ガイドラインの変化に対応して**随時見直し**
- 定期的に会員アンケートを行い、AIGAに参画する民間企業全体での**進捗度や課題を確認**
- **10月に初回（β版）のトライアルを実施。次ページ以降に、結果の一部を抜粋**

活用イメージの参考: [DX推進指標](#)



多様なユースケースの回答が集まっている

回答者のAIバリューチェーン上の属性(複数回答可)

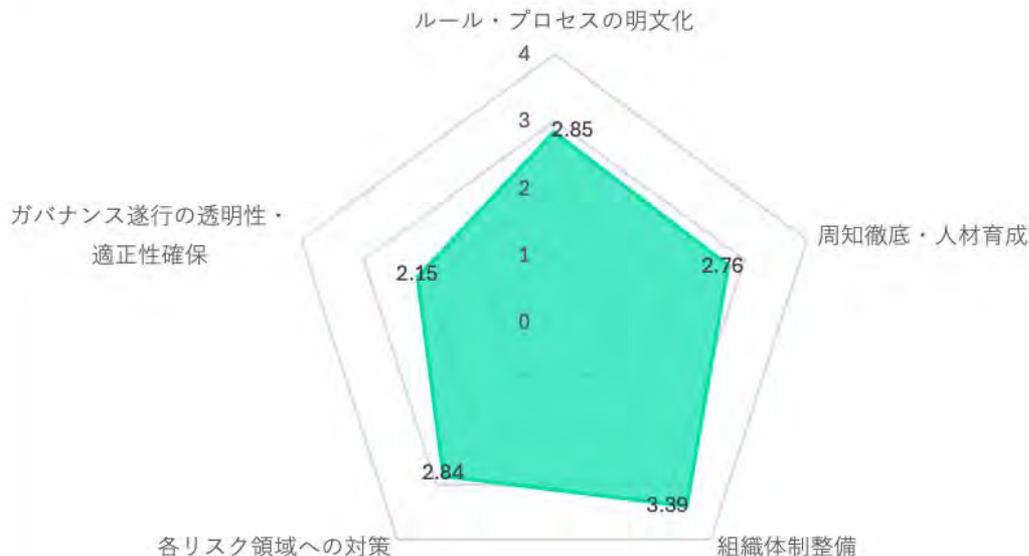


- 開発～提供～利用それぞれの立場からの回答が集まっている(10-11月にかけて計18の企業がトライアルに参加)
- 業界としても、IT・通信・保険・証券・銀行・インフラ・製造など多様
- ユースケースはいずれも生成AIだが、タスクは多岐にわたる
 - 社内文書作成
 - 社内情報をRAGで提供するQ&Aチャットボット
 - 顧客向けチャットボット

取組全体としては組織づくりが先行。個別リスク対応や透明性確保が課題

全体平均: **2.78**点

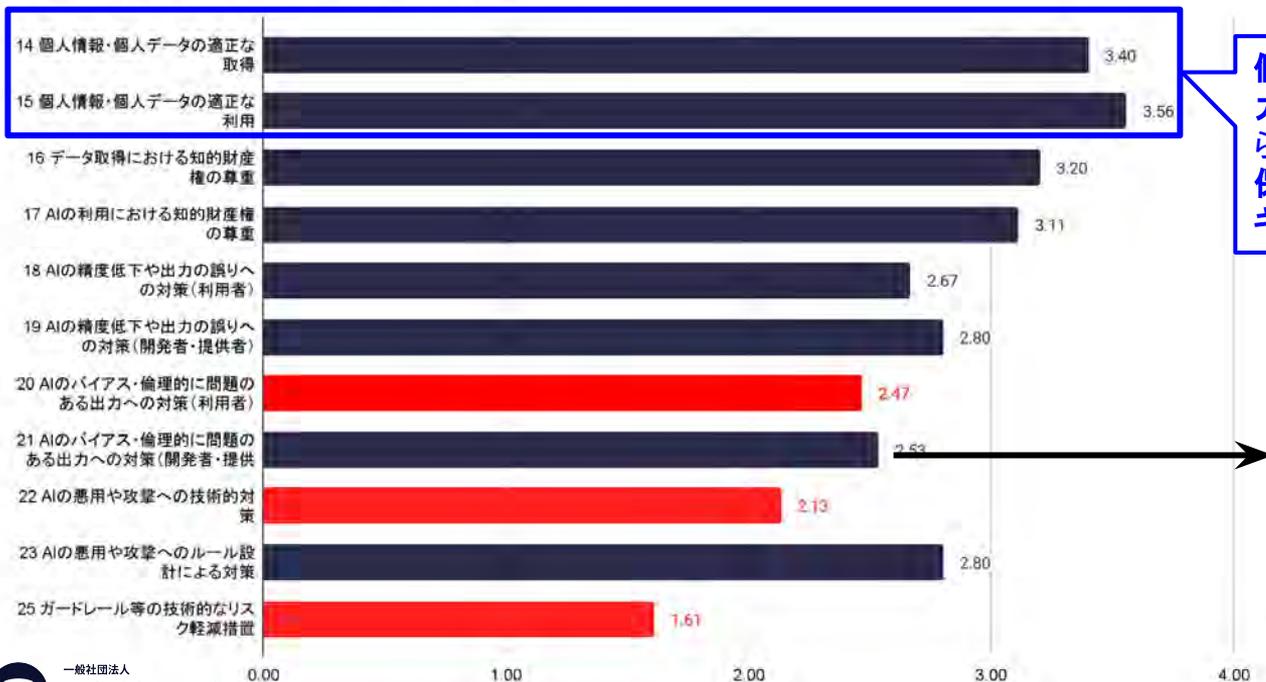
β版回答者の領域別平均点



- 「組織体制整備」については全ユースケース平均が3を超え、**司令塔の設置などの取組の進捗**が窺える
- その他については概ね横並びだが、「**透明性・適正性確保**」についてはややスコアが低く、取組余地が大きい

個人情報や著作権については一定の整理・対策が進んでいるとされるが、保守的な取組に倒して活用自体にブレーキをかけている可能性も高い

各リスク領域への対策の各取組事項平均点



高得点の取組例(匿名)

個人情報の生成 AIサービスへの入力等については企業ごとの取組にばらつきがある
保守的な運用に倒して活用にブレーキをかけている可能性も

“AIモデル・サービスが期待される出力性能を発揮できているか、開発時にテストを行なって検証するとともに、運用開始後も社内で出力性能を監視できるプロセスとなっている”

2. 基本的な考え方

個人情報保護法見直しに関するAIGAの基本的な考え方

- AIをはじめとする統計的な個人データの処理がこれまで以上に普及・常態化 していくと考えられる中、イノベーションの促進と個人の権利利益の保護を両立することが必要。そのために重要なのは個々のデータ活用類型におけるベネフィットとリスクの評価、そして必要な対応策の検討であり、常に**具体的な活用シーンに立ち返って議論することが重要**
- 以上のような議論を進めるために、個人データをめぐる制度検討においては以下の考え方を原則とすべきである(原則の概要は次ページ)
 - **リスクベースアプローチ**
 - **技術中立性**
 - **マルチステークホルダーでの議論**
- AIガバナンス協会(AIGA)では、具体的なユースケースをもつ企業実務に根差した課題の洗い出し等を進めており、今後様々な議論で連携させていただきたい

個人情報保護法見直しを検討する上で重要となる3原則



リスクベース アプローチ

- 利用の目的・態様ごとに、権利利益への影響は異なる。特に汎用技術であるAIの普及等も踏まえ、**具体的な活用シーン（AIライフサイクル上の段階の区別も含む）や技術的な背景を精査した上での規律の検討**が必要
- 技術や社会の変化により、**従来の制度的なリスク評価（例：情報内容に応じた段階的な規律）が現実と一致しなくなっている可能性**にも留意が必要



技術中立性

- 規律はあくまで権利利益への影響を根拠に結果ベースで課されるべきであり、**特定類型の技術を用いていることそれ自体を規律の根拠とすべきではない**
- 技術中立でない規制は、**新技術活用に対するディスインセンティブ**となりイノベーションを阻害するおそれがある



マルチステークホルダー アプローチ

- 左に示したような検討を行うにあたっては、**データ利活用により影響を受ける主体**はもちろん、**規律の価値実現に協力すべき多様なステークホルダー**が議論に関与することが不可欠。特に、**変化の激しい技術・実務動向**を踏まえることが重要

3. 個別論点への意見

- 以下では、[第304回個人情報保護委員会](#) 資料1-1中の「(参考4)現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例」との紐づけを「論点番号」として記載している(例: 1①)
- 個人情報保護法の見直しの個別論点に関するより詳細な意見については、7月に提出済の[パブリックコメント](#)の内容も適宜参照いただきたい

本人同意を基調とする規律の実効性（全般）についての意見

意見

- 本人同意を基調とする規律を見直し、一定の利用目的・態様などから個人データの取扱いの正当性を裏付ける基準を導入する等の実体的ルールを設けることは、以下の理由から有効 と考える
 - **本人同意の実効性の限界**：個人の権利保護の観点では、同意に依存する形式にはたとえば以下のような限界が見られる*
 - 情報格差：情報の取扱いのあり方を個人がすべて把握することは困難であり、実質的に自発的な同意は困難である
 - ロックイン：個人が特定サービスにロックインしているため、仮に情報の取扱いに問題があってもそれを理由に同意を拒否することが難しい場合がある
 - **事業者目線での負担**：個人データを活用する事業者の側も、利用目的の変更等で毎回同意取得を行う必要があるために、その要否判断や同意取得の実務が負担となっており、サービスの開発・提供の遅れ等にもつながるおそれがある
- ただし、仮にそうした実体的ルールを策定する場合、検討にあたって「基本的な考え方」に記載した**3点の原則**（リスクベースアプローチ、技術中立性、マルチステークホルダーアプローチ）を徹底 することが重要。特に、実体的ルールの検討に当たっては各ドメイン固有の実務知見や技術的な知見が不可欠 となるため、マルチステークホルダーの関与に基づく技術的・社会的リスクやそれらへの対処方法の評価が必須

論点番号

1①, 1②, 1⑤,
1⑥, 1⑧

* Schwartz 2000では、自己情報コントロール権説の批判の文脈で①情報格差、②同意の誤謬、③自立の罫、④データ秘匿の欺瞞性、という4点の問題を指摘しており、ここで挙げている論点は①～③の論旨に沿っている。(Schwartz, Paul M. 2000. "Privacy and Democracy in Cyberspace." SSRN Electronic Journal. <https://doi.org/10.2139/ssrn.205449>.)

規律の見直しが求められる個別領域についての意見①

意見

- 【権利利益への直接的な影響が原則として想定されない類型】AIモデル等の学習を目的として①要配慮個人情報等を含むデータを用いる場合や②複数組織の個人データを突合して活用する場合 については、原則として「一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする」類型に該当し、AIライフサイクル上の適切なタイミングで「特定の個人との対応関係*」を排斥すれば、本人の権利利益への直接的な影響の見込まれない類型と考えられる。このため、**安全管理措置等の一定の要件のもとで本人同意を不要とすることを検討すべき**ではないか
 - 本人同意を不要とする場合も、必要な開示・透明性のあり方については議論が必要
 - 安全管理措置の例として、PETsによる個人データの暗号化や、テストング・ガードレールによる学習データ引き出し防止等の技術的な保護手段の導入 などが想定され、そうした措置を前提に本人同意を不要とすることも考えられる。技術的な対応可能性も含めた精査が今後必要
- 【急速に進展する技術への対応】上記に付随して、**既に取得されたユーザーデータセットを AIモデルの学習に利用する場合**、目的外利用として本人同意が必要となる可能性がある。しかし、こうした類型において目的外利用として再度本人同意を得る必要が生じれば、開発の遅延とともに、活用できるデータ量が大幅に減り、競争力のあるAI開発が困難になると考えられるため、**事業者における一定の安全管理措置を前提に、ユーザの本人同意を改めて得ることは不要とすべき**ではないか

論点番号

2

1④

* 個人情報保護委員会FAQによれば、複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータは、「当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては『個人に関する情報』に該当するものではないため、『個人情報』にも該当しない」とされており、こうした整理を技術的な要件とAIのライフサイクルを踏まえてより精緻化していくことが考えられる

規律の見直しが求められる個別領域についての意見②

意見

論点番号

- 【第三者提供の禁止関連】AI利活用の実務においては、たとえば**生成AIサービスを利用する際のプロンプトに個人情報が含まれる場合の整理等の論点** について、事業者間で解釈が異なり、一部で利活用の阻害要因となっている可能性がある。このため、上記のようなデータ活用の実務における課題を洗い出した上で、技術的な知見も踏まえつつ、一定の場合に第三者提供の禁止を緩和するような措置も含め、必要な制度的手当の検討を進めるべきではないか
- 【データ取扱いに関わる第三者関連】AIのサプライチェーンを想定しても、**データベースの構築や処理において第三者に依存するケースが拡大(例：大規模言語モデルやそれをベースとするソフトウェア構築を請け負うベンダーと、その利用者にあたる企業の間関係)** していることは事実。今後、データの取扱いにおけるサプライチェーン上の各主体のコントロール可能性等も踏まえ、マルチステークホルダーで責任分担をめぐる議論を進め、**実務的なスタンダード形成から着手** していく必要があるのではないか

3

4

規律の見直しが求められる個別領域についての意見③

意見

- 【要配慮個人情報関連】要配慮個人情報をめぐる規律には、特にAIの利活用を想定すると以下のような課題が存在。このため、マルチステークホルダーで継続的にリスク評価を行い、前述の「AIモデル等の学習を目的として①要配慮個人情報等を含むデータを用いる場合」等について本人の同意を不要とすることを含め、必要な制度的手当の検討を進めるべきではないか
 - **統計的処理における保護の不完全性**：機械学習等の手法を用いる場合、仮に要配慮個人情報に当たる情報を学習に用いない場合も、実質的にセンシティブな特性を他のデータ(代替指標)から推認することが可能な場合があり*、情報の性質による保護が困難となっている
 - **実態としての要配慮個人情報の除外の難しさ**：大規模言語モデル等の学習においては、ウェブサイトのクローリング等の方法で収集されるデータに要配慮個人情報が含まれているかの判断が難しく、学習データに用いられているかを取引先等の他者から判別することも困難である

論点番号

6(論点2への意見と関連)

* たとえばSweeney 2013では、逮捕歴を示唆する広告の表示において、人名が人種の代替指標として働き、結果的に差別的な結果が表示されていることを分析している(Sweeney, Latanya. 2013. "Discrimination in Online Ad Delivery: Google Ads, Black Names and White Names, Racial Discrimination, and Click Advertising." ACM Queue: Tomorrow's Computing Today 11 (3): 10–29.)



一般社団法人

AIガバナンス協会

AI Governance Association

「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの
検討の充実に向けた視点」へのコメント
(生成AIの学習用Webデータの充実という観点から)

情報通信研究機構(NICT)

鳥澤 健太郎

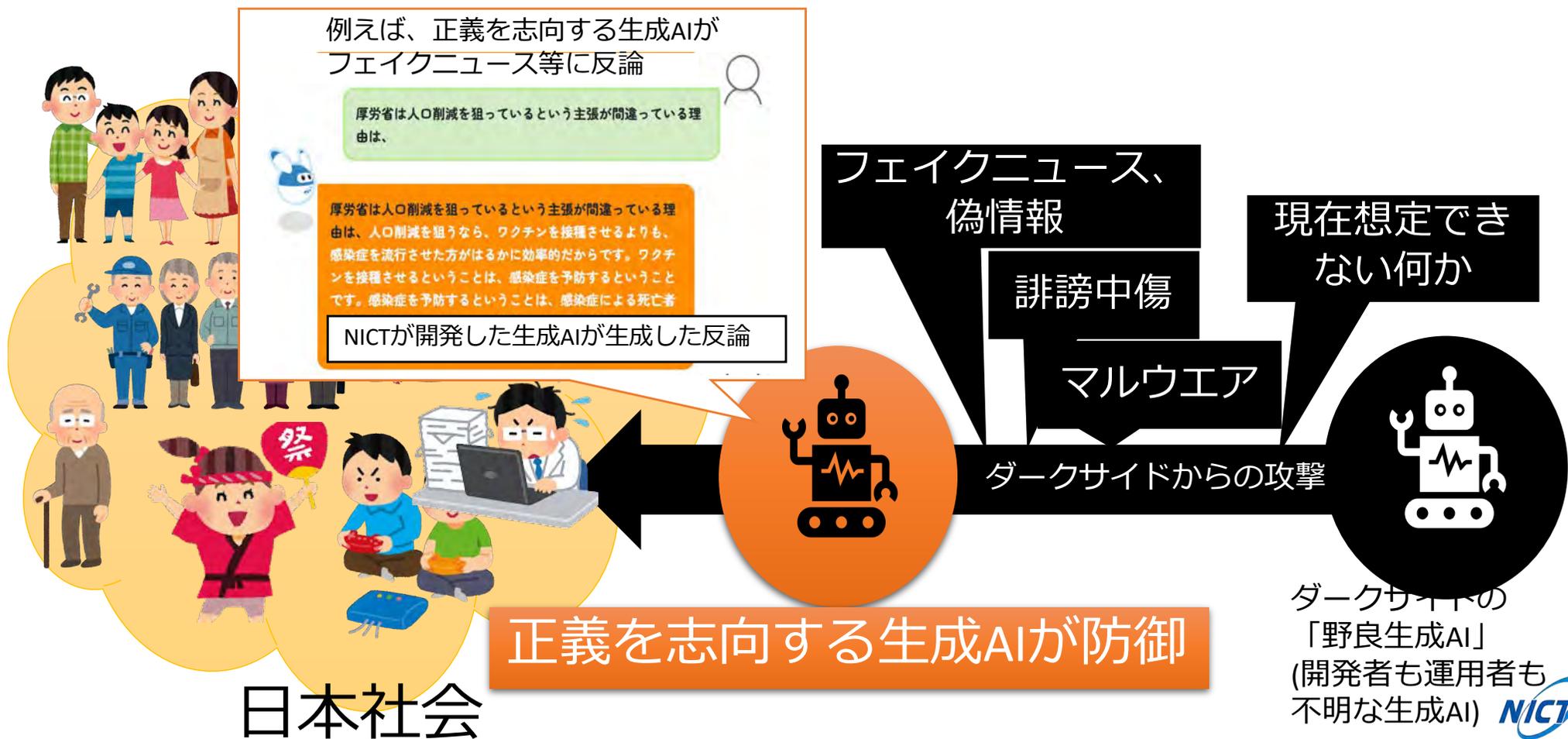
2024年12月3日

- **海外製生成AIの学習データは英語中心で、日本語データはわずか**
 - → 日本の主張、文化、アイデンティティが海外のLLMによってかき消される可能性
 - → 使用料金流出でデジタル「農奴」（アイデンティティもなくなれば小作人というよりも農奴）
- **安全保障上や社会の健全性を担保する上でも重要な問題**
 - LLMは偽情報、セキュリティに関連して認知戦の主要兵器となるだろう
 - 海外のLLMからやってくるフェイクニュース等には国産の生成AIで対抗するより他ない
 - 海外製LLMを日本の安全保障で活用することで思わぬ不利益を被る可能性もある
 - 国産のデータ、LLM自体が海外に流出しないようにすることも重要
- **センシティブな意思決定等に使う生成AIは日本の中で閉じたシステムとすべき**
 - 日本の組織のデータを海外製生成AIが学習すれば日本の打ち手の予測が容易になるかもしれない
- **そもそも日本人が皆少数の海外製生成AIの言うことばかりを気にするようになれば言論、イノベーションも阻害→国産生成AIは多様性確保と言う意味でも重要**
 - 生成AIはこれからますます賢くなる→多くの国民が生成AIの言うことを鵜呑みにしてしまうリスク
- **対外ビジネス上も重要な可能性**
 - 日本初コンテンツ、インバウンドの人気は日本文化に立脚
 - 海外製生成AIがコンテンツ作成の支援等で使われるようになれば、日本初コンテンツの魅力も薄れるのでは？

- 月刊正論2024年5月号、「複数の『正義』で『悪』を無効化する」、鳥澤健太郎
- 日本経済新聞2024年8月7日、私見卓見：「正義志向するAI」を国産で、鳥澤健太郎

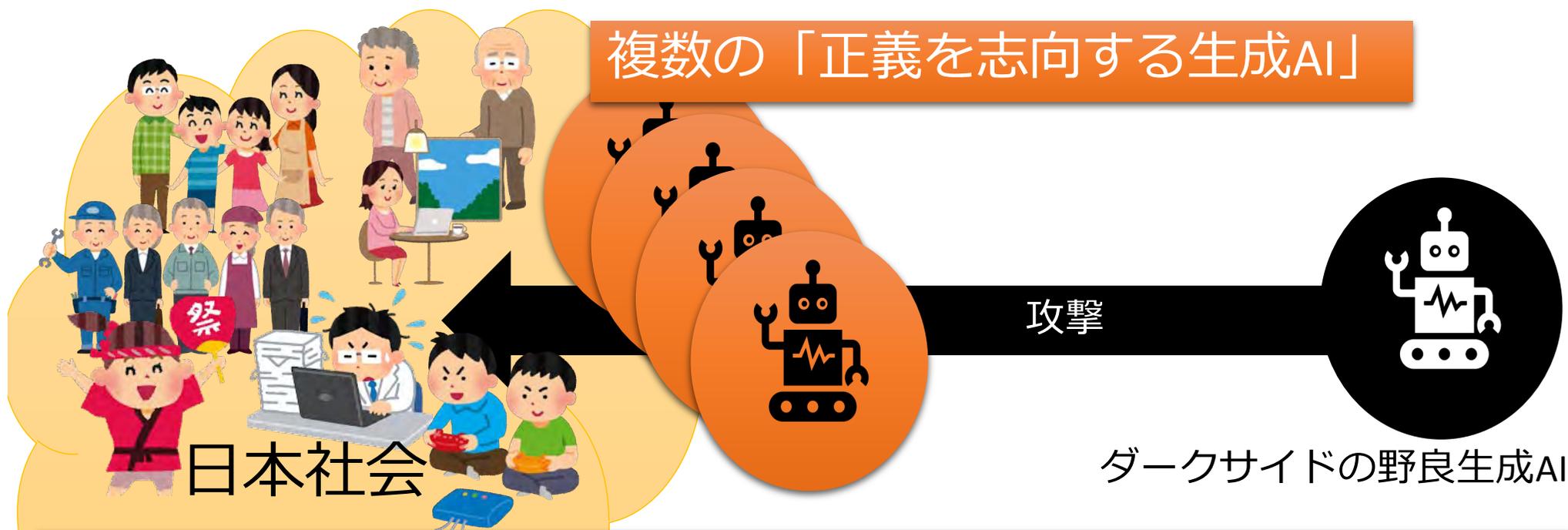
安全保障上の課題 生成AIの悪用に対抗できるのは生成AIだけ

- 生成する情報の質はともかく、生成情報の量では生成AIは 人間、あるいは人間社会を凌駕
 - 短期間に1億人と対話した生成AIも実在。人間には不可能。
 - フェイクニュースの量も人間あるいは人間社会の対処可能量を圧倒する可能性
- 従って、近い将来、日本社会は生成AIで守るしかない



- 日本社会を「正義を志向する生成AI」で守る必要
- 正義は一意に定まるわけではないし、正義の生成AIが意図通りに動かないこともある

→複数の「正義を志向する生成AI」が互いに連携、議論、ネガチェックをしながら社会を守るべき



- 今後、NICTの巨大日本語データで学習した高品質な国産LLMが多数出現することが国を守る上で重要
- デジタル小作人の回避、文化・アイデンティティーの維持・国際競争力の維持、という点でも極めて重要

- NICTでは過去15年間にわたりWebデータを収集・蓄積し、学習データとして活用



収集

蓄積、
クリーニング、
学習

大規模計算機

大規模言語モデル

エーゲ海での新婚旅行のプランは、

エーゲ海での新婚旅行のプランは、エーゲ海の島々を巡るクルーズが人気です。エーゲ海の島々は、ギリシャ神話の舞台となった場所が多く、その神話の世界を巡るクルーズは、新婚旅行にはピッタリです。また、エーゲ海の島々は、ギリシャ神話の舞台となった場所が多いだけでなく、その美しい景観から、世界遺産に登録されている場所も多く、新婚旅行で訪れるには、ピッタリの場所です。エーゲ海の島々は、ギリシャ本土から離れているため、クルーズで巡るのが一般的です。

NICTでは、日本語ページを中心に1日あたり
2,000万ページ前後収集
R5補正で1日1億ページ
収集へと設備増強予定

- 過去15年間、収集した日本語中心の660億ページ(文庫本40億冊以上に相当)を大規模計算機に蓄積、活用中
- 広く使われているCommonCrawlデータの5倍程度の日本語データが含まれていると推定

- 海外の大規模言語モデルの学習データは英語中心で、日本語データはわずか
 - 計算資源の量でGAFAM等に劣後する中で、日本語データの質・量は数少ない日本の勝ち筋
 - 令和5年度補正予算も活用し、学術研究を研究目的に含む共同研究の枠内で大量で高品質な日本語データ（現在、最大のものは22.9TB、8T語）を民間企業等に提供開始。試作したLLMも合わせてライセンス等実施

- 現在は、**学術研究を目的に含む共同研究**の枠内で（要配慮）個人情報を含み得るWebデータを提供
 - Webデータは一般公開されていたデータのみ。取得に認証等が必要なWebデータは含まず
- ところが、高度な研究人材不足が言われており、さらには競争が激化する中、民間企業側で共同研究にあたる人材の確保が難しいのが実情
 - 共同研究をすると民間企業はNICTに多かれ少なかれ手の内を晒すことになる。これも民間企業等からするとデメリットとなる
- NICT側でもカウンターパートを務めるために大量のリソース、時間が必要
 - **多数の企業との共同研究&データ提供が困難→日本社会を守る多様な国産生成AIの出現は望み薄に**
- 共同研究なしで（要配慮）個人情報を含み得るWebデータが提供できれば、社会を守る、強力な国産生成AIの開発に追い風となる
 - ただし、民間企業等へのデータ提供については不適切な活用や漏洩がなされないよう、NICTとの契約で縛ることが前提
 - オープン化することは考えていない

学習データから個人情報を削除することが 個人に対するリスクを抑止する上で最善の方法か？

- そもそもWebデータ中の個人情報の完全な特定、削除は技術的に容易ではない
 - 個人名の特定だけでも100%の精度は不可能
 - 仮にテストのサンプルで100%の精度が達成できたとしても数十テラバイトの学習データですべての個人名が特定できているか否かの検証を人力でやるのは不可能
 - ましてや、電話番号等の個人名以外の情報から個人が特定される場合を検知するのはさらに困難
- 学習データからの個人情報削除以外に個人情報の漏洩を抑止するもっと簡単な方法は生成AIサービスの入出力の段階で個人名等が含まれていたら、入力・出力をさせないこと
 - 仮に個人情報の特定漏れ等により、個人から削除申請があった場合、上記の方法での対応はより容易
 - 基本的に入出力させない個人名等のブラックリストを生成AIとは独立に作り、適宜更新すれば良い
 - 仮に、生成AIの学習データから削除するのであれば、数ヶ月かかる学習を一からやり直し。学習にかかる数十億円がフイに。
 - つまり、学習データから個人情報を削除しなくても一般の個人のリスクを抑止する方法はある
 - 生成AIが学習する知識が歪むリスクを負わなくてもよい
 - また仮に学習データからの個人情報の削除が義務ということになると、個人名も個人の名誉、あるいは名誉の毀損といった概念も学習できない可能性が高まり、誹謗中傷等を認識できないAIしか作れないことになる。これはつまり、SNS上に大量の誹謗中傷が投稿された場合の対策でAIが使えなくなるということ
- 注：学習データ上で個人情報を特定できたとして、どのように削除すべきかは自明でない
 - 個人名が特定された文章等をすべて削除すると、人間一般に関する知識を生成AIが学習できなくなる恐れ
 - すべての個人名等を同一のシンボルで置き換えると生成AIが学習する知識が歪む
 - 一人の人間が宇宙飛行士で将棋のチャンピオンでMLB選手であることが可能？
 - すべての個人名の異なる出現を別のシンボルにしても知識が歪む
 - ピッチャーの大谷とバッターの大谷は別人物？二刀流は何がすごいのか？
 - 各個人名を一つのシンボルに置き換えて学習すると、文脈からシンボルに対応する個人が特定できてしまう可能性も
 - MLBで50-50を達成した人は誰？ => 特定可能

- 一般公開されていたWebページをNICTのような公的機関で収集したWebデータ（（要配慮）個人情報を含み得る）を生成AIの開発、運用のために民間企業等に共同研究なしで提供することをお認めいただきたい
 - データ提供に際し、提供先の民間企業等と提供元の公的機関は契約を結ぶこととし、個人情報を含めて不適切な利用を行わないこと、情報漏洩対策を講じること等の義務を提供先の民間企業等に負わせる
 - 社会的なリスクもあることから、オープン化、相手を問わない提供は行わない
 - また、生成AIを使ったビジネスの開始後も、トラブルシューティング、各種権利侵害やハルシネーションの防止等のため、データを生成AI運用企業等で活用することもお認めいただきたい
 - つい最近までNICTは研究を目的（個人情報法17条のもの）としてデータを収集していたため、法18条1項によりビジネスが目的に含まれる活用が困難（同条3項の例外が使えるのは実質共同研究だけ）
 - ビジネス開始後もデータを手元に置いて置けないとなると、海外勢との競争で不利になる可能性もある。ビジネス開始後にデータを手元においての各種改善等が可能でなければ、競争に勝てず、日本社会の安全性が海外の組織に委ねられる可能性もある

2024/12/3



Japan
Deep Learning
Association

AIの利活用と個人情報保護法

3年ごとに見直しの検討の充実にに向けたヒアリング

設立目的

ディープラーニング(DL)技術の活用による日本の産業競争力の向上

- 2017年6月設立（理事長：松尾豊）
- DLをビジネスの核とするスタートアップ、研究者を中心とした産学連携団体としてスタート
- **人材育成・活用促進・社会提言・理解促進・国際連携**に取り組む

■ 活動成果物の例



当協会が作成した資料について

生成AIの利用ガイドライン

生成AIの活用を考える組織がスムーズに導くこのひな形を参考に、それぞれの組織内で中今回、示したものは最初のバージョンで※『生成AIの利用ガイドライン』に関する※2023年5月1日に開催した、本資料公開に



生成AIの利用ガイドライン
第1版（2023年5月公開）

【●●年●月●日】制定

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、みなさんが【(例)会社】の業務で【(例) ChatGPT】などの生成AIを利用する際に注意すべき事項を解説したものです。
生成AIは、業務効率の改善や新しいアイデア出しなどに役立つ反面、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性があります。本ガイドラインをよく読んでいただき、生成AIを上手に利用してください。

2 本ガイドラインが対象とする生成AI

本ガイドラインが対象とする生成AIは【OpenAI社が提供するChatGPT】です。それ以外の生成AIの利用を希望する場合には【セキュリティ部門】にお問い合わせください。

3 生成AIの利用が禁止される用途

当【社】では以下の用途・業務での生成AIの利用を禁止します。
【(1) ……】
【(2) ……】

4 本ガイドラインの構成

生成AIは、いずれのサービスも基本的に「ユーザが何らかのデータを入力して何らかの処理（保管、解析、生成、学習、再提供等）が行われ、その結果（生成物）を得る」という構造です。

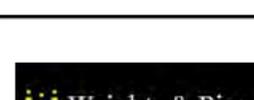
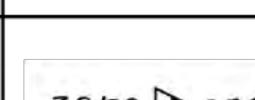
■ 主催イベントの例



協会概要

名称	一般社団法人 日本ディープラーニング協会				
英称	Japan Deep Learning Association 略称: JDLA				
理事長	松尾 豊	東京大学	特別顧問	小宮山 宏	株式会社三菱総合研究所理事長、 第28代東京大学総長
理事	井崎 武士	エヌビディア合同会社	特別顧問	谷口 功	独立行政法人国立高等専門学校機構 理事長
	江間 有沙	東京大学国際高等研究所東京カレッジ			
	岡崎 直観	東京科学大学 情報理工学院			
	岡田 陽介	株式会社ABEJA			
	岡田 隆太郎	当協会専務理事			
	尾形 哲也	早稲田大学			
	柿沼 太一	弁護士法人STORIA法律事務所	顧問	三村 明夫	日本製鉄株式会社 名誉会長
	川上 登福	株式会社IGPI Digital Intelligence			
	竹川 隆司	株式会社zero to one			
	南野 充則	株式会社GROWTH VERSE			
	西山 圭太	東京大学未来ビジョン研究センター			
	藤吉 弘亘	中部大学			
監事	八木 聡之	富士ソフト株式会社	監事	江戸川 泰路	(江戸川公認会計士事務所)

正会員（47社）

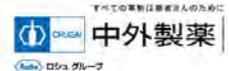
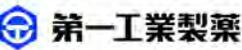
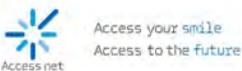
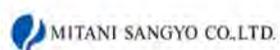
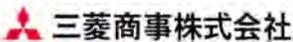
 上場企業（うち入会后上場13社）

2024年11月現在

有識者会員（21名）

石川 冬樹 国立情報学研究所 アーキテクチャ科学研究系 准教授	江間 有沙 東京大学 国際高等研究所東京カレッジ 准教授
牛久 祥孝 オムロン サイニックエックス株式会社 リサーチバイスプレジデント	岡崎 直観 東京科学大学 情報理工学院 教授
岡谷 貴之 東北大学 大学院 情報科学研究科 教授	尾形 哲也 早稲田大学 基幹理工学部表現工学科 教授
柿沼太一 弁護士法人STORIA法律事務所 代表パートナー弁護士	北野 宏明 ソニーコンピュータサイエンス研究所 代表取締役社長兼所長
柴山 吉報 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士	巢籠 悠輔 東京大学大学院 工学系研究科 招聘講師
清田 純 国立研究開発法人理化学研究所 情報統合本部 チームリーダー	Shane GU Google DeepMind 研究員
中島 秀之 札幌市立大学 理事長・学長	羽深 宏樹 京都大学 法政策共同研究センター 特任教授
藤吉 弘亘 中部大学 工学部 ロボット理工学科 教授	松尾 豊 東京大学大学院 工学系研究科 教授
松原 仁 京都橘大学工学部 教授、情報学教育研究センター長	馬淵 邦美 一般社団法人Metaverse Japan 共同代表理事
丸山 宏 Preferred Networks PFNシニアアドバイザー	山下 隆義 中部大学 工学部 情報工学科 教授
安田孝美 名古屋大学 大学院情報学研究科・情報学部 教授	

賛助会員（53社）

PLATINUM	 デロイト トーマツ  Deloitte Digital					
	GOLD			 三井住友銀行		
SILVER		 アディーレ法律事務所				
						
	 日立システムズ			 CREDIT INFORMATION CENTER 株式会社シーアイシー		 NEC
	 中外製薬 <small>ロバグループ</small>				 開志専門職大学 KAISHI PROFESSIONAL UNIVERSITY	
				 All Personal Property Center	 Access your smile Access to the future	 TOPY INDUSTRIES, LIMITED
	株式会社ジェイ・ウィル・エクス	 日立システムズエンジニアリングサービス				
						
		株式会社ベネッセコーポレーション				
	株式会社 KOIRASE					

* 事務局出向
2024年11月現在

行政会員 (28団体)

地方公共団体

 札幌市 City of Sapporo 北海道 札幌市	 仙台市 SENDAI CITY 宮城県 仙台市	 那須塩原市 栃木県 那須塩原市	 文京区 東京都 文京区	 新潟県 新潟県
 長岡市 新潟県 長岡市	 塩尻市 長野県 塩尻市	 松本市 長野県 松本市	 豊田市 Toyota City 愛知県 豊田市	 名古屋市 愛知県 名古屋市
 加賀市 石川県 加賀市	三重県 伊勢市	 滋賀県 Mother Lake	 和歌山県 Wakayama Prefecture	 津山市 岡山県 津山市
 広島県	 島根県	 山口県 山口県	 三豊市 香川県 三豊市	 高知県 Kochi Prefecture 高知県
 坂出市 香川県 坂出市	徳島県	 大分市 大分県 大分市	 大分県 おんせん県おおいた 大分県	 北九州市 福岡県 北九州市
 都城市 宮崎県 都城市				
 広島県教育委員会	山口県教育委員会			

教育委員会

目次

1. 要配慮個人情報の収集
2. 委託を受けたデータを用いた学習等
3. 生成AIの利用の局面における規律
4. 今後の個人情報保護法制の検討

要配慮個人情報の収集

検討の方向性

関連項目

- ・ 2 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方

要配慮個人情報の取得についての規律を、データベース等を構成するようなもののみ限定するか、少なくとも生成AIの学習目的のような一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみ目的とするものを除外すべきである。

想定するケース

Common Crawlが公開しているデータセットを加工したデータや、自らクロールによりWebサイトから収集したデータを用いてデータセットを作成し、当該データセットを用いて学習した学習済みモデルとデータセットを公開するようなケース。

現状

- ・ あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得することを原則として禁止（法20条2項）。
- ・ 「OpenAI に対する注意喚起の概要」において、①収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう必要な取組を行うこと、②情報の収集後できる限り即時に、収集した情報に含まれ得る要配慮個人情報をできる限り減少させるための措置を講ずること等が求められている。

要配慮個人情報収集

個人の権利利益への影響

- そもそも、Webサイト上に存在する要配慮個人情報の大半は、本人や報道機関等により掲載されたものであり、取得に際して本人同意が不要なものである。例えば、Common Crawlが公開しているデータセットの中で、病名または犯罪名が含まれるテキストデータ8,665件を目視により確認したところ、本人の同意なく取得することが許されない可能性のあるデータはわずか3件であった。
- Webサイト上で取得可能な要配慮個人情報のうち、本人の同意なく取得できない可能性のある「要配慮個人情報」を類型化すると、①親族等の病歴について記載されているもの、②誹謗中傷として社会的身分や人種等を用いているもの、③少年犯罪に関して実名が記載されているもの、といったものに限られるように思われる。しかしながら、このような情報だけを選別して削除することは極めて困難であり、「収集した情報に含まれ得る要配慮個人情報をできる限り減少」させたとしても削除できる保証はない。なお、保守的な対応をして過剰にフィルタリングをしてしまった場合、病気や犯罪等についての学習データが不足することになり、モデルの性能を大きく損なう可能性がある。
- クローリングにより取得するデータは、一般に使用されるPCやソフトウェアでは利用できない形式・規模等のものであり、収集・公開により当該データが人の目につくことによる権利利益への影響はほとんどない。
- そもそも、Webサイト上のデータはCommon Crawlによって収集・公開されており、これをさらに公開することによる個人の権利利益への影響はほとんどない。

要配慮個人情報の収集

必要性

- 生成AIの開発においては、学習用データの規模が非常に重要であり、クローリング等によりWebサイト上に公開されているデータを収集する必要性が高い。実際には、Common Crawlにより収集・公開されたデータセットを加工して用いることも広く行われている。
- 生成AIの開発に投入できる金額が限られている日本企業では、個社で海外のビッグテックに対抗することは難しく、技術のオープン化が重要になりうる。基盤モデルを開発しオープンにする場合、基盤モデルだけでなく、データセットも併せて公開することが有益である。

現状の課題

- クローリングの技術自体は検索エンジン等にも広く用いられてきたものである。Common Crawlは2007年からデータの収集・公表を行っている*。
- Common Crawlのデータを利用する場合、一括でダウンロードするデータについて「収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう必要な取組を行うこと」は困難である。
- 海外のビッグテックが、海外において、自社内で日本語Webサイトのデータを収集する場合に、すべての企業が注意喚起を遵守するかは不明であり、現状の規律の実効性に疑問がある。他方、日本企業がデータを収集・公表する場合には、「できる限り」といった注意喚起の文言もあいまって萎縮効果を及ぼす。

* Common CrawlのWebページ(<https://commoncrawl.org/>)参照。

委託を受けたデータを用いた学習等

検討の方向性

関連項目

- ・ 2 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方
- ・ 3 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性

AIの学習は、統計処理と同様、一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とするものであり、委託や利用目的の通知等において統計処理と同様に扱うとともに、このような利用について第三者提供の規律を見直すべきである。

想定するケース

一例として、顔画像や医療データ等の個人データの入力・解析を行うAIを組み込んだSaaSを提供する企業において、当該SaaSのユーザーである企業（個人データの委託元）が入力したデータをAIの学習に用いるようなケース。学習に用いる場合、①ユーザー企業1社のデータを学習するパターン、②複数のユーザー企業のデータを合わせて（個人データの突合はせずに）学習するパターン、③複数のユーザー企業のデータを、個人データを突合したうえで学習するパターンが考えられる。

委託を受けたデータを用いた学習等

必要性

- AIの学習は一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする点でまさに統計処理と同視しうるものであり、個人情報保護法の規律としても異なる扱いをすべきではない。
- 個人情報を解析するSaaSなどでは、学習や解析対象のデータとして、複数のサービスユーザーから受領した個人情報を1つの学習用データセット(データベース)として学習・情報解析に供する必要性が高く、「委託」等の枠組みにおいて、かかるデータの利用ができることを明確化する必要性が高い。
- 複数社から受領した個人データを突合したうえで利用することについても、PETsの活用等により一定の範囲で本人の同意なく認める必要性は高い。
- 企業が持つ有用なデータが、AIの技術の発展により取得時に想定していなかった分野のAIの学習に用いることもありうる。

個人の権利利益への影響

- AIの学習は基本的に一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とするものであり、個人の権利利益への影響は低い(意図的な過学習といった一般的・汎用的な分析結果の獲得以外を目的とする不適正な利用は除く。)
- 個人の権利利益への影響において重要なのは利用目的の通知等ではなく、安全性確保のための取組みや学習以外に用いられないことの担保である。

生成AIの利用の局面における規律

検討の方向性

関連項目

- ・ 3 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性
- ・ 4 個人データの取扱い態様の多様化の下における、データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方

生成AIの利用の局面において、いわゆるクラウド例外（またはそれに準じた例外）、委託及び越境移転についての適用範囲や要件の明確化を行うべきである。また、サービス利用者のみならず責任を負わせるべきではない。

必要性

- ・ 生成AIを含む多くのSaaS等のサービスは、サービス提供にあたり複数の事業者が関与するものとなっているが、これらのサービスの利用において、現状のクラウド例外や委託の規律だけでは対応が難しい。特に、一つのサービス内で複数の生成AIを利用できるサービスを利用する場合、利用する企業はすべての生成AIについて利用規約等を確認してサーバーの所在地や個人データの取扱いについて調査をする必要があるが、具体的なケースにおけるクラウド例外の該当性や、委託先の監督等の義務、及び越境移転に際しての基準適合体制の確認・判断は難しく、かつ利用者側に過大な負担となっている。
- ・ 少なくとも、サービスの利用者において個人データを入力する場合の法的な枠組みとその要件を明確にしたうえで、利用者において要件該当性の判断のための情報を容易に取得できるようにする必要がある。
- ・ サービス利用者が提供元基準や容易照合性を理解していないことに起因して、認識なく個人データを入力しているケース（サービス提供者が認識なく個人データを受領しているケース）も散見される。

今後の個人情報保護法制の検討

- EHDSなど、欧州等でのデータの利活用が進んでいる現状を踏まえ、ドメインごとの特別法等による利活用の促進を見据えた議論も必要である。
- AI等の新しい技術について、「問題が起きる前」に検討することで、個人の権利利益に配慮した技術の利用促進につながる。
- 新しい技術に対応するためには、透明性と対話を通じた各ステークホルダーの連携、自主規制やソフトローとの連続性の確保等も必要である。

個人情報保護委員会 御中

安全なデータ活用のための プライバシー強化技術(PETs)の活用

2024年12月3日

3年ごと見直しの検討の充実に向けたヒアリング



プライバシーテック協会

PETs: Privacy Enhancing Technologies

※プライバシーテック協会では、PETsはプライバシーテックの別の呼び方であり、同様な技術として捉えています

概要

- 個人情報保護委員会が示した「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」において、「個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方」、「個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性」についても検討の視点が示されています
- プライバシーテック（PETs）は、データを適切に保護できる技術であり、これらの検討を進める上で、効果的かつ有用なものであると考えています
- 適切にPETsを用いて本人の権利利益を保護することを前提に、柔軟な利活用及び第三者提供を可能とすることで、権利利益を保護しながらデータ活用の推進が可能と考えます

PETs: Privacy Enhancing Technologies

※プライバシーテック協会では、PETsはプライバシーテックの別の呼び方であり、同様な技術として捉えています

目次

1. プライバシーテック協会の紹介
2. プライバシー強化技術(PETs)とは
3. 秘密計算とは
4. いわゆる3年ごと見直しに対する意見

1. プライバシーテック協会の紹介



プライバシーテック協会のご紹介

プライバシーテック協会の概要

基本情報

組織名 : プライバシーテック協会
ホームページ : <https://privacytech-assoc.org/>

設立日

2022年8月24日

正会員

会長 : 高橋亮祐 (株式会社Acompany 代表取締役CEO)
理事 : 今林広樹 (EAGLYS株式会社 代表取締役社長)
中村龍矢 (株式会社LayerX 事業部執行役員 AI・LLM事業部長)

賛助会員 特別会員

賛助会員 : 7社
特別会員 : 2団体

アドバイザー

板倉陽一郎 (ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士)
落合孝文 (渥美坂井法律事務所 外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士)
安田孝美 (名古屋大学 大学院情報学研究科 情報学部教授)
坂下哲也 (一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) 常務理事)
若目田光生 (株式会社日本総合研究所、一般社団法人データ社会推進協議会 理事)
須崎有康 (情報セキュリティ大学院大学 教授)



プライバシーテック協会のご紹介

当協会の活動に賛同する7企業に参画頂いています



Privacy Tech Association

第1期賛助会員として 7社が加盟しました

J M D C
● + × ◀

Hakuhodo DY holdings

Tomorrow, Together
KDDI

dentsu
tokyo / osaka / nagoya

TOPPAN

Deloitte.
デロイトトーマツ

Orchestrating a brighter world
NEC

プライバシーテック協会のご紹介

当協会と密に連携している2団体に参画頂いています



特別会員として
2団体が加盟しました



2. プライバシー強化技術(PETs)とは

PETsへの期待

- 秘密計算やPETsは、「デジタル・ニッポン 2024」にて、我が国の国民生活や経済社会の発展に大きく貢献する可能性のある技術として期待されている

「デジタル・ニッポン 2024」(自由民主党)からの引用

6.4 制度見直しの在り方

(1) 「三年ごと見直し」

令和2年改正個人情報保護法の附則には「三年ごとの見直し」が規定されており、(略)

この間、生成AIも含め、データを取り扱う技術が急速に発展した一方で、**個人データを安全に扱うためのプライバシー強化技術(PETs¹⁵)も登場してきた**。例えば、**秘密計算は**、個人情報を秘匿したまま統計処理を行うことができる。このような新技術は、**ビジネスと制度の対立関係を解消し、我が国の国民生活や経済社会の発展に大きく貢献する可能性のある、まさにディスラプティブな技術**であって、個人情報保護制度は、その開発と実装の妨げになってはならない。ビジネスの現場と技術動向への理解なしには、豊かな社会は実現しない。

¹⁵ Privacy Enhancing Technologies:データを取り扱う際に、個人データの利用を最小化したり、データセキュリティを強化したりすることにより、当該データの効用を失わせることなく、プライバシー保護を実現させる技術。

統計化と暗号化の違い

- 現行制度では、統計化と暗号化では扱いが大きく異なる
- PETsは暗号化と見なされる可能性があり、プライバシー保護に資するにもかかわらず積極的に導入するインセンティブがない

統計化

- 特定の個人を識別できないようにすれば個人情報ではなくなるという整理
- 個人情報ではないので、同意なく第三者提供も可能
- 個人情報から統計情報を作り出すことも個人情報の処理とはみなされていない

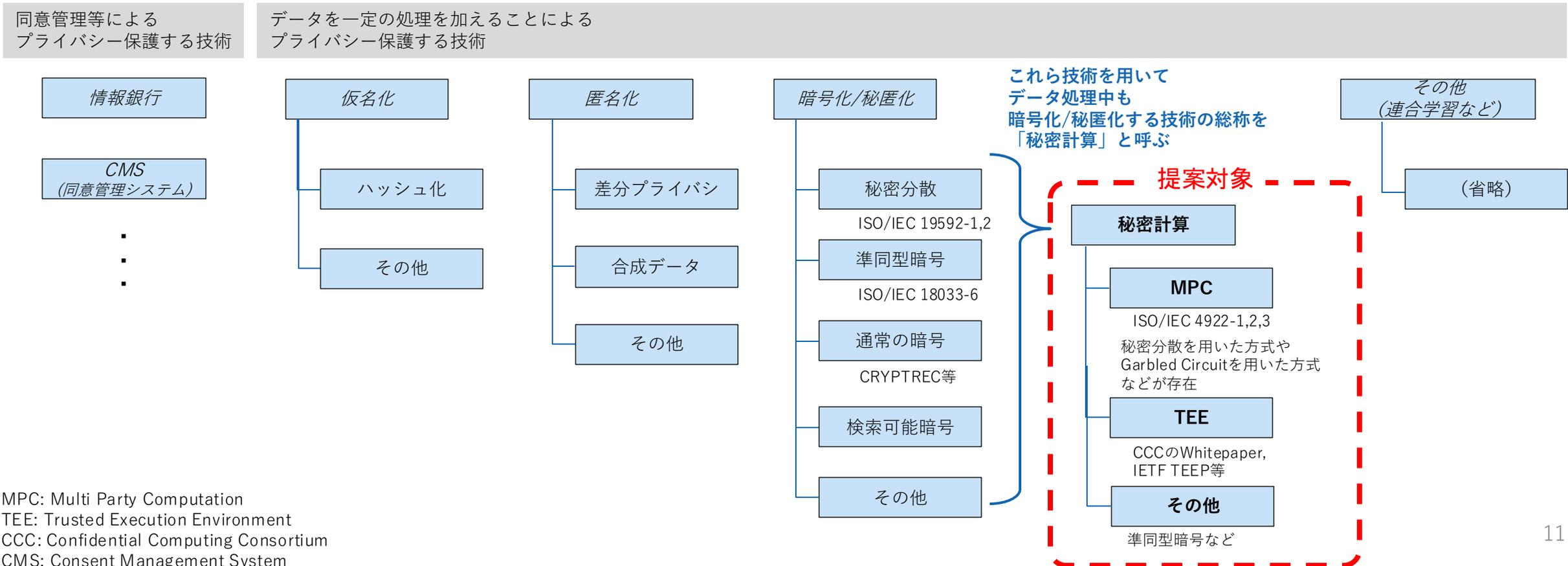
暗号化

- 実質的には特定の個人を識別できないが、個人情報のままと見なされる
- 第三者提供の同意も必要

代表的なPETsの例と今回の提案の範囲

- PETsは、プライバシーを保護したデータ活用に資する技術であり、様々な技術が存在
- 「秘密計算」は、秘匿化しながら処理できる技術であり、利活用と保護の両立が可能な技術
- 適切に「秘密計算」を用いて本人の権利利益の侵害が防げる場合には、同意なく利用・提供ができるように検討いただきたい

図：主なPETsの類型



参考：海外ガイドライン記載のPETs

- 秘密計算は、主な海外公的機関のPETsガイドラインに記載され、注目されている技術である

表：海外公的機関のガイドライン等が対象としているPETs※2

技術※1		(1) OECD PETs ガイドライン	(2) 英国ICO PETsガイドライン	(3) 米国 PPDSA 戦略	(4) UN(国際連合) PETsガイドライン	(5) CIPL(国際法・公法研究所) PETsガイドライン
データ 難読化 技術	匿名化、仮名化	○		○		○
	合成データ	○	○	○	○	○
	差分プライバシー	○	○	○	○	○
	ゼロ知識証明	○	○	○	○	○
暗号化し たままの 処理技術 (秘密計 算)	MPC (秘密分散などを用いた秘密計算)	○	○	○	○	○
	準同型暗号 (準同型暗号を用いた秘密計算)	○	○	○	○	○
	TEE (TEEを用いた秘密計算)	○	○	○	○	○
連合・分 散分析 技術	連合学習	○	○	○	○	○
	Distributed Analytics	○				
アカウン タビリテ ィ技術	Accountable System	○				
	Threshold Secret Sharing	○				
	Personal Data Store (情報銀行)	○				

PPDSA : Privacy Preserving Data Sharing and Analytics

MPC: Multi Party Computation

TEE: Trusted Execution Environment

※1 「OECD PETsガイドライン」の記載内容を簡易的に日本語訳して記載

※2 主な海外公的機関のPETsガイドラインについては後半のスライドで説明

参考：PETsの概要と参考文献

- 主要なPETsは、公的機関等が発行しているガイドラインや標準文書等で定義されている
- ただし、技術が急激に進化しているため、必ずしも国際標準になっていない技術も議論対象とするべき
(例：TEEはグローバルで普及が進み、大企業(Apple、Google等)も導入し、現在は国際的な民間団体での標準が出来ている)

表：主なPETsと標準等の文献

技術	概要	主な標準等の文献
秘密計算	データを暗号化・秘匿したまま処理する技術の総称	「秘密計算」は、日本語では「秘匿計算」、英語ではSecure Computationなどとも呼ばれるが、標準文章としての定義は存在しない。「秘密計算」は総称であり、具体的にはMPCやTEEなどが該当する。
MPC(Multi-Party Computation)	複数の組織がそれぞれ保有する秘匿データを、秘匿しながら結合・計算技術	<ul style="list-style-type: none"> • ISO/IEC 4922-1:2023 Information security — Secure multiparty computation Part 1: General https://www.iso.org/standard/80508.html MPCの概念定義、用語定義、安全性の軸の定義 • ISO/IEC 4922-2:2024 Information security — Secure multiparty computation Part 2: Mechanisms based on secret sharing https://www.iso.org/standard/80514.html MPCのひとつの実現方式である秘密分散を用いた方式を定義。(MPCの実現方式としては、Garbled circuitを用いた方式も存在する https://www.iso.org/standard/87557.html)
TEE (Trusted Execution Environment)	ハードウェアのチップにて秘匿しながら処理	<ul style="list-style-type: none"> • CCC(Confidential Computing Consortium)という民間企業 (Intel、NVIDIA等参加) が参加するコンソーシアムによって標準策定済み https://confidentialcomputing.io/resources/white-papers-reports/. 「Common Terminology for Confidential Computing」 • その他、GlobalPlatformやIETF TEEPなど
秘密分散	データを複数に分割することによる秘匿化方法	<ul style="list-style-type: none"> • ISO/IEC 19592-1:2016 Information technology — Security techniques — Secret sharing Part 1: General https://www.iso.org/standard/65422.html • ISO/IEC 19592-2:2017 Information technology — Security techniques — Secret sharing Part 2: Fundamental mechanisms https://www.iso.org/standard/65425.html • NISC「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」にも記載
準同型暗号	データを暗号化したまま処理が可能な特殊な暗号方式	<ul style="list-style-type: none"> • ISO/IEC 18033-6:2019 IT Security techniques — Encryption algorithms Part 6: Homomorphic encryption https://www.iso.org/standard/67740.html など
従来の暗号技術	いわゆる通常の暗号技術	<ul style="list-style-type: none"> • CRYPTREC暗号リスト(電子政府推奨暗号リスト) https://www.cryptrec.go.jp/list.html
匿名化(k-匿名化)	属性による識別がkレコード以上に加工	<ul style="list-style-type: none"> • PPC事務局レポート https://www.ppc.go.jp/files/pdf/report_office_seido2205.pdf 4.2.3.1.1 k-匿名性について
差分プライバシー	複数の集計結果(統計情報)の組み合わせからの個人特定の恐れを防ぐため、集計結果にノイズを付加する	<ul style="list-style-type: none"> • NIST SP 800-226 https://csrc.nist.gov/pubs/sp/800/226/ip

3. 秘密計算とは



秘密計算とは

- 秘密計算とは、計算過程を暗号化・秘匿化したまま処理する技術の総称



秘密計算と従来暗号の比較

- 秘密計算を用いることで暗号化・秘匿化したままのデータ活用が可能

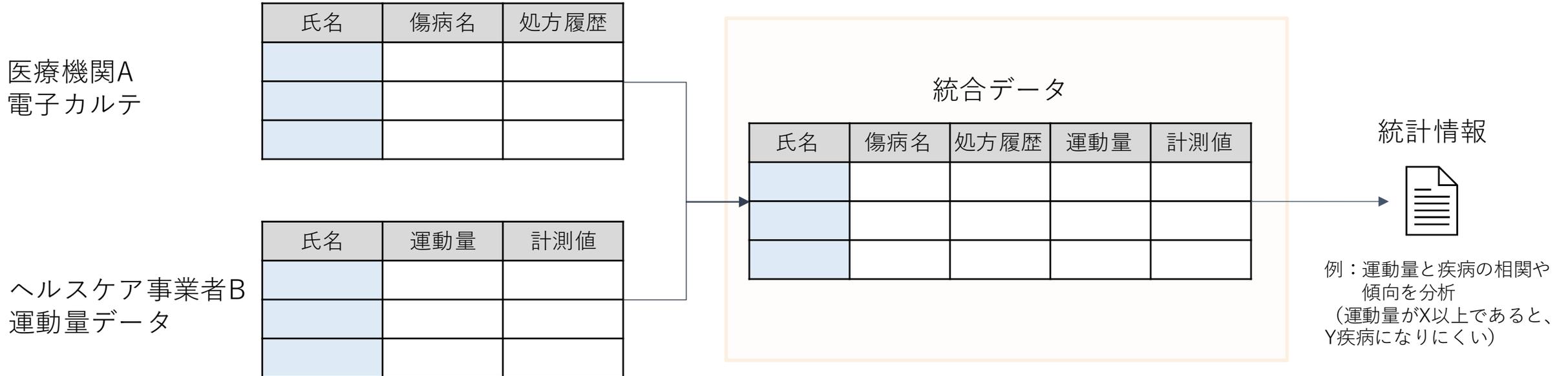


※ 秘密計算と従来の暗号技術を組み合わせる事によって、通信時・保管時だけでなく、活用時も暗号化・秘匿化を実現

秘密計算の利用例

- 計算過程が暗号化/秘匿化されることで、相互の組織のデータがわからない状態で分析可能

秘密計算を応用した技術で、この処理を秘匿化
 (=誰も生データを閲覧・個人特定できない)



※ 次世代医療基盤法は医療情報に限定されるため、有効な分析が限定される

(例：ヘルスケア事業者がもつ運動量情報や自治体が持つ要介護度の情報などは対象外)

※ 希少疾患の患者数は少ないため、データを突合前に属性をk-匿名化などして曖昧化すると、分析精度が大きく低下するため、統合前の属性の曖昧化は好ましくない

秘密計算への期待

● 日本の成長に不可欠なデータ連携に有用であり、また、国内企業に優位性あり

- AIの時代では学習データが重要であるため、海外BigTech企業はデータを囲い込み
- 日本は事業者間データ連携が成長に不可欠
- 秘密計算（MPC）は日本企業が強みを持ち、関係するISO規格の策定をNTTが主導
- ソリューション構築も世界を主導できる可能性

I. はじめに — なぜデータ利活用・連携か —

データ利活用・連携の目的は何か。経団連はかねて、**Society 5.0 for SDGs** を実現するうえで **DX** の推進が不可欠であり、単なる電子化や効率化にとどまらずビジネスモデルを含めた変革が必要であること、そのためにデータ利活用が死活的に重要であることを訴えてきた¹。

データをデジタル技術と組み合わせることによって、新たな価値の創造が可能となる。そのため、各国・地域やプラットフォームは、データを一元的に掌握することで競争力の源泉としている。他方、わが国が目指すべきはデータの一極集中ではなく、日本型の協創 **DX²**、すなわち多様な主体による生活者価値の創造である。そのためには、企業を含めあらゆるステークホルダーによるデータ連携が各分野において欠かせない。



NTTグループについて | ニュース | 事業案内 | 株主・投資家情報 | 研究開発 | 災害対策 | カスタナビリティ | 会社案内 | 採用情報

2023年9月15日

NTTが規格作成を主導した初の「秘密計算技術」ISO国際標準が発行～データ利活用とプライバシー保護を両立する先進テクノロジーの普及を推進～

日本電信電話株式会社（本社：東京都千代田区。代表取締役社長：高田 明、以下「NTT」）が長年研究開発を行い標準化活動を推進し主導してきた、データを暗号化したままで処理ができる秘密計算技術について、初の標準規格「ISO/IEC 4922-1:2023」が国際標準化機構（International Organization for Standardization、以下ISO）から発行されました¹。

今回の規格化により、世界中の秘密計算技術の開発者や利用者の秘密計算技術についての認識を一致させ相互理解を深めて、技術開発や技術活用を正確かつ容易に行うことができるようになります。ユーザーにとっては、本規格に準拠し開発されたものであれば、安心して使うことができるようになります。

本標準をベースに、秘密分散技術を利用した秘密計算を規定する、ISO/IEC 4922-2も規格化の最終段階に入っており、NTTは引き続き秘密計算技術の標準化に貢献していきます。

1. 背景

昨今、データに基づく意思決定の広がりや分野横断的なサプライチェーンの最適化などのため、様々なデータを共有し多分野での利活用を図る機運が高まっています。しかし、個人のプライバシーに関わるデータや企業運営、営業秘密に関わるデータなどは、情報漏洩や不正利用の懸念もあるためデータの共有がはばかられ利活用が進んでいない現状があります。その解決策として注目されているのが、データを暗号化したまま一度も元に戻さず処理ができる秘密計算技術です。Gartner社が発行する先進テクノロジーの普及度やトレンド推移を示す

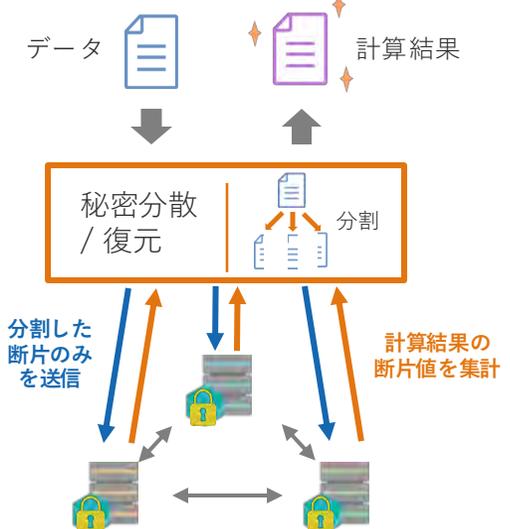
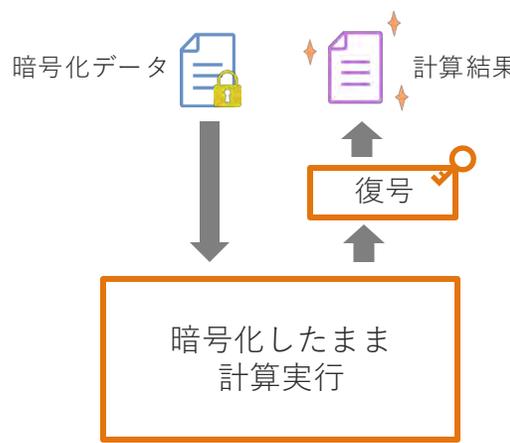
出典：
経団連，“データ利活用・連携による新たな価値創造に向けて - 日本型協創DXのリスタート -”，
2023年5月16日 https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/034_honbun.pdf#page=4

出典：
NTT, プレスリリース, 2023年9月15日,
<https://group.ntt.jp/newsrelease/2023/09/15/230915a.html>

MPC：Multi-Party Computation
（秘密計算の一種）

- データを秘匿しながら処理できる総称である「秘密計算」には様々な方式が存在

「秘密計算」の各種方式の概要※1

TEE (Trusted Execution Environment)	MPC (Multi Party Computation)		その他 (例：準同型暗号など)
	秘密分散を用いた方式	その他の方式	
<p>ハードウェアのチップにて秘匿しながら処理</p> 	<p>データを分割して秘密分散値として秘匿化し、秘匿化したまま処理</p> 	<p>Garbled Circuitを用いた方式など</p>	<p>データを暗号化したまま処理</p> 

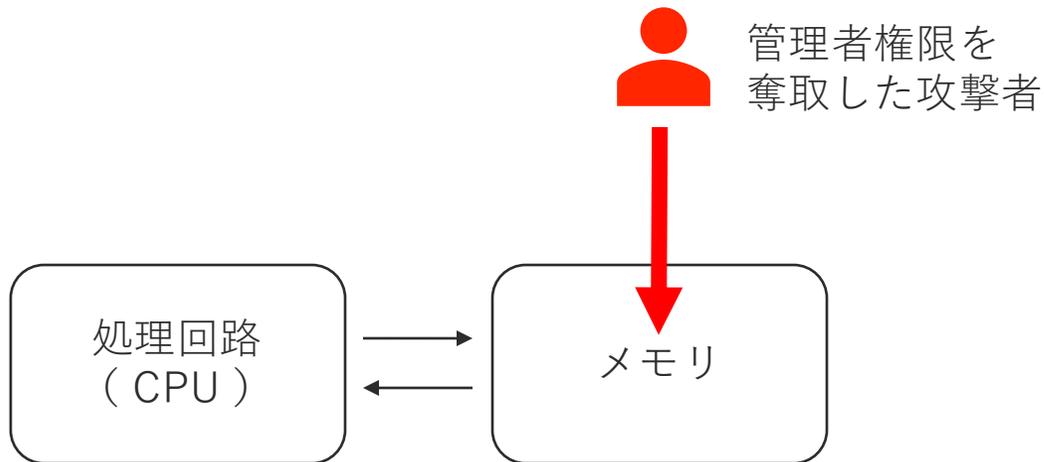
※1: 「秘密計算」というデータを秘匿しながら処理できる技術として、現在ある程度広く利用されている技術としては、TEEやMPCや準同型暗号等が該当

秘密計算の技術的安全性 TEEの例

- TEEとは、ハードウェアレベルで安全な、秘匿化したまま処理できる環境のこと
- 仮に管理者権限を取られたとしても、メモリ内のデータの閲覧は不可

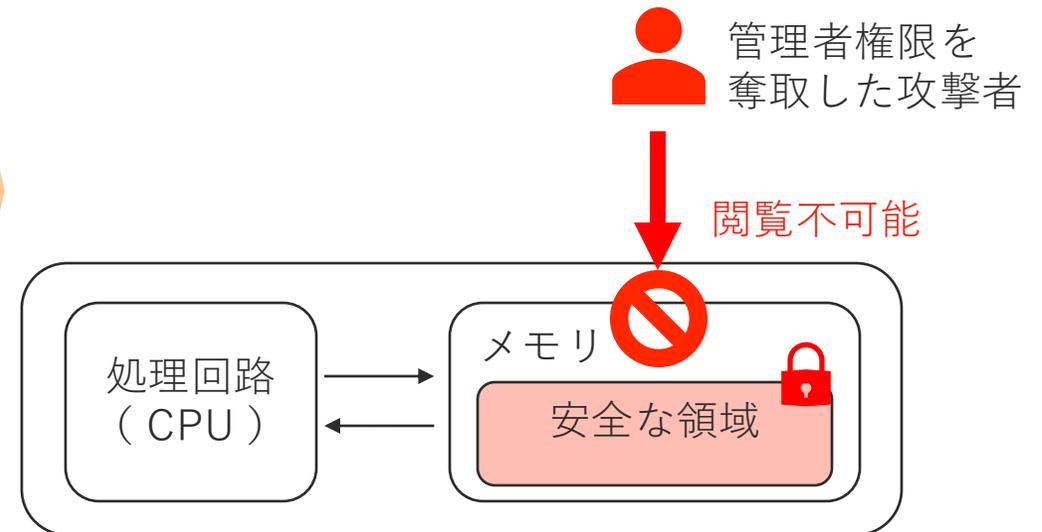
TEEなしのシステム

管理者権限があると
処理途中の**メモリ内のデータ**を閲覧可能



TEEありのシステム

管理者権限をとられても
処理途中の**メモリ内のデータ**は閲覧不可



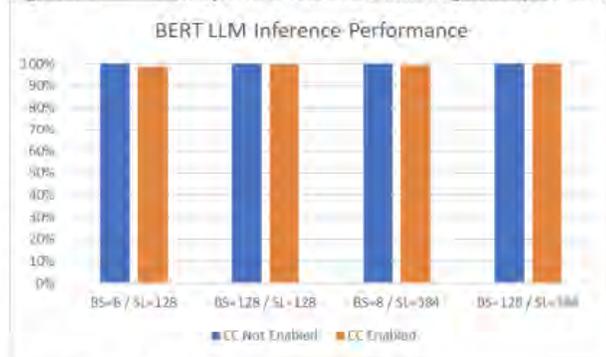
※TEEを用いた処理を「コンフィデンシャル・コンピューティング」と呼びます

参考：TEEのAI処理への適用

- GPUでもTEEがサポートされ、AI処理向けの「秘密計算」としてTEEが注目
- 海外テック企業を中心に導入が急速に進んでいる

NVIDIAのH100でのAI推論と学習の処理時間の比較の例

Figure 14. Example of a Workload with High Compute to I/O Ratio



推論処理は、
ほぼ同じ処理時間

BS is the batch size, and SL is the sequence length.

Figure 15. Example of a Workload with a Low Compute to I/O Ratio

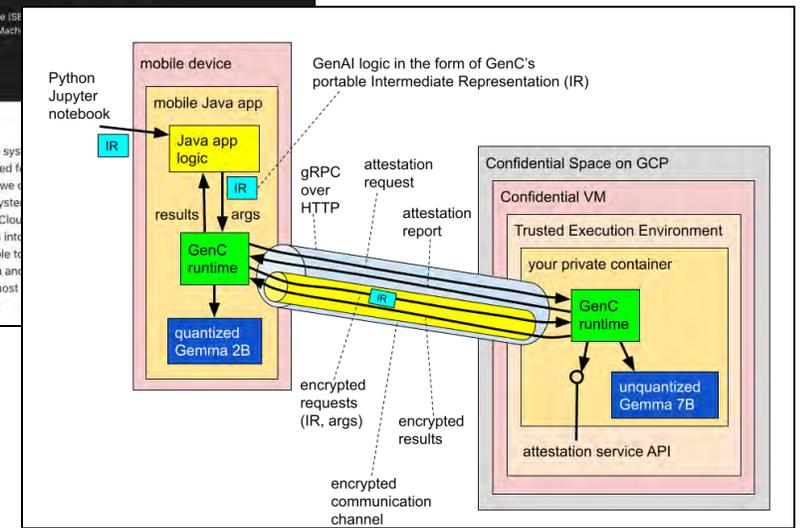
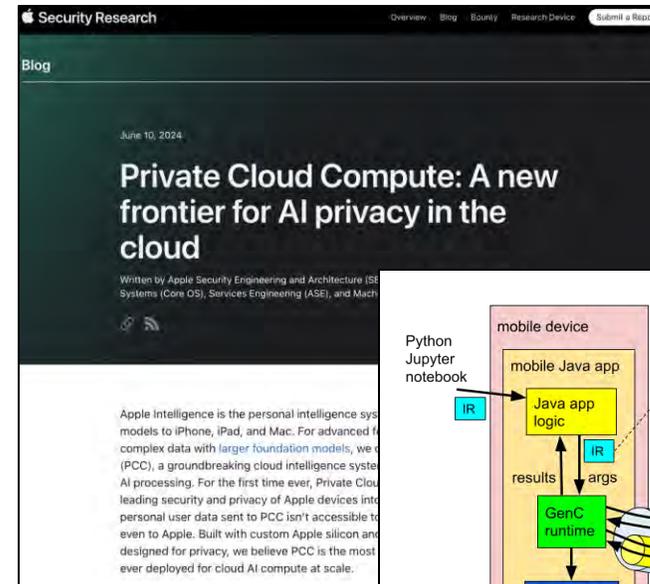


学習処理は、
50%程度の速度劣化

BS is the batch size.

出典：
“Confidential Compute on NVIDIA Hopper H100”, NVIDIA,
<https://images.nvidia.com/aem-dam/en-zz/Solutions/data-center/HCC-Whitepaper-v1.0.pdf>

AppleやGoogleはTEEを生成AI処理に適用



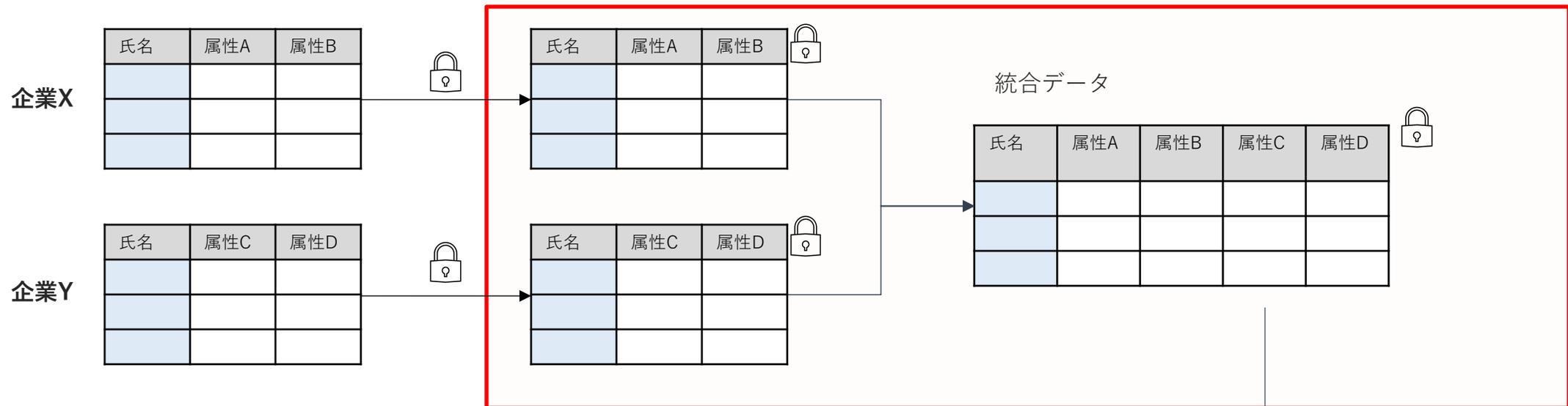
出典：
<https://security.apple.com/blog/private-cloud-compute/>
<https://developers.googleblog.com/ja/enabling-more-private-gen-ai/>
 ※ AppleはSecure EnclaveというTEEの一種を生成AIの処理に適用。Googleは技術BlogにてTEE利用を言及

4. いわゆる 3 年ごと見直しに対する意見

秘密計算を用いてデータを統合し、統計情報を生成する場合は同意の対象外としていただきたい

- ①適切に秘密計算を用いて統合データやデータ処理の過程を秘匿化する
- ②アウトプットは統計情報とする
- これら2つの条件を満たす場合は、複数の組織が保有する個人データを突合する行為に対して同意不要としていただきたい

秘密計算を用いて処理し、出力は「統計情報」



- 例：
- 属性Aと属性Cの相関係数
 - 属性A, B, C, Dに関するクロス集計表
 - 学習モデル（非個人情報）

「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に対する意見

- 統計的利用や一般的・汎用的な分析を行うことに限定される場合は、権利利益の保護が図られていると考える
- ただし、統計的利用や一般的・汎用的な分析を行うことが担保されることが大前提である
- この前提を担保する方法として、秘密計算などのPETsは、合理的かつ効果的な方法
- また、技術的な担保により、人の関与を極力低減することで、人為的ミスや悪意ある者からの保護も実現でき、積極的に推奨すべきものとする

2 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方

本人の関与を通じた利用の適正性担保の仕組みは、その利用の結果本人の権利利益への影響が具体的に見込まれる場合に必要とされるのではないか。例えば、**統計的利用など**、一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合には、**本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められるか**（なお、1⑧の見地から、本人の関与を権利として認める立場はあり得るが、適正な取扱いを担保する上での本人関与の機能とは趣旨を異にすることに留意。）。

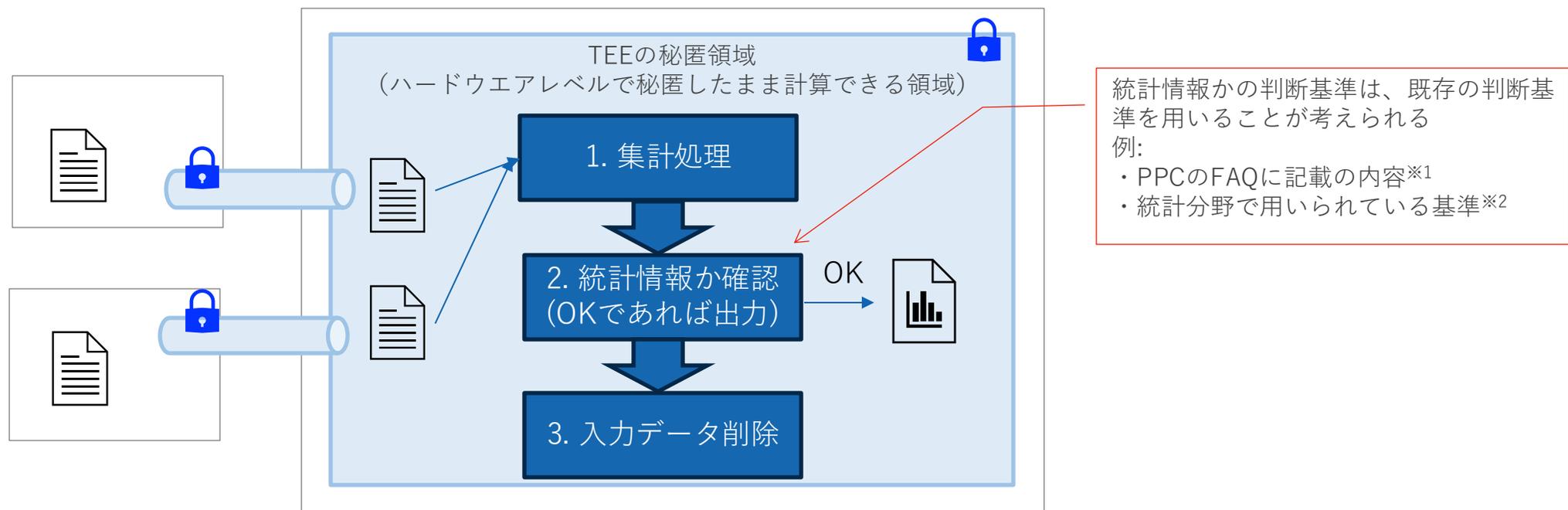
3 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性

個人情報取扱事業者に対して本人が関与・監視することを通じた利用の適正性担保の仕組みを前提とすることから、本人の関与が著しく困難になる第三者提供を原則として禁止している。一方、その**提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定**されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合や、本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合、さらには、利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、**提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合**など、第三者提供を禁止する必要のない類型はあるか。

参考：出力が統計情報となることの技術的な担保方法

- 例えば、秘密計算の一例であるTEEには、事前登録されている処理プログラムが確実に実行されていることを確認する機能^{※3}が存在
- この機能を用いて、統計情報であるかをチェックするプログラムが実行されていることを確認することで、統計情報のみが出力されることを担保可能（統計情報に該当する情報の出力を抑制可能）
- さらに、分析に用いたデータを復号することなく処理後に確実に削除することで、過度にデータが蓄積・統合されることを防ぎ、プライバシーリスクの低減につながる

図：秘密計算（TEE）を用いた統計情報か確認するプログラムの確実な実行



※1 https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q15-2/ 「統計情報は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計等して得られる情報であり、一般に、特定の個人との対応関係が排斥されているため、「個人情報」に該当しないもの」

※2 https://www.e-stat.go.jp/microdata/sites/default/files/share/data-use/video/03_video.pdf

※3 Remote Attestation機能と呼ばれる機能。付録に機能概要を記載。

PETs普及を急ぐ必要がある理由①：委託先での個人情報の漏洩事故の多発

- 委託先等での人為的・技術的な理由による個人情報の漏えい事故は後を絶たず、従来よりも安全性が高い秘密計算などのPETsの導入が望まれる

表：委託先での個人情報の漏洩事故の例

事例の概要	件数	時期
複数の企業・自治体のコールセンター業務の委託/再委託を受けていた企業の元派遣社員が、顧客情報を不正に持ち出し	約900万件	2023年12月
通信事業者の委託先の元派遣社員が、顧客情報を不正に持ち出し	約600万件	2023年7月
保険事業者の委託先のサーバが不正アクセスを受け、顧客情報が流出	約100万件	2023年1月
保健事業者の委託先のサーバの不適切なセキュリティ対策により、顧客情報が流出	約70万件	2023年1月

※事例はニュース等を参考に調査した内容を記載（企業名等は意図的に伏せている）

PETs普及を急ぐ必要がある理由②：海外では既にPETsの導入が活発化

- PETsは安全なデータ活用に有用なため、海外公的機関は昨年相次いでガイドライン等を発行し、導入を加速
- PETsの導入はグローバル動向を踏まえても、導入推奨をしていくべきである

本文書における略称	タイトル	概要	発行時期
OECD PETs ガイドライン	Emerging privacy-enhancing technologies Current regulatory and policy approaches	OECDが発行しているPETsの利用促進に向けたガイドライン	2023年3月
英国ICO PETs ガイドライン	Privacy-enhancing technologies (PETs)	英国ICOが発行しているPETsの利用促進に向けたガイドライン	2023年6月
米国 PPDSA 戦略	NATIONAL STRATEGY TO ADVANCE PRIVACY-PRESERVING DATA SHARING AND ANALYTICS	PETsを用いた安全なデータ分析 (PPDSA: Privacy Preserving Data Sharing and Analytics)に関する米国の国家戦略文章	2023年3月
UN(国際連合) PETs ガイドライン	THE PET GUIDE THE UNITED NATIONS GUIDE ON PRIVACY-ENHANCING TECHNOLOGIES FOR OFFICIAL STATISTICS	UN(国連)が発行している公的統計におけるPETsの利用促進に向けたガイドライン	2023年
CIPL(国際法・公法 研究所) PETsガイドライン	Privacy-Enhancing and Privacy-Preserving Technologies: Understanding the Role of PETs and PPTs in the Digital Age	CIPLが発行しているPETsの利用促進に向けたガイドライン	2023年12月

- 1.OECD PETs https://www.oecd.org/en/publications/emerging-privacy-enhancing-technologies_bf121be4-en.html
- 2.ICO PETs <https://ico.org.uk/for-organisations/uk-gdpr-guidance-and-resources/data-sharing/privacy-enhancing-technologies/>
- 3.US PPDSA <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2023/03/National-Strategy-to-Advance-Privacy-Preserving-Data-Sharing-and-Analytics.pdf>
- 4.UN PETs https://unstats.un.org/bigdata/task-teams/privacy/guide/2023_UN%20PET%20Guide.pdf
- 5.CIPL PETs <https://www.informationpolicycentre.com/uploads/5/7/1/0/57104281/cipl-understanding-pets-and-ppts-dec2023.pdf>

なお、個人情報保護委員会のページにて公開されている「欧米主要国におけるプライバシー強化技術（PETs）の利用に関する法制度に関する調査」は、調査時期が令和4年度（2022年度）（調査結果は2023年3月発行）である。https://www.ppc.go.jp/files/pdf/R503_pets_houseido_report.pdf

PETs普及を急ぐ必要がある理由③：グローバル競争力と経済安全保障

- 国内企業は秘密計算（TEE）の技術開発を進めているが、国内市場への適用は遅く、海外展開も弱い
 - 一方海外では、クラウドでの秘密計算（TEE）適用や国防領域への適用が急速に進んでいる
- ⇒ 秘密計算・PETs導入促進は、グローバル競争力確保や技術の国内保有（経済安全保障）の観点で急務

海外の防衛領域への秘密計算（TEE）の導入動向

- 米国スタートアップのEnveil社は、米国陸軍に秘密計算（TEE）のAI処理基盤を提供（2024年7月）※1
- 米国スタートアップのAnjuna社とNVIDIAは、米国海軍にGPUの秘密計算（TEE）を提供（2024年5月）※2
- Anjuna社（CEOはイスラエル出身）は、イスラエル国防省に秘密計算（TEE）の処理基板を提供（2022年2月）※3

※1 <https://www.enveil.com/enveil-wins-army-linchpin-contract-for-secure-ai/>

※2 <https://blogs.nvidia.com/blog/rsa-2024-ai-cybersecurity/>

※3 <https://www.anjuna.io/press/israels-ministry-of-defense-selects-anjuna-security-software-to-lockdown-sensitive-data-in-public-clouds>

クラウドにおける秘密計算サービスに日本企業は無い

■ Microsoftのクラウド（Azure）における秘密計算（TEE）のサービスのリスト※4

- Anjuna（米国）
- BeeKeeperAI（米国）
- Decentriq（スイス）
- Edgeless Systems（ドイツ）
- Enclave System（ドイツ）
- Fortanix（米国）
- Habu（米国）
- Mithril Security（フランス）
- Opaque Systems（米国）
- SCONE（ドイツ）

※4 <https://learn.microsoft.com/en-us/azure/confidential-computing/partner-pages/partner-pages-index>

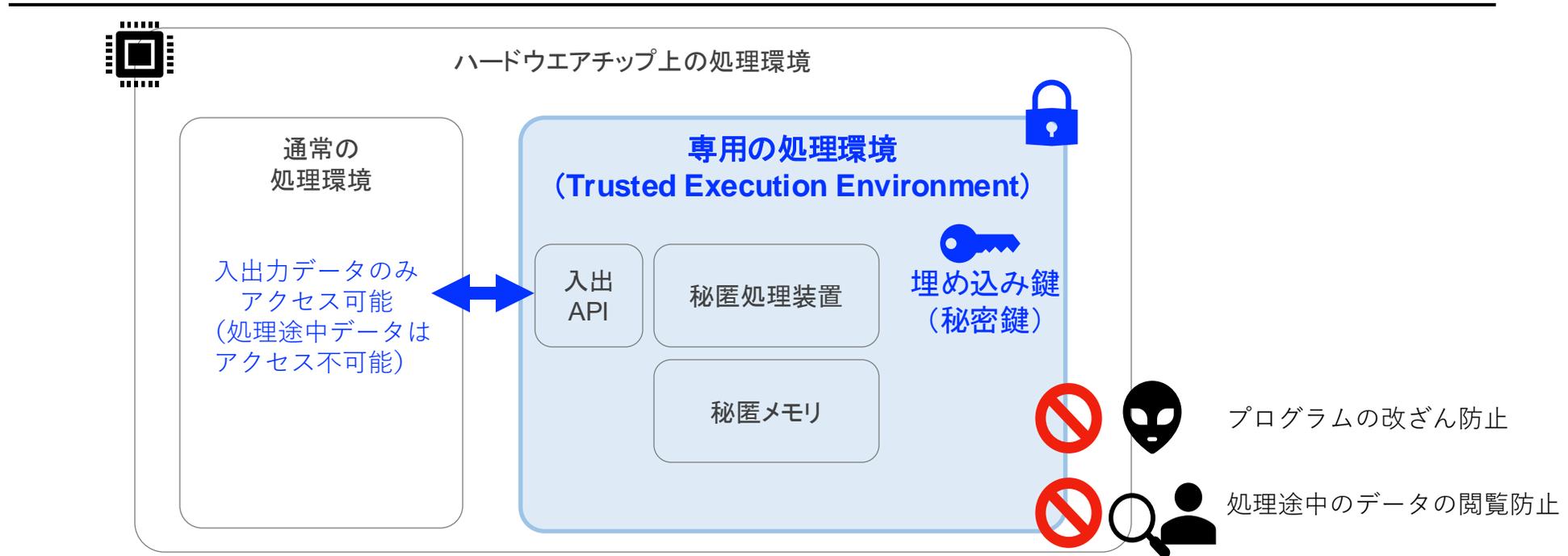


付録：秘密計算(TEE)を用いたデータ連携分析の詳細

TEE(Trusted Execution Environment)とは

- TEEとは、ハードウェアレベルで安全な秘匿化したまま処理できる環境のこと
- ハードウェアの製造段階で秘密鍵が埋め込まれ※1、設計上は鍵が漏洩しないため、TEE内のデータはそもそもアクセスが困難である上に、仮にアクセスできても秘匿化されているため、グローバルで安全性が評価され、普及しつつある※2

図: TEEの安全な実行環境の概要



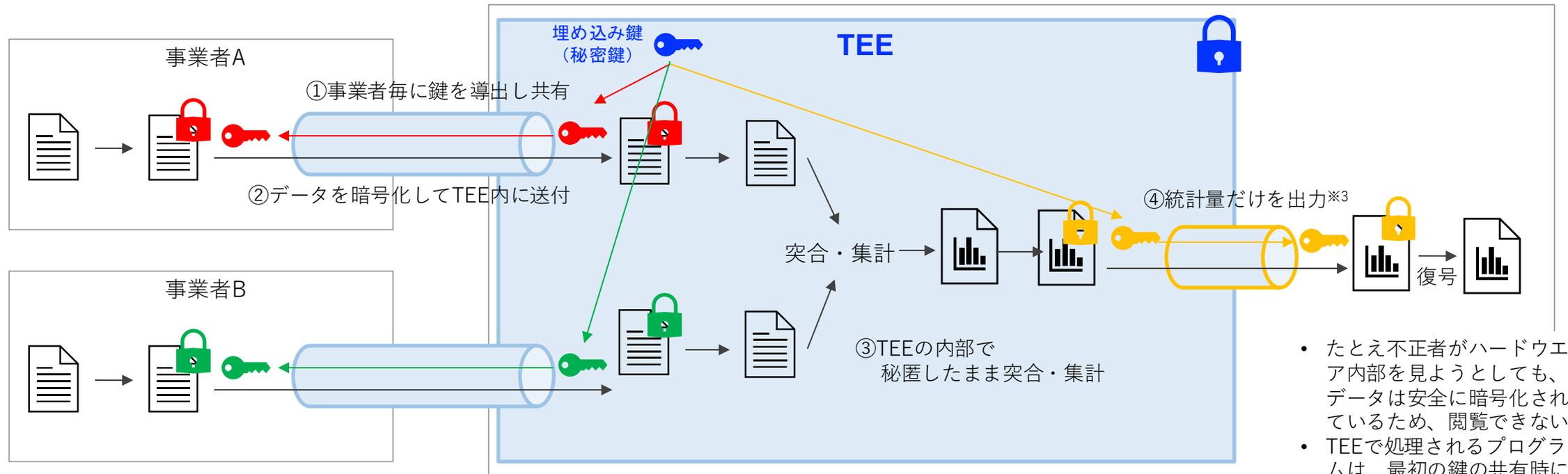
※1 TEEの一種であるIntel SGXでは、「Root Seal Key」「Root Provisioning Key」と呼ばれる。「Root Seal Key」はチップ製造者のIntelが埋め込むが、データはIntelも知り得ないとしている。チップ製造者を一定レベル信頼している前提となる。
<https://qiita.com/Clifford/items/19145f6fa0340013f94f>

※2 TEE(≒Secure Enclave)はAppleも採用し、端末の個人データをクラウドで安全に処理する際に適用
<https://security.apple.com/blog/private-cloud-compute/>

TEEを用いた個人特定されずに突合・集計する方法の例

- TEE内の秘密鍵をもとに事業者毎に通信用に一時的な鍵を作成・共有し、その鍵で各事業者が持つ個人データを暗号化してTEEの秘匿処理領域に送信※1
- TEE内に安全にデータ集めることができ、その後はTEEで秘匿した状態で突合・集計し、統計量のみ開示

図: TEEを用いた個人特定を防いだデータ突合・集計の例 (概念図)



※1 Intel SGXでの事業者間での鍵交換の例: <https://qiita.com/Clifford/items/095b1df450583b4803f2>

鍵の生成や共有は設計思想に依存し、この図では一例として記載している。

また、わかりやすさを優先し概念的な記載をしているため、技術的には一部不正確な記載となっている。

※2 鍵共有時にTEEのRemote Attestation機能 (付録に詳細記載) を利用し、TEEで実行するアプリケーションのプログラムが事前に登録しているプログラムと一致しているか (改ざんされていないか) をハードウェアの機能を用いて検証可能

※3 統計量だけが出力されるような制限が入った集計処理のプログラムを実行することで、統計量のみが出力されるように制御可能

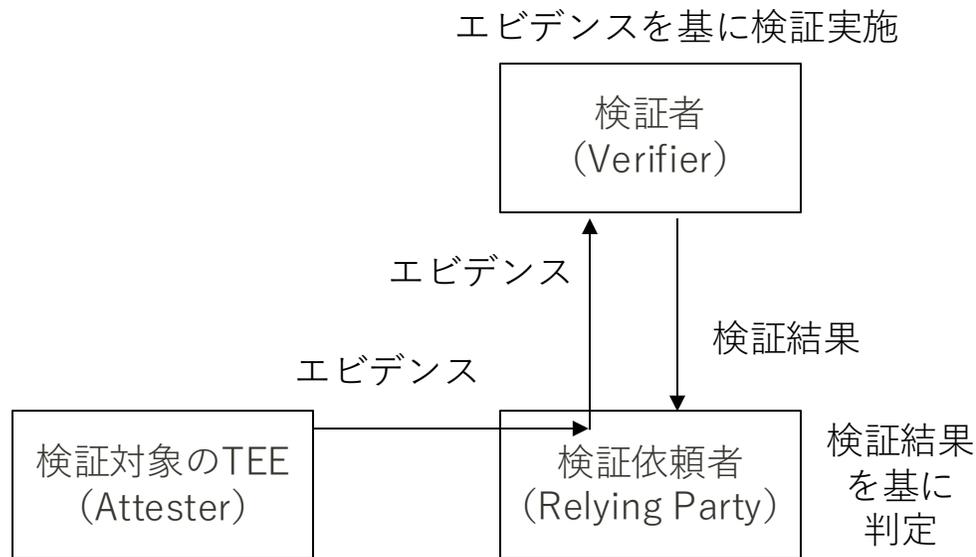
- たとえ不正者がハードウェア内部を見ようとしても、データは安全に暗号化されているため、閲覧できない
- TEEで処理されるプログラムは、最初の鍵の共有時にチェックが行われ、不正な改ざんを防止※2

TEEのRemote Attestationとは

- TEE(Trusted Execution Environment)のRemote Attestationという技術を用いることで、事前に登録したプログラムが確実に実行されていることを外部から検証が可能

図：Remote Attestationの方式の一例

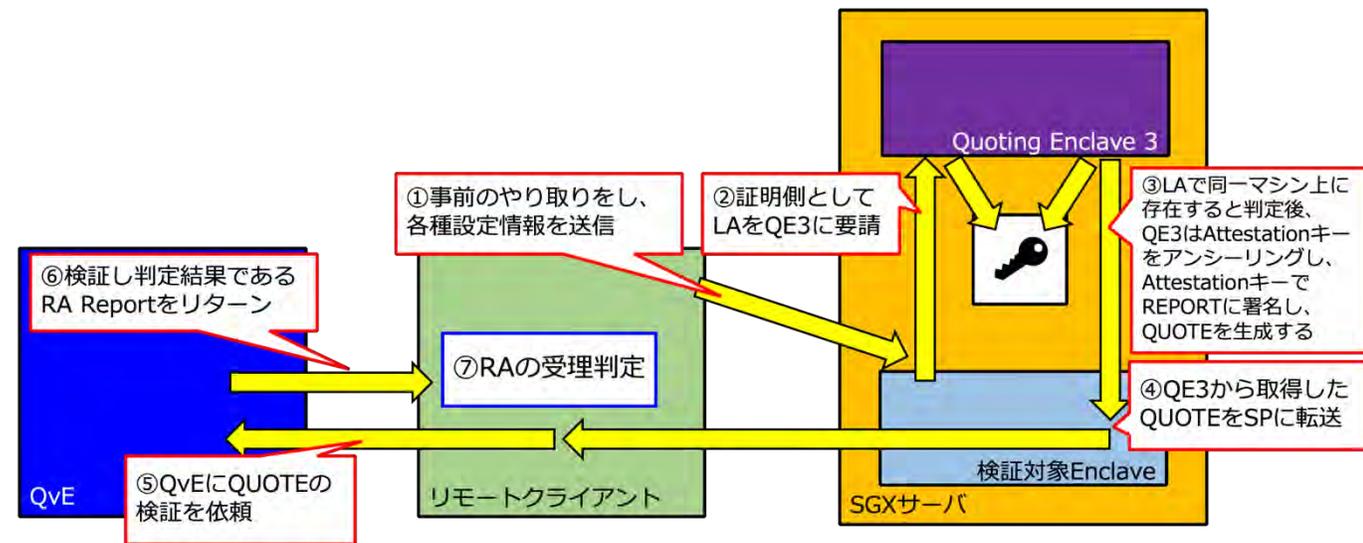
- 検証対象 (TEE) からエビデンス (実行されるプログラムの情報等) を得て、不正が無いかを検証
- 実行プログラムが改ざんされていないかの確認が可能



出典：“Remote Attestation procedureS (RATS) Architecture” RFC 9334のBackground-Check Modelの図を参考に作成

図：TEEの一例であるIntel SGXの例

TEEの一種であるIntel SGXでは、Intel社が提供する検証用のサービスを利用して、Remote Attestationを実施



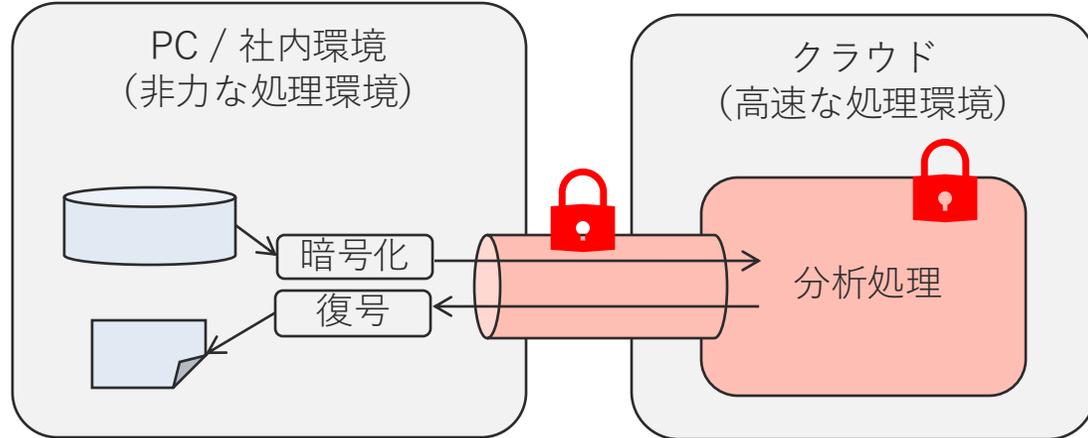
出典：<https://acompany.tech/privacytechlab/intel-sgx-dcap-ra>

秘密計算を用いた活用例

- 秘密計算を用いることで、データを秘匿化したままの処理が可能であり、組織間で相互にデータをしたままの結合分析を実現

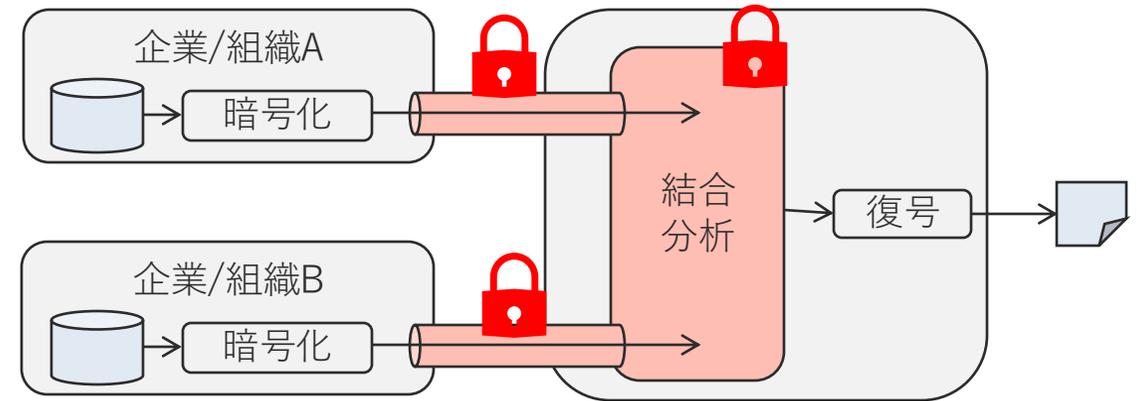
1. クラウドでの安全確保

クラウドでデータを秘匿しながら処理



2. 組織間データ連携での安全確保

組織間でデータを秘匿しながら結合分析





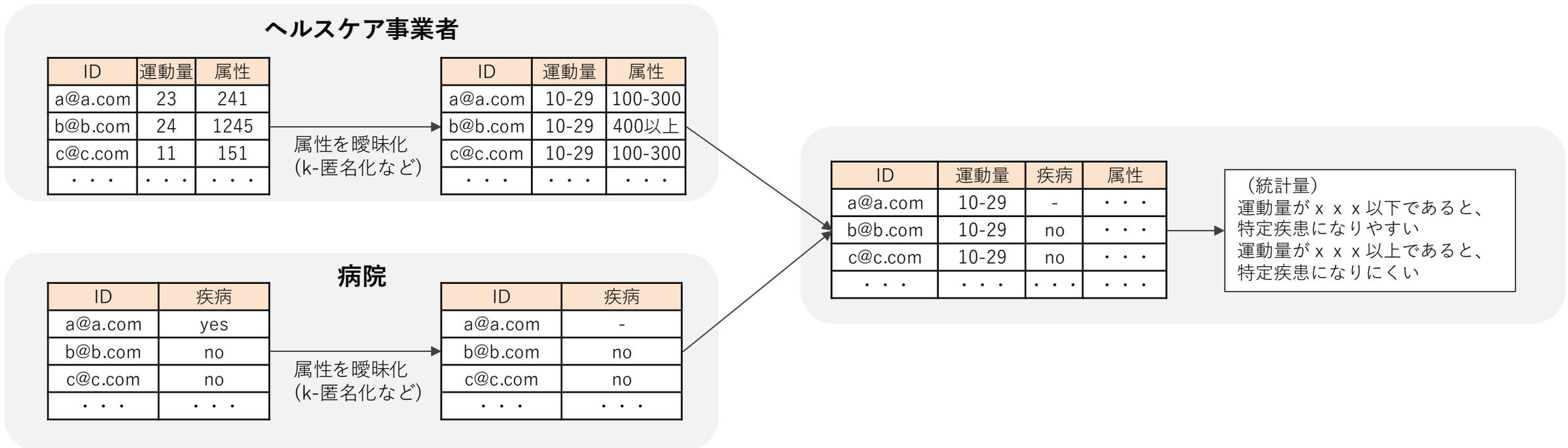
付録：個人データを突合・分析するユースケース例

(突合前に個人データを曖昧化することが望ましく無いユースケース例)

希少疾患の分析

- 医療情報とヘルスケア情報とを突合分析できると、医療・ヘルスケア分野に資する分析が可能
- しかし、希少疾患の患者数は少ないため、k-匿名化などで属性を曖昧化されると、分析精度が低下

図：希少疾患の分析（突合前にk-匿名化を行うと分析精度が低下）

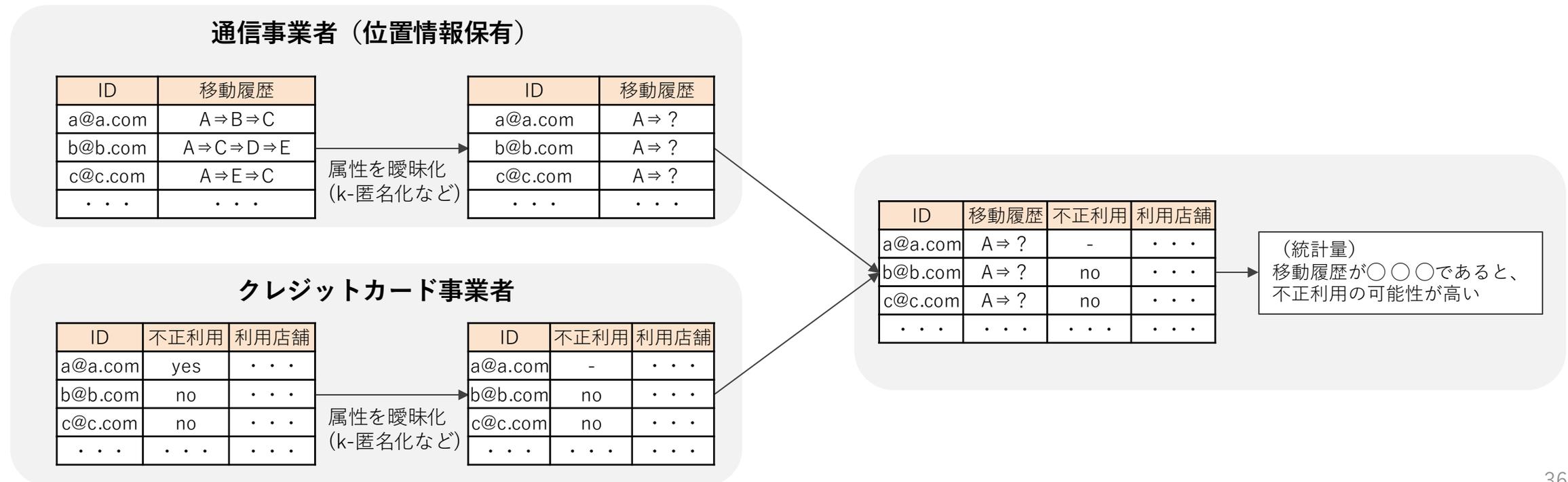


※ 次世代医療基盤法は医療情報に限定される（例：ヘルスケア事業者がもつ運動量情報や自治体を持つ要介護度の情報などは対象外）

クレジットカードの不正利用分析

- クレジットカードの不正利用検知は、位置情報などの他の情報と組み合わせることで、検知精度が向上
 - 従来は、短時間での利用における店舗距離が遠いと不正利用の可能性高いと判断するため、旅行等の移動中の利用を不正利用と誤判断
 - 利用者の位置情報を含めた不正利用の検知ができれば、本人の位置情報と利用店舗の矛盾からの判断が可能
- しかし、位置情報の移動履歴情報を匿名化（k-匿名化）すると履歴情報が消えてしまい、検知モデルの精度が低下

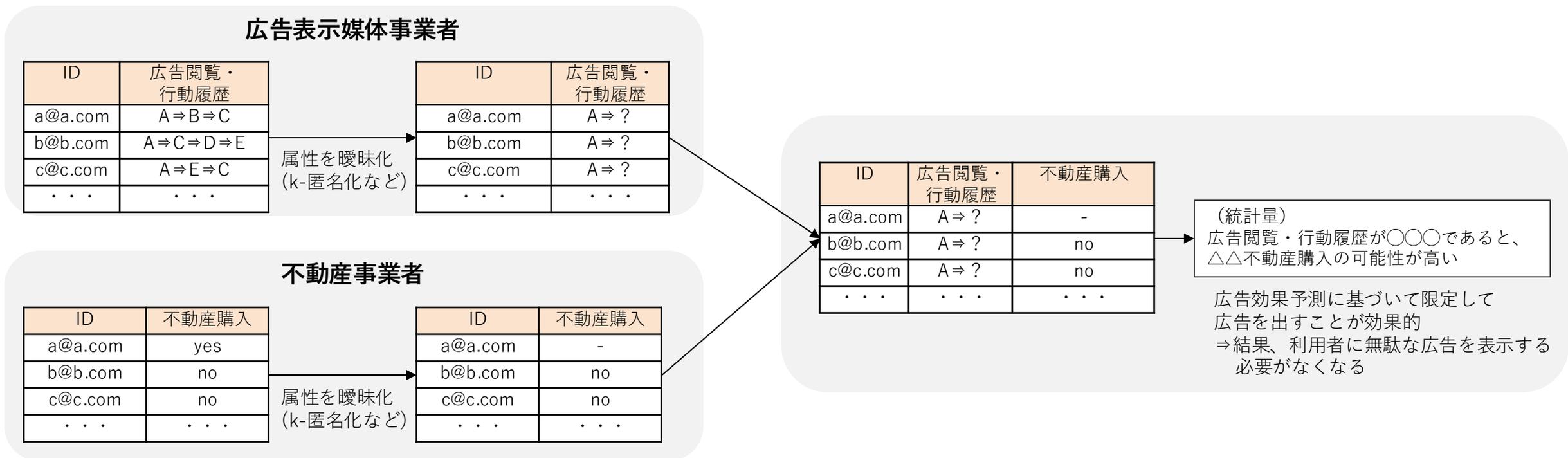
図：クレジットカードの不正利用分析（突合前にk-匿名化を行うと分析精度が低下）



マーケティングの分析

- 今後の広告分析では最終的な購買行動まで紐づけた分析が困難となり、購買行動に関連しない無駄な広告が増える恐れ
- もし、購買行動まで紐づけた広告効果が可能となれば、広告効果予測の精度が良くなり、無駄な広告を減らせる可能性
- しかし、広告閲覧履歴や行動履歴が曖昧に加工されると、分析精度が悪くなり適切な分析が困難となる

図：マーケティングの分析（突合前にk-匿名化を行うと分析精度が低下）



付録：他のPETsの概要

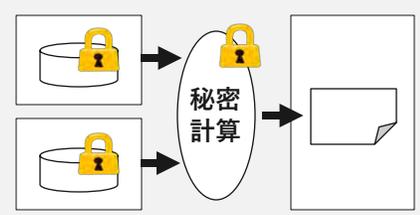
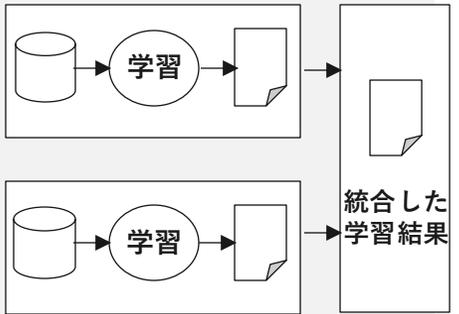


PETsについて

- PETsは様々存在し、技術によって保護する箇所も異なり、組み合わせた利用も効果的

データ活用のステップ概略



匿名化・仮名化	秘密計算	差分プライバシー	合成データ	連合学習																											
個人特定が困難なように加工	データを開示せずに暗号化したまま分析・学習が可能	複数の集計結果からの個人特定をノイズ付与で防ぐ	元の特徴を維持した擬似データを生成	データを収集せずに学習結果のみを中央で統合																											
<table border="1"> <tr><td>山田一郎</td><td>28 → 20代</td><td>男</td></tr> <tr><td>加藤花子</td><td>31 → 30代</td><td>女</td></tr> <tr><td>鈴木太郎</td><td>55 → 50代</td><td>男</td></tr> </table>	山田一郎	28 → 20代	男	加藤花子	31 → 30代	女	鈴木太郎	55 → 50代	男			 <table border="1"> <tr><td>28</td><td>男</td><td>174</td></tr> <tr><td>31</td><td>女</td><td>164</td></tr> <tr><td>55</td><td>男</td><td>172</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>27</td><td>男</td><td>176</td></tr> <tr><td>32</td><td>女</td><td>162</td></tr> <tr><td>54</td><td>男</td><td>171</td></tr> </table>	28	男	174	31	女	164	55	男	172	27	男	176	32	女	162	54	男	171	
山田一郎	28 → 20代	男																													
加藤花子	31 → 30代	女																													
鈴木太郎	55 → 50代	男																													
28	男	174																													
31	女	164																													
55	男	172																													
27	男	176																													
32	女	162																													
54	男	171																													



付録：GDPRやGDPRとの十分性認定の補完的ルール

■ GDPR

GDPR Chapter 2 Principles Article 5. (中略)

(b) collected for specified, explicit and legitimate purposes and not further processed in a manner that is incompatible with those purposes; **further processing for archiving purposes** in the public interest, scientific or historical research purposes or **statistical purposes shall, in accordance with Article 89(1), not be considered to be incompatible** with the initial purposes ('purpose limitation');

公共の利益における保管の目的、科学的研究若しくは歴史的研 究の目的又は**統計の目的のために行われる追加的取扱いは、第 89 条第 1 項に従い、当初の目的と適合しないものとはみなされない。**

Article 89 Safeguards and derogations relating to processing for archiving purposes in the public interest, scientific or historical research purposes or statistical purposes

第89条 公共の利益における保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱いと関連する保護措置及び特例

1. Processing for archiving purposes in the public interest, scientific or historical research purposes or statistical purposes, shall be subject to appropriate safeguards, in accordance with this Regulation, for the rights and freedoms of the data subject. Those safeguards shall ensure that technical and organisational measures are in place in particular in order to ensure respect for the principle of data minimisation. Those measures may include pseudonymisation provided that those purposes can be fulfilled in that manner. Where those purposes can be fulfilled by further processing which does not permit or no longer permits the identification of data subjects, those purposes shall be fulfilled in that manner.

1. 公共の利益における保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は**統計の目的のための取扱いは、本規則に従い、データ主体の権利及び自由のための適切な保護措置に服する。**それらの保護措置は、とりわけ、データの最小化の原則に対する尊重を確保するため、**技術的及び組織的な措置を設けることを確保する。**それらの措置は、それらの目的がそのような態様で充足されうる限り、仮名化を含むことができる。データ主体の識別を許容しない又は許容することのない別の目的による取扱いによってそれらの目的が充足されうる場合、それらの目的は、その態様によって充足される。

出典：GDPRのPPCによる仮日本語訳, <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>

■ 補完的ルール

個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール

(4) 仮名加工情報

(中略) この場合、**統計目的**とは、統計調査のため又はその他の統計結果を作成するためのあらゆる処理を意味し、それにより作成された統計結果は集計データであり、**特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならない。**

出典：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules_jp.pdf

個人情報保委員会ヒアリング

2024年12月3日



国立情報学研究所

佐藤一郎

- 以降では個人情報保護委員会による「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に沿って議論するが、それ以外の項目も含まれる
- なお、第289回個人情報保護委員会における有識者ヒアリングの意見と重複部分は省略または手短にまとめている

データの類型に関して

- 個人データに着目した規律に関して(参考3-(1))
 - 個人データの定義の元となる「個人情報データベース等」は現在の技術水準と合致していないのではないか
 - 検索やAI技術の進歩により、テキスト情報や画像情報など個人情報「体系的に構成」されていないデータであっても、個人情報の検索が可能であることは多い
 - 「個人情報データベース等」の定義において、データが「体系的に構成」されていることが検索可能とする要件と捉えているのであれば、「体系的に構成」ではなく、検索可能性などの「機能」に基づく定義に変えるべきではないか
 - プライバシーに関する情報かつ個人の権利利益の侵害に関わる情報の範囲は拡大しており、個人情報というデータ類型では網羅できるとは限らない。また、個人データだけでなく、単体の個人情報からでも個人の権利利益の侵害を起さうる
 - 引き続き個人情報保護法としては個人データに着目した規律を課すとしても、事業者に対してはデータ類型に拘らず、上乗せの自主的取組みを求めるべきである
 - 一方で個人情報または個人データというデータ類型では、保護して切れない個人の権利利益の侵害については、そのデータ類型の外延も含めて、民事への支援に資する規律を同法に含めるべきではないか

個人情報 の 適正 な 取扱い

- 同視点の参考3-(2)の議論のように個人情報の適正な取扱いにおいて、下記の方向性があることが指摘されている
 - ①本人の関与による適正な取扱いの確保
 - ②事業者内における適正な取扱いの確保

- ①は同意の形骸化・煩雑化の問題があるとしても、②は下記の問題がある
 - (1)何を持って「適正な取り扱い」とするのかが明確ではないこと
 - (2)事業者において「適正な取り扱い」を担保する方法も明らかではないこと
 - (3)事業者は保有する個人情報が正確であるとは限らないこと従って、現時点において、②の実現は困難といえる

- 従って、(1)～(3)が解決されない限り、①を前提にすべきではないか
 - 個人が事業者の取扱いを評価・選別できるのであれば、②は個人情報保護法の上乗セルールとして導入することには有用性がある。またこのとき②の適正な取扱いを確保する手段として、①に基づく本人関与を取り入れることも積極的に検討すべきである

- 補足：
 - AIを利用した個人情報の取扱いが広がることが予想されるが、AIは未知のパターン等の発見するために導入されることが多いこと、AIには不確実性があることから、事業者もAIの結果を正確に予測できるとは限らず、②の実現はよりいっそう難しくなるのではないか。
 - 細かい指摘になるが、②については「適正」なのか、「適切」なのかの議論も必要ではないか

現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点(1/6)

- 個人情報 を特定した利用目的などの通知・公表の妥当性(視点参考4-1①)
 - 通知・公表手段及び、その内容が不十分なために、個人情報の利用目的を本人がわからないケースも想定されることから、通知・公表の具体的な指針整備が必要
 - 通知・公表に加えて、同意の在り方も明確化が必要
 - IoTやセンシング技術の発展により、現実世界において個人本人が気がつかない個人情報の取得が増えており、個人情報の取得に関する規律が必要ではないか
- 技術の急激な社会実装における通知・公表の在り方(視点参考4-1②)
 - AIを利用した個人情報の取扱いが広がることが予想されるが、AIは未知のパターン等を発見を意図して導入することが多いこと、AIが確率的要素を含む場合、その結果には不確定性があることから、事業者もAIの結果を正確に予測できるとは限らない。それを補完するためにAIの利用において本人関与は重要となる
- こどもに関するデータに対する補完する仕組みの必要性(視点参考4-1③)
 - こどもに関するデータの利活用への期待はあるものの、こどもの評価など、本人の権利利益の侵害リスクが高く、また子供の成長とともに変わることを考えると、同意における保護者などの関与だけでなく、こどもに関するデータの利用範囲を厳格化するとともに、短い利用期間に限定すべきではないか

現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点(2/6)

- 急速に進展する技術による利用目的の変更の必要性(視点参考4-1④)
 - 技術の進歩はデータの高精度化をもたらし、利用目的やリスクも変化する。例えば全身の撮影であっても、カメラの高解像度により指先の画像から指紋も識別可能
 - 利用目的の特定とそれに対する同意をひとつの契約として捉えれば、実質の内容が変われば再契約するように、技術による場合も利用目的の変更手続きは必要ははず
 - 技術進歩の影響は、個人情報利用段階だけでなく、取得段階においても大きい。IoTなどにより、現実世界において、本人が知らない状況で個人情報が取得されることは増えている。従って個人情報の取得に関する規律が必要ではないか
- 本人の関与がない個人情報の取扱いの正当性を裏付ける基準に関して(視点参考4-1⑤)
 - 前述したように事業者内における適正な取扱いが担保できるとは言い難く、引き続き一定の本人の関与は必要である
 - 一方で個人本人関与の煩雑さや、個人は事業者内のデータの取扱いに詳しいとは限らない。それを補完する手段として、消費者法における消費者団体のように個人の立場にたった第三者組織に権利を与えて、本人関与の代行(団体訴訟を含む)を行えるようにすべきである

現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点(3/6)

- **プロフィールなどの高度なデータ分析を活かした本人への働きかけ(視点参考4-1⑥)**
 - プロフィールを含む高度なデータ利用は、本人の想定を超えて事業者に個人情報取得・利用されることがあること、本人に関する評価や働きかけが行われることが多く、個人の権利利益の侵害が生じやすいこと、分析結果に間違いが少なくないこと、その分析及び結果、その結果の利用に本人の認知や関与があるとは限らないことから、EU GDPRなどを参考にプロフィールなどの高度なデータ利用は典型的な利用目的規制を検討すべきである
 - 本人の関与は求めるべきだが、本人の同意がない場合の権利利益への影響（例えば内定辞退予測への拒否することは、内定辞退可能性が高いと判断され、内定が得られないなど）を最小化する仕組みが求められる。その意味でも同意の明確化は必要
 - 個人の権利利益の侵害が生じた場合、慰謝料を含め、民事的支援する規律も含めるべき
- **改善の意思はなく、本人の権利利益に十分な配慮のない事業者への対応(視点参考4-1⑦)**
 - 該当する事業者を念頭に課徴金制度を導入し、課徴金額はその事業者へのペナルティ効果があるものとすべきである。なお、課徴金対象が悪質、重大事案に限定されるのであれば、該当しない事業者の「萎縮」を懸念する必要は少ないはずである
- **プライバシー権等の見地から、より能動的に関与し得る仕組みの導入(視点参考4-1⑧)**
 - 本人の関与による適正な取扱いの確保のためには有用といえる。当該の仕組みは同法に対する事業者の上乗せかつ自主的な取り組みと位置づけ、市場メカニズムとして個人が事業者の取り組みを評価し、事業者を選択できる仕組みも整備すべきである

現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点(4/6)

- 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方(視点参考4-2)
 - 個人情報保護法は要配慮個人情報を除くと取得に対する規律がない。この結果、個人情報が取得され、それが統計的利用を含めて、一般的・汎用的な分析に利用されていても認知できないことがある
 - こうした個人データの利用による権利利益の侵害は小さいがゼロとはいえないことから、一般の個人データと同等の規律である必要性はないとしても、その利用を事前に通知すべきなどの仕組みは必要なのではないか
- 備考：技術によるデータ保護・秘匿手法としては、いわゆるPETsが直目されている。PETsは技術の総称にすぎず、それに含まれるとされる個々の技術についても、その技術の利用条件（例えば暗号の強さなど）や、対象データの特性や適応箇所などに秘匿性と実現コストが強く依存するために、個別ケースでないと事前に安全性を評価できない。従って、現時点でPETsを利用すれば個人情報保護法の取扱規律の一部を緩めることは適切とはいえない

現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点(5/6)

- **個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性**(視点参考4-3)
 - 第三者提供における同意では提供先の安全管理を含めて判断されることから、利用目的の継承すれば、同意なし第三者提供先が許容されるものではないことを強調したい
 - 利用目的の継承と個人情報保護委員会による監視が適切に行われることを前提にすれば、当該第三者への提供後も、提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られるような類型は作れるだろうが、作成する手間と制約を考えると実需要は低いのではないか
 - また、個人情報保護法は個人情報の取扱いに関する手続法といえることから、こうした仕組みは手続きを手続きで緩和することになり、制度の複雑化が強く懸念される
- **個人データの取扱い態様の多様化の下における、データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方** (視点参考4-4)
 - 事業者が第三者による高度なデータ処理サービスやAIなどを利用するにしても、個人に対し責任を負うのはその事業者であるべき
 - ただし、委託先の個人情報漏洩や目的外利用などにおいて、委託元の事業者が対処できない場合、個人本人に対する救済措置等を優先する観点で、委託先が委託元の代理として救済措置等を行うことを許容することはひとつの方法といえる
- **守られるべき個人の権利利益の外延としての端末情報** (視点参考4-5①)
 - 端末識別番号やCookie情報等は個人情報として扱うべきであり、他の個人情報と比べて本人到達可能性により、個人の権利利益の侵害リスクが大きいのであれば、その取扱いの制約は必要となる。ただし、電気通信事業法との棲み分けも考慮すべき

現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点(6/6)

- **守られるべき個人の権利利益の外延の優先順位**（視点参考4-5②）
 - 個人に関する情報を個人の権利利益の外延に関してはその侵害リスクに応じて、適用する規律の程度を変えることはひとつの方法といえる。
 - ただし、そのリスク予測の難しさを考えると、個人情報の外延を含めて、個人の権利利益の侵害においては民事的支援に資する規律も個人情報保護法に含めるべきではないか
- **要配慮個人情報を相対的に保護を強めている規律の妥当性**（視点参考4-6①）
 - 要配慮個人情報はGDPRのSensitive Dataとの整合性が前提となっており、要配慮個人情報の変更は避けるべきである
 - 一方、取得による要配慮個人情報と、推知によって得られた要配慮個人情報に相当する情報も権利侵害の観点では違いがあるとは限らず、区別すべきではない
- **長期にわたり本人の追跡の手掛かりとなる情報の取り扱い**（視点参考4-6②）
 - 生体情報のように取得が容易であり、その利用では差別的評価を助長することがあるのにも関わらず、個人本人の意思では変えられない情報は長期にわたって、本人の追跡に使われることがある
 - 生体情報を含めて、長期にわたり本人の追跡の手掛かりとなる情報は一般の個人情報と比較して、その取扱いは厳しい規律とするべきである

短期的な視点（3年ごと見直しに向けて）

■ 課徴金は導入すべき

- 課徴金対象が悪質、重大事案に限定されるのであれば、該当しない事業者が「萎縮」を懸念する必要は少ないのではないか
- 課徴金額の算定は、事業者の収益モデルを考慮するとともに、ペナルティ効果があるものとすべきである

■ 団体訴訟制度は導入すべき

- 少額大量被害の場合、現状、訴訟は被害者に不利益であり、泣き寝入りは少なく、その状況の緩和策として個人情報保護を指向した団体による団体訴訟は有用なはず
- 近年、消費者法は消費者及び消費者団体に一定の役割を期待する方向となっているが、参考になる部分は多いと想像する
- 認定個人情報保護事業者は業界団体が兼ねることも多く、個人情報の保護として限界があるため、認定個人情報保護事業者の在り方の議論は必要ではないか

■ 未成年者の保護は導入すべき

- 海外制度との整合性に加えて、ネット利用の拡大により、未成年者が個人情報に関わるトラブルに巻き込まれるリスクが高まっており、未成年者に対する保護の強化は不可欠なはず
- 未成年者の年齢や保護内容は民法などの他の法制度との整合性を考慮すべき

■ 生体情報の保護強化は導入すべき

- 生体認証の普及により、生体情報の取得・利用機会が増えている。また、今後、センサー及びカメラの性能向上により、本人が気がつかずに生体情報の取得利用が増えると予想される

中期的な視点

- 海外の法制度との親和性
 - 個人情報保護法は事業者が守るべき最低限のルールとして、引き続き有用であり、GDPRなどの海外法制度との親和性が求められる
- 仮名加工情報に関わる問題
 - 仮名加工情報も漏洩報告対象にするとともに、共同利用においては仮名加工情報は制限されるべき
- 規律の整備
 - 3年ごと見直しで検討課題となったプロファイリングに関する規律に加えて、取得に対する規律や同意の明確化などは必要ではないか
- 他法との連携
 - 海外事業者を含めて、個人情報保護法を順守させるには、競争法や消費者法などの他法による行政指導や罰則などとの組み合わせも検討すべき
- 技術進歩への対処
 - 取得技術、AIを含む分析技術などの進歩、個人データの巨大化・詳細化が進んでおり、技術に応じた保護の対象や仕方を柔軟に変更すべきである
- 事業者の自主的取組みの支援
 - 個人情報保護法に対して上乘せとして自主的規律に取り組む事業者については、その事業者の市場的価値を高める仕組みを確立すべき

長期的な視点(1/2)

■ 現状の課題

- 個人情報保護法による個人情報の取扱いに関する規律及び、その立法と執行は個人情報保護委員会という独立性がある組織が所管していることが、事業者における個人情報に関わる個人の権利利益の侵害の抑止につながり、その結果、個人から事業者への個人情報の提供を行うなど、同法における個人情報を保護のための規律は個人情報の活用に大きな貢献をしてきた
- 一方で社会・産業構造の変化、技術の進化に伴い、例えばプライバシーに関する情報で、個人の権利利益の侵害に関わる情報の範囲は広がっており、個人情報というデータ類型では保護すべき情報をすべからく網羅できる状況ではない
- 利用に関しても、人に関わるデータの分析などの利用も高度化し、その利用による影響も大きくなっており、データ類型と取扱い手続きに対する規律により、個人の権利利益の侵害を抑止しきれぬかはわからない
- その一方で個人情報保護法の枠組みを大きく変えることは困難といえ、現行の枠組みの中で現実の問題に対する対処を検討することになっている

長期的な視点(2/2)

■ 長期的視点

- 前述の個人情報保護法がデータ利活用への貢献を考えると、個人情報の保護を安直に緩和することは、個人は事業者の対する不信感を高め、利活用を衰退させる可能性が高い
- 一方で個人情報保護法でカバーできる範囲には限界があり、引き続き同法を事業者が守るべき基本ルールとして位置づけるとともに、事業者による自主的かつ上乘せの取組みをエンフォースする仕組みにより補完を検討すべきではないか
- 事業者の取組みについては、個人が事業者の取組みを評価して、事業者を選ぶという市場的な仕組みを積極的に検討すべきではないか
- 個人が事業者を評価・選別する観点を含めて、個人情報保護委員会は個人の個人の意識改革や啓発を行うべき。その意味でも本人の関与による適正な取扱いの確保は堅持すべき
- 消費者法が行政法でありながら、製造物責任などの民事のルールを整備し、消費者団体に一定の権利を与えたように、個人情報保護法も行政法としての規律は維持しながら、個人の権利利益の侵害に対する民事に関わる支援及び体制整備を含めるべきではないか
- 技術進歩が進んでおり、その技術を活かした個人情報の活用と、技術よる弊害の低減も合わせて進めるべきではないか
- 同法は個人情報に限らず、その外延となる個人に関する情報（個人関連情報を含む）に対する規律の導入・整備も検討すべきであり、加えて海外法制度との整合性を考慮すると、人に関する情報は他法に任せずに個人情報保護法で規律することが望ましい

個人情報保護法「三年ごとの検討」事項についての意見(2024年版)

慶應義塾大学 総合政策学部 教授 新保 史生

第1 個人情報保護委員会の体制強化

近年、AIをはじめとする新興技術の進展に伴い、個人情報の利用と保護を巡る環境は大きく変化している。この変化に対応し、個人情報保護制度を適切かつ効果的に運用するためには、個人情報保護法委員会（以下、「委員会」という。）の体制強化が不可欠であることから、そのための視点を幾つか提示する。

1 執行体制における課題

個人情報保護法の執行にあたっては、主として以下の三つの側面からの対応が求められる。

- ① 受動的対応：問い合わせや窓口への相談、公益通報等に基づく問題の把握
- ② 第三者通報：当事者以外からの通報による違反行為の発見
- ③ 能動的監視：委員会による自主的な監視活動

これらの対応において、即応性、適切性、網羅性及び公平性及び公正性の観点から、さらなる改善が必要である。課徴金制度の導入を検討するにあたってはこれらの観点からの対応が重要であり、より効果的な監視・監督・執行体制の構築が求められる。

2 専門性の強化

上記の監視・監督・執行及びAIをはじめとする新興技術への対応のための一層の専門性の強化が必要である。内部における専門家の育成により、個人情報・プライバシー保護及び情報セキュリティに関する専門知識やAI技術をはじめとする新たな技術に関する専門的知見の確保が求められる。また、当該専門家の育成により、最新の技術開発状況の継続的な把握から新技術がもたらすプライバシーリスクの適切な評価などへの対応も可能になる。

3 外部連携の強化

個人情報保護法の社会的受容性確保のために、ステークホルダーとのコミュニケーション体制の整備が必要である。法改正における議論の過程において、産業界その他のステークホルダーとの間で見解の相違が生じることにより、本来求められている法改正の議論ができない状況に陥ることは結果的に誰の利益にもならない。特に、企業の競争力やイノベーション促進の観点と、個人の権利利益保護のために必要な制度の見直しを実施する際の検討において、適切な連携が図られバランスがとれた議論がなされないと、本来必要な議論の進展を妨げる一因となる。

この点につき、諸外国においては、いわゆる「プライバシー保護団体(Privacy Advocate)」との協力や日頃から議論を行うことで、

三年ごと見直しのあり方そのものも含めて、法改正における議論の仕方を検討すべきであろう。なお、日本国内にPrivacy Advocateに該当する団体が存在しないことはこれまでも指摘されてきたところであり、このような団体の醸成・支援も検討すべきである。

4 法執行の実効性向上

課徴金制度の導入をめぐる検討は、2019年の三年ごと見直しの際から議論が継続されている検討事項である。この議論は今回の三年ごと見直しで突如として提起されたもので

はなく、国際的な執行体制の強化の流れに沿った対応としても重要な検討事項でもあることを強調すべきである。

また、2019年時点では有識者からも反対意見が多かったのは事実であるが、その後の個人情報の違法・不正な利用の状況をはじめ、著しく個人の権利利益を侵害する事例や図利加害目的にあたる事件も発生していること、ならびに、国外では制裁金が課されている事例であって日本国内でも同様の違法な個人情報の取扱いがなされている場合に、日本だけが課徴金の対象にはならない制裁金ヘイブンのような状況が続くことは、日本の個人情報保護法の法執行の実効性の観点からも望ましいとは言えない。

この点も含め、諸外国のデータ保護機関（DPA）との比較において、①執行権限の強化、②国際協力体制の整備、③越境データ移転への対応能力の向上が必要である。

委員会の体制強化と法執行の実効性向上は、デジタル社会から AI 時代へと変革期における個人の権利利益の保護と適正な個人情報の利活用の両立のために不可欠である。

第2 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点（案）

「現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例」への意見

（意見がある部分のみ掲載）

<p>1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性</p> <p>① 個人情報取扱事業者が自ら利用目的を特定し、その範囲内で個人データを利用することを義務付け、通知・公表によりそれを本人が認識し、必要な関与・監視を行うとともに、本人との関わりの中で、事業者のデータの取扱い態様が必要に応じ是正され改善されるという、当事者間での自律的なガバナンスを重視する現行制度の考え方は、引き続き妥当か。利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリングを通じて規律されることについてどう考えるべきか。</p> <p>② 法が期待する本人による関与・監視を行う前提として、利用目的や事業者におけるデータ処理の態様などについて認識・理解できることが必要であるが、デジタル化の進展や AI 等の新たな技術の急激な社会実装を背景に、本人が十分に理解できるような利用目的の特定、データ処理に関する説明の在り方について、どう考えるか（本人の合理的な関与を妨げ得るダークパターンをめぐる論点を含む）。</p>

【2019年版 新保意見書の以下の部分を再掲】

1-2 個人情報保護委員会の権限の拡充

- ・ 法執行、制裁措置の実効性向上
- ・ 個人情報保護方針の法定（現状は、法第7条第1項の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」において、事業者が行う措置の対外的明確化として、「事業者が個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表すること」が示されているのみ。）

個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を公にする方法として、個人情報保護方針やプライバシーポリシー等の掲載が行われている。しかし、それらの公表はあくまで「自主的」な取り組みであって、個人情報取扱事業者の義務としての公表ではない。

「個人情報の保護に関する基本方針」第7条第1項において、「6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項」について「個人情報

取扱事業者等が取り扱う個人情報等に関する事項」として、「個人情報取扱事業者等は、法の規定に従うほか、上記2（2）①の民間部門ガイドライン及び認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則し、例えば、プライバシーを含む個人の権利利益を一層保護する観点から、個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を対外的に明確化するなど、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用について自主的に取り組むことが期待されているところであり」との定めによる自主的な取り組みにとどまっている。

よって以下の二点についての検討が求められる。

① 個人情報取扱事業者の義務としての個人情報保護方針の公表

② 法定公表事項の明確化と整理

①の趣旨は上記の通りであり、②の趣旨は、現状では法定公表事項を個人情報取扱事業者が個人情報保護方針として自主的に公表する際に、個人情報保護法の条文において「公表」と記載されている条文の一つずつ確認し、それらをまとめて個人情報保護方針等に記載している。そのため、「利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリングを通じて規律されることについて」十分にその目的を達成できていないだけでなく、本来公表が義務づけられている事項が公表されていないなど、モニタリングの対象となる法定公表事項の公表そのものが適正に行われていない側面がある。

さらに、個人情報保護方針等に記載されている事項と実際の個人情報の取扱いが異なる場合であっても法令違反とはならないため、いわゆる「コピー個人情報保護方針」が無数に公表されており、事業者の個人情報の取扱いの実態を反映していないものも多い。

本意見の趣旨は、プライバシーポリシー等における表示事項と異なる個人情報の取扱いが行われている場合には、「不公正又は欺瞞的取引」に該当するものとして法執行を行う対象としている米国の連邦取引委員会法第5条が定める手続同様の法執行を念頭に置いたものであるため、個人情報保護委員会の権限の強化とともに考えるべき論点である。

デジタル化の進展やAI等の新たな技術の急激な社会実装に伴い、不知・不識のうちに取得し利用される個人情報の種類や量が増えていることから、法定公表事項として明示、通知又は公表すべき事項を整理し、事業者と本人双方にとってAI時代における個人情報保護の取扱状況を個人情報保護方針等を通じて認識しやすい環境を整える必要がある。

なお、利用目的について個人情報の取扱いの実状に即していない場合や抽象的・形式的に公表している場合に、どこまで実際の利用目的と整合性があるのか確認することが困難な側面もあるため、表示義務違反に対する法執行については慎重な検討を要する。

④ 事業者が利用目的を特定した後、急速に進展する技術を新たに利用しようとした際に、「関連性を有する合理的に認められた範囲」における利用目的の変更として許容される範囲の精査が必要か。

利用目的の変更として許容される範囲については、これまでも以下のような観点からの問題がある。

① 利用目的への記載忘れに対応するための利用目的変更

② 関連性を有する合理的に認められた範囲として許容される利用目的の変更の範囲

③ 新たな技術の登場に伴う利用目的の変更

①利用目的への記載忘れに対応するための利用目的変更については、個人情報保護法が

制定された当初、「電話、ファックス、郵便において連絡します」と定めていた利用目的に、「電子メール」が記載されていないことが利用目的の特定違反に当たるかという議論がなされていた。いわゆる過剰反応の一つとして現在はそのような追記が利用目的違反にあたるとの議論は不要であろう。

②関連性を有する合理的に認められた範囲として許容される利用目的の変更の範囲については、過去の経済産業分野の個人情報保護ガイドラインにおいては、「3.2.2 利用目的の変更」として許容される事例として、「例えば、蕎麦店が出前の注文を受ける際に、年越し蕎麦の注文を受けることは、当初の利用目的である『出前の注文の受付』に関連性を有する合理的に認められる範囲と考えられます。」と記述されていた。

また、2015年の法改正の際の国会審議における答弁では、「電力会社が、顧客に省エネを促す目的で、家庭内の機器ごとの電気使用状況を収集して、その使用量等を分析して顧客に提示をしていた場合、あるいは、同じ情報を用いて家電制御技術の研究開発とか、その顧客の安否確認のサービスを行うということができるようというふうなことが考えられる」との回答がなされていた。

いずれの例も、合理的に認められた範囲として許容される利用目的の変更の範囲としては説明が解りづらかったが、そもそも利用目的の変更として本人同意を得ずに変更が可能な範囲について、合理的な説明が必要ではないか。

なお、当該手続については利用目的変更をオプトアウトで認めるという案も過去の法改正においては議論がなされたが、今後もその議論はすべきではない。

また、合理性の判断が難しいがゆえに、明確な基準を示すことが逆に利用目的の抽象化につながるおそれがある点にも留意が必要である。

③新たな技術の登場に伴い追記された技術や手段等については、①の利用目的に記載していなかった事項を新たに追記することとも関係する。新たな技術が開発されるに伴い、例えば、監視カメラや各種センサーを設置し個人情報を取得するための利用目的を公表していた場合に、新たにロボットを介した個人情報の取得についてロボットが明記されていないことをもって利用目的違反とするかについては、当該ロボットによる個人情報の取扱いに応じて適宜判断されるべきものである。

新たな技術の出現に伴って、その技術を全て網羅的に示すことが利用目的の特定義務の趣旨ではなく、その情報がどのような目的で利用されるのかが利用目的の特定における本来の趣旨である。ゆえに、新たな技術の出現によって、利用目的の本質そのものが異なる場合には、合理的に認められた範囲の精査ではなく、目的外利用としての本人同意の対象とすべきである。

⑤ 個人データの利用目的や利用態様などからその取扱いの正当性を裏付ける基準を導入する等の実体的ルールを設けることにより、本人の関与による規律に依存せず、事業者自身による判断と事後の結果責任（本人の事後救済措置の強化等）により、適正な取扱いを担保するアプローチについて、どのように考えるか。

個人情報の取扱いにおいて、「公益性」や「正当性」についてこれまで議論の経緯が存在しないことと、GDPR（一般データ保護規則）が定める「正当な利益（Legitimate Interests）」に基づく個人データの処理を念頭に置いた議論は、日本の個人情報保護法とEUの制度の根本的な相違を認識していないため注意が必要である。GDPRが定める手続は

正当な利益に該当する場合に義務を解除することが本旨ではなく、データ主体の同意等を前提としつつデータ管理者の正当な利益とデータ主体の利益を比較衡量した上で、合理的に想定できる範囲内で必要最小限の個人データを必要な目的で利用するための手続である。

⑥ 高度なデータ分析を通じ、本人の権利利益に影響を与える活動が多様化・拡大する中で、プロファイリングなどデータ処理結果を使用して本人に働きかける事業活動であって、本人の権利利益に相当な影響を与え得るものについて、類型的な利用目的規制や本人の関与の強化を通じて、本人の権利利益の保護の実効性を高めることが必要か。

プロファイリングはこれまで幾度となく議論されてきた課題であり、山本龍彦教授の意見書等に基づいて法改正の議論を具体化すべきである。

AI 特有のリスクへの対応としても、① AI による自動的な意思決定や個人情報の自動処理に伴い個人の権利利益に重大な影響を及ぼす場合、②個人データ処理の委託先やデータ処理事業者が使用するアルゴリズムの透明性確保措置とも関連した検討が必要である。

ただし、AI によるデータ処理においては透明性の確保が困難な場合が多く、説明可能な AI の実装に必要な事項についての検討が必要である。

⑦ 本人による関与・監視により事業者におけるデータの取扱いが改善されるためには、当該事業者が自律的に取扱いの適正化を図ろうとする意思があることが前提として必須であるが、もとより、改善の意思はなく、本人の権利利益に十分な配慮のない事業者については、本人の関与による規律には期待できず、異なる措置により、不適正な取扱いを抑止・停止することが必要か。

本人関与への対応ができていない場合として、個人情報保護法について十分な認識がないがゆえに、ある意味で本人関与対応リテラシーが十分ではないことに起因する問題と、法令違反行為を隠蔽するために意図的に開示等の請求に応じない場合では事情が異なる。

後者の事業者側による違法行為の発覚をおそれるがゆえの対応拒否については、個人情報保護委員会による執行体制強化により、①相談窓口等への相談に基づく対応、②当該事業者内部や第三者からの通報、③委員会によるモニタリング結果による対応、によって不適正・違法な本人関与によって個人の権利利益が侵害されている問題への対処が求められる。

3 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性

個人情報取扱事業者を本人の関与・監視することを通じた利用の適正性担保の仕組みを前提とすることから、本人の関与が著しく困難になる第三者提供を原則として禁止している。一方、その提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合や、本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合、さらには、利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合など、第三者提供を禁止する必要のない類型はあるか。

個人情報保護法が定める個人データの第三者提供の制限は、オプトアウトをはじめとして適用除外が明記されており第三者提供の原則禁止を回避できる手続きが定められてい

る。本人がデータ提供に伴う影響を合理的に予見可能であり、特段の不利益や懸念を感じない場合、本人の同意が不要な適用除外の追加を検討してもよいのではないかと。

個人データの第三者提供を原則禁止とし本人同意要件を課している一方で、例えば学校行事において旅行代理店に企画を依頼する場合、学生・生徒の個人データの提供について本人同意が必要であるが、本人にとってはそのような場合に個人データが提供されることは当然想定されることである。第三者提供の同意要件以外にも、例えば、SNS 等においては本人が自らの要配慮個人情報も含めて公開しているにもかかわらず、当該情報を取得する場合には本人同意が必要である点も同様の問題である。

<p>4 個人データの取扱い態様の多様化の下における、データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方</p> <p>① データ処理技術の進展により、クラウド技術を利用した高度なデータ処理サービスや AI の実用化などにより、本人から個人データを取得し本人に対し取扱いの責任を負う立場の個人情報取扱事業者が、その個人データに係るデータベースの構築やその処理のプロセスについて、実質的には第三者に依存するケースが拡大。</p> <p>② 現在は、本人に対し責任を負う個人情報取扱事業者が、従業員や委託先の監督を通じて、安全確保等の義務を果たすこととなっているが、データ処理の担い手や、安全管理等の措置を講ずる権能の帰属実態を踏まえこの規律の整理は妥当か。</p>

個人情報保護法第 25 条は、個人情報取扱事業者が個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合の委託先の監督義務を定めている。一方、同法第 66 条は、行政機関等については保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることを定めているにとどまり、委託先の監督義務は定められていない。

令和三年改正個人情報保護法により官民一元化が図られているため、行政機関等と個人情報取扱事業者では異なる義務となっている点についての見直しが必要である。

その上で、データ処理技術の進展により、クラウド技術を利用した高度なデータ処理サービスや AI の実用化などに伴う委託先の監督責任のあり方や安全管理等の措置を講ずる権能の帰属実態を踏まえた規律の整理を検討することが考えられる。

日本の個人情報保護法は、EU の GDPR（一般データ保護規則）とは異なり、管理者（Controller）と処理者（Processor）で義務を分けていないため、クラウドサービス提供者や AI ベンダーなど、実質的にデータ処理を行う第三者（処理者）に対する直接的な規律が EU の GDPR とは異なるのは当然のことである。

第 105 回 個人情報保護委員会(令和元年 5 月 17 日(金))に提出した意見書を再掲

個人情報保護法附則第12条に基づく「三年ごとの検討」事項についての意見

慶應義塾大学 総合政策学部 教授 新保 史生

【総論的事項】

1 個人情報保護制度のあり方

- ・ 官民双方におけるシームレスな個人情報の適正な取扱いと保護
- ・ 不公正・不公平感がない個人情報保護法執行
- ・ 個人の権利利益保護意識の高まりに対応する柔軟かつ的確な見直し
- ・ 日常的なデータの越境流通を前提とした国際的な個人情報保護への取り組みの促進

2 法改正の見直しのあり方

- ・ 施行後三年後ではなく「三年ごとの検討」としての見直しのあり方
- ・ AIの普及を前提とした個人情報の取扱環境の変化を見据えた制度変革

【各論的事項】

1 個人情報保護委員会の権限及び所掌事務について

1-1 個人情報保護委員会の執行権限の範囲を民間部門及び公的部門の双方とすること

- ・ OECDプライバシーガイドラインその他の国際的な個人情報保護制度一般において、第三者機関の執行権限は官民双方を対象としている
- ・ 民間部門との不均衡が生じないように公平な執行体制を整備することが必要
- ・ 個人情報保護委員会は、番号法に基づく特定個人情報の取扱いに係る事務を掌るため、その執行権限は、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び個人情報取扱事業者その他の事業者を既に対象としている
- ・ 官民データ活用推進のため、匿名加工情報・非識別加工情報をはじめとする定義の統一化等も必要

1-2 個人情報保護委員会の権限の拡充

- ・ 法執行、制裁措置の実効性向上
- ・ 個人情報保護方針の法定（現状は、法第7条第1項の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」において、事業者が行う措置の対外的明確化として、「事業者が個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表すること」が示されているのみ。）

1-3 個人情報保護法を根拠とする認証制度の創設

- ・ 個人情報保護委員会に認証部門を設置した公的制度としての運用
- ・ OECD プライバシーガイドラインが定めるプライバシー・マネジメント・プログラム、教育、評価指標、プライバシー保護技術を向上するための措置への対応
- ・ GDPRに基づくシールプログラム（認証制度）との相互認証
- ・ プライバシー／データ保護影響評価の実施

2 国際的な対応について

2-1 法の域外適用

- ・ 前述の個人情報保護委員会の権限行使の拡充による法執行及び制裁措置の実効性向上を踏まえ、外国事業者による個人情報保護法違反への域外適用の実効性確保

2-2 越境データの保護と利用・国際標準

- ・ 越境データの保護と利用促進のための新たな制度的枠組みの提案と構築
 - ・ A P E CのC P E A（越境執行協力取決め）に該当する「O E C Dプライバシー保護法執行における越境協力に関する理事会勧告」（2007）に加え、A P E CのC B P R（越境プライバシールール）に該当する新たな「O E C Dガイドライン」の提案を行うことにより、越境データ流通の促進と越境執行協力体制・認証システムの構築を目指すべき
 - ・ 国際的な相互認証制度の構築（自主的な取り組みの国際的な展開：前述の個人情報保護法を根拠とする認証制度を活用）
- ・ IIS Q 15001の国際展開に向けた方策を検討すること（国際標準としての提案（ISO化））

3 個人情報取扱事業者の義務の見直し

3-1 個人の権利（請求権）のあり方

- ・ 手続違反による場合に限定しない請求権行使規定の整備
- ・ 開示等の対象となる保有個人データの期間（6ヶ月要件）撤廃
- ・ 個人データ・ポータビリティ確保のための実効ある方策の検討

3-2 漏えい報告の義務化の方向性

- ・ 報告義務対象となる漏えい事象の明確化
- ・ 本人に不利益が及ぶ場合の本人への通知義務の範囲
- ・ 漏えい報告懈怠に対する罰則の適用

令和元年5月に提出した意見についての令和2年及び3年改正による対応状況

1 個人情報保護委員会の権限及び所掌事務について

1-1 個人情報保護委員会の執行権限の範囲を民間部門及び公的部門の双方とすること
→ 令和3年改正により対応済

1-2 個人情報保護委員会の権限の拡充

→ 引き続き検討が必要な事項

1-3 個人情報保護法を根拠とする認証制度の創設

→ 「GDPRに基づくシールプログラム（認証制度）との相互認証」の実現に向けた取り組みを進めるべき

2 国際的な対応について

2-1 法の域外適用

→ 平成 27 年改正で設けられた域外適用に関する規定は令和 2 年改正でも対応済

2-2 越境データの保護と利用・国際標準

- ・ 越境データ流通の促進と越境執行協力体制・認証システムの構築を目指すべき
- ・ 国際的な相互認証制度の構築
- ・ JIS Q 15001 の国際展開に向けた方策を検討すること（国際標準としての提案（ISO 化））

→ 引き続き検討が必要

3 個人情報取扱事業者の義務の見直し

3-1 個人の権利（請求権）のあり方

- ・ 開示等の対象となる保有個人データの期間（6 ヶ月要件）撤廃
- ・ 手続違反による場合に限定しない請求権行使規定の整備

→ 令和 2 年改正により対応済

3-2 漏えい報告の義務化の方向性

- ・ 報告義務対象となる漏えい事象の明確化
- ・ 本人に不利益が及ぶ場合の本人への通知義務の範囲
- ・ 漏えい報告懈怠に対する罰則の適用

→ 令和 2 年改正により対応済

検討の拡充に向けた視点への コメント

本資料は下記に対してコメントしたものです。
「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」の（参考4）視点の例

各ページのタイトルの数字と小番号（①②③...）は参考4の項番に対応します。

2024年12月3日

NTT社会情報研究所

高橋克巳

1 本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性 ①

①自律的ガバナンスの考え方

「利用目的内での利用義務、通知・公表、本人関与で事業者が是正」
+ 「社会によるモニタリング」でガバナンス(検討拡充視点より)

- 上記の全体構図に疑問を持たない
- 実際上、本人関与(前項)を行使できる人は少なく、社会モニタリング頼りになる
- 本人関与が困難な理由
 - 利用目的の理解ができない
 - 理解できてもオプトアウトの仕組みがない*
- * オプトアウトの仕組みがない
 - 方法が用意されていない
 - 用意されていても見つけられない／使い方が難しい
 - オプトアウトすると不利になると思い込まされる
 - オプトアウトすると不利になる（サービスが実質上受けられない）

1 本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性 ②④

②利用目的やデータ処理の態様の説明の在り方

- 個人情報法は抽象的・一般的ではなく、具体的な利用目的の特定を求めているが、そのことの弊害がありうる
- 弊害の可能性例
 - 詳細な説明が熟練者や専門家でないとうからない
 - 詳細な説明が多数列挙される場合、把握できない(見落とし)
- 「本人にとって一般的かつ合理的に想定できる」ことの徹底を提案
 - 抽象化した説明を推奨し、その徹底にモニタリング等ガバナンスを効かせてはどうか
 - 社会モニタリングにおいても高い抽象度で見ることの実現可能性がある
 - 個別の詳細事象のチェックは実質上困難
 - 抽象化した利用目的説明の例→次ページ(参考1)
- ④利用目的の「関連性を有する合理的な範囲」も同様に(抽象化レベルで)

(参考1) 利用目的の抽象化

- 理解しやすい利用目的の説明方法案

	必要	追加的	第三者 への提供
個人単位	A	C	E
全体・集団 (統計的)	B	D	F

- A) サービスの提供に必要で個人単位に使うもの
- B) サービスの提供に必要でお客様全体で使うもの
- C) 新しいサービスの提案等個人単位に使うもの
- D) サービスの企画開発や調査に使うもの
- E) 第三者に提供して、提供先で個人単位で使うもの
- F) 第三者に提供して、提供先で統計的に使うもの

- 補足

- 具体的な説明も併用する(抽象化カテゴリの下にぶら下げる等)
- 本マトリックスで拾えていない性質もある
 - 自動的な評価・判断をするかどうか(プロファイリング関連)

1 本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性 ③

③こどもの保護

- こどもの保護は必要
- こどもの個人情報取扱いの悪影響の全貌は、まだわかっていないと考えられる
 - 親も判断できないものがあるのでは？
- したがって、一旦抑制的にした上で、有効な補完的な仕組みを見出し、それに応じて利用を進めるのが良いのでは
 - 補完的な仕組みの検討・後押しは規制側の協力も必要
 - 補完的な仕組みとは、こどもの判断等を代替できる技術やガバナンスの仕組みを想定しています

1 本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性 ⑤

⑤本人関与に依存せず、事業者判断と結果責任のアプローチ

- 本人関与のアプローチには一定の限界があると考えられる
 - 高い抽象度による説明アプローチを提案したところ
- これにも限界がある場合には、結果責任を問わざるを得なくなると考えられる

1 本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性 ⑥

⑥本人の権利利益に相当な影響を与えるプロファイリング等

- 論点とプロファイリングの概念を確認したい
- 「個人のデータを用いた自動的な処理で、本人の権利利益に相当な影響を与えるもの」*が、本論点と考えて話を進める
 - 自動的な処理による弊害は現在過小評価されている状況
 - 看過できない理由
 - 不正確な情報による処理
 - 本人の知らぬところでの、本人への評価・判断
 - 不公平な処理、機会損失
 - (プライバシー、自己情報コントロール、…)
 - 少なくとも論点の処理*が行われる場合は、はっきりと本人に理解させる必要がある
- プロファイリングの整理→次ページ(参考2)

(参考2) プロファイリングの整理

- プロファイリングとは (wikipedia)
 - In information science, profiling refers to the process of construction and application of user profiles generated by computerized data analysis.
 - (訳) 情報科学におけるプロファイリングとは、**コンピュータによるデータ分析によって生成されたユーザープロファイルを構築し、適用する**プロセスを指す
 - GDPRにおける**個人データの自動的な取扱い**とも整合
- 2つのプロセス
 1. ユーザプロファイルを構築するプロセス
 - ユーザからデータを取得する
 - ユーザから取得したデータを用いユーザプロファイルを推定作成する
 2. ユーザプロファイルを適用するプロセス
 - ユーザプロファイルを用いて、サービスを提供する
 - 例) ターゲット広告表示
- 補足
 - このように見ると、プロファイリング自体に大きなタブーがあるわけではない
 - 「自動的な処理で相当な影響を与えるもの」が論点(前頁の再掲)
 - ユーザプロファイルとは個人情報の定義とほぼ同じ
 - 推知した属性等の位置付けが個情法的に不確定と考えられる

1 本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性 ⑦⑧

⑦事業者の自律的な改善の有効性

- 他の項目で論じた通り、自律的な改善には限界がある

⑧より能動的な本人関与(開示請求、利用停止、データポータビリティ等)

- 必要性に疑問を持たない
- 仕組みの強い義務化が形骸化実装されないよう、注意深いルール作りと運用が必要と考える
- 例えばデータポータビリティの有効で誠実な実装はかなり難しいと考える
 - 範囲や対象が不明確(場合によっては事業者の恣意性)
 - ポータブルにしたデータが活用できる社会的仕組み作りとセットでの推進することが大事

2 個人への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律

3 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性(1/3)

「個人への直接的な影響が想定されない個人データの利用」の規律等(検討拡充視点より)

- 利用目的の変更や第三者提供の可否(利用目的制限)は、データの個人識別性の有無で判断されていたと考えられる(以下は、従来の考え方を整理したもの)
 - 個人識別性があるデータは、個人への影響がある利用(個人への直接的な影響が想定される個人データの利用)をする場合、利用目的による制限を受ける → A,B
 - 個人識別性がないデータは、個人への影響がないとみなされ、制限を受けない → C,D
 - Bがどうあるべきかが本論点

個人 識別性が		個人の権利利益への影響が	
		想定される 利用	想定されない 利用
あるデータ	利用目的 制限あり	A	B
ないデータ	利用目的 制限なし	C	D

- A 個人情報利用の基本的な規律が確立
- B **検討拡充視点の論点**
 - 利用目的の変更や第三者提供ができない
- C やや混乱がある利用
 - そもそも個人を特定した利用ができない
- D 非個人情報としての利用規律が確立
 - 統計データは個人を特定して利用できない

本論点
できてよいのでは？

参考
個人を特定した利用の
存在 (Cookie問題 →
令和2年改正)

参考
匿名加工情報(平成27年
改正)はこれに準ずる考
え方

2 個人への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律

3 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性(2/3)

- 従来の**データの個人識別性有無**での利用目的制限を、**利用の個人への影響の有無**で制限してみる場合を考察する
- 利用の個人への影響の有無**による制限規律には一定の合理性があると考えられる
 - B領域の「利用データ品質問題」が解消できる（ニーズ例）
 - 第三者提供するデータを提供元で匿名加工・統計化をしてから提供する場合(D迂回)、提供先で利用できる統計等データの精度やバリエーションが限定されるため、提供先は個人識別性があるデータを自身で処理したい
 - ちなみに盲点となっていたC領域の混乱が整理できる
 - Cookieデータの第三者提供問題(実質個人情報の第三者提供問題)→令和2年改正で個人関連情報規律
 - 仮名データは第三者提供して良いという誤解の払拭(個人識別性の有無に関わらず個人への影響があれば制約受けべき)
- 同、B領域でプライバシー上のリスクがある（リスク例）
 - 統計作成だけに限定して(個人識別性があるデータを)第三者提供したが、提供先で個人への影響がある利用をされてしまう
 - 提供先で統計やAI利用だけの限定利用が徹底されるが、巨大なデータベースが独占的に形成され脅威となる

(従来)データの個人識別性有無での利用目的制限(再掲)

個人識別性が		個人の権利利益への影響が	
		想定される利用	想定されない利用
あるデータ	利用目的制限あり	A	B
ないデータ	利用目的制限なし	C	D

(考察)利用の個人への影響有無での利用目的制限

個人識別性が	個人の権利利益への影響が	
	想定される利用	想定されない利用
	利用目的制限あり	利用目的制限なし
あるデータ	A	B
ないデータ	C	D

- 2 個人への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律
- 3 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性(3/3)

個人への直接的な影響が想定されない個人データの利用」に関する提案

- 従来の**データの個人識別性有無**での利用目的制限には、利用データ品質問題や、個人識別性の盲点があった
- **利用の個人への影響の有無**での制限にはプライバシー上の課題がある
- 同課題が解決される前提で、後者の規律も盛り込む検討の価値がある
- 課題の解決方法(案)
 - 透明性(実施の公表等)とセキュリティ(漏洩対策)が前提
 - 技術を含むガバナンスで、提供先に利用制限をさせることへの挑戦
 - 例えば、提供先で統計的にのみ利用される制限等
 - 実効性のある具体策を見出し、エンカレッジしてはどうか
 - PETs(プライバシー保護技術)の利用
 - 匿名加工情報はPETs利用ガバナンスの実現例

4 データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方

- データコントローラーが責任を持つべき点は不変
- 委託やクラウド利用の実態を考えると、データプロセッサーが実質上の担い手なのは明らか
 - 少なくとも、データ処理の態様の詳細な説明はデータプロセッサーでなければできない
- データコントローラーが本当に責任を果たしているかを確実にするために、プロセッサーへの規律を導入して、それを支援することは妥当

5 守られるべき個人の権利利益の外延

- 外延については、利用目的制限に関する**データの個人識別性有無**と、**利用の個人への影響の有無**の考察で論じた通り
 - 個人識別性の盲点の解消
 - データに個人識別性があるがなかろうが、個人への影響があれば制約を受ける
- リスクの整理
 - (A)(B)(C)(D)等のリスク視点と独立に「事業者想定」に関して以下の軸を提案
 - 本人が想定しない事業者に自分の個人情報を利用される
 - (想定する事業者だが)本人がそうとは知らず自分の個人情報を利用される
 - データの量や種類が想像を超えて集まり、本人が想像できない利用がされる

6 個人データそのものの特徴に起因する考慮要因(差別的評価等)

- 要配慮個人情報利用を制限して、差別的評価等を制約する考えは妥当
- ただし、差別的評価は、要配慮個人情報だけを起因とするものではない
- とはいえ、仮に差別的評価に起因しうる個人属性をどんどん網羅して規制を強化するアプローチがあるとしたら、慎重に進めるべきと考える
 - 「長期的な本人の追跡」に規律を導入することには賛成するが、「その手掛かり」となる識別子を網羅し規制することの実効性や影響はよく議論したい
 - 差別的評価に起因しうる個人属性には、例えば年齢、性別があるが、これらを規制することの実効性や影響はよく議論したい
- 以上を考えると、データそのものの要因側規制をすることには疑問を持たないが、結果責任を考えざるを得ないと思われる

以上

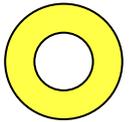
3年ごと見直し
「再検討にあたっての視点の例」について

弁護士 森 亮二

1

事業者による利用の適正性を本人の関与により規律しよう
とする仕組みの実効性

1-② 説明の在り方



デジタル化の進展やAI等の新たな技術の急激な社会実装を背景に、本人が十分に理解できるような利用目的の特定、データ処理に関する説明の在り方について、どう考えるか（ダークパターンをめぐる論点を含む。）

- 説明の工夫は実効的な本人による理解・監視・選択等を実現するうえで依然として重要。
- 技術の進展により、デジタルデバイドは拡大し、よく知っている人とそうでない人がの距離が従来より離れてしまっているが、中間層が理解して分かりやすい情報発信をすることも期待できる。
- 生成AIの力を借りることもできる。
 - ⇒ 法律が求める個人の関与や監視を行うためには、データの利用目的や処理方法を個人が理解することが必要です。しかし、デジタル化やAI技術の急速な発展により、個人がこれらを十分に理解できるようにするための説明方法や利用目的の特定方法をどのように考えるか（ダークパターンの問題も含む）が問われています（1-②を生成AIで要約）。

1－④ 新たな技術と利用目的の変更

急速に進展する技術を新たに利用しようとした際に、「関連性を有する合理的に認められた範囲」における利用目的の変更として許容される範囲の精査が必要か

- 新たな技術を利用することと利用目的は無関係ではないか。事業者は特定した利用目的の範囲で取扱いをしなければならず、その範囲で新たな技術を利用することはもちろん許容される。
- それに対して、特定した利用目的とは異なる利用目的で利用する場合には、その利用目的が技術の進展によって新たに可能になったことにより、利用目的の関連性の判断に影響することはないのではないか。

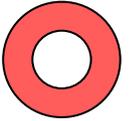
1-⑤ 本人の関与と適正な取扱い



本人の関与による規律に依存せず、事業者自身による判断と事後の結果責任(本人の事後救済措置の強化等)により、適正な取扱いを担保するアプローチについて、どのように考えるか。

- そもそも、事業者の義務規定のうち、本人の同意が求められるのは、①利用目的の変更、②要配慮個人情報取得、③第三者提供、④個人関連情報の第三者提供の4つの場面のみであり、それ以外の義務規定については、本人の関与による規律に依存していない。たとえば、利用目的の特定(17条)や、不適正利用の禁止(19条)、適正取得義務(20条1項)などは、本人の関与を想定していない。**(これらと別に開示等の請求等(32条~35条)もある。)**
- 本人の認知限界その他の事情から、本人の関与による規律に依存しないことが求められる場面はあるものの、本人の関与は単なる手段ではなく、本人の関与が十分に確保されていることは、適正な取扱い(3条)の重要な要素である。その意味で、本人の関与が十分に確保されない規制体系では、そもそも適正な取扱いは担保されない。

1ー⑥ プロファイリングに関する規制



プロファイリングなどデータ処理結果を使用して本人に働きかける事業活動について、類型的な利用目的規制や本人の関与の強化を通じて、本人の権利利益の保護の実効性を高めることが必要か。

- プロファイリングのような情報の生成は、本来は取得規制の適用があるべき。
- それはさておき、無限定なプロファイリングとそれに基づく本人への働き掛けを許容すると、権利利益の侵害のおそれは極めて大きなものになることから、利用目的の限定や、本人の関与の強化は必要。

1－⑦ 適正化の意思がない事業者

データ取扱いの改善には、事業者が自律的に適正化を図る意思が必要。しかし、その意思がない事業者には、本人の監視だけでは効果が期待できず、別の措置で不適正な取扱いを防ぐ必要があるのでは。

- [趣旨について確認させていただきたい]
- 改善の意思がない事業者は、本人の開示請求や消去請求にも応じないが、同時に指導、勧告等にも応じないのではないか。
- 改善の意思がない事業者に有効なのは、罰則や課徴金などの制裁ではないか。

1－⑧ 能動的関与の意義



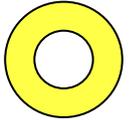
事業者によるデータ利用の適正性の確保を超えて、本人が自身のデータの取扱いにつき、プライバシー権等の見地から、より能動的に関与し得る仕組み(例:開示請求、利用停止、データポータビリティ等)を導入することについてどのように考えるか。

- 本人がより能動的に関与しうる仕組みは、プライバシーの見地から望ましいだけでなく、利用の適正性の確保(3条)にも資するものである。
- プライバシー侵害の不法行為の成否を検討する際に、分かりやすいオプトアウト導線を示されていることは、「必ずしも意思に反する取扱いとは言えない」という認定を可能にするため、不法行為の成立を否定する方向に働く要素となる。
- 不法行為の場面のみならず、データ保護法制(公法規制)においても、必要以上に本人の関与が制限されるような法制度では、取扱いの適正性の確保(3条)ができていないとはいえない。

2

個人の権利利益への影響が想定されない個人データの利
用に対する規律の考え方

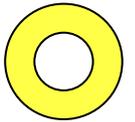
2 統計的利用



本人の関与を通じた利用の適正性担保の仕組みは、その利用の結果本人の権利利益への影響が具体的に見込まれる場合に必要とされるのではないか。

- そのとおり。権利利益の侵害のおそれが典型的に認められる場合に限り、取扱いに制限が課されていると理解すべき。
- 現行法上、統計データへの加工を行うこと自体を利用目的とする必要はないとされている(Q&A2-5)。

2 統計的利用



例えば、統計的利用など、一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合には、本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められるか。

- 手元の情報を統計化して利用することについては、統計化自体による権利利益の侵害のおそれがないため、本人の関与は不要。
- しかしながら、巷間でしばしば主張されているのは、「取得後に統計化」「プロフィールで生成した情報を統計化」「提供後に統計化」のように、統計化の前に1 action入っている。この点については、言うまでもなく統計化そのものとは別に評価が必要であり、例示の場合にはいずれについても本人の関与が必要。
- もちろん、他の場合と同様、公益性が本人の関与の必要性を上回る場合は、本人の関与は不要。

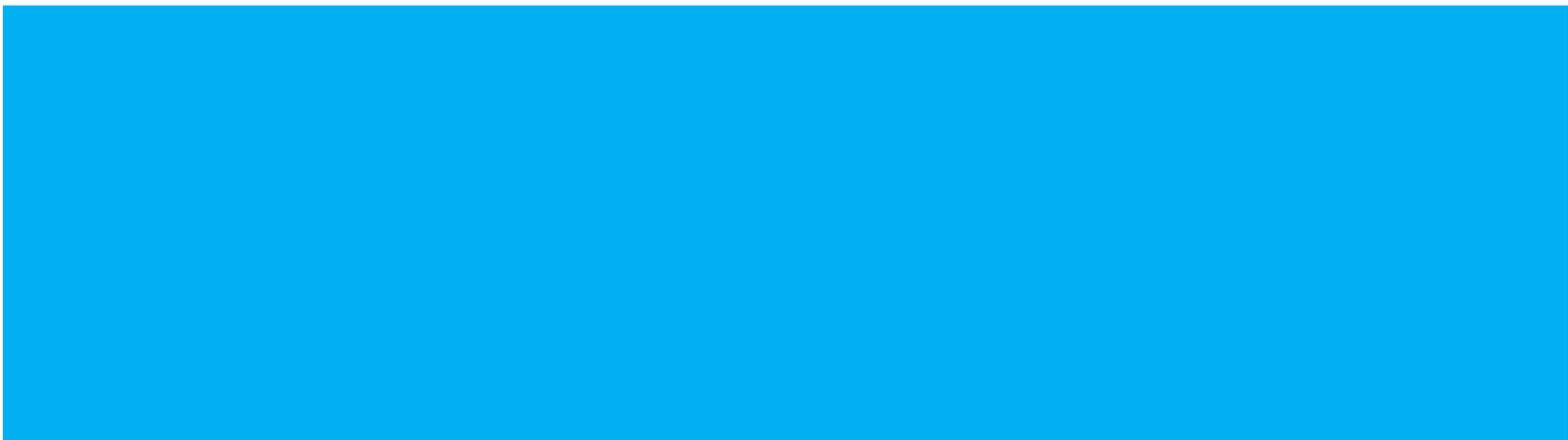
2 統計的利用

(なお、1⑧の見地から、本人の関与を権利として認める立場はあり得るが、適正な取扱いを担保する上での本人関与の機能とは趣旨を異にすることに留意。)

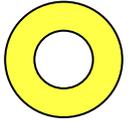
□ [趣旨確認必要]

3

個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの 妥当性



3 第三者提供の制限



その提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合や、本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合、さらには、利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合など、第三者提供を禁止する必要のない類型はあるか。

- ❑ 「提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定される」場合が、「本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合」とされている点はやや疑問。提供先の安全管理措置等を本人の関与以外の規律で統制し、権利利益の侵害を防止するという趣旨なら理解できる。
- ❑ 「当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合」は存在するのではないか。

3 第三者提供の制限

9. 連絡先情報の提供制限の緩和

- 業務用の連絡先であって名刺に記載されたり所属企業ウェブサイトで公表されたりしているものについては、その流通は本人の想定範囲内であり、流通による権利利益の侵害のおそれが高いため、同意のない第三者提供を認めることができるのではないか。
- 具体的には、27条1項8号に以下のような例外規定を追加することは可能ではないか。

当該個人データが、本人の事業用または本人の使用人の業務用の連絡先に関する情報であって、本人又は本人の使用人が名刺・ウェブサイト等により提供・公表しているものであるとき。

有識者ヒアリング
の際のスライド

4

義務を負うべき者の在り方

5

守られるべき個人の権利利益の外延

5 権利利益の外延

① (中略)特定個人への働きかけのチャネルである端末を識別する端末識別番号やCookie情報等についても、従前の住所等と同等に、個人の権利利益を保護する上で着目すべきデータ類型であるとの視点をどのように捉えるか。

- SNSや動画視聴の利用の拡大に加えて、特にコロナ後はリモートワークが定着したことから、年齢を問わずディスプレイを見る時間が増えている。レコメンドやターゲティング広告の配信先となる、端末やブラウザを識別する識別子は、今日においては特定の個人を識別する識別子と考えるべき。

5 権利利益の外延



② 法律により個人の権利利益を守る上で、その範囲については、これまで、さまざまな視点が示されていたが、その外縁や優先順位について、一定の整理は必要か。また、そのような整理に基づき制度体系の見直しを行うことは、個人の権利利益を保護する見地から有用か。

- 権利利益については、プライバシーその他の権利利益という従来の解釈が引き続き妥当する。その中心は、民法におけるプライバシー侵害である。
- 第一に、これまで裁判所は様々な対立利益との関係でプライバシー侵害について検討してきたのであり、その蓄積とアナロジーは今日においても重要。第二に、不法行為となって損害賠償を受けたり差し止められたりするような取扱いを、できる限り個人情報保護法によって回避させることは、①過重な規制を避ける観点、②**プライバシー侵害防止の観点**からも重要。
- 特に写真撮影を含む取得型の裁判例等は、センサーが高度化し、生体データ¹⁹による長期間追跡のリスクに**個人が**さらされる今日において、非常に重要。

5 権利利益の外延



例えば、以下のような視点が提起されているがどのように理解すべきか。

- (A) 個人データ処理を通じ、特定の個人を評価・選別し、それに基づいて、特定個人に影響を与える行為を行うことのリスク
- (B) 個人データの本人到達性の機能を利用し、勧誘その他の特定個人への働きかけを行うことのリスク
- (C) 自身の秘匿したい領域が他人に知られるリスク
- (D) 自身の自由な意志に従って自身の個人データを制御できないこと自体に起因するリスク

- いずれの類型も権利利益の侵害につながりうるものであるが、他方で、公益性がある場合や本人の利益になる場合などについては、許容される**場合がある**。

6

個人データそのものの特徴に起因する考慮要因



6 データそのものの特徴

①本人に対する差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される個人データの類型を要配慮個人情報と位置付け、相対的に保護を強めている現在の規律については、引き続き妥当か。

□ 妥当。補完的ルールの規定を吸収すべき。

6 データそのものの特徴



② 要配慮個人情報のような、本人の差別的評価を助長するような属性はないものの、その性質上容易に取得され、かつ、それが長期にわたり本人の追跡の手掛かりとなるなど、他の類型に比較して、個人の権利利益に対するリスクの増大を助長する効果が見込まれる類型のデータについては、他のデータに比し特別な規律を課すべきか。その場合、本人の関与を通じた規律が有効か。それとも、本人の関与に依存しない規律が有効か。

- **ウェブの閲覧履歴等を想定。**
- 特別な規律を課すことが妥当。本人の関与を通じた規律と本人の関与に依存しない規律の双方が有効である。
- 特に、レコメンドや行動ターゲティング広告を可能にするようなデータベースは、オフラインにおける教育や医療等を含む様々な場面で我々の体験、見聞きするものを決定する。自身の体験や見聞きすることを自身が決められることは当然であり、その意味で、本人がレコードの消去や今後のデータ取得・蓄積を拒否できるようにすることは極めて重要である。

6 データそのものの特徴



② 要配慮個人情報のような、本人の差別的評価を助長するような属性はないものの、その性質上容易に取得され、かつ、それが長期にわたり本人の追跡の手掛かりとなるなど、他の類型に比較して、個人の権利利益に対するリスクの増大を助長する効果が見込まれる類型のデータについては、他のデータに比し特別な規律を課すべきか。その場合、本人の関与を通じた規律が有効か。それとも、本人の関与に依存しない規律が有効か。

- (つづき)他方で、そのようなデータベースは悪用されれば、脆弱性プロファイリングやマインドハッキングなどの重大な問題を引き起こすため、そのような問題の対応については、本人の関与に依存しない統制が必要かつ有効である。

ご清聴ありがとうございました。

2024年12月3日

「個人情報保護法の3年ごと見直しの検討の充実に向けたヒアリング」メモ

山本龍彦（慶應義塾大学）

1. 個人情報保護法の目的・基本理念の確認

5

・1条（目的）：この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に

10 応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

15

※「個人情報の有用性を斟酌することを意味しているが、両者を対等に比較衡量するのではなく、個人の権利利益の保護が最重要の目的であることも表現している」（宇賀克也）。

・3条（基本理念）：個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

20

→2004年以降、政府が数次改正している「個人情報の保護に関する基本方針」は、いずれも、個人情報保護法3条と憲法との関係を明確に指摘。「〔個人情報保護〕法第3条は、個人情報が個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が『個人として尊重される』ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるものを示している（2004年基本方針）。また、直近の令和4年「基本方針」は、上記説明にさらに「プライバシー」の文言を追加して、〔個人情報保護〕法第3条は、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が『個人として尊重される』ことを定めた憲法第13条の下……」と書いている。もともと政府は、「法は、……法第3条の基本理念に則し、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的として〔いる〕」と述べていたが（平成16年「基本方針」）、令和4年「基本方針」は、その趣旨をさらに強調したものと解されよう。

30

※日本の場合には、個人情報保護とプライバシーが密接に結びついている（あるいは、次第に結びついてきた。欧州などとの違いか？ カリフォルニア州のプライバシー権法は？）。個人情報保護（個人データ保護）を、プライバシーから切り離すことも考えられるが、その場合、政府の従前の説明を変更する必要がある。

35

・EUとの充分性認定の際に、憲法と紐づいた権利保護立法であることがさらに明確化さ

れたのではないか（2016年以降、対話を開始。そこを強調しないとEUとの充分性認定は難しかったのではないか。かつては行政の取締り立法としての側面が強調されることもあったが、現在は個人の権利保護の立法。

→法の発展。だからこそ、現在の（あるいは将来の）アイデンティティが問われる。

5

2.【参考4】について

(1)「1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性」について

10

・法の目的は「適正性」確保なのか、「個人の権利利益〔の〕保護」なのか？

→「適正性」を確保することによって、個人の権利利益（憲法13条と紐づいたプライバシーなど）を保護するもの？

※充分性認定との関係で、EU法制との調和も問題になる。

15

EU基本権憲章 Article 8 Protection of personal data

1. Everyone has the right to the protection of personal data concerning him or her.

2. Such data must be processed fairly for specified purposes and on the basis of the consent of the person concerned or some other legitimate basis laid down by law. Everyone has the right of access to data which has been collected concerning him or her, and the right to have it rectified.

20

3. Compliance with these rules shall be subject to control by an independent authority.

→8条2項は、“processed fairly”（公正な処理）とともに、個人のアクセス権や訂正請求権を規定（前段・後段を目的・手段関係で捉えるべきなのか〔公正な処理のためにアクセス権が規定されていると考えるべきなのか〕、前段・後段を並列的に捉えるべきなのか）。

※GDPR前文（1）個人データの取扱いと関連する自然人の保護は、基本的な権利の一つである。

25

・本人の関与は、適正性を確保するための手段（あるいは責務）なのか、個人（の基本権とも）紐づく権利なのか？

→【参考4】1は、あくまでも本人関与は適正性確保の手段であり、それ自体権利ではないかのように書いているようにも読める。仮にそうだとすると、他の手段によって適正性が確保されるならば、本人関与は必要ないということになる（たとえば、個人が自律的・主体的に生きるために、自らの意思に基づき、自らの情報にアクセス等することは理念上否定される。他方、たとえば33条2項は、なぜ「当該本人が請求した方法」での開示を認めているのか？

35

→また、「手段理論」だと、【参考4】1⑧のデータポータビリティなど、「より能動的に関与できる仕組み」は個人情報保護法の射程外となる。手段理論であれば、適正性が確保されればよいので、適正性確保という目的を超える本人関与は「過剰」であり、理論上正当

化されない。

→【参考 4】 1①の記述は、本人関与は、個人の権利ではなく、適正な取扱いを監視するための責務のようにも読めてしまう（個人データが適正に扱われるために、本人が自己のデータの取扱い状況について「認識」し、「監視」しなければならない？）

5

・【参考 4】 1②の視点は重要。ダークパターンを含む現状の決定環境を前提に「同意疲れ」や認知限界論（通知・同意モデルの限界）を説くこと、すなわち本人関与の無意味性を説くことの問題

→仮に本人関与が基本権とも紐づく権利ならば、変えるのは現在の決定環境（ダークパターンなど）

10

・【参考 4】 1⑥の視点は必要。

→アテンション・エコノミーの諸問題（フィルターバブル、エコーチェンバー、アディクション、偽情報の増幅・拡散）など、現在のデジタル空間で起きている問題の多くは、

15

【(利用者情報を含む) パーソナルデータの網羅的収集→プロファイリング→レコメンデーション】という、一般ユーザーにとっては不透明なエコシステムから生じている（サードパーティークッキーの仕組みを、どこまでのユーザーが理解しているのだろうか。情報空間に対する一般ユーザーの主体性が喪失している可能性）。もちろん、必要なプロファイリングもあるが、様々な問題（See リクナビ問題）の背景にはプロファイリングがある（【参考 4】 5②のリスクのほぼすべてと関連）。

20

→プロファイリングこそが個人データ保護法制の“本丸”。プロファイリングを軸とした、現在の情報空間のエコシステムに十分に対応できない個人データ保護法制は「過少」（「過剰かつ過少」問題）。「個人情報」の定義の問題もこの点との関係で再考すべき（【参考】 5①の端末識別情報や Cookie 情報等の取扱い）。

25

(2)「2 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方」について

・個人界／集合界の発想をとれば、基本的に妥当な方向性

30

(3)「6 個人データそのものの特徴に起因する考慮要因」について

・【資料 4】 6①が提起しているように、差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される類型のみを要配慮個人情報と位置付けることには問題があるのではないか？

35

→たとえば、認知過程の操作に結びつくような生体データや心理的データ（脳波 etc.）。差別は「比較」の問題。認知過程の保護などは「比較」の問題ではない。

- ・【資料4】6②が提起するように、仮に顔特徴量データを要配慮個人情報に含めないとしても、特別の規律を課すべきではないか？

3年ごと見直しの検討の充実に向けたヒアリングにおける意見

2024.12.4

東京大学大学院法学政治学研究科教授 穴戸 常寿

※本意見は、ヒアリング時点での一研究者としての自由な意見である。

1. 「(参考4) 現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例」について

(1) 全体について

- デジタル行財政改革会議第8回会合(11月12日)でも示された「個人起点でのデータアクセス」と「社会起点でのデータ利活用」の整理が前提ないし踏まえられているものと理解でき、この整理の上で更なる論点の明確化・整理を行うべき。
- 「個人起点でのデータアクセス」と「社会起点でのデータ利活用」のいずれかによって取扱いの適正性確保の規律、すなわち事業者・行政機関等の具体的な義務内容や踏むべき手続が変化するため、まずは大量のデータを取り扱い事業・事務を実施する事業者・行政機関等において、そのどちらであるのかを適切に認識し行動するガバナンスの仕組みの導入と、それを法制上正当に評価すべき(DPO設置等)。

(2) 「1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性」について

- 個人情報の本人と事業者・行政機関等の関係、社会的モニタリングのほか、当該事業者自身のプライバシーガバナンスの推進(プライバシーポータルを設置、消費者との対話、アドバイザリーボードの設置等)、認定個人情報保護団体制度のさらなる活用、適格消費者団体による差止訴訟の機能として議論されている消費者団体等との企業・業界との対話、委員会自身による本人-事業者・行政機関等-業界団体-消費者団体-社会との対話のプロセスを総合的に構築し、その全体像及び個別の取組を的確に法制上位置付けるべき。
- 本人が自らの関与により事業者・行政機関等の取扱いに関与する手段を強化することが求められる一方(データポータビリティ等)、データ及びそのリスクに関する個人の認知限界を正当に正面から位置付けて、実効的な関与のための環境の整備(情報信託機能等)と、本人関与では補えない部分を事業者・行政機関等のガバナンス、委員会の監視・監督とで補うべき。
- こどもに関する規律は、データ利活用によるこどもの利益とリスクのあり方が成人と異なるものと考えられることから、教育・福祉等の具体的な場面を念頭に置いて所管官庁・利害関係者と丁寧な対話を通じて論点を整理し、特別の規律ないし特別法を目指すことが有用。

(3)「2 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方」について

- リスクベースアプローチへの転換の一步として賛成。
- 問題は、①特定の個人が識別されること自体、②不適正な個人情報の取扱い、③不適正な取扱いによる本人の不利益や社会的差別等のいずれをリスクとして考えるかであることから、①が②③と直結する場合と、当該利用の文脈において①と②が切り離される場合（個人情報保護法上の義務を上回る保護措置を事業者が講じている場合等）、②と③が切り離される場合（個人情報保護法違反としての監督を受けることは当然として、業法による規律により③の顕在化が通常はおきない場合等）を段階的に考えるべき。

(4)「3 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性」について

- 個人データの第三者提供における本人の同意要件は、個人情報保護法制導入時に当たっては、実質的に軽いものと理解されていたのではないかと思われるが、現在では「同意疲れ」等により保護としても不十分であることは指摘されるとおり。
- 「個人起点でのデータアクセス」については、本人関与を原則としつつ、その関与のあり方を GDPR の規定する契約上必要な場合や、本人の「データによる権利」を実効化する場合等については、本人関与があるものとして形式的な同意は不要と整理すべき。
- 「社会起点でのデータ利活用」について、データの内容・性質から、データ利活用の利益と本人関与の必要性とを比較衡量して前者が上回る場合に、実体的・手続的な規律の下で、本人関与を限定・制限することは、憲法上排除されていない。問題は、個人情報保護法制の中での新たな仕組みとするか、既存ないし新規の法令による「法令に基づく場合」の提供として位置付けるか、それぞれの領域の特別法とするかによるところ（委員会と特定分野・他省庁との対話や、委員会も参加する政府全体でのデータ利活用に関する総合的な「場」が必要であると主張してきた所以でもある）、上記の①～③にも関わる実体的・手続的な規律のあり方が一般的なものか、当該事業・事務ないし技術の特性によるかといった観点から整理・検討すべき。

(5)「4 個人データの取扱い態様の多様化の下における、データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方」について

- 前提として、事業者・行政機関等の義務の柱である個人データについての安全管理措置に関する個人情報保護法の規定はあまりにも抽象的であり、多くをガイドラインに委ねすぎている点で、現実の法執行や訴訟のことを考えれば、法の支配・法治主義の観点からみて重大な問題があると言わざるを得ない。規律密度を上げて具体化し、下位法令に委任をした上で、技術やサービスの変化に応じてガイドラインを柔軟に変更するのが、公法に関する常識に沿うもの。
- 指摘のとおり、委託先が子会社等ではなく委託元よりも強い企業である場合、クラウド事業者等で個人情報の漏洩があった場合に、委託元に現実的に法執行することは困難であり、個人情報の取扱いの適正化にも資することにならなくなっている。適切な委託先

の選定と監督として事業者が行うべき行為規範の内容を具体化して義務違反とされる場合を限定する一方、上記のような委託先については、個人情報取扱事業者一般としての義務以上のものを課し、制裁を用意すべき。

(6) 「5 守られるべき個人の権利利益の外延」について

- 前提として、個人情報保護法制は、参考 1 で指摘されているとおり、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない（法第 3 条）」との基本理念をより明確にして見直し、運用されるべき。
- ①については、令和 2 年改正において、個人情報に加えて個人関連情報を定義して規律を行ったが、国際的な制度調和の観点からも個人情報の範囲を広げた上で、その取扱いの規律として整理すべきである。そのことが、「個人に関する情報」に関する自由が憲法 13 条により保護されるとする最高裁判例にも素直である。また、法 1 条・3 条の規定と個人関連情報とが法制上不整合を起こしていることにも注意すべき。
- ②については、個人情報の定義・範囲の問題ではなく、個人データの適正な取扱いの規律の基礎となるリスクとして位置付けて、必要な手当を行うべき。現行の法制からはまず、自ら大量の個人データを取り扱い事業・事務を実施する事業者・行政機関等が自らリスクを評価してそのことを透明化することを求めるべきであり、欺罔的な行為がおこなわれた場合には制裁を課すことを検討すべき。
- さらに、個人情報ないし個人データの定義が決定的であるかのように見える結果として、「個人情報・個人データに該当すれば義務がかかってしまうので、いかに個人情報・個人データでないことにするか」にエネルギーが投入されている現状は、データ駆動型社会においていかにも不適切である。大量・多種多様な非個人データの収集・分析により個人データとなる、あるいは殊更に個人データとしなくても個人の人格尊重の理念の下に反するような取扱いを行う場合にも、法の規律が及ぶべきであり、換言すれば、自ら大量のデータを取り扱い事業・事務を実施する事業者・行政機関等が自ら個人データ化等のリスクに備えたガバナンスを構築することを求めるべき。

(7) 「6 個人データそのものの特徴に起因する考慮要因」について

- 要配慮個人情報の規律は、「情報」の内容・性質の段階で配慮が必要なものと決め打ちして特段の規律を課すものであるが、一面において下位法令で含まれたものまで見ていけば広汎に過ぎ、他方で本来は本人へのリスクの観点から配慮すべき個人情報の「取扱い」を規律するという観点からは保護の範囲・強度が不十分であり、見直しが必要。

2. その他

- 基本的には第 287 回委員会（6 月 3 日）における「個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する意見」で述べたとおり。
- 「1 事業者・行政機関等—1 サービス—1 本人」をプロトタイプとして個人情報保護法

は構築されているが、データ駆動型社会においては、データ利活用と人格尊重の理念の双方から見て、規律が適用において過剰となっている場面、過少となっている場面があることを正面から認めて、見直しを図っていくべき。

- 例えば、ワンショットでの個人データの第三者提供は本人同意を原則とすることがふさわしいが、事業・事務の性質上当然に求められる大量・継続的なデータ共有において、過剰ないし過少であろう。そしてこのような場合について、個人データでないことにするとか、本人同意の例外としての共同利用や委託の形で切り抜けようとするのが、適切でない場合も多い。むしろ積極的に、継続的な提供（共有）・目的を一にする共同利用・委託という行為それ自体を明確に個人情報保護法上の取扱いの一として位置付けて適切な規律を課すことの方が正道であるべき（例えば次世代医療基盤法における認定仮名加工医療情報利用事業者の規律を参照）。
- 他方、このような規律は、一般法たる個人情報保護法（いわば一般道）ではなく、当該事業・事務分野ごとの特別法（特別道路）や、データ法・データガバナンス法的な枠組（高速道路）での対応がふさわしいかもしれず、これらの検討が政府全体で望まれるとともに、委員会が適切に参加していくことが必要。
- このように考えれば、「個人情報取扱事業者規制法」としての側面だけでなく、個人情報の保護に関する基本法ないし委員会設置法としての個人情報保護法としての側面についても、バージョンアップが図られるべき。具体的には、
 - 人格尊重の理念の下で保護されるべき権利利益として、プライバシーやデータの取扱いにより不当な差別をされない等の人格的な権利利益を明確化すること
 - 2002年法案に含まれていた原則を改めて規定し、その中に現在の「個人情報の保護に関する基本方針」に含まれているデータガバナンスの要請や、トラストの構築等を明記すること
 - これを踏まえて基本方針や「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則」をより具体的な意味のある文書とすること（委員会の法執行及び活動の基本的観点とし、委員会の評価の基準とすることを含む）
 - 原則が本人－事業者－行政機関等－業界団体－消費者団体－社会において的確に理解され、実践されるよう、委員会が司令塔としての役割を果たすとともに、経済産業省・総務省「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3」（2023年）のような有用な取組との連携を委員会の職務とすることを明確に法制上位置付けるべき。

以上



「個人情報保護法のいわゆる 3年ごと見直しの検討の充実に 向けた視点」について

2024年12月5日

1. はじめに

- 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理 全体に対する意見は以下の通り
- これらはいずれも、現行法の基本的な枠組みが継続されることを念頭に置いた意見である

▶ **データの利活用は日本の産業競争力強化の最も重要なファクターの1つ**

▶ **個人情報の保護と利活用のバランスが重要**

▶ **制度設計に当たっては民間事業者の実態の継続的な把握・考慮が必要**

- ▶ かなり多くの重要な論点が含まれており、特に規制強化につながる論点は、いずれも実務に大きな影響を与えるものであることから、結論を急いで拙速に法改正することは避けるべき
- ▶ 実態把握や影響分析、立法事実の確認をしっかりと行っただうえで、慎重に時間をかけた議論が必要
- ▶ ステークホルダーとの継続的な議論を行っていくという方針に賛成
- ▶ 各分野において関係する他省庁も含めて議論する必要がある
- ▶ ビジネスやサービスの実態を踏まえて利活用と保護のバランスをとるためにも、丁寧かつ密なコミュニケーションが重要
- ▶ 利活用を促進するための官民連携の枠組みを作り上げていくことを期待

2. 中間整理への意見の概要

- 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理 各項目に対する意見は以下の通り
- これらについても、現行法の基本的な枠組みが継続されることを念頭に置いた意見である

中間整理の各項目への意見の概要

- ✓ **生体データやこどものデータ規制**
→ 利活用すべき分野や実務に大きな影響を及ぼしうるため、**利用目的・取得時の状況、取得後の運用や管理、利用のされ方（アウトプット）**といった各段階において、何を問題視し、何からどのような方法で保護するのか、実態把握や影響分析しつつ慎重に
- ✓ **「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の明確化**
→ 「適正な取得」については萎縮効果のおそれがあることから具体化や類型化には慎重であるべき
また、Cookie・電話番号等について、連絡可能という理由で個人情報と同様の規制をすることには強く反対
- ✓ **課徴金制度、団体による差止請求や被害回復請求の制度の導入** → 萎縮効果のおそれがあり**強く反対**
- ✓ **漏えい等報告や本人通知の範囲・内容の合理化** → **賛成**
- ✓ **本人同意を要しないデータ利活用**
→ **同意を要しない要件を見直し**、契約の履行に伴う個人情報の提供や、犯罪・不正利用防止目的などの利活用が認められるような制度にし、**AIにおけるデータの利活用については、阻害するのではなく、適切な利活用が促進されるような方向での議論を**
- ✓ **その他**
→ **プロファイリング**：具体的に何が問題なのか等、実務実態を正確に把握したうえで慎重な議論を
PETs：より安全なデータ利活用促進のために官民が協力し**利用促進に向けた前向きな議論・検討を**
データポータビリティ：ニーズの有無含めて議論・検討を

3. 検討会でのこれまでの議論を通じて感じた方針や認識のずれ

- 既存法の枠組みの中で検討されている中間整理への意見は上述の通りである一方、検討会でのこれまでの議論を通じて、それぞれの立場のステークホルダーが持つ様々な疑問や、共通認識が醸成されていないと感じる部分が改めて浮き彫りになりつつあると感じる

- 適正な利活用やデータの流れを前提としたデータ政策
- データ戦略の中での個人情報保護法の位置づけ
- 保護すべき「個人の権利利益」の内容やリスクファクター
- 「個人の権利利益」と比較衡量される他の利益
- 法執行における方針
- 取得から利用までの適正性を判断する視点
- 「取り扱う」とは何か
- 利用目的の通知・公表・同意の個人の意識に対する効果
etc.

例えばこういったことについても、現行法の枠組みにとらわれず、広く意見を聞き、時間をかけて自由闊達に議論する必要があるのではないか
※参考4の視点の例とも関連する



「個人情報保護法のいわゆる3年ごと 見直しの検討の充実に向けた視点」 についての意見

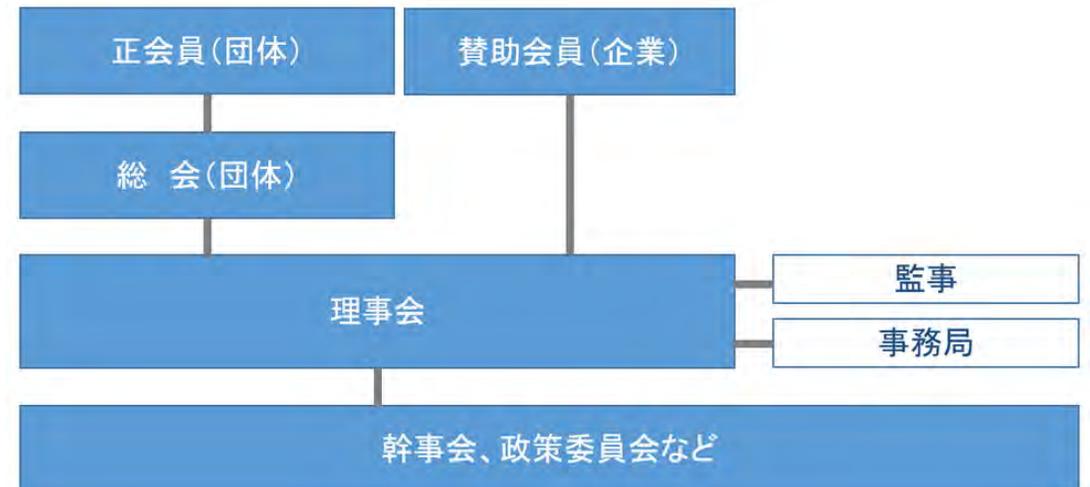
2024年12月5日

日本IT団体連盟

日本IT団体連盟とは

一般社団法人日本IT団体連盟は、IT関連団体の連合体として、我が国のIT産業の健全な発展に貢献するとともに、世界最高水準のIT社会の構築を目指すため、政府との双方向のコミュニケーションを実現しながら積極的に提言等を行い持って、我が国の経済・社会、国民生活の向上に寄与することを目的に設立されました。

団体名 一般社団法人 日本 IT 団体連盟
英語名 ITrenmei, Japan Federation of IT Associations
会長 川邊 健太郎 (Yahoo!基金 理事長)
設立 2016年7月22日
加盟団体 正会員 26団体
賛助会員7社、4団体
(2024年11月11日現在)
URL <http://www.itrenmei.jp>



はじめに

- ◆ これまでいわゆる3年ごと見直しの検討が開始され、「中間整理」及び「今後の検討の進め方」が公表されてきたところ、今般新たに「今後の検討における視点」が示されたことを歓迎する。
- ◆ とりわけ「特に、デジタル化・AIの急速な普及をはじめとした技術革新や今後の見通しも踏まえ、事業者団体等からは、具体的な検討事項に関する議論に際しては、まずは、制度の基本的な在り方に立ち返った議論を行うべきであるとの意見も出された。」と記されたことは、今後の幅広いステークホルダーによる透明性のある議論といった方向性に通ずるものであると考えられ、謝意を表したい。
- ◆ 弊連盟としては、グローバルな規範との調和をどのように図っていくのかというロードマップを示してもらいたいということを、昨年12月のヒアリングでも申し上げているように、目指すべき規範、規律の全体像を検討していくことが最優先であって、幾分近視眼的な対応のために貴重なリソースを費やすべきではないと考えている。
- ◆ そのため「より包括的なテーマや個人情報保護政策全般」として当該政策が踏まえるべき基本的事項について検討を深めていくに際しては、現在進めている検討と統合的・一体的に推進することが肝要であり、将来像のために優先すべき事項を明確にした上で進めていただきたい。

(参考4) 「現行制度の基本的事項に係る再検討にあたっての視点の例」について (総論)

- ◆ 今後の検討の一つの端緒として「現行制度の基本的事項に係る再検討にあたっての視点の例」が示されたことは望ましいと考えているが、同時に例示に過ぎないということも踏まえて、網羅的に視点が把握できるよう様々なステークホルダーからの意見の聴取を続けていただきたい。
- ◆ より良い制度を作っていくためには必要な時間やコストを費やすことが不可欠であって、制度設計のための投資無くして良い制度はできなということを踏まえていただきたい。失われた30年は、投資を忘れた30年であったと言えるが、産業における投資だけではなく、政策や法制度を創っていくための投資が十分に行われなかった結果だったということに十分留意されたい。

(参考4) 「現行制度の基本的事項に係る再検討にあたっての視点の例」について
(各論)

視点として加えていただきたい点について

- ◆ 地方自治体の保有する個人情報の保存先クラウドについて、住民の人々の意見を反映する機会が保障されていないという点は、最初の検討会で述べさせていただいた通りである。この点は「データ主権」という視点からは極めて重要であると考えている。
- ◆ データ主権とはデータの所有権と管理権がどの国や団体に帰属するかを指す概念であり、グローバル化とデジタル化の進展により、データが国境を越えてやりとりされることが一般的になっている。しかし、その一方で、各国は自国民のデータが外国のサーバーで処理・保存されることに対して懸念を抱くようになり、データ主権を確保する必要性が高まっている状況である。データ主権を考えていくに際して、核の一つとなるものが個人情報であることは言うまでもない。そしてデータ主権がどこから導かれるものなのかを考える場合、個人情報を人権として考えるかどうかを整理しておく必要がある。
- ◆ 現行の個人情報保護法はこの点について触れておらず（制定当時の議論では一旦人権に関する議論には踏み込まずにきていると理解しているが、そのため私権がどこまで及ぶのかといった整理も棚上げになっていると理解）グローバル環境を考えた場合、結論は現状を維持することになるとしても、きちんと検討し、データ主権における個人情報の位置付けを明確にしておくことが重要と考えている。

5 「守られるべき個人の権利利益の外延」について

- ◆ 端末識別番号やCookie情報等の取扱いに関しては、お示し頂いた視点を踏まえながら然るべく検討していただく必要があるものと思料。正に本邦の個人情報に係る定義は十分であるか否か、といった課題にも通底する論点であると考えられる。
- ◆ パブコメ含めて定義の見直しをとという意見が出されているように、個人情報保護法の保護範囲について検討して結論を出しておくことが重要だと考えている。特に、現状では我が国だけが狭い定義となっている点をどのように整理していくのかが重要であり、外延が大きく変わってしまうとすれば法執行のあり方や範囲に大きな影響を及ぼすことは明らかであり、この点の整理無くして進むことは難しいと考えている。

6 「個人データそのものの特徴に起因する考慮要因」について

- ◆ 本人に対する差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される個人データに関しては、その内容や時代に応じて社会的な受容度が変化するとと思われるところ、都度の見直しが必要と考えられる（例えば、日本版DBSのようなケースを踏まえて個人情報保護法の中でどのように取り扱うのか）。機微（センシティブ）情報に関しては現状ガイドラインとなっているところ、今後はどのように位置付けていくのかなど含め議論していただきたい。

1 「個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性」について

- ◆ 個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性は、事業者側のガバナンスと密接不可分である。他方そのガバナンスを同意のみにより担保できるかは必ずしも判然とせず、従前よりlegitimate purposeによる利用や第三者提供を加えていただきたいという意見を述べている。即ち事業者側で適切なガバナンス体制を構築し説明責任を果たしたうえで利用者側が対応していくとした場合、現状の同意のみでは限界があり、未だ当事者同士のガバナンスが十分に効くような構造にはなっていないと考えられる。また公益の観点も含め個人の関与に適さない場合について、明確化を図っていただきたい。（※①）
- ◆ ガバナンスの仕組みとして認定個人情報保護団体の役割の強化についても検討いただきたい。事業のあり方が細分化していく中で全ての役割を個人情報保護委員会が担っていくことは困難であると考えている。そのため共同規制の方法として認定個人情報保護団体を位置付け、当該団体で一定のガイドラインを策定し、その範囲で行われているものについて適正に行われているという推定を働くようにしていただきたい。その際、ガイドラインの範囲については例えば、学術研究例外や公衆衛生例外などの取り扱いについても委ねていただくといったことを考慮いただきたい。

1 「個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性」について

- ◆ とりわけこどものデータが一つの例であると思われるが、本人による関与・監視等の規律に係る十分な意思決定が困難な場合においては、別途の対応が必要であると思料。事業者側のアカウントビリティで補完すべきものもあると考えられるところ、前述の※①と併せ検討いただきたい。
- ◆ 利用目的を特定した後のケースも同様、正にこのガバナンスをどのように考えるかという観点から導出されていると思われるところ、精査については恐らく基本的に事業者側が対応すべき課題であると考えられ、どのような形で規定すべきか検討が必要。現状は利用目的を表示することのみで当該利用目的に係るアカウントビリティは特段定められていないが、本来的には適切なアカウントビリティが求められるべき対象であると思料する。
- ◆ プロファイリングに関しては従前述べている通り、プロファイリングという言葉自体の定義がなされないと議論が曖昧になってしまう恐れがあるため、先ずはこの点を明確にしたうえで議論を進めるようにしていただきたい。

1 「個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性」について

- ◆ 事業者が自律的に取扱いの適正化を図ろうとする意思について、当該意思の有無を第三者が判断するのは困難な側面もあると考えられるところ、外形的に推し量る或いはどのように行為を評価するかという点に課題は尽きるものと思料。従って外形的な評価基準をどのように規定するかを前提として、如何なる対応をなすべきかについて検討していただきたい。
- ◆ またデータポータビリティについて、弊連盟においては情報銀行認定事業に従事しているところ是非推進していただきたいと考える。個人の方々が事業者に預けているデータを自らの意思で積極的に他に移転することができるような環境整備が必要であり、実際の利用有無などは別としても、こうしたことが正に個人の方々に対して自分のデータを自らガバナンスできるということを理解して頂く基礎にもなるものと思料。個人データの本質に係る課題であり、例えば欧州のように人権の一つとして位置付けるのかなど検討に加えていただきたい。

3 「個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性」について

- ◆ いわゆる名簿屋みたいなものへの対応も含めて、今一度議論をしていただきたい。自らパブリックにした情報等の取扱いに関してはオプトアウトに依るのも已むを得ないと考えられるものの、本来の用途とは異なる場合なども多く特殊な形態となっており、現在実際に生じている問題への牽制効果も企図して検討していただくことが肝要である。



個人情報保護委員会ヒアリング資料
2024年（令和6年）12月5日

インターネット広告における 個人に関する情報の取扱いについての取組状況 （米国及び欧州の取組）

一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会（JIAA）



目次

■海外の自主規制の動向

〈2～16ページ〉

■日本インタラクティブ広告協会（JIAA）の概要

〈18～19ページ〉

■インターネット広告における業界の自主的な取組

〈20～27ページ〉

■インターネット広告の技術・サービスの動向、課題と取組状況

〈28～31ページ〉

■参考

〈32～35ページ〉

2024年2月7日
ご説明資料再掲

海外の自主規制の動向

- 個人データ保護の目的（＝個人データを用いた、評価に基づく決定によるデータ主体の権利利益の侵害抑止）を踏まえつつ、概ね以下の趣旨で制限を設けている（個人情報以外のデータについても同種のルールを志向）。
 - 特定のデータの取得（利用）制限
 - 利用目的（用途）の制限
 - 透明性及び説明責任
 - 特定の配慮すべき保護主体の設定
 - 特定の配慮すべき広告種別の設定

海外の自主規制の動向（米国）

米国においては、DAA（Digital Advertising Alliance）により、行動データに基づいた広告に関する自主規制のための原則及び各種ガイダンスが策定されている。

（DAA：主要な広告およびマーケティング業界団体が主導する独立した非営利組織。デジタル広告関連業界における責任あるプライバシー慣行の確立・実施のため、多面的な原則策定し、消費者により優れた透明性とコントロールを提供している。）

●オンライン行動広告の自主規制原則（2009年7月）

●複数サイトデータの自主規制原則（2011年11月）

- モバイル環境への自主規制原則の適用ガイダンス（2013年7月）
- 複数デバイス間への透明性及びコントロールに関する適用ガイダンス（2015年11月）
- 政治広告への透明性及び説明責任に関する適用ガイダンス（2018年5月）

●アドレスブルメディア識別子に関するポリシーフレームワーク（2022年2月）

- コネクテッドデバイスへの透明性及びコントロールに関するベストプラクティス（2023年6月）

参照URL：DAA Self-Regulatory Principles
〈<https://digitaladvertisingalliance.org/principles>〉

海外の自主規制の動向（米国）

●オンライン行動広告の自主規制原則（2009年7月制定）

オンライン上の行動データを用いた広告について、遵守すべき7つの原則を定めたもの。

1. 啓発（Education）

- 各パーティは、オンライン行動広告に関して、エコシステムに参加する主体、データ取得の方法及び消費者の選択と制御に関する内容を含む、個人及び事業者を啓発する努力に参画する。

2. 透明性（Transparency）

- サードパーティ及びサービスプロバイダは、自身のオンライン行動広告に関するデータの取得及び利用の実態について、広告目的で匿名化されるデータを含む取得するデータの種類、外部への提供の有無、消費者の選択を含む通知を提供する。
- サードパーティは、追加的に、表示される広告内又は周囲、又は、ファーストパーティとの取決めがある場合は、データが取得されるウェブページにおいて、通知を提供する。
- サードパーティは、オンライン行動広告目的でデータを取得している者として、業界が作成したウェブサイト個別に掲載されるか、又は、ファーストパーティとの合意がある場合は、データが取得されるウェブページにおいて、通知を提供する。
- オンライン行動広告に利用する目的で、サードパーティがデータを取得するウェブサイトの運営者は、業界が作成したウェブサイト又は個別にそれらのサードパーティを記載したリストへのリンクを掲載する。ただし、サードパーティが自身のウェブサイトにおいて、広告目的で匿名化するデータを含む取得するデータの種類の開示している場合は、そのようなリンクを掲載する必要はない。

海外の自主規制の動向（米国）



3. 消費者によるコントロール（Customer Control）

- サードパーティは、行動広告に利用する目的でデータを取得する場合は、消費者に対してその旨を通知し、選択肢を提供する。
- サービスプロバイダーは、行動広告に利用する目的でデータを取得する場合は、合意を取得する。また、その合意について、消費者が容易に撤回できる手段を提供する。

4. データセキュリティ（Data Security）

- 各パーティは、行動広告に利用する目的で取得したデータについて、物理的、電磁的及び組織的な保護措置を講じる。
- 各パーティは、取得したデータは、適正な事業又は法的義務の履行に必要な限りにおいて、保持する。
- サービスプロバイダーは、ハッシュ化等によりデータが元通りに再構築されないよう匿名化等するとともに、その過程を経てオンライン行動広告に利用する目的でデータを取得する旨を開示する。
- サービスプロバイダーは、匿名化等されたデータが提供先において再構築されないようアルゴリズムの非開示を含む防護措置を講じるとともに、再構築を試みない旨の書面での確約を取得する。また、書面の契約において独立してデータを利用する権利が無い旨を確認する等、さらなる外部の主体においても、再構築が試みられないことがないことを確保する。

海外の自主規制の動向（米国）



5. 既存のポリシー及び慣行の実質的変更

(Material Changes to Existing Online Behavioral Advertising Policies and Practices)

- 取得するデータ及び利用目的の変更の際は、合意を取得する。

6. センシティブ情報（Sensitive Data）

- 子供、健康及び金融に関する情報をセンシティブ情報とし、利用の際には合意を取得する。
- 13歳未満の子供については、COPPAで定める場合を除き、個人情報を行動広告目的で取得又は利用しない。

7. 説明責任（Accountability）

- 順守状況のモニタリング、レポートの公表及び違反の修正を含むAccountability Programを実施する。

海外の自主規制の動向（米国）

- DAAは消費者の選択を容易にするためのウェブサイトを作成・運用している。

The screenshot shows the 'YourAdChoices' website interface. At the top, it says 'YourAdChoices POWERED BY DIGITAL ADVERTISING ALLIANCE' and 'WEBCHOICES: DIGITAL ADVERTISING ALLIANCE'S CONSUMER CHOICE TOOL FOR WEB US'. Below this, there is a section titled 'These companies participate in the DAA's WebChoices Tool.' with instructions on how to use the tool. A table lists several companies with their 'Customizing Ads on your Browser' status and an 'Opt Out?' checkbox. The table is as follows:

Company	Customizing Ads on your Browser	Opt Out?
Experian	Yes	<input type="checkbox"/>
Eyeota	Yes	<input type="checkbox"/>
Facebook	No	<input type="checkbox"/>
Flashtalking	Yes	<input type="checkbox"/>
FreeWheel	Yes	<input type="checkbox"/>
Google Inc.	Yes	<input type="checkbox"/>

Below the table, there is a section titled 'Use of Cookie Technologies for IBA:' with a bullet point: 'Cookies are being used to customize ads for this browser.' and a link to 'http://www.google.com/'. At the bottom, there are three buttons: 'UNDERSTAND YOUR CHOICES', 'OPT OUT OF ALL', and 'SUBMIT YOUR CHOICES'. A footer note states: 'Submitting your choices for all currently participating companies stores your opt out preferences in your browser. Learn More.'

参照URL : YourAdChoices (Powered by DAA)
<<https://optout.aboutads.info/>>

(参考) 日本の業界団体による選択の提供 (日本)

- JIAAの事業として運営されているDDAIは消費者の選択を容易にするためのウェブサイトを作成・運用している。

ddai.info/optout

DDAIについて 消費者データを使った広告について オプトアウト等 参画企業 会員社向け

オプトアウト等

本サイトでは、DDAIに参画している各企業のユーザーデータを利用したインターネット広告配信を停止(オプトアウト*)することができます。

ただし、オプトアウトはクッキー技術を利用したターゲティングを停止するものであり、広告配信自体を停止するものではありません。

オプトアウトをしていても以下のような理由で同じ広告が表示されることがあります。

- ・同じ広告が別のサービス経由で配信されている場合
- ・同じ広告がターゲティング無しで配信されている場合

オプトアウトに関するよくあるご質問については、[こちら](#)。

[iPhone、iPad等のアップルユーザーの方は、こちらをご確認ください。](#)

ブラウザ向け アプリ向け

参照URL : Data Driven Advertising Initiative
<<https://www.ddai.info/>>

ddai.info/optout

広告のターゲティング停止(オプトアウト) 広告のターゲティング再開 全て選択

サービス名 / 企業名	ターゲティングステータス	詳細	選択
KANADE DSP / 株式会社ジーシー		詳細	<input type="checkbox"/>
AudienceOne / デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	✓ 有効です	詳細	<input type="checkbox"/>
ADmeme / 株式会社KPIソリューションズ	✓ 有効です		<input type="checkbox"/>
AdGeneration SSP / Supership株式会社	✓ 有効です	詳細	<input type="checkbox"/>
XmediaOne / デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	✓ 有効です	詳細	<input type="checkbox"/>
Bypass / ユナイテッドマーケティングテクノロジーズ株式会社	✓ 有効です	詳細	<input type="checkbox"/>
Logicad / SMN株式会社	✓ 有効です		<input type="checkbox"/>
YieldOne / 株式会社プラットフォーム・ワン	✓ 有効です	詳細	<input type="checkbox"/>
IM-DMP / 株式会社インティメート・マージャー	✓ 有効です	詳細	<input type="checkbox"/>
FreakOut Red DSP / 株式会社フリークアウト	✓ 有効です	詳細	<input type="checkbox"/>
ScaleOut DSP / Supership株式会社	✓ 有効です	詳細	<input type="checkbox"/>
どこどこad PLATFORM / 株式会社Geolocation Technology	✓ 有効です	詳細	<input type="checkbox"/>
adstir / ユナイテッドマーケティングテクノロジーズ株式会社	✓ 有効です	詳細	<input type="checkbox"/>
People Driven DMP / 株式会社 電通	✓ 有効です	詳細	<input type="checkbox"/>

(参考) 海外の法規制の動向 (米国)

米国においては連邦レベルでの包括的な個人情報保護のための法律が存在せず、分野ごとに規律がなされている。また、連邦取引委員会 (FTC) が消費者のプライバシー保護について調査等を行う権限を有する他、特に子供のプライバシーについて、児童オンラインプライバシー保護法に基づき監督している。

●連邦取引委員会 (FTC) 法

- 5条(1) (商行為における不正や欺瞞的行為の禁止) に基づき、消費者のプライバシー保護について調査等を行い、悪質な行為に対しては民事制裁金を課すこともある。
- 『オンライン行動広告のための自主規制原則に関するスタッフレポート (2009年2月)』を公表し、ファーストパーティやコンテキストマーケティングへの適用、透明性と消費者による制御、センシティブデータ等に関する合意の在り方について見解を表明。

●児童オンラインプライバシー保護法 (COPPA)

- 13歳未満の子供のプライバシー保護を目的として、子供の個人情報取得に当たっては保護者の検証可能な同意を得ること等を義務付け等を規定。

参照URL : Federal Trade Commission Staff Report: Self-Regulatory Principles For Online Behavioral Advertising: Tracking, Targeting, and Technology
<<https://digitaladvertisingalliance.org/principles><https://www.ftc.gov/reports/federal-trade-commission-staff-report-self-regulatory-principles-online-behavioral-advertising>>

海外の自主規制の動向（欧州）

欧州においては、EDAA（European Interactive Digital Advertising Alliance）により、行動データに基づいた広告に関する自主規制のための原則及び各種ガイダンスが策定されている。

（EDAA：欧州における、広告主及びメディアを含む広告関連事業者が構成する団体。欧州におけるプライバシー保護に関する制度を踏まえた、データ活用型の広告に関する自主規制原則を策定・実施している。）

●欧州データ活用型広告自主規制枠組（2011年4月）

●モバイル環境への自主規制枠組の適用に関する付属書（2011年4月）

- 欧州における自主規制枠組実行のための技術仕様ガイダンス（2012年1月）
- 参画企業のための自己認証基準ガイダンス（2012年11月）
- モバイル端末におけるアドマーカ―実装のための技術ガイダンス（2015年11月）
- 動画広告におけるアドマーカ―実装のための技術ガイダンス（2016年11月）

参照URL：EDAA European Principles
〈<https://edaa.eu/what-we-do/european-principles/>〉

海外の自主規制の動向（欧州）

●欧州データ活用型広告自主規制枠組（2011年4月制定）

行動データを用いた広告について、遵守すべき7つの原則を定めたもの。

1. サードパーティによる通知（Thirt Party Notice）

- サードパーティは、行動広告のためのデータの取得及び利用する際は、利用者に通知を提供する。
- サードパーティは、追加的に、広告内又は周囲、及びウェブサイト運営者との取決めによりウェブサイト上にアイコンを設置し、利用者に通知を提供する。
- ウェブサイト運営者は、自らのサイトで、行動広告に利用する目的でサードパーティによるデータの取得が行われている場合は、その旨を通知する。ただし、上記の追加的な通知が提供される場合は、不要とする。

2. 行動広告に関する利用者による選択（User Choice over Online Behavioral Advertising）

- サードパーティは、利用者による選択が可能となる仕組みを提供する。
- 特定の端末において、行動広告に利用する目的で、（ほぼ）全てのURLからデータを取得する場合は、事前に同意を取得する。併せて、同意の撤回を容易に行うための仕組みを提供する。

3. データセキュリティ（Data Security）

- 事業者は、行動広告に利用する目的で取得したデータについて、物理的、電磁的及び組織的な保護措置を講じる。



海外の自主規制の動向（欧州）



4. 機微情報の分類 (Sensitive Segmentation)

- 12歳以下を対象とした行動広告を目的とするデータセグメントを作成しない。
- 機微な個人情報（参照：GDPR第9条第1項）を行動広告に利用する目的で取得する際は、事前に同意を取得する

5. 啓発 (Education)

- 取得するデータの種類、行動広告での利用、消費者の選択について、平易な説明を提供する。

6. 遵守と執行のためのプログラム (Compliance and Enforcement Programs)

- 参画企業は、自己認証、独立した監査及び消費者からの苦情対応のための体制整備等を行う。

7. 見直し (Review)

- 参画企業は、少なくとも3年に1度、ビジネス慣行等の発展に対応するため、枠組の内容を見直す。

海外の自主規制の動向（欧州）

- EDAAは消費者の選択を容易にするためのウェブサイトを作成・運用している。

Home
About
Your Ad Choices
Five top tips
FAQs
Helpful videos
Jargon buster
Make a complaint
Help page

Your Ad Choices

The companies listed below are some of the providers who work with websites to collect and use information to provide interest-based advertising.

Please use the buttons below to control your interest-based advertising preferences. You can turn off or turn on all companies or alternatively set your preferences for individual ones. By clicking on the expand button you can find out more about the company itself as well as its interest-based advertising status on the web browser that you are using. If you are having any problems please visit our [help page](#)

Please note: this does not turn off all internet advertising, only advertisements that are customised to your likely interests based upon previous web browsing activity.
[Read more about the process](#)

Status symbols scheme:

- ⚠ This company has not previously delivered interest-based ads to your browser, but may deliver in the future ads that are customised to your interests.
- ✅ This company is collecting/using data, which may be used to deliver ads customised to your interests.
- ❌ This company is not collecting data which may be used to deliver ads customised to your interests.
- ⚠ This company is experiencing technical issues, and we cannot retrieve your status.

Multiple Opt-outs Failed: The tool was unable to connect to multiple companies. This is usually caused by a busy internet connection. Are you downloading a large file or streaming video/audio? Please try and reload this page when your connection is less busy. Running advertising blocking plug-ins such as Adblock Plus may also cause the opt-out to fail

Turn on all companies
Turn off all companies
Retry all failed

Turn on or off individual companies.

Company	On/Off	Status	Info
1plusX	edaa <input checked="" type="radio"/> On <input type="radio"/> Off	✅	▼
ADEX	edaa <input checked="" type="radio"/> On <input type="radio"/> Off	✅	▼
Adform	edaa <input checked="" type="radio"/> On <input type="radio"/> Off	✅	▼
AdGear	edaa <input checked="" type="radio"/> On <input type="radio"/> Off	?	▼
ADITION	edaa <input checked="" type="radio"/> On <input type="radio"/> Off	✅	▼
Adobe	edaa <input checked="" type="radio"/> On <input type="radio"/> Off	✅	▼
Amazon	edaa <input checked="" type="radio"/> On <input type="radio"/> Off	✅	▼
Amazon Ad Server	<input checked="" type="radio"/> On <input type="radio"/> Off	?	▼
Beeswax	edaa Try to re-connect now	⚠	▼
Better Ads GmbH	edaa <input checked="" type="radio"/> On <input type="radio"/> Off	?	▼
BLENDÉE S.R.L.	<input checked="" type="radio"/> On <input type="radio"/> Off	?	▼
Captify	edaa <input checked="" type="radio"/> On <input type="radio"/> Off	?	▼
Criteo	edaa <input checked="" type="radio"/> On <input type="radio"/> Off	✅	▼
Delta Projects	edaa Try to re-connect now	⚠	▼
Disqus	edaa <input checked="" type="radio"/> On <input type="radio"/> Off	?	▼
Epsilon	edaa <input checked="" type="radio"/> On <input type="radio"/> Off	✅	▼
Ermes	edaa <input checked="" type="radio"/> On <input type="radio"/> Off	?	▼

参照URL：Your Online Choices
<<https://www.youronlinechoices.com/>>

(参考) 海外の法規制の動向 (欧州)

欧州においては、一般データ保護規則 (GDPR) やeプライバシー指令を基礎にしつつ、デジタルサービス法 (Digital Services Act) において広告関連規定が設けられている他、eプライバシー規則案やクッキー誓約書案 (Draft Pledging Principles) において規律が検討されている。

●一般データ保護規則 (GDPR)

- 個人データ取扱の法的根拠：管理者又はサードパーティの正当な利益 (6条1項(f))
- データ主体から取得する場合の情報提供：管理者又はサードパーティの正当な利益 (13条1項(d))
- データ主体以外から取得する場合の情報提供：管理者又はサードパーティの正当な利益 (14条2項(b))
- 個人データを利用したダイレクトマーケティングは正当な利益と認められ得る。(前文47)

▶ 「正当な利益」における広告の該当性に関する司法判断事例

○ パーソナライズされた広告は、ダイレクトマーケティングの一種である。

(欧州司法裁判所判例、2023年7月4日、Case C-252/21、Meta v. Bundeskartellamt)

○ データ管理者の商業的利益は、正当な利益の目的に必要と認められ得る。

(欧州司法裁判所判例、2024年10月4日、Case C-621/22、KNLT v. AP)

(参考) 海外の法規制の動向 (欧州)

● eプライバシー指令

- いわゆるCookie規制（端末に情報を保存する又は保存された情報にアクセスする際は、同意の取得を義務付け）を規定（5条3項）。
- 本件同意の在り方については、ブラウザのセッティングや他のアプリケーションでの表明で処理され得る等の柔軟な対応が志向されている（改正指令前文66）。
- 一方、本指令は加盟各国にその解釈及び運用が委ねられており、特にGDPRの成立以降、より厳格に同意を求める方針も出されている。これらの厳格化については、広告事業者の業界団体からも、ディスプレイに合わせた適切な広告の表示やユーザ所在国の法令順守、インプレッションの測定やメディア別の配信回数数の制御、広告詐欺の検知と防止等、パーソナライズされていない広告においても必要不可欠な情報の取得に合意を要することとなり、サービスの提供に支障をきたす可能性があるとして懸念を表明している。

参照URL：Implications of the draft EDPB Guidelines on Article 5(3) of the ePrivacy Directive for the digital advertising industry
<<http://iabeurope.eu/wp-content/uploads/EDPB-Guidelines-letter-to-national-ministries-version-to-upload-to-IAB-Europe-website.pdf>>

● デジタルサービス法 (DSA)

- 利用者の誤解を招く又は選択を歪めるもしくは阻害するデザインの禁止（25条）、広告表示及び広告主等の公表義務（26条）、機微情報のプロファイリングに基づく広告禁止（26条）、未成年者のプロファイリングに基づく広告禁止（28条）、レポート作成公表義務（39条） 等

（参考）海外の法規制の動向（欧州）

【検討中のもの】

● eプライバシー規則案

- サービスの提供及び質の維持に必要な場合を除く、電気通信に関するコンテンツを含むデータ取得時の同意取得義務（Cookie含む）等
- eプライバシー規則案については、2017年に提案されて以降、広告事業者を含む事業者団体からも強い懸念が示される等調整が続いており、現在に至るまで未成立。

参照URL：IAB Europe's position: ePrivacy Regulation trilogues
<https://iabeurope.eu/wp-content/uploads/2021/05/20210412_IAB_Europe_ePR_position.pdf>

● クッキー誓約書案

- 必須Cookieの同意不要、広告収益モデルと課金モデルの提示、ターゲティング広告と課金以外の中間的なモデルの提示、Cookie拒否の一定期間の有効性 等



(以下、2024年2月7日の発表資料再掲)

日本インタラクティブ広告協会（JIAA）について

2024年2月7日
ご説明資料再掲

- 1999年5月にインターネット広告推進協議会として設立したインターネット広告の業界団体。2010年4月より一般社団法人に移行し、2015年6月に日本インタラクティブ広告協会と改称
- インターネット広告（PC、モバイル等のインターネットを利用して行われる広告活動）のビジネスに関わる企業（媒体社、広告配信事業者、広告会社等）320社が加盟
- インターネット広告の健全な発展、社会的信頼の向上のために、ガイドライン策定、調査研究、普及啓発などの活動を行う
- 2017年1月に米国に本拠地を置く Interactive Advertising Bureau（IAB）のグローバルネットワークに IAB Japan として参画し、国際連携を図りながら活動を推進
- 加盟会員は、当会の目的および当会が定める「JIAA行動憲章」と「インターネット広告倫理綱領」に賛同して入会し、適正な広告ビジネス活動を行う

目的

インターネットを利用して行われる広告活動が、デジタルコンテンツやネットワークコミュニケーションを支える経済的基盤である、という社会的責任を認識しながら、インターネット広告ビジネス活動の環境整備、改善、向上をもって、広告主と消費者からの社会的信頼を得て健全に発展し、市場を拡大していくことを目的とする。

JIAA行動憲章 2017（平成29）年6月9日制定

- 1 私たちは、社会に有益な価値を提供できるインタラクティブ広告事業を推進してまいります。
- 2 私たちは、消費者の視点にたち、安心・安全で信頼されるインタラクティブ広告を提供してまいります。
- 3 私たちは、法令や社会規範、JIAAガイドラインを遵守し、高い倫理観を持って事業に取り組みます。
- 4 私たちは、公正な広告取引を前提としたインタラクティブ広告事業を行います。
- 5 私たちは、創造性と多様性を尊重し、健全で働きやすい職場をつくりまします。
- 6 私たちは、反社会的勢力に対してその不当な要求に屈することなく、毅然とした態度で臨みます。

インターネット広告倫理綱領 2000（平成12）年5月16日制定

広告は社会の信頼にこたえるものでなければならない
広告は公明正大にして、真実でなければならない
広告は関係諸法規に違反するものであってはならない
広告は公序良俗に反するものであってはならない

自主的な取組 - ガイドラインの策定

2024年2月7日
ご説明資料再掲

インターネット広告ビジネスにおいて取得・利用される個人に関する情報の取扱いについて、事業者向けの指針を定め、自主的な取組により、ユーザーが安心してインターネット広告を利用できるよう、信頼性・安全性の確保に努めている。

●プライバシーポリシーガイドライン

< https://www.jiaa.org/gdl_siryogdl/privacy/ >

インターネット広告ビジネスにおいて取得・管理・利用される個人に関する各種情報の取扱いに関して、会員社が遵守すべき基本的事項を規定したガイドライン

- 2000年8月より検討を開始し、米国のプライバシー保護の取り組みを参考に、個人情報保護法および関連する各事業分野のガイドラインを踏まえて、2004年11月策定。2014年2月、2016年5月、2017年5月、2022年10月に改定

●行動ターゲティング広告ガイドライン

< https://www.jiaa.org/gdl_siryogdl/bta/ >

インターネットユーザーのウェブサイト、アプリケーション、その他インターネット上での行動履歴情報を取得し、そのデータを利用して広告を表示する行動ターゲティング広告に関して、会員社が遵守すべき基本的事項を規定したガイドライン

- 行動ターゲティング広告の興隆を受けて2008年7月より検討を開始し、プライバシーポリシーガイドラインを前提に、米国連邦取引委員会（FTC）や米国業界団体（NAI、IAB等）の自主規制原則を参考として、2009年3月策定。2010年6月に、総務省の配慮原則を踏まえて改定。2014年2月、2015年5月、2016年5月に再改定

ユーザー情報の保護と利活用環境の整備に向けて、国内外の法令等や技術動向を踏まえ、インターネット広告ビジネスの実態に即したルールの理解促進・普及啓発に努めている。

- **インフォメーションアイコンプログラム** < https://www.jiaa.org/nintei/i-icon/i-icon_annai/ >
(運用ガイドライン/クリエイティブガイドライン)
行動ターゲティング広告等でのデータの取扱いやオプトアウトをユーザーに知らせるために、業界共通のインフォメーションアイコンを表示する認定プログラム
- **ユーザー情報の安全な取扱いに関するガイダンス** < https://www.jiaa.org/katudo/gdl/privacy_guidance/ >
2022年4月1日に全面施行された令和2年改正個人情報保護法を踏まえ、業界関係者の共通認識を深めるために、**実際のインターネット広告ビジネスの観点からユーザー情報を適法・適正に取扱うためのポイントを整理**したガイダンス
- **電気通信事業法における外部送信規律についてのガイダンス** *一般未公表
2023年6月16日に施行された改正電気通信事業法の外部送信規律に関し、対象となるサービスを運営する事業者が必要な対応を行えるよう、**規律の概要や具体的な措置を講じる上での考え方や方法など、実践的なアドバイスを取りまとめたガイダンス**

自主的な取組 - 原則的な考え方

2024年2月7日
ご説明資料再掲

インターネット広告におけるユーザー個人に関する情報の取扱いにおいては、ユーザーへの「**透明性・アカウントビリティの確保**」（データの取扱いについて分かりやすい説明を行い責任を果たすこと）と「**選択・コントロールの機会の確保**」（データの取得または利用の可否の選択や設定の確認・変更を容易に行える手段を提供すること）を原則としている。

●行動ターゲティング広告ガイドライン第3条（定義）

- 事業者が複数のサービスを組み合わせ提供している現状に合わせ、事業領域を「媒体運営者」「情報取得者」「配信事業者」に区分して定義を明確にし、その事業領域ごとに上記原則に沿った遵守事項を規定
 - 複数の事業領域に該当する場合は、それぞれの事業領域の規定がすべて適用される

事業領域	定義
媒体運営者	配信事業者の配信する行動ターゲティング広告を掲載するウェブサイト等を開設・設置する会員社または自らのウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を広告提供事業者を取得させる会員社
情報取得者	自らのウェブサイト等または他社のウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を取得し、その情報を広告提供事業者に提供するまたは利用させる会員社
配信事業者	行動履歴情報を利用して行動ターゲティング広告を配信する会員社
広告提供事業者	情報取得者、配信事業者を合わせた呼称

自主的な取組 - 認識の整理

2024年2月7日
ご説明資料再掲

令和2年改正個人情報保護法の新たな規律（特に個人関連情報の第三者提供の制限等）を実際のインターネット広告ビジネスに照らして解釈すると不明瞭な点があることから、法令を遵守したユーザー情報の取扱いが行えるよう考え方を整理。業界関係者が広く認識を共有するためにガイダンス（手引書）としてまとめ、一般に公表している。

●ユーザー情報の安全な取扱いに関するガイダンス（タイトル一覧）

- タイトルごとに、ガイダンスを作成した背景、法令等における一般的な考え方、各事業者が個々の事案ごとに判断すべきこと、参照すべき情報（法令・ガイドライン等）を整理

No.	タイトル	作成日
UG-1	業務委託における個人情報の取扱い	2022.12.01
UG-2	個人関連情報の提供における確認記録義務	2022.11.01
UG-3	データクリーンルームにおけるユーザー情報の取扱い	2022.12.01
UG-4	容易照合に関する考え方	2022.11.01
UG-5	タグを通じて他社が直接取得することについての考え方	2022.11.01
UG-6	広告配信の反応データが“委託”に伴い提供できるケース	2022.11.01
UG-7	ハッシュ化メールアドレスに関する考え方	2023.03.01

自主ルール例（ガイドライン抜粋）

2024年2月7日
ご説明資料再掲

個人関連情報（データベース化されたもの）を第三者に提供する場合には、提供先の第三者が個人データとして取得することが想定されない場合でも、通知または公表、およびオプトアウトの提供を行うことを規定している。

●プライバシーポリシーガイドライン 第11条（個人関連情報の第三者への提供）第2項

提供先において個人データとして取得することが想定されるときを除き、次に掲げる事項すべてを、あらかじめ利用者に通知し、または利用者が容易に知り得る状態に置くとともに、利用者の求めに応じて個人関連情報<検索することができるように体系的に構成されたものに限る>の第三者への提供を停止することとしている場合（オプトアウト）、利用者の同意を得なくても、個人関連情報を第三者に提供することができる。

- ① 提供者（提供元）である事業者の氏名または名称
- ② 第三者への提供を利用目的とすること
- ③ 第三者に提供される個人関連情報の項目
- ④ 第三者に提供される個人関連情報の取得元（取得源）および取得の方法
- ⑤ 第三者への提供の方法
- ⑥ 利用者の求めに応じて当該利用者に係る個人関連情報の第三者への提供を停止すること
- ⑦ 利用者の求めを受け付ける方法

自主ルール例（ガイドライン抜粋）

広告提供事業者（Third Party）が個人に関する情報（個人情報に限らない）の取扱いをユーザーに知らせるために、ユーザーとの接点となる媒体運営者（First Party）において広告提供事業者（Third Party）が提供する情報を記載することを規定している。

●プライバシーポリシーガイドライン 第4条（プライバシーポリシーの構成）解説

• 媒体運営者（First Party）が行うべき事項

ウェブサイト等を運営する事業者（以下「媒体運営者」という）が閲覧履歴等の情報を提携する事業者のタグ等を通じて送信することにより直接取得させる場合は第三者に提供したことにはならないものの、それによって情報を取得する事業者<=広告提供事業者>が行動ターゲティング広告に利用する場合には、「行動ターゲティング広告ガイドライン」に定める「第2章 行動履歴情報の取り扱いに関する原則」の第4条（透明性の確保）第2項に従い必要事項を記載する。

• 広告提供事業者（Third Party）が行うべき事項

情報を直接取得する事業者<=広告提供事業者>は、同条第1項に従い必要事項を記載するとともに、取得元の事業者<=媒体運営者>に対して同条第2項により記載が必要な情報を提供する。

自主ルール例（ガイドライン抜粋）

- 行動ターゲティング広告ガイドライン 第4条（透明性の確保）第1項
- 広告提供事業者（Third Party）が行うべき事項

広告提供事業者は、次の各号に定める事項（以下「告知事項」という。なお、情報取得者については、本条第3項の通知等すべき事項もこれに含まれる。）を、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で表示する等の方法により、利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置く。

- ① 取得の事実
- ② 対象情報を取得する事業者の氏名または名称
- ③ 取得される行動履歴情報の例示
- ④ 取得方法
- ⑤ 利用目的
- ⑥ 保存期間
- ⑦ オプトアウトの手段、その他利用者関与の方法がある場合は、その方法

自主ルール例（ガイドライン抜粋）

2024年2月7日
ご説明資料再掲

事業領域		透明性の確保〈第4条〉	オプトアウト〈第5条〉
媒体運営者		<p>〈第2項〉 自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、自社サイトに行動ターゲティング広告が配信されていることおよび行動ターゲティング広告を配信する配信事業者の名称を表示する。</p> <p>また、自らのウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を広告提供事業者に取得させる場合は、その旨および情報を取得する広告提供事業者を表示する。</p> <p>行動ターゲティング広告が設置された領域の周辺またはページ下部のフッター等の分かりやすい場所にリンクを設置し、リンク先に広告提供事業者の告知事項を記載したページへのリンクを設置する。</p>	<p>〈第2項〉 自らのウェブサイト等の分かりやすい場所に、広告提供事業者の告知事項を記載したページへのリンクを設置することにより、利用者に対し、オプトアウトを提供する。</p>
広告提供事業者	情報取得者	<p>〈第1項〉 告知事項を、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で表示する等の方法により、利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置く。</p> <p>〈第4項〉 告知事項の内容を変更する場合、変更の適用前に、自社サイト内の分かりやすいページにおいて利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で変更事項を表示する等の方法で、変更内容を利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置くよう努力する。</p>	<p>〈第1項〉 利用者に対し、広告提供事業者が行動履歴情報を取得することの可否または広告提供事業者が行動履歴情報を利用することの可否を容易に選択できる手段（オプトアウト）を、自らの告知事項を記載したサイト内のページから簡単にアクセスできる領域で提供する。</p>
	配信事業者	<p>〈第3項〉 告知事項に加えて、取得した行動履歴情報を広告提供事業者に提供する場合は、その旨および提供を受ける広告提供事業者、提供する情報の範囲を、利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置く。</p> <p>自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、広告提供事業者の告知事項を記載した広告提供事業者サイト内のページへのリンクを設置する。</p>	

- OSやブラウザのプライバシー保護機能の強化（Apple SafariのITP、iOSのATT、Google ChromeのThird Party Cookie廃止等）によるトラッキング制限に伴い、さまざまな代替技術やサービスの模索が行われている
 - ≫ ユーザーの事前同意に基づく共通IDソリューション、ユーザーデータを利用しないコンテンツ/コンテキストターゲティング、第三者がユーザーデータを取得することなくターゲティングや計測を行うブラウザ技術（Privacy Sandbox）等
- 広告主企業のユーザーデータ（特に顧客が自ら登録を行ったFirst Party Data）の活用ニーズは、ターゲティング広告だけでなく、広告の領域に収まらない範囲に広がっている
 - ≫ デジタル/リアルマーケティング・販促施策、経営戦略・事業開発、サービス最適化 等
- GDPRがグローバルでのデータ流通の事実上のスタンダードと認識されており、ユーザーによるコントロールを可能にするサービスやソリューションの開発・実装が進んでいる
 - ≫ プライバシーベンダーが提供する同意管理プラットフォーム（CMP：Consent Management Platform）、大規模なプラットフォーム事業者が実装しているプライバシー設定（広告設定）ツール 等

課題と取組状況

2024年2月7日
ご説明資料再掲

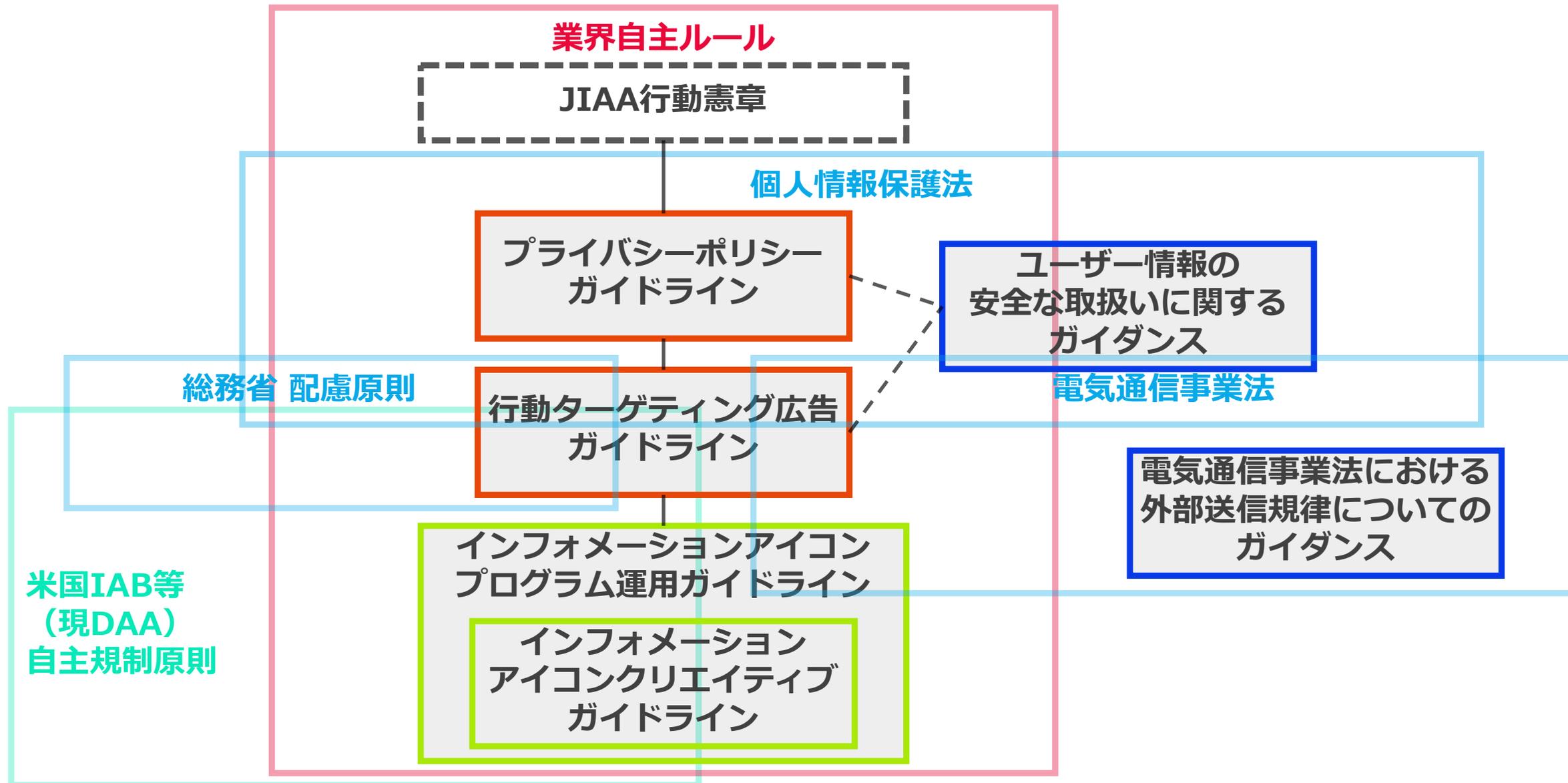
- 広告ビジネスを取り巻く環境は急速に変化している。業界自主ルールの見直し・改善を行い、技術やビジネス環境の変化に柔軟かつ速やかに対応することが必要
- 新しい広告の技術・ソリューションの提案が活発になっており、各事業者がこれらを導入・運用する際に、業界の原則的な考え方に照らして判断できるようにすることが必要
- 国内外の事業者間の連携やサービスが拡大しており、多様なデータの取得プロセスや処理方法がある。PIAや認定制度など一律のルールはなじまず、柔軟な対応が求められる
- 適正な取得や透明性とコントロールの提供等のルールは一般化した。利用（分析、セグメント化、配信利用）に際しての配慮は各事業者の自主的な運用に委ねられている。関係者が多様化する中で、標準的なルールを示すことが必要
 - ≫ プライバシーへの配慮が特に必要なデータは取得の同意を得ているとしてもターゲティング利用は行わない、違法性がなくても倫理的に懸念のある利用方法を禁止する 等

令和2年改正個人情報保護法を踏まえたガイドライン改定の際に積み残した課題を整理し、改めて業界自主ルール（ガイドライン等）の体系の見直し・再整備に向けて検討を開始した。

課題と取組状況

- (参考) ガイドライン等の体系 現行

2024年2月7日
ご説明資料再掲

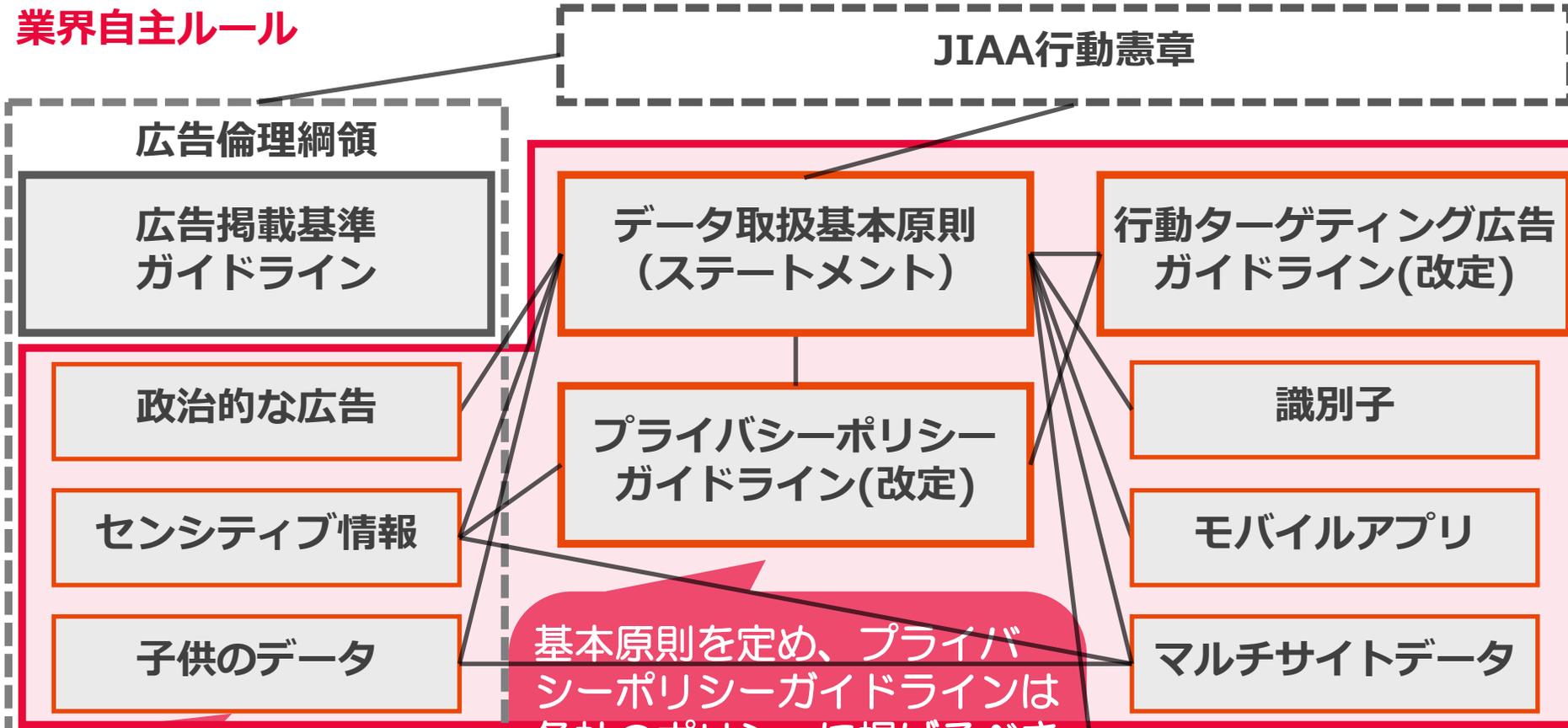


課題と取組状況

(参考) ガイドライン等の体系 再構成のイメージ

2024年2月7日
ご説明資料再掲

業界自主ルール



諸外国の法規制・自主規制等も参照しつつ見直し、適用範囲や規定すべきルールを再検討する

各社が定める広告掲載基準等を参考に、分析やターゲティング利用に関する留意事項を再考し、自主的な制限を検討する

基本原則を定め、プライバシーポリシーガイドラインは各社のポリシーに掲げるべき内容を規定するものとして再構成。法令等に定める事項は概要のみの記載とし、条項数等の参照先を記載する

インフォメーションアイコンプログラム運用ガイドライン
インフォメーションアイコンクリエイティブガイドライン

電気通信事業法における外部送信規律についてのガイダンス

ユーザー個人のプライバシーに特に配慮すべき情報（要配慮個人情報に限らない）の取扱いについて、留意すべき事項を挙げている。

● プライバシーポリシーガイドライン 第5条（適正な取得）解説

要配慮個人情報ならびに個人の機微に触れる情報（センシティブ情報）は、取得の手段または方法が適正だとしても、利用者のプライバシーに与える影響の度合いが高いことに鑑み、**取得および利用が必要かつ適切であるかどうかを慎重に判断し、必要のない場合は取得しないよう留意する。**また、要配慮個人情報やセンシティブ情報に該当しない情報であっても、**複数の情報を組み合わせると要配慮個人情報またはセンシティブ情報を推知したり、第三者に推知させる目的をもって取得・利用させたりすることのないよう注意する。**なお、センシティブ情報に該当するものとして、**例えば、労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く）**が挙げられる。

- センシティブ情報の例示は「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」を参考に記載

参考：現行ガイドラインの記載内容 - 子供のデータ

2024年2月7日
ご説明資料再掲

策定当時（2004年）、米国COPPA（13歳未満の子供の情報を取り扱う際に保護者の同意を得ることを義務付け）を参考に国内での取扱いを検討し、留意事項を示している。

●プライバシーポリシーガイドライン 第5条（適正な取得）解説

15歳未満の子供から親権者の同意なく個人情報をみだりに取得しないように留意する必要がある。
※ 15歳という年齢は、民法上単独で養子縁組などの身分行為を行うことができる年齢とされているものであり、義務教育の修了年齢であることなども併せて考えると社会的常識からもこの年齢に達するまでは個人情報について自ら管理できる能力が充分にはないと考えることができるものとして設定した。

青少年のリテラシー不足への配慮について、総務省「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」を参考に記載している。

●プライバシーポリシーガイドライン 第16条（利用者への配慮）

今後一層のスマートフォン等の普及、進展が見込まれる現状においては、あらゆる世代の利用者への配慮が求められるところであり、その利用実態や特有の事情を踏まえ、とりわけ青少年や高齢者にも分かりやすい形で適切な説明を行うことに留意する。

参考：現行ガイドラインの記載内容 - 識別子

2024年2月7日
ご説明資料再掲

ブラウザクッキーやスマートフォン等の端末識別IDの取扱いについて、原則的な考え方を示している。

●プライバシーポリシーガイドライン 第7条（利用目的の通知、公表、明示）解説

クッキー情報、端末識別IDなどの識別子情報や位置情報は、インフォマティブデータに含まれるが、**個人情報に該当しない場合であっても利用者の関心が高いことに鑑み、これらの情報を利用する場合は、その利用方法、利用目的等を公表しまたは本人に通知もしくは明示するものとする。**

●プライバシーポリシーガイドライン 第15条（スマートフォン等の端末識別IDについて）解説

参考として、安全に利用者を識別する手法の条件（**①ないし③は必須要件、④は考慮されるべき要素**）を以下に挙げる。

- ① 利用者にとって透明性・予見性が確保されている。
- ② 利用者が自身で（容易に）オプトアウトできる。
- ③ 利用者が自身で（容易に）リセット（再発番）できる。
- ④ 他事業者のデータと紐付かない。

- スマートフォン等のアプリ向け広告ではOS提供会社が用意している広告識別子を利用することを推奨

参考：現行ガイドラインの記載内容 - 利用に際しての配慮

2024年2月7日
ご説明資料再掲

利用者のプライバシーに配慮した行動ターゲティング広告の運用を、事業者において自主的に行うことを促している。

●行動ターゲティング広告ガイドライン 第11条（利用者への配慮）解説

行動ターゲティング広告が、利用者に対して利便性を提供し得るものである反面、取得・利用する行動履歴情報の内容、取得・利用の方法、ならびに広告内容およびその掲載頻度によっては不快感、不安感を生じさせかねない懸念があることに留意する必要がある。配信事業者および媒体運営者は、**自ら掲載の基準を定めて掲載判断を行う**ことにより、こうした懸念の払拭に努めることが望ましい。

- 米国のオンライン行動広告の自主規制原則では、広告提供事業者（Third Party）が個人の雇用や信用、医療、保険等に関して不利な条件や不適格を決定する目的でデータを取得・利用することを制限している

3年ごとに見直しの検討の充実に向けた ヒアリングにおける意見

2024年12月5日

(一社) 日本経済団体連合会 産業技術本部

I. 総論

II. 各論

- 本人同意を要しないデータ利活用
- プライバシー強化技術

III. 企業の責任

- Society 5.0 for SDGの実現には、個人の信頼を前提とした個人データの利活用が不可欠であり、デジタル社会における個人の権利利益の保護と利活用に関する俯瞰的な議論を深めることが必須
- デジタル行財政改革会議における全体的な議論を踏まえ、個人情報保護法制に係る個別の課題を検討すべき
- デジタル技術の深化によって、ビジネスモデルや生活者の価値観が多様化。起こり得るすべての事態を想定し、その対策を事前に法令で定めるという考え方は非現実的
- 「個人情報法が守るべき法益は何か」「個人の権利利益とは何か」などを見定め、認識を共有することが必要

〈本人同意を要しないデータ利活用〉(参考4 視点1,2,3,6)

- 同意取得の例外が認められる範囲を見直し、本人同意によらない方法での第三者提供や利活用の在り方を検討すべき
- 例えばEHDS (European Health Data Space) も参考にしつつ、データ管理機関やデータ利用者への監督等により、個人情報保護とデータの利活用を両立する制度も検討すべき
- 健康・医療や防災、教育、物流等、様々な領域におけるデータ連携・利活用推進は喫緊の課題

〈プライバシー強化技術〉

- PETsの社会実装の促進に向けた運用体制や基準、法制度の在り方等に関する検討を進めるべき



- 本人の同意を要しないデータ利活用やAI活用等を推進するにあたって、より一層のガバナンス体制の整備等、データの適正利用に向けた事業者の取組みが不可欠
- こうした事業者の取組みについて、消費者の皆様にも理解していただく機会を創出することが肝要
- 事業者の適正なデータ利活用と消費者の理解によって生み出される好循環が、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することを強く期待
- 経団連としてもこうした取組みの普及啓発等に一層取り組んでまいる所存

Keidanren
Policy & Action